

山口大学大学院東アジア研究科
博士論文

梁啓超の民権思想について—その形成と発展—

平成 29 年 9 月

于 海英

目次

序章.....	1
1. 梁啓超の民権思想に関する先行研究の概観.....	1
1.1 中国大陸側の梁啓超研究.....	2
1.2 台湾の梁啓超研究.....	7
1.3 アメリカの梁啓超研究	9
1.4 日本の梁啓超研究.....	12
2. 先行研究の問題の所在と本論の課題.....	15
2.1 先行研究の問題点.....	15
2.2 本論の課題—今なぜ梁啓超か	16
3. 研究方法と研究意義.....	18
4. 本論の構成	20
第一部戊戌変法前における梁啓超の民権論—民智の開発を中心に	23
第 1 章『時務報』時期における民権の紹介	23
はじめに.....	23
1. 梁啓超の民権論の提出	24
1.1 学校を興す一民智を開くことを第一義とする	24
1.2 民権と国権、民権と君権.....	27
1.3 梁啓超における議院開設.....	28
2. 議院設立のより所—「與嚴幼陵先生書」と「論君政民政相嬗之理」	30
2.1 「古議院考」をめぐる厳復とのやりとり	30
2.2 梁啓超と三世進化説—「三世六別」説の提出	31
終わりに.....	34
第 2 章 湖南時務学堂における民権革命論の鼓吹	35
はじめに.....	35
1. 湖南時務学堂への赴任—民権に心酔する	35
1.1 梁の赴任前後の背景.....	35
1.2 変法の基礎理論	37
1.3 湖南時務学堂の教育方針.....	38
1.4 「時務学堂課芸批」と「学堂日記」—梁のコメント	40
2. 「今日策中国者、必興民権」—湖南の自立を説く	44
2.1 権は智より生ずる	44
2.2 梁啓超における紳権と民権	47
3. 『翼教叢編』における湖南郷紳層の反発と梁啓超における早期民権論の問題点	48
3.1 湖南郷紳層の反発	48
3.2 梁啓超における早期民権論の問題点.....	51
終わりに	52
第二部 日本亡命期における梁啓超の民権思想の曲折	54
第 1 章『清議報』時期における梁啓超の救国の民権論	54
はじめに.....	54

1.『清議報』およびその周辺.....	55
1.1『清議報』の創刊	55
1.2『清議報』における言論の変化.....	57
2.『清議報』における梁の民権と国権—誓って民権を起し、旧俗を移す	60
3.「国民」概念の登場と奴隸根性の批判.....	64
4. 国民と国家の関係.....	67
終わりに.....	70
第2章「維新吾民」の新民論—「新民説」に期待される人間像—	72
はじめに.....	72
1.期待される「新民」	73
1.1「新民説」と『新民叢報』	73
1.2 一種の道徳革命	75
2. 訪米帰來—「論私徳」以後の新民の立場	80
2.1 訪米を挟んでの心境	80
2.2「新民説」再開—「論私徳」の位置	82
終わりに.....	86
第3章「開明專制論」と人民程度の問題.....	87
はじめに.....	87
1. 新民路線の諦め	88
2.「専制」の見直し	90
2.1 中国の専制体制に対する認識	90
2.2 民をめぐる認識	93
3.民主制度を中国に軟着陸させる道—開明専制	96
3.1『開明專制論』の構図	96
3.2 梁啓超の立憲觀—人民の「要求」	100
終わりに.....	101
第三部 辛亥革命以降の梁啓超の民権思想の深化103	
—民本思想に基づく中国民主政治の進路—103	
第1章 梁啓超の「中等社会」論における賢人政治思想	104
—民権論の新たな発展の一環として—	104
はじめに.....	104
1.思想をもつ「中等社会」とは	105
2. 国会速開論と人民程度説	109
2.1 なぜ開明専制論と人民程度不足説を撤回するのか	109
2.2「開明専制論」と「人民程度不足」論に対する反省	113
2.3 中等社会の「程度」の問題	114
3. 中堅階級と賢人政治	118
3.1 虚君共和制の破産と再び開明専制の提唱.....	118
3.2 開明専制論から社会教育へ	122
終わりに.....	124
第2章 賢人政治から全民政治へ	126
—梁啓超の立憲政治に対する新たな思索—	126
はじめに.....	126

1. 民主政治を実現する道はどこにあるか	128
1.1 国会制度の見直し—職業選挙制の提唱	128
1.2 立憲政治への執着	132
2. 国民運動理念の立脚点—国民意識の重視	134
2.1 国民運動とは	134
2.2 国民の自覚心の発見	136
3. 国民運動の主題—制憲と廃兵（裁兵）	138
3.1 国民制憲運動	138
3.2 国民裁兵運動	141
4. 国民運動における「国民」とはいかなる存在か	143
5. 中国の伝統思想に対する再評価	146
終わりに	149
第3章 梁啓超の晩年の民権思想	151
—「民本思想」に基づく建設大業—	151
はじめに	151
1. 梁啓超の東西文明観	152
2. 儒家思想に対する考え方の変遷	154
3. 梁啓超の儒家の民本思想に対する解説	158
3.1 「無參政權」の民本主義	158
3.2 孟子の「民貴君輕」思想	161
4. 儒家哲学—儒教倫理の再構築に向けて	164
5. 儒家思想をもって中国の民主政治の進路を切り開く	168
5.1 西洋の民主政治の欠陥を補う—民本主義	168
5.2 儒家の人生観を民主政治の基礎とする	171
5.3 民本と民権の関係について	174
終わりに	176
終章	179
1. 梁啓超の民権思想の特徴	179
2. 梁啓超の民権思想の現代的意義	184
3. 今後の課題と展望	187
史料・参考文献	189
附表一	204
附表二	210
附表三	213
附表四	216
謝辞	218

序章

1. 梁啓超の民権思想に関する先行研究の概観

梁啓超は（1873-1929）、清末民国初の政治家、啓蒙思想家、ジャーナリスト、教育家であり、字は卓如、号は任公、飲冰室主人などである。彼は広東省新会県に生まれ、幼いころから儒家の伝統的な教育を受け、十六歳の 1889 年に広東省鄉試に合格し、举人となっている。翌年の会試に失敗した後、康有為（1858-1927）に師事し、その社会改革を目指す独自の学問に傾倒した。日清戦争後、康有為が提唱した変法運動に身を投じるが、1898 年の戊戌政変の失敗によって、やむを得ず日本へ亡命した。

来日から約 14 年間、亡命者としての梁啓超は日本で過ごすことになる。その間、1899 年末から一年あまりハワイ、東南アジア・オーストラリアを歴訪し、1903 年のほぼ一年間はアメリカに行っているが、それらは皆日本を基地にしての海外活動であった。彼は長い亡命生活を終えて辛亥革命翌年の 1912 年 9 月に帰国した。帰国後、彼は戊戌政変以来の旧怨を捨てて、袁世凱のもとで進歩党を組織し、1913 年熊希齡内閣の司法総長として入閣し、1915 年秋に至るまで引き続き種々の要職を歴任した。しかし、袁世凱の帝制運動が表面化するにつれて、湖南時務学堂以来の学生であった蔡鍔とともに、討袁軍を組織し、第三革命を進めた。そして、袁世凱の死後、黎元洪大統のもとで国会が回復すると憲法研究会を組織し、いわゆる研究系の指導者として活動した。その後、段祺瑞内閣のもとで財務総長となったが、わずか 4 ヶ月で内閣は崩壊し、1918 年に自ら政界を離れて、ヨーロッパを視察し、中国の伝統思想や文化の再評価に向かい、学術研究に没頭するようになった。

梁啓超の生涯は大体以上のようなようであるが、要するに彼は思想的には中国の先駆的存在であると共に、学問的には現代中国の学術界への啓蒙的存在であると言える。梁啓超の著述は頗る多く、政治、法律、経済、哲学、宗教、教育などいわゆる人文・社会科学のほとんどすべての分野に触れている。そのため、梁啓超の思想は各分野の研究者の注目を集めている。以下では梁啓超研究の現状を踏まえつつ、本論にかかる先行研究を整理しておく。

ここで二つ予め断っておくことがある。一つは、梁啓超研究の現状を全体に概観した上で、梁啓超の民権思想に関する先行研究を概述すること、二つ目は、直接本論の考察にかかる先行研究の情況について俯瞰することを主眼としているため、各章における個々の細かな論点に関連する先行研究については、各章ごとに記すこと、である。

梁啓超の生涯とその思想・学術に関する研究は 1940 年代からはじまり、1970 年代に一つのピークに達した。その中で、台湾と欧米の学者の研究が最も多く、張朋園、レベンソン（Joseph · R · Levenson）、張灝（Chang,Hao）、黃崇智（Philip C. Huang）などの

著書は、梁啓超研究の基礎を作った。1980年代から、中国の大陸側の学者は梁啓超への関心を高め、多くの研究成果を収めた。それによって、1990年代に第二次のピークに達した。孟祥才、李喜所、夏曉虹、黃克武（台湾）などはその代表者である。日本においては、京都大学の狭間直樹教授の率いた研究班が、1993年4月から1997年3月までの四年間をかけて梁啓超の共同研究を行ったことは注目される。その研究成果は、即ち狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と梁啓超』（みすず書房、1999年）である。2000年以来、梁啓超研究は高揚の局面が現れ、鄭匡民の『梁啓超啟蒙思想的東学背景』（上海書店出版社、2001年）、呉銘能の『梁啓超研究叢稿』（台湾学生書局、2001年）、朱佳瑞の『梁啓超經濟思想研究』（北京中国社会科学出版社、2004年）などが、次々と出版され、第三次のピークが到来しているといえるであろう。

ここでは、本論に関する先行研究を地域別に1、中国大陸における梁啓超研究、2、台湾における梁啓超研究、3、アメリカの梁啓超研究、4、日本における梁啓超研究に分けて、それぞれの研究状況を具体的に説明し、それらを踏まえて、本論の課題を明らかにしたい。

1.1 中国大陸側の梁啓超研究

中国の大陸における、梁啓超研究のプロセスを整理する論文は、候傑・林緒武「近百年來不同語境下的梁啓超研究」（『文史哲』2004年第1期）、李喜所「現代化視野下的梁啓超研究」（『文史哲』2004年第3期）、候傑・林緒武「省思与超越—近十年来梁啓超研究之探討」（『社會科學研究』、2004年4月）、黃克武「略論梁啓超研究新動向」（『文史哲』、2004年第4期）夏曉虹「作為政治家的梁啓超—“梁啓超研究”導論之一（『雲夢學刊』第29卷第5期、2008年9月）などが挙げられる。それらの論文をまとめて見ると、時間上の二つの境目に言及している。

1949年を一つの境として、1949年以前は、梁啓超研究は梁啓超の著作の翻訳、出版を中心に展開され、その一方で、政治の制限があまりなかったため、比較的多元的活発な評論が散見される¹。ただ全体から見れば、成果は少なかつた。1949から文革前夜に至るまで、社会情勢とイデオロギ一面の影響で、梁啓超の階級属性はしばしば批判の対象となるため、革命史観と階級闘争に基づいた研究がほとんどであり、文革の十年間は学術全般がほとんど行われなかつたため、梁啓超研究もその影響で沈滞している²。従って、研究視野が非常に狭い。

¹ 例えば、繆鳳林の「悼梁卓如先生」、素痴の「近代中国學術史上梁任公先生」、鄭振鐸の「梁任公先生」、張其昀の「悼梁任公先生」、鄭師許「我国学者与政治生活」などがある。（これらの論文は、夏曉虹編『追憶梁啓超』、中国廣播電視出版社、1996年に所収）。

² 主な研究として、胡濱「戊戌政變至辛亥革命期間的梁啓超」〔『新建設』（光明日報社）、1957年4月号、（總第103期）〕、王介平「論改良主義者梁啓超—梁啓超政治思想的批判」（『中國近代思想家論文選』、北京三聯書店、1957年4月）、馮友蘭「梁啓超底思想」（『中國近代思想史論文集』、上海人民出版社、1958年7月）、胡繩武・金沖及「關於梁啓超的評價問題」（『學術月刊』、1960年第2期）、などがある。

もう一つの境目は、1976年の文化大革命の終結であった。これをきっかけとして、中国の学術界は活気を取り戻して、歴史的人物を再評価するブームが徐々に出てきた。梁啓超の研究に関しては、彼の「変法改良」の概念は再度注目され、彼自身への再評価と再認識が行われるようになった。ここで李澤厚の見方を取り上げて説明する。李澤厚は歴史的人物を評価する基準に関して独自の見解を次のように述べた。「解放以来、梁啓超に対する評議は多いが、その中で基本的な論調は大体一致しており、それは否定的な歴史的人物として扱っている点である。その理由は簡単で明らかである。梁啓超が辛亥革命期の著名な“保皇党”であり、辛亥以降もまたずっと反動的な立場に立ったからである。しかし、唯心主義を批判することと歴史的人物を科学的に評価することは、混同しないほうがよい。したがって、歴史的人物を評価する場合、当事者の唯心主義或いは政治思想に対して批判するだけでなく、その人の歴史における貢献、彼が果たした役割と影響に基づいて考量すべきである。このような角度と基準に着眼すれば、梁啓超は肯定的に評価されるべき人物であろう」³。李澤厚のこの一文が、新中国成立後の梁啓超に対する評価を一変させたといえる。

1980年以降、改革・開放という社会環境と全面的に更新された学術的雰囲気において、梁啓超研究は徐々に正しい軌道に乗るようになった。新しい研究方法が用いられ、新しい角度から問題が提起され、さらに新しい研究領域が開拓されるに至った。孟祥才の『梁啓超伝』（北京出版社、1980年）の出版をきっかけにして、その後『梁啓超』、『梁啓超伝』など類似した伝記ものが多く刊行された。例えば、李喜所・元青の『梁啓超伝』（人民出版社、1993）は、梁啓超の多変性の原因は彼の生涯追求していた改良主義に深く関わっていることを指摘し、梁啓超の「多変」性をより客観的に分析し、更に、梁啓超の「新民説」について、「本質から言えば、彼は近代中国の歴史的発展に順応し、個人の近代化を提出了した」⁴と梁啓超の「新民説」の啓蒙的意義を評価した。また、「新論」、「新評」といった題名が付けられた著作も出現した。例えば、董方奎の『新論梁啓超』（華中師範大学出版社、2007年）は、梁啓超の啓蒙思想及び彼の価値観は、近代中国に貢献したばかりではなく、近代世界の後進国にも貢献し、更に第三世界の社会変革に対しても指針を与えており、重要な参考価値がある⁵、と梁啓超を再定位している。

90 年代から現在に至るまで、梁啓超研究においては、論文であれ、著書であれ、量的にはそれ以前の時期を甚だしく上回った。その研究動向について、黄克武は（前掲黄論文）、近十年来（1993-2004）の梁啓超研究は主に次の三つの研究動向があると指摘した。第1に、梁啓超の政治思想と学術思想の関連に注目すること〔例えば、吳銘能の『梁啓超研究叢稿』（台湾学生書局、2001年）、蔣広学の『梁啓超与古代学術的終結』（江蘇教育出版社、

³ 李澤厚『中国近代思想史論』、人民出版社、1979年7月、422頁。

⁴ 李喜所・元青『梁啓超伝』、人民出版社、1993年、205頁。

⁵ 董方奎著『新論梁啓超』、華中師範大学出版社、2007年、316頁。

2001年)】、第2に、梁啓超と日本の関係に注目すること〔鄭匡民著『梁啓超啓蒙思想的東学背景』(上海書店出版社、2001年)〕、第3に、梁啓超と中国のほかの知識人との交際を考察すること〔廖梅の『汪康年：從民權論到文化保守主義』(上海古籍出版社、2001年)〕、である⁶。この三つの研究動向は、梁啓超と中国の近代思想の変遷との関係を示すとともに、今後研究すべき課題をも示している。

また、研究内容については、周知のように、梁啓超は直接であれ、間接であれ、中国の近代史の展開に深くかかわった人物である。中国の近代史上に起きた重要な事件、例えば戊戌変法、辛亥革命、護国運動、五四運動、パリ講和会議などにおいて、いつも彼の姿が見られる。従って、彼の政治思想と政治活動は常に検討の重点として扱われていた。特に、1903年訪米帰来後(アメリカから日本に戻った)の立場の転換問題(革命・排満から開明專制・立憲へ)、民国初年における梁啓超と袁世凱との関係、梁啓超と護國戦争⁷、五四運動における梁啓超の役割などは、しばしば研究のテーマとされた。例えば、郭劍波・曾美紅(「略論梁啓超從擁袁到反袁的轉變」、『浙江師大学報』、2000年第1期)は、袁世凱と梁啓超の関係はそれぞれ代表する政治利益集団によって左右されたこと、また梁啓超において擁袁の前提は愛国のために、自ら政治を改良する理想を実現するためであり、彼の擁袁は彼の政治理想を諦めたことを意味していないことなどを述べた。五四運動と梁啓超の関係については、蔣廣学の「五四運動与梁啓超的現代政治理念」(『江蘇社会科学』、1999年第3期)は、五四運動をきっかけにして、梁啓超はいかに民主政治と国民素質、民主政治と国民運動、民主政治の最終の目標の設定という問題を思考したかを考察した。

次に、梁啓超がいかに国民、倫理道德、民族国家を考えるか、ということも研究のテーマとされる。例えば、『新民説』における公徳と私徳の問題、国民性改造の問題などを分析する研究は多く見られる⁸。続いて、晩年の梁啓超の中西文明に対する再認識、また梁啓超の伝統文化の再評価という問題は研究者の注目を集めようになる。例えば、蔣廣学は『梁啓超与古代学術的終結』(江蘇教育出版社、2001年)において、梁啓超の学術思想に考察の重点を置き、梁の「不中不西、即中即西」という学術観を指摘し、晩年の梁啓超は単なる一般の儒家信奉者であるだけではなく、儒家思想に対して強い改造意識を持った人である⁹と主張した。

⁶ 黄克武「略論梁啓超研究新動向」『文史哲』2004年第4期、2004年7月、31・33頁。

⁷ 梁啓超と護国戦争をめぐる研究は、董方奎の『梁啓超与護國戦争』(重慶出版社、1986年)が挙げられる。董方奎は、梁啓超の「異哉所謂國体問題者」という文章は、護国運動の幕開けであると論じ、また梁啓超は護国運動の発動者であるが、勝利の果実を継ぐものではないと指摘し、更に、梁啓超をはじめとする進歩党は、護国運動をリードしたという護国運動の主導権の問題をも分析した。

⁸ このようなテーマを扱った研究には、張錫勤「梁啓超「新民説」論綱」(『求是学刊』、1996年9月)、崔志海「梁啓超“新民説”再認識」(『近代史研究』、1989年第4期、1989年8月)、楊義銀「梁啓超改造国民性構想之評說」(『河北学刊』、1994年11月)、孟昭紅「二十世紀初梁啓超對国民劣根性的揭露和批判」(『學術交流』、2000年5月)、袁樹平「梁啓超民族凝聚力思想初探」(『中央社会学院学報』、2001年1月)、温克勤「梁啓超与近代道德転型」(『現代哲学』、1998年8月)、許小青「梁啓超民族國家思想研究」(『華中師範大学学報』、2000年4月)などがある。

⁹ 蔣廣学『梁啓超与古代学術的終結』、江蘇教育出版社、2001年、4、243頁。

さらに、梁啓超の論説は政治、法律、経済、哲学、宗教、教育などいわゆる人文・社会科学のほとんどすべての分野に触れたため、各分野の研究者の注目を集め。近年来、これまであまり重視されてこなかった分野（例えば、経済・法律）においても、多くの研究成果が現れる。例えば、李秀芳は「梁啓超的自由主義経済観探析」（『西安交通大学学報』、2001年9月）において、梁啓超は晚清の外債問題について、西洋の財政学理論と世界各国の外債の実践に基づいて、外債問題が出現する原因、外債の性質と作用、外債の償還方法などを詳しく検討し、清政府の外債を借りる正統性を徹底的に否定した、ということを論じた。

以上見られるように、これまでの梁啓超に関する研究においては、多くの蓄積がある。しかし、本論にかかる梁啓超の民権思想について、より広げて言えば、梁啓超は生涯中国の「民」をどう考えていたか、また、梁啓超の民権思想の生成・発展についての考察は未だ不十分であると思われる。先に指摘したように、1978年以後、革命路線から改革・開放路線への転換に伴い、梁啓超思想への再認識・再評価が行われ、梁啓超の「変法改良」の理念が改めて注目されると同時に、梁啓超の民権思想への考察は大いに行われるようになった¹⁰。以下は代表的な研究を紹介しておく。

例えば、鐘維珍・万発雲は『梁啓超思想研究』（海南人民出版社、1986年）において、民権思想は梁啓超の思想の重要な一部分であるとしており、民権が君権を代えるのが歴史の必然であること、民権と君権の対立、また中国の危機の根源が君主專制体制にあること、という梁啓超の指摘は、君主專制攻撃に理論的な根拠を与え、民権観念の普及に大きな役割を果たしたと梁啓超の民権思想の進歩的意義を評価した。しかし、鐘維珍・万発雲の研究は梁啓超の前期（筆者注：1895-1903）の民権思想のみを取り上げて、晩年の梁啓超は中国の民主政治の進路をいかに構想したか、また儒家の民本主義と西洋の民主政治をいかに認識したかという問題について言及していなかった。

李華興・姜義華は「梁啓超与清末民権運動」〔『復旦学報』（社会科学版）、1979年5月〕において、梁啓超が民権を唱えるとき、つねに彼の代表する階級を民権の主体とし、中国の社会改革の希望を自身を含む「中等社会」に寄せたと指摘し、さらに、梁啓超は前期

¹⁰ 梁啓超の民権思想を言及する研究に関しては、張朋園著『梁啓超與清季革命』（中央研究院近代史研究所、1964年）、孫会文『梁啓超的民権與君憲思想』（『文史叢刊22』、国立台湾大学文学院、1980年）、孟祥才『梁啓超伝』（北京出版社、1980年）、鐘維珍・万発雲『梁啓超思想研究』（海南人民出版社、1986年）、李喜所・元青『梁啓超伝』（人民出版社、1993年）、耿雲志・崔志海著『梁啓超』（廣東人民出版社、1994年）、李華興・姜義華「梁啓超与清末民権運動」（『復旦学報』、1979年）、熊月之『中国近代民主思想史』（修訂本）（上海社会科学院出版社、2002年）、黃漢青「維新派近代民権学説的歴史演進」（『清史研究』、2001年）、夏勇「民本与民権—中国権利話語の歴史基礎」（『中国社会科学』、2004年第5期）、肖良武「梁啓超の民権思想与近代啓蒙思潮研究」（『貴州社会』、2005年）、陳強「梁啓超民権思想研究」（山東大学修士論文、2006年）、劉曙東「梁啓超民権思想の内在理路」（『求索』、2005年）、何麗君「浅析1898-1903年の梁啓超の民権思想」（『湘潭大学学報・社会科学版』、2005年）、王恒磊「論梁啓超民権思想の形成」（山東大学修士論文、2007年）、馮超「對梁啓超民権学説的解説」（『温州大学学報・社会科学版』、2008年）、戴鞍鋼「清末梁啓超“新民”和“民権”的啓蒙宣传」（『団結報』2015年2月5日）、楊志超「梁啓超民権觀述評」（東南大学修士論文、2014年）、などがあった。

民権を大いに鼓吹したが、その後民権に反対するようになったと主張した。李・姜の見解をまとめてみれば、彼らは（李・姜）戊戌変法期、また『新民説』前期（1903年訪米前）における梁啓超の民権宣伝に対して、ほぼ肯定的評価を与えたが、1903以後の梁啓超の思想の転換（排満・革命から開明専制への提唱）については、梁啓超の思想の後退と見なしている。つまり李・姜は、梁啓超は首尾一貫にして民権を唱えたのではなく、1903年以後の梁啓超は既に民権を鼓吹する立場から身を引いたという意見を示した。梁啓超は1903年以後、時期的に國権を重視したとしても、民権に反対したわけではない。従って、李・姜のそのような見方はやや極論であると考えられる。

中国近代における民主思想の発展の歴史を系統的に考察した研究は、熊月之の『中国近代民主思想史』修訂本（上海社会科学院出版社、2002年）が挙げられる。熊の研究では、中国近代の民主思想の発展歴史を五つの段階に分けて考察し、中国の民主発展のプロセスの独特性を提示し、更に各段階における代表的な人物の民主（民権）思想を取り上げて分析した。梁啓超の民権思想については、熊は戊戌変法期、辛亥革命準備期（1898-1903年）の梁の民権思想を中心に、その特色を論じている。この研究では、中国の民主発展のプロセスと代表的な人物の民権思想を合わせて考察する点は評価すべきである。ただし、熊月之の研究は、各代表的人物を考察するにあたり、彼らの影響が最も大きかった時期の民権思想のみを取り上げて分析したため、彼らの民権思想の全貌は見えてこない。

熊月之の研究と並行して、夏勇は「権利」の視角で古代から現代までの中国の民権の発展の歴史を論じている。夏勇は『中国民権哲学』（生活・読書・新知三聯書店、2004年）において、民本と民権の不可分性、つまり中国の伝統の民本思想を抜いて民権を語ることが出来ないと主張すると共に、民権の「制度」上の効能を強調した。更に中国における二つの民権傾向、つまり「民権的浪漫主義」¹¹と「民権的文化懷疑主義」を指摘している。夏勇が指摘した先秦の儒家民本思想と民権との関係、民権の制度化といった点などは、本論において啓發されるところが多かった。

また民権と民本、民権と民主の関係を研究した代表的なものとしては、王人博「民権詞義考論」（『比較法研究』、2003年1月）が挙げられる。王はまず言葉の出典の詮索から始め、西洋の民権・民主という概念と中国の民本思想の関係を分析し、梁啓超の民権に対する考え方を取り上げて、梁啓超の民権思想が各時期において若干の変化を見せたものの、基本的に、中国の民本思想と西洋の民権・民主概念を調和させた上で、中国人が受け入れられる新しいものであると主張している。梁啓超の民権思想の複雑性および梁の民権思想における儒家の民本思想の要素を論じたのは、王の研究の注目すべき点である。

更に、梁啓超の晩年の民権思想に重点を置いて論じた代表的な研究では、邢益強の「從民本到民権的創造性転接—梁啓超の晩年民権思想之一面」（『武漢大学学報・哲学社会科学

¹¹ 「民権的浪漫主義」について、夏勇はそれが先秦の民権思想の弱い所に深く関わっていると指摘した。（夏勇『中国的民権哲学』生活・読書・新知三聯書店、2004年、40頁）

版』、2007年7月)が挙げられる。邢は、梁啓超の晩年の民権思想は主に儒家の民本思想をいかに「自然の発展と合理的な匡正洗練(自然的浚發和合理箴砭洗練)」を行うかというテーマを中心に展開していたと指摘し、儒家の民本思想こそが西洋の民権思想をつなぐパイプであるため、中国社会は民権を実現するために、必ず民本の基礎の上に建設しなければならないという意見を述べた。

肖良武は(「梁啓超の民権思想与近代啓蒙思潮研究」、『貴州社会』、2005年)は主に梁啓超の民権思想における啓蒙的な役割を論じ、彼の民権思想は中国人の国民性の改造において大きな役割を果たしたと主張した。また、民権と国権の調和を中心に考察した研究では王艶勤の「國權與民權的調和：梁啓超的自由主義民權觀」(『求索』、2011年)が挙げられる。王艶勤は梁啓超の民権思想における集団主義、国家主義の傾向を指摘し、民権と国権の不可分性は梁啓超の民権思想の一つの重要な特徴であると主張した。しかし、肖良武の研究であれ、王艶勤の研究であれ、梁啓超の晩年の民権思想に触れなかった点には、筆者は満足していない。

以上の梁啓超の民権思想についての主な研究をまとめて見ると、梁啓超の民権思想を梁啓超の思想の一侧面として位置づけるものが多い。また、梁啓超の民権思想の解明については、梁啓超の前期の言論(1895-1903)を分析した研究が大半で、梁啓超の晩年の民権思想、とりわけ欧遊帰来後(1920年以降)の著作『欧遊心影録』(1920年)、『先秦政治思想史』(1922年)、『儒家哲学』(1927年)における諸見解に依拠し、梁啓超の晩年の民権思想を考察する研究は、多いとは言えない。さらに、たとえ梁啓超の民権に対する認識における変化に気付いたとしても、ただこの変化はどのような変化なのか、また梁啓超の民権思想の基底には何か不变的なものがあるのか。このような問題への検討は従来の研究から見て十分とは言いがたい。それに、従来の研究における、梁啓超の民権思想における西洋の価値観の影響(三権分立説、進化論)を過大評価する傾向は、やや問題があると思う。

要するに、これまでの研究は梁啓超の民権思想を論じるにあたり、特定時期(例えば日本亡命期)、または特定の側面(彼の民権思想における西洋の価値観の影響)に焦点を絞る傾向があり、全体的な構図から梁啓超の民権思想が、いかに形成され、発展していくかについての研究は十分ではなかったと思われる。こうした研究状況に鑑み、本論は以上の問題点を踏まえて、梁啓超の晩年の民権思想を検討すると共に、全体的構図から(晩年の梁の考え方を含めて)梁啓超がいかに民権を認識したかを究明したい。

1.2 台湾の梁啓超研究

次に台湾の梁啓超研究について述べてみよう。孫文の偶像化と国民党の支配の関係、また過去による梁啓超と孫文との間に齟齬があったため、台湾においては、一時期梁啓超に

好感が持たれていなかった。しかし、1964年に出版された張朋園の『梁啓超与清季革命』（中央研究院近代史研究所、1964年）をきっかけに、状況は一変する。この著作で、張朋園は梁啓超の戊戌変法のころから辛亥革命に至るまでの政治活動を考察し、彼の改良主義に対する従来の非難を一掃し、彼を「革命先覚者」と高く評価した。さらに、張朋園は十余年を費やしてその続編である『梁啓超与民国政治』（食貨出版社、1978年）を刊行した。『梁啓超与清季革命』の特色は、和田博徳が指摘したように、従来立憲派に属して革命に反対した人物と考えられてきた梁啓超のために弁護し、彼が実は革命主義者で革命に頗る貢献があったことを強調した点にある¹²。しかし、その反面、梁啓超を弁護するに急な余り、彼の革命に対する貢献をやや誇張しそうしている個所は少なくはない。また1903年に梁啓超が立憲派へ転向した原因に関する考察なども未だ十分とは言えない¹³。

もう一つ挙げられる代表的な著作は、日本滞在期を中心に梁啓超の思想を検討したもので、黃克武の『一個被放棄的選擇：梁啓超調適思想之研究』（台北中央研究院近代史研究所專刊「70」、1994年）である。これは梁啓超の『新民說』を基本資料とし、二十世紀初期における梁啓超の「調適」（調和）思想を分析したものである。黃克武は梁啓超思想の脈絡に着目し、中国近代史において、知識人は常に「転化」（革新、革命）と「調適」（調和、改良）との選択肢に惑わされたとの見解を示し、梁の主唱した調和主義の選択肢はかつて歴史に埋没されたのだが、ようやくその価値を見直す時期が到来したと主張した¹⁴。つまり梁啓超の調和思想への肯定が当書の特色である。

一方、梁啓超の民権思想の深層における中国伝統的な知見、即ち梁啓超と儒家思想の関係を言及したものに、劉紀曜の『梁啓超与儒家伝統』（台湾国立師範大学歴史研究所博士論文、1985年）、方俠文『梁啓超晚年（1918-1929）学術思想研究—以清代学術研究、先秦諸子研究為例』（国立台湾大学中国文学研究所博士論文、2006年）、黃雅琦『救亡与啟蒙：梁啓超之儒学研究』（花木蘭文化出版社、2009年）などの研究が挙げられる。特に劉紀曜は思想史の角度から、梁啓超の儒家伝統に対する考え方を三期に分けて考察し、梁啓超が受けているのは儒家伝統の枠組みのみで、その枠組みを埋める内容は却って非儒家的なものであると指摘し、つまり梁啓超は形式上の儒家であり、実質上の儒家ではない¹⁵という意見を述べた。梁啓超と儒家伝統の関連に注目し作業する自体は、梁啓超の民権思想における儒家の影響が無視できないというメッセージを伝え、その意義が認められる。しかし、梁啓超は実質上すでに儒家伝統を離れていたという劉紀曜の論点はやや極論であると思われる。

¹² 和田博徳「批評と紹介　張朋園著『梁啓超与清季革命』」、『史学』38(3)、1965年12月。

¹³ 同上。

¹⁴ 陳立新「梁啓超の評価問題について」、『コミュニケーション科学』21、2004年12月、137頁参考。

¹⁵ 劉紀曜『梁啓超与儒家伝統』、台湾国立師範大学歴史研究所博士論文、1985年、279頁。

もう一つの本論にかかわる先行研究¹⁶は、孫会文の『梁啓超的民権與君憲思想』(『文史叢刊22』、国立台湾大学文学院、1980年)である。孫は梁啓超の早期の民権革命論、民権と国権の調和、共和立憲から君主立憲への転換、民権と民智・立憲の関係などに分けて、梁の民権と君主立憲思想を考察した。孫によれば、梁啓超の民権理論は西洋の価値観念に基づいたものである。しかし、1903年のアメリカ視察をきっかけにして、梁啓超は次第に国権を重視する傾向をもつようになった、という。残念ながら、孫の研究は梁啓超の民権思想における西洋の学説の影響に主軸が置かれ、儒家の伝統思想の影響にほとんど触れなかった。つまり梁啓超の民権思想における中国の伝統的な知見に対する考察は、孫の研究に欠けているところである。

また、中国の政治哲学における民本思想を中心に考察した代表的な研究は、金耀基の『中国民本思想史』(台湾商務印書館、1993年)である。金耀基は、中国の二千年の政治が専制ではあっても開明である所以は、儒家の民本思想が専制の害を減らしていたからであると指摘した一方、中国の民本思想を胚胎期、成立期、停滞期、消沈期、発達期、完成期の六つの時期に分けて考察した。この研究と夏勇の『中国民権哲学』を対照的に読むならば、非常に面白い。

台湾の梁啓超に関する研究は、総じて言えば、梁啓超の改良主義、また梁啓超の清末革命史における役割（張朋園、黃克武）を分析したものがほとんどであり、またこれまでの梁啓超への批判を一掃し、近代中国の政治の方向性を模索する梁啓超に適切な評価を与えたのである。ただ、こうした研究においては、分析対象となる時期がほとんど戊戌変法期と日本亡命期に集中しているため、梁啓超の思想全体から彼の民権思想を位置づけたものがほとんど見られない点などに不満が残る。

1.3 アメリカの梁啓超研究

アメリカの梁啓超研究は、主に梁啓超の思想と中国近代化の関連を中心に展開したものである。こうした先行研究について、1950年代に出版されたJ・レベンソンの『梁啓超与中国近代思想』¹⁷ (Joseph R. Levenson. *Liang Chi-chao and the mind of modern China*. Harvard University Press, 1953) は代表的な著作である。この著作は厚い本ではないが、欧米での梁啓超研究の先駆的な存在であるため、非常に大きな反響を引き起した。レベンソンの著を皮切りに、ハオ・チャン（張灝）の『梁啓超与中国思想的過渡（1890-1907）』¹⁸ (Chang, Hao. *Liang Ch'i-ch'ao and Intellectual Transition in China (1898-1907)*. Cambridge: Harvard University Press, 1971) や、フィリップ・ホワン（黃崇智）

¹⁶ 孫会文の研究のほかに、李哲浩の「梁啓超与中国近代政治思想：民権與君憲思想為探討中心」（台湾文化大学中山學術研究所博士論文、1996年）がある。李哲浩は同様の観点から梁の思想を考察した。

¹⁷ 中訳本としては、劉偉・劉麗・姜鐵軍訳『梁啓超与中国近代思想』、四川人民出版社、1986年。

¹⁸ 中訳本としては、崔志海・葛夫平訳『梁啓超与中国思想的過渡（1890-1907）』、江蘇人民出版社、1993年。

の『梁啓超与中国近代的自由主義』(Huang, Philip C. Liang Ch'i-ch'ao and Morden Chinese Liberalism. Seattle: University of Washington Press, 1972) と、1970年代前半までに研究書も三冊刊行されている。

筆者はアメリカの中国研究の現状にあまり詳しくないので、佐藤慎一氏によって訳出された『知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像』(Paul · A · Cohen, *Discovering History in China, American Historical Writing on the Recent Chinese Past*; New York, Columbia University Press, 1984) を参考にしておきたい。著者コーベン (Paul · A · Cohen) はアメリカのベトナム戦争という深刻な教訓を引きうける立場から、ウエスト (西洋) が中国に対する場合の“知的帝国主義”的問題をさまざまなパラダイムに類型化して検討する。西洋の衝撃—中国の反応、伝統—近代性、帝国主義—反帝運動というパターンを取り上げて批判した後、取るべき立場として「中国自身に即したアプローチ」を主張する¹⁹。

1950年代と60年代のアメリカ研究者の中国観を代表するレベンソンは、中国文明を世界史における偉大な文明の一つと考えたが、この文明は「西洋の衝撃」に直面して解体するという見解を示した。中国近代史において何が問題であるかに関するレベンソンの認識は、第1に、強大な「西洋の衝撃」という問題、第2に、「西洋の衝撃」が課した等価性の問題、そして第3に、「西洋の衝撃」が引き起こした一連の「中国の反応」の問題、という範囲の外に出ることがなかったのである²⁰。レベンソンの梁啓超に対する研究は専らこうした問題への関心から行われた。レベンソンにおける、西洋の衝撃を過大視する、いわゆる西洋中心の偏狭なものの見方は、梁啓超を検討する中でよく示されている。レベンソンによれば、「歴史—価値」、「衝撃—反応」という枠組みの中で、梁啓超はある問題に直面せざるをえなかつた。つまり、中国において「歴史」と「価値」の間で対立せず、いつも「歴史」と「価値」の調和を保っていた状態は、19世紀に西洋が中国にやって来たことによって粉砕された。こうした状態に直面して、中国人は西洋と中国の間にいかに等価性を保持し、中国人の心理的な安定を回復するかという問題が出てきた。この問題を解決するために、梁啓超は「歴史」と「価値」及び「理性」と「感情」の巨大な衝突に陥った。梁は西洋文化の価値を見て、理性上（あるいは知的）には本国の伝統に疎遠になった一方、歴史上の制約を受けるため、感情上には伝統のある側面との接触を保ち続ける、結局その思想は原点に戻ってしまった²¹。レベンソンのこうした二元対立観、西洋優位論の研究アプローチは、残念ながら、梁啓超の思想世界の内在的な展開を真剣に考えていないかったと筆者は思う。しかし現在からみれば、レベンソンの分析は多少問題があるにせよ、彼が提起した問題点や問題提起の仕方については、今日でも相当の価値を持つことは否定できない。

¹⁹ 高田淳「批評・紹介 Hao Chang, *Chinese Intellectuals in Crisis: Search for Order and Meaning (1890-1911)*」、『東洋史研究』(1990年)、49(1)、178頁参考。

²⁰ P · A · コーベン著、佐藤慎一訳『知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像』、平凡社、1988年、122頁参考。

²¹ 崔志海「評海外三部梁啓超思想研究専著」、『近代史研究』(1999年第3期)、1999年5月。

一方、張灝は、レベンソンの用いた「西洋の衝撃—中国の反応」の研究パターンを批判し、レベンソンが梁啓超を研究するにあたり、西洋の衝撃を過大視すると指摘した。張灝によれば、1890年以前にあっては、日本の近代と異なり、「西洋の衝撃」が中国人の思想當為に及ぼした影響は、ごく表面的なものに留まつたのである。たとえ「西洋の衝撃」が中国人の知識関心の主要な対象となつた後でさえも、彼らは依然として儒教の伝統の中で取り上げられてきた古典的・哲学的諸問題への関心を失わなかつた。それどころか、從来からの哲学関心が、微妙かつ複雑な形で、「西洋の衝撃」に対する中国人の問題関心のあり方を規定している²²、という。基本的には、張灝は「中国に即したアプローチ」を用いて、レベンソンの中国の受動的な見方を批判して、中国内部の変化に注目した。コーベンの言葉を借りると、「張灝が梁啓超に関する彼の研究において、西洋の挑戦ではなく中国の学問的伝統から説き起こしていることも、西洋に対してだけではなく中国の輻輳した知的世界に対しても反応をおこした人物として梁啓超を描き出していることも、決して偶然ではない。その知的世界は広がりと奥行きをもち、その内部に互いに競い合う多数の思想潮流が存在している」²³。但し、張灝が1890-1907という期間を限定し、梁啓超の思想を検討する点には、満足できない。

黄崇智（Huang, Philip C. Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism. Seattle: University of Washington Press, 1972）の研究は梁啓超の自由主義思想を中心に、中国近代の自由主義の発展を考察したものである。黄の研究の特筆すべき所は、かつての研究では見られなかつた新たな資料の活用である。黄崇智は、東京大学の市古宙三教授が提供了日本外交文（秘密警察報告）を活用して、日本の思想界が梁啓超に与えた影響に力を入れて考察した。と同時に、黄崇智は、梁啓超の自由主義思想は、儒家思想、明治期の啓蒙思想、及び西洋の自由主義思想をもとに、梁啓超自身の目的と現実認識によって作り上げられたものであり、決して西洋の自由主義思想そのものではないという考え方を示した²⁴。この点からすれば、黄崇智は張灝と同様に、梁啓超自身の帶びている儒家伝統の素質を無視せず（筆者注：梁は常に伝統を保持しながら、それらの伝統に新たな意味付けを賦与することに力を入れた）、梁啓超の思想世界の内在的な展開を真剣に考慮したのである。

以上のように、筆者は1950年代から70年代に到るまでのアメリカの代表的な梁啓超研究を述べてきた。それ以後の欧米の梁啓超研究の進展はどうなるかといえば、主な研究としては、Xiaobing Tang（唐小兵）, *Global Space and the Nationalist Discourse of Modernity, the Historical Thinking of Liang Qichao*, Stanford University Press, 1996が挙げられる。唐小兵は論文の執筆動機について、「私が梁啓超をテーマとした動機は、梁

²² P・A・コーベン著、佐藤慎一訳『知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像』、平凡社、1988年、120-121頁。

²³ 同上、229頁。

²⁴ 楊華「梁啓超与中国伝統文化的關係—三位美国中国学專家眼中的梁啓超」、『探索与争鳴』、2002年11月、44頁。

啓超の本来の姿を世に見せたいということにある。梁啓超の複雑性を表したく、感情に満ち溢れ、正義感にも溢れている当時の梁啓超の姿を改めて表現したいのである。また、戊戌変法から彼の死去に至るまでの、彼の思想発展のプロセスを論じたいということも、私のもう一つの明確な執筆動機である」²⁵と述べている。唐小兵は梁啓超の歴史的思惟に注目し、梁啓超が彼自身の歴史叙述において表したグローバル意識、グローバル空間意識を高く評価した。

そのほかに、フランスのバステイド（Marianne BASTID-BRUGUIÈRE）教授が書いた「梁啓超と宗教問題」（『東方学報』70、京都大学人文科学研究所、1998年3月）はもう一つ注目すべき研究である。彼女は梁啓超の宗教思想の変化と日本の学界との関わりについて考察し、また、ドイツの政治学者ブルンチュリの国家論が梁の思想といかにかかわったかを深く掘り下げて究明した。さらに、2003年に中国の天津に開かれた「梁啓超与近代中国社会文化」という国際シンポジウムにおいて、「梁啓超的1919年旅居法国与晚年社会文化思想上對欧洲的貶低（李喜所編『梁啓超与中国近代社会文化』、天津古籍出版社、2005年）という趣旨の論文を発表した。彼女は梁啓超のヨーロッパ遊歴（1918年12月・1920年3月）そのものに注目して、梁啓超のフランスにおける足跡を追うことによって、梁啓超の思想が変化した原因を考察した。

1.4 日本の梁啓超研究

日本における梁啓超に関する研究については、昨今の研究熱もあってその数が多い。梁啓超の学者としての側面に視点を当てた研究は戦前の早い時期から始まった。例えば、桑原鷗藏〔「梁啓超氏の「中国歴史研究法」を読む」（『桑原鷗藏全集』（第二巻）、岩波書店、1968年）〕は、梁啓超の所論は大体妥当であり、梁啓超の見識のすばらしさを評価する一方、『中国歴史研究法』における梁啓超の誤謬を指摘し、日本の歴史学には何も習うべきものはないとした梁啓超の議論に対しても激しく反論した²⁶。また、日中比較の視点からの論考は、中村忠行の研究が挙げられる。中村忠行は「『新中国未来記』攷説—中国文芸に及ぼせる日本文芸の影響の一例」（『天理大学学報』1巻1号、1949年5月）において、梁啓超と日本文学との関係を指摘し、梁啓超は日本の文学に深く影響されたとの見解を示した。

戦後になって、梁啓超の在日期の活動に関する研究が出現した。例えば、永井算巳の「清末における在日康梁派の政治動静（1）—康有為梁啓超の日本亡命とその後の動静」（『信州大学人文科学論集』第一号、1966年）である²⁷。また梁啓超の政治思想に関するものと

²⁵ 李鳳亮「20世紀中国文芸運動の歴史闡釈—唐小兵教授訪談録」、『文芸争鳴』、2010年9月、99頁考。
²⁶ 『桑原鷗藏全集』（第二巻）、岩波書店、1968年、468・479頁。

²⁷ ほかには、永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静（2）—新民叢報と民報の論争」、『人文科学論集』（信州大学）第2号、1967年12月]、永井算巳「光緒帝西太后的死去と在日康梁派—清末における在日康梁派の政治動静（4）」、『人文科学論集』（信州大学）第3号、1968年12月]、永井算巳

して、坂出祥伸、小野川秀美の研究は注目を集めている。坂出祥伸は「梁啓超の政治思想—日本亡命から革命派との論戦まで」(『関西大学文学論集』23巻1号、1973年)において、梁啓超の政治思想を全面的に検討するのではなく、梁啓超の対外認識及びそれを支える原理（進化論）を中心に、梁啓超の対外認識の構造を分析したうえで、彼の国家論と国民論を考察した。小野川秀美の『清末政治思想研究』(『みすず書房、1969年』)は、梁啓超の『新民説』と進化論の関係を考察した。そして、日本が梁啓超に与えた文化的影響を重点に考察した宮村治雄の研究(「梁啓超の西洋思想家論」、「中国—社会と文化—」第5号、1990年)が挙げられる。

90年代の後半から、日本に本格的な梁啓超研究が出現した。それは京都大学の研究グループによる研究成果であり、即ち『共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と梁啓超』(みすず書房、1999年)である。この共同研究は、基本的には日本亡命期において梁啓超がどのような日本語の論著に依拠し自らの思想を練り上げていったのかを追及したものである。のみならず、この研究は「東アジア文明圏」という視点から、東アジアにおける梁啓超の役割を高く評価した。梁啓超が日本を経由して西洋文明を学んだ過程で、明治日本の学術・文化に大きく影響されたことは研究者によってしばしば指摘されている。この視角から出発した研究は傾聴すべき重要な内容をもつと思われるが、ただ、明治日本が梁啓超に与えた影響ばかり強調されているという点について、やや違和感を感じるようになった。例えば、日本の歴史学者原田敬一は、「日本で欧米文化を消化し、翻訳語を作り、清国や韓国などの漢字文化圏に輸出していったことだけが語られすぎている」²⁸と指摘しており、「文明文化の双方向性」²⁹を提起している。原田氏が提起した文明や文化の双方向性という点はまさに筆者が関心をもつところであり、それに留意する必要があると考えられる。

また同研究グループによる『梁啓超年譜長編』(丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年)翻訳および訳注が出版された。日本語版『梁啓超年譜長編』(岩波書店、2004年)は漢語版原書の校訂を経た的確な訳と豊富な訳注をもって大きな特徴とする。この本には梁啓超に関する多くの証言、書簡が収められ、梁啓超を研究する第一級の資料集となっている。

京都大学の梁啓超研究のリーダーと言える狭間直樹は、2016年『梁啓超—東アジア文明史の転換』(岩波現代全書087、岩波書店、2016)という本を刊行した。この本は、梁啓超の日本亡命時代における思想と行動を追跡し、とりわけ『清議報』と『新民叢報』での文章の分析を通じて、梁啓超が近代東アジア文明圏の形成に果たした役割を具体的に明らかにしようとするものである。狭間氏のこの研究は基本的にこの間の京大研究グループ

「社会主義区講習会と政聞社」、(『東方学報』第51巻第3号、1968年12月)などがある。

²⁸ 原田敬一『シリーズ日本現代史③日清・日露戦争』(岩波新書新赤版)、岩波書店、2007年、iv頁。

²⁹ 同上。

の研究に引き続き、同じ研究視角から、梁が明治日本の文化的達成をそれなりに摂取したということを中心に展開したものであるといつてもよい。

そのほかに、梁啓超の立憲思想に焦点を当てた李曉東の研究が刊行された。李曉東は『近代中国の立憲構想—嚴復・楊度・梁啓超と啓蒙思想』(法政大学出版局、2005年)において、近代中国の啓蒙思想家である嚴復、梁啓超、そして楊度を中心に、彼ら三人の国会に対する認識、立憲政治に対する考え方を考察し、辛亥革命後に見られる梁啓超の保守化は逆に中国の立憲に対する思索が深められたことを示している、という見方を示した。

また最近の研究としては、梁啓超をはじめとする研究系の思想と行動を考察した原正人の研究が挙げられる。原の研究(『近代中国の知識人とメディア、権力—研究系の行動と思想、1912-1929』、研文出版、2012年)は、知識人集団としての「研究系」の思想史における位置づけを多方面に考察したもので、民国期の思想史研究の新たな側面を浮かび上がらせようとする試みでもある。原の研究では、研究系集団の、そして個々のメンバーの知識人の思想のみならず、実際の政治行動および文化的行動の描写、さらには政権の彼らへの対応に至るまでを、思想・政治的な交流を強調しつつ、知識社会学の手法をも参照するなどの工夫をこらして、多角的に論じた。その上で、歴史的な言論界の文脈全体のなかに「研究系」を定位しようとしている。「研究系としての梁啓超」、梁啓超の研究系のリーダーとしての側面についての考察は、注目すべきところである。

本論に深くかかわる先行研究に関しては、溝口雄三の「中国の民権思想」(『中国の公与私』、研文出版、1995年)はその代表的なものである³⁰。溝口雄三は、中国近代の民権思想の内容は決してヨーロッパのその直輸入ではなく、受容に際してかなりの変容があり、その変容は、中国の前近代の思想基体³¹に基づいて行われているとまず指摘し、中国近代期の民権思想の四つの特質を反君権、地方分権、国民権、生民権の四つに分けて分析し、また四者の関連をも考察した。筆者は溝口から多くの示唆を得た。とりわけ溝口が提起した「生民権」の問題は、中国の伝統的な民本思想(人、貴しとなす)につながるので、晩年の梁啓超の民権思想を究明する大きなヒントになると思われる。

戊戌前後の梁啓超の民権思想に関する研究は、藤井隆の「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」(『広島修大論集』人文編、第41巻第1号(2)、2000年9月)が挙げられる。藤井隆は、戊戌以前の梁の民権に関して、梁啓超の民権概念の三つの特徴(民権は君権に対立する概念、民権は「智」と密接な関係をもつ概念、梁の民権論は自然権としての権利(right)という概念

³⁰ そのほかに、以下のような先行研究もある。佐藤慎一「1890年代の「民権」論」(金谷治編『中国における人間性の探究』、創文社、1983年)、藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」(『広島修大論集』人文編、第41巻、第1号(2)、2000年9月)、林啓彦「清末における民権思想の研究—1900-1904年間の留日学生を中心として—」(『史学研究』131号、1976年4月)、横山英「脱出への苦悩—梁啓超とその時代—」(『広島大学文学部紀要』第31巻1号、1972年2月)、須藤瑞代「梁啓超の民権・人権・女権—1922年「人権と女権」講演を中心に」(『中国研究月報』639、2001年5月)。

³¹ ここで言う前近代思想の基体は、具体的には、17世紀初頭、いわゆる明末清初以降、17世紀-19世紀の清朝期を通じて徐々に醸成されてきた、いわゆる中国式の民権思想といったものを指す。(溝口雄三『中国の公と私』、研文出版、1995年、197頁)

が欠如している）を分析した上で、中日両国の「権」に対する認識のずれを論じている。その一方で、日本亡命後の梁の民権論については、梁啓超の用いた「権利」という語に着目し、梁啓超のイメージした権利は決して「天賦人権」、自然権ではないことを指摘し、民権の伸張は君権の安定に寄与するという君権と民権の関係への梁啓超の再認識、また国民国家論の形成に伴った梁啓超の民権論の大きな変化を取り上げて分析している。

総じて言うと、日本の梁啓超研究は、日本と梁啓超の関係に主眼を置き、日本を媒介とした梁啓超の西洋近代認識をめぐる考察が多い。「日本の作用を一方的に、かつ過大に強調しようというものではない」³²と強調したものの、梁啓超の思想のもう一方をほとんど追求しなかったことはやや残念である。

2. 先行研究の問題の所在と本論の課題

2.1 先行研究の問題点

まとめてみると、梁啓超の民権思想に関する先行研究の問題点を次のように指摘することができる。

第1、中国大陸側では、これまで梁啓超に関する研究は多くの蓄積を有するが、梁啓超の民権思想を扱った研究には、梁啓超の前期の（1898-1912）の民権思想のみを取り上げたものがほとんどであり、梁啓超の晩年の民権思想の分析は不十分である。そのため、梁啓超の民権思想の全体像を把握したとは言いがたい。

第2、台湾においては、孫文に関する研究に比べ、梁啓超の研究は量的には少ない。また、内容面から見れば、梁啓超の「改良主義」、清末の革命史における役割を考察したものが大半で、梁啓超の民権思想にはあまり注目していなかった。たとえあつたとしても（孫会文の研究）、梁啓超の民権思想における西洋の学説の影響に重点を置き、儒家の伝統思想の関連にはほとんど触れていない。

第3、アメリカの梁啓超研究は主に、梁啓超の思想と中国近代化の関連を展開したものである。梁啓超の民権思想を中心に考察した研究は少ない。また、アメリカ本土の研究者（レベンソン）は「アメリカに即したアプローチ」を用いたため、梁啓超の思想世界の内在展開を真剣に重視しなかった。一方、アメリカの華人研究者は（張灝、黃崇智）は、梁啓超の一時期の主張のみを取り上げて論じる傾向がやや強く、梁啓超の思想の全体図に十分に関心を示さなかった。

第4、日本においては、明治日本が梁啓超に与えた影響を一方的に分析する傾向が多くみられたが、梁啓超自身の本来の思想構造が日本を媒介として、西洋の近代文明を受容するにあたって、どのように規定要因として作用したか、そしてそれが彼の摂取過程

³² 狹間直樹編『共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と梁啓超』、みすず書房、1999年、序文 xi 頁。

においていかに機能したか、という側面についての作業はあまり見られない。

第5、四つの地域に共通するところがある。それは梁啓超の晩年の思想、とくに梁啓超の晩年の民権思想にあまり注目せず、彼の晩年の民権思想の一側面—民本主義的傾向にはほとんどふれていない。

要するに、梁啓超の思想や行動についてはおびただしい研究が発表されたが、その数に比べて、梁啓超の民権思想、更に梁啓超は生涯にわたって、民権をいかに考えたか、儒家の民本思想をどのように理解していたか、といった側面についての考察は、現在のところは十分ではないことを指摘しておく必要があるであろう。また、従来の研究には、梁啓超の民権思想を論じる際、彼の一時期の主張のみを取り上げて論じる傾向が多く見られる。梁啓超の民権思想には前後の変化があるため、部分的、時期的考察では、梁啓超の民権思想の全体像を把握することができない、ということが先行研究の不足している所である。更に、従来の研究は梁啓超の思想のみを考察の対象にし、その思想の変遷と当時の歴史的背景との関係について、十分に関心を示さなかつたことは、従来の研究のもう一つの問題点である。つまり思想自身、それのみに着眼するという研究の手法は梁の思想変遷の本当の動因を明らかにすることができない。

従って、本論は先行研究のそのような側面を補うため、梁啓超の啓蒙思想における民権思想に焦点を絞り、それを集中的に追うことによって、梁啓超の民権思想に関連する開明専制論、中等社会論、先秦儒家の民本思想を含めて、当時の中国改革の現実的立場から出発した彼の民権思想について分析を行い、梁啓超の民権思想の深層における中国の伝統的知見への検討を加えて、梁啓超の民権思想の実像と全体像を明らかにすることを目的とする。

2.2 本論の課題—今なぜ梁啓超か

梁啓超とは何者か。先にも述べたが、彼は清末民国初の政治家であり、啓蒙思想家でもある。ジャーナリストとしての側面もあり、学者・研究者としての側面もある。これらの呼称から見れば、梁啓超は極めて多面的な存在であったことが窺われる。ところで、梁啓超は中国近代史に大きな影響を与えた人物であるにもかかわらず、彼に対する評価は毀譽褒貶相半ばしている。大体言えば、肯定的評価と否定的評価に大きく分かれている。否定的な評価は、例えば、資産階級の利益を代表する保守的改良主義者、社会主义思想の伝播を妨害する反動文人、北洋軍閥の牙爪、保皇党などである。一方、偉大な啓蒙思想家、中国新史学の先駆者、中国近代新儒家思想の先駆者など、肯定する立場からの評価もある。

梁啓超に対する評価はなぜこれほど分かれているのであろうか。その中で一番大きな原因是、既に多くの学者が指摘したように、時代思潮や研究者自身の価値観と立場（特に文化大革命において、梁啓超に対する評価の基準は、革命史観論と階級闘争決定論によるものである）は

異なっているからである。もちろん、それぞれの国・地域の学術界にはそれぞれの特有の研究背景なり研究史があり、更に研究がなされた当時の時代背景もあるはずである。従つて、それぞれの地域における特有の研究視点によって、梁啓超を研究し、梁啓超の思想のある側面をある程度正しく捉えていたことは認めざるを得ない。

梁啓超という研究対象が強大で、彼の思想の全体を把握しようとするのは大変である。ただ、梁啓超が民権に対する考え方を形成する過程において、日本の作用は言うまでもないが、作用が相互的だったはずであるという点からみて、梁啓超の中に根を下ろしている儒家の伝統思想は彼の民権に対する認識にいかに機能したか、ということは、筆者の関心をもつところである。その意味からして、梁啓超の民権思想をどのように捉えるべきか。少なくとも、一時期、一側面の考察ではなく、真に梁啓超の思想世界に入ることによって、その全体像・実像をあるがままに捉え、内側から彼を観察し、梁啓超の民権思想の本質を根源的に理解することに努めなければならないと思われる³³。

一方、梁啓超は中国の政治、社会、国民の改造という極めて現実的な諸問題に取り組むと同時に、歴史的・伝統的な中国文化・思想の発揚にも力を注いでいる。この点から見れば、一般の政治家と異なる梁啓超的一面が見られる。ゆえに、政治家としての梁啓超ではなく、一人の思想家としての梁啓超を評価する時、梁啓超は如何なる時においても、その理想的精神を絶えず現実の諸問題に反映させようと努力して止まなかった。そこに、少なくとも、梁啓超の思想の本質的な価値の一つが存在すると思われる。この意味からして、梁啓超の思想には今日でも再検討する価値があると思われる。

周知のように、中国の近代は西洋の衝撃にいかに対応すべきかという葛藤から始まり、激動の時代であった。この時期の清朝は思想・文化の領域をコントロールする力が徐々に衰え、西洋の文明が少しづつ浸透し始め、民権、自由などの価値観念が次第に中国社会に伝わってきた。中国は好むと好まざるとにかかわらず、伝統文明の様々な変容に直面せざるを得なかつた。こうした中で、西洋文明の受容と自国の伝統文化の保持という間に生じる矛盾と摩擦を可能な限り最小限にし、いかに理想的に進めるかという課題を、中国の知識人たちは抱えていた。西洋の思想にも関心を持ち、同時に伝統思想を重視する人々の中で、その課題の解決を試みた思想家は無いわけではない。本論の主人公である梁啓超（1873-1929）はそれを試みた数少ない思想家の一人であった。彼は生涯この課題と格闘し続け、晩年に基本的には東西文明の融合を主張したが、ただその融合は必ず中国の伝統思想を主体としなければならない、と考えている。この姿勢は彼の死に至るまで変わらなかつたと言つてもよい。

³³ この点に関しては、高木智見先生（山口大学人文学部の教授で、筆者の副指導教授）から大きな示唆を得た。高木先生は彼の著である『内藤湖南—近代人文学の起点』（筑摩書房、2016年）において、湖南の実像を考察するとき、外側から湖南を観察したのではなく、湖南の世界に入り込むことによって、内側から湖南を観察し、湖南の全体像・実像をあるがままに捉え、湖南のありのままの姿を描き出した。高木先生のこのような研究視角は本論において啓発されるところが多い。

西洋の思想に関心を持ち、同時に伝統思想にも造詣の深かった梁啓超の思想を考察するにあたり、彼の啓蒙思想の社会的影響力の大きさとは一体何であるかを考えたとき、「民権思想」がその思想の核心ではないかと思われる。これは筆者が梁啓超の民権思想をテーマとする理由の一つである。梁啓超の民権思想を考察するには、彼の「民」に対する認識を抜きにして語ることができない。清末から 20 世紀初頭にかけて梁が著した多くの論説のテーマは、例えば「新民説」(1902 年)、『開明專制論』(1906)、『先秦政治思想史』(1922 年)、『儒家哲学』(1927 年) などで、突き詰めて言えば、「民」を取り巻く、ないし、そこから派生したところの問題であると考えられる。その意味からして、中国の「民」に対して如何なる意欲と期待を持つかという問題は、梁啓超の生涯に貫かれている課題である。

また、筆者が梁啓超の民権思想を取り上げるもう一つの理由は、百年前に梁啓超の提起した「民」、または「民権」の問題は依然として今日の中国社会が直面している問題であり、そして、不幸にも梁の予測が的中する所が多いからである。今日の中国社会は、自分の拠り所である理念や価値観を見失い、物質上の豊かさの追求が全てとなつた。このような価値観のもとで、豊かにすれば幸せになれる人と人々は想定したが、実際は社会矛盾、そして不満を強める結果となつたのである。この深刻な状態において、いかにすれば中国人が失った価値観を取り戻せるか、換言すれば、中国人はこれからどういう理念、考え方で生きていくのかという問題は、至急解決する必要がある。而して梁啓超はこの難題の解決策を真剣に考えていた。彼はかつて物質生活と精神生活の調和、個人と社会の調和、そして人生観の問題を提起し、一人の人間として少なくとも安心立命の拠り所を持つべきであると強く主張した。要するに、梁啓超は現代の中国社会が抱える多くの根本的な問題を既に掴み、観察し、中国がこれから歩むべき道の、その方向性と指針を提示してくれたため、彼の「民」の思想もしくは「民権」思想をもう一度検討する価値があると思われる。

本論はこうした問題意識を根底にしつつ、梁啓超の思想の核心である民権思想に焦点を当て、梁啓超が中国の「民」に対して如何なる意欲と期待を持っていたかを分析し、また梁が儒家の伝統思想と西洋の思想のかかわり方をどのように考えていたのか、儒家思想の将来に関して彼がどのような展望を持っていたかを論じると共に、彼の民権思想の深層における中国の伝統的知見への検討を加えることで、梁啓超の啓蒙思想の一側面を描き出すことを目的とする。

3. 研究方法と研究意義

続いて、本論の研究方法について述べてみよう。

一人の思想家あるいはその思想を理解するには、その思想を歴史的条件に還元する歴史

主義、またその思想を現在の観点から評定する現在主義という二つの態度を取るべきである。ある思想が生まれてくる歴史的文脈を辿り、思想そのものの生成・変容過程を追いかけ、その中に歴史的文脈を超えるものを捉えること、これが一人の思想家あるいはその思想を研究するために必要な手順であると考えられる。

しかしながら、もしこの人が思想家であるとともに、政治家であるなら、この人の思想を研究するアプローチとして、どのような方法を取るべきであろうか。一つの試みとして、次のようなアプローチが考えられる。つまり思想史的アプローチと政治史的アプローチという二つの研究方法である。梁啓超のような人物は政治活動にも関心を示し、また思想家として様々な角度から国民に影響力を持っていた。彼は学術に裏打ちされた思想を発表する一方で、政治権力を求めるゆえに、その思想も政治活動も一定の拘束を受けざるを得なかつた。

そこで、本論では、梁啓超の思想と政治活動に跨りつつ、梁啓超の民権思想をテキスト（言説）、政治実践という二つのレベルで捉える。まず、テキストとは、文字通り彼のテキストにおけるさまざまな主張を指す。本論では、梁啓超が「中国の「民」に対して如何なる期待を持つか」という基本的な命題に対する主張、考え方を手がかりにして、梁啓超の民権思想はどのようなものであったのかを考察する。次に、政治実践は、民権の実現を目指す実際の政治活動を指す。周知のように、梁啓超は単なる学者ではなく、同時に政治家でもあった。梁啓超の歩みを振り返ると、直接間接に関わらず、中国近代史に起きた重大事件が深く絡んでいた。故に、梁啓超の民権思想をより理解するためには、時には彼の思想を反映する政治活動に注意する必要がある。

それに加えて、関連文献の読み込みが、この研究の大前提になるが、その上で以下の方法を意識した。

第1に、梁啓超の民権思想を考察するにあたって、各段階におけるその民権主張がいかに提出されたか、つまりそのプロセスを重視し、動態的な考察を行うこと

第2に、梁啓超の民権思想の全般を把握するうえで、「民権」に関連する諸問題（開明專制論、中等社会論、儒家の民本思想）との「関係性」に常に注意を払いながら分析すること

第3に、「儒家の伝統思想の影響」という観点にも注目する。梁啓超は日本を経由して、西洋の諸概念を中国に輸入する時、言葉の置き換えでは済まされない、さまざまな文化背景に付随する問題を抱え込んでいる、そのような事柄にも着目すること

第4に、以上のような意識から梁啓超のテキストを再発掘すること。これは単に新史料を探し当てるというようなことを意味するのではない。既存のテキストであっても、従来十分に焦点が当てられてこなかった部分についても焦点が絞られ、新しい分析を試みる。

以上の研究方法を通じて、梁啓超の民権思想の全貌を解明することができ、梁啓超の民権思想の深層における中国の伝統的知見への検討を加えれば、最終的に、梁啓超の民権思想の発展脈絡を明らかにすると同時に、梁の政治活動を踏まえつつ、梁啓超の思想や言論を跡付け、そこから当時の政治史、思想史、言論史全体を照射するという作業自体に意義があると考える。のみならず、本論の考察を通じて、梁啓超の民権思想を再定位・再評価することが可能になり、梁啓超が近代東アジア文明圏の形成に果たした役割を解明することもできる。即ち、東アジア間における知的交流の実態の解明にも意義のある作業であると思われる。

4. 本論の構成

本論は序章と終章を除いて、合計三部からなる。第一部「戊戌変法前における梁の民権論—民智の開発を中心に」、第二部「日本亡命期の梁の民権論における曲折」、第三部「辛亥革命以後の梁啓超の民権思想の深化—民本思想に基づく中国民主政治の進路」である。第一部は2章構成で、第二部と第三部はそれぞれ3章からなる。

1. 第一部について：

「第一部 戊戌変法前における梁啓超の民権論—民智の開発を中心に」の考察では、『時務報』時期（1896.7 - 1897.10）、「湖南時務学堂」時期（1897.11-1898.3）という二つの時期に分けて、梁啓超の重要な論説である「變法通議」、「古議院考」、および湖南時務学堂の「時務学堂課芸批」と「学堂日記」における梁啓超のコメントを中心に、彼の「民智の開発」を第一に見なす視点に着目し、梁啓超が民権を語り始めた最初より、やがて民権に心酔していく過程を考察する。

まず、「第1章『時務報』における民権の紹介」は、上海で『時務報』の主筆（1896.7-1897.10）であった梁啓超の変法に対する考え方、すなわち「興学校、変科挙、改官制」に注目し、制度の変革より民智を先にするという梁の変法理論を分析するとともに、「古議院考」をめぐる厳復とのやりとりを具体的に考察し、梁啓超の民主政治、また民権に対する見解を考察している。

続く「第2章 湖南時務学堂における民権革命論の鼓吹」で、梁啓超が湖南時務学堂でいかに民権に心酔していたかを分析する。とりわけ「時務学堂課芸批」と「学堂日記」における梁啓超のコメントを中心に、梁啓超の時務学堂における民権の宣伝が君主專制への批判と表裏一体の関係にある、ということを論じる。

2. 第二部について

「第二部 日本亡命期の梁の民権論における曲折」では、梁啓超の「民」に対する捉え方を手がかりに、『清議報』の救国的民権論、『新民說』の「新民論」、及び「開明專制論」

と人民程度の問題をめぐって考察を行う。

まず、「第1章 救国の民権—『清議報』時代」では、亡命生活の体験によって近代国家についての認識を深めていった梁の民権・国権への認識を分析した上で、「愛国を語るには必ず民権を興すことからはじめなければならない」という梁の救国の民権論を考察する。結論として、『清議報』時期における梁の民権論は、民権の有無と国家の興亡を関連させ、救国を目的とし、国民一人一人が自らの力と責任で自分の権利を獲得し、保持することがあつてこそ成立するものであり、そして、その前提が国民の国家意識と、国民意識の確立である、ということを論じる。

次の「第2章「維新吾民」の新民論—「新民説」に期待される人間像」では、梁のもとも重要な文章である「新民説」を軸に、後半の「新民説」の論調の変化を合わせて考察した上で、中国が「亡國」の危機から脱するために、「新民」に生まれ変わらなければならない、時代の要求する課題の解決には、「新民説」が示した道を歩むべしかないという梁の「新民論」の考察を行うとともに、梁啓超の期待していた新民像を明らかにする。

第3章「開明專制論」と人民程度の問題」では、中国人民は立憲政治を実行しうる能力がないということは、「新民説」以来の梁啓超の論点であることを説明した上で、『開明專制論』を提出した背景及び『開明專制論』の内容を具体的な分析するとともに、民衆の政治能力を高めることは開明專制を実施する目的である、ということを考察する。

3. 第三部について

第三部 「辛亥革命以後における梁啓超の民権思想の深化—民本思想に基づく中国民主政治の進路」では、今まで体系的に検討されてこなかった梁の「中等社会」論をめぐって考察を行う一方、梁啓超の提唱した「全民政治」、「国民運動」理念を分析し、更に、梁の晩年の代表作である『歐遊心影録』(1920)、『先秦政治思想史』(1922)、『儒家哲学』(1927)を中心に、梁の伝統的儒家思想、とりわけ儒家の民本思想に対する思考とは何であるか、晩年の彼が民権に対していかに考えていたかという問題に焦点を当て、分析を試みる。

第1章「梁啓超の「中等社会論」における賢人政治思想—民権論の新たな発展の一環として—」においては、中国のどの階級が民主変革の使命を担うことができるかという問題を手がかりにして、「中等社会」という階層は近代中国の歴史において、果たしてどのような役割を果たしたのか、梁の中等社会論の実質は何であるかという問題に着目し、分析することによって、梁啓超の治国理念（開明專制論）と儒家の賢人政治思想の関係を明らかにする。

第2章「賢人政治から国民政治へ—梁啓超の立憲政治に対する新たな思索」では、梁啓超の「全民政治」論と「国民運動」観を中心に、梁啓超の賢人政治から国民（全民）政治への思考の変化は、それまでの彼自身の提唱した「賢人政治」からの脱却であるか、また梁啓超の言う「国民運動」における「国民」とはどのレベルの存在であるか、という問題

に焦点を絞り、梁啓超の「全民政治」論と国民運動觀をめぐり、若干の考察を試みる。結論として、「賢人政治」から「国民（全民）政治」への視点の転換は、梁啓超が賢人政治の理念から脱皮したことを意味するのではなく、立憲政治の構想を放棄したことを意味するのでもない。梁啓超が提唱した「国民運動」は、「市民」を主体とする、平和的な運動に限られているものである。

第3章「梁啓超の晩年における民権思想—民本思想における建設大業」では、梁啓超の晩年の著作である『欧遊心影録』（1920年）、『先秦政治思想史』（1922年）、『儒家哲学』（1927年）を中心に、梁啓超の生涯を貫く儒家思想への対応問題を取り上げて、欧遊帰来後（1918年12月-1920年3月）の梁啓超の東西文明觀を分析した上で、彼が中国の伝統思想に対して、いかなる考え方を持っていたか、また、儒家の民本思想、西洋の民主政治をいかに認識していたか、さらに、中国がどのような社会を構築すべきかという問題を考察する。

本論の結論としての終章においては、梁啓超の民権思想の特徴は何であるか、梁啓超の民権思想の現実的意義はどこにあるか、さらに今後の課題と展望をいかに考えているかについて論じる。

第一部戊戌変法前における梁啓超の民権論—民智の開発を中心に

第一部では、梁啓超が民権を語り始めた最初より、やがて民権に心酔していく過程を考察した上で、彼の民智の開発を第一に見なす考え方について論じる。まず「第1章『時務報』時期における民権の紹介」は、上海で『時務報』の主筆（1896.7-1897.10）であった梁啓超の変法に対する考え方を注目し、康有為が官制改革に主力を注いだのに対して、制度の変革より民智を先にするべきであるという梁の民権の見解について、考察を行う。続く「第2章 湖南時務学堂における民権革命論の鼓吹」で、梁啓超が湖南時務学堂において、いかに民権に心酔したかを分析し、とりわけ「時務学堂課芸批」と「学堂日記」における梁啓超のコメントを中心に、梁啓超の時務学堂における民権の宣伝を分析したい。

第1章『時務報』時期における民権の紹介

はじめに

梁啓超は、中国近代思想史において極めて大きな役割を果たしている。彼の思想については、これまで実に多く論じられてきた。ことに彼の新民説、彼の思想と明治日本の啓蒙思想との関連については中日双方の研究者によって多くの研究が行われている¹。一方、梁啓超の思想における重要な出発点である民権論、とりわけ戊戌変法前における彼の民権思想についての研究は決して十分ではなかったと思われる。そこで本章では、戊戌政變前における梁啓超が民権に対していかなる考え方を持ち、いかなる視角から自己の民権論を設定していたかという点に問題を限定し、この面から多少の考察を進めたい。

周知のように、戊戌変法以前から、「民権を興す」ことは梁啓超の非常に重要な政治主張であった。藤井隆が指摘したように、梁にとっては、民権の伸張は単なる変法の一項目ではなく、それこそ変法の主眼ともいべき重要性を持っていた²。この時期、梁啓超は相次いで「變法通議」、「論中國宜講求法律之學」、「古議院考」、「論中國積弱由於防弊」、

¹ 主なものを挙げておく。Joseph · Levenson, *Liang Ch'i-ch'ao and The Mind of Modern China* Harvard University Press, 1953; Chang, Hao. *Liang Ch'i-ch'ao and Intellectual Transition in China (1898-1907)*, Cambridge: Harvard University Press, 1971. Huang, Philip C. *Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism*. Seattle: University of Washington Press, 1972. 張朋園著『梁啓超與清季革命』(中央研究院近代史研究所、1964年) 日本では、永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静(1) —康有為梁啓超の日本亡命とその後の動静」(『信州大学人文科学論集』第一号、1966年)、宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」(『中国—社会と文化—』第5号、1990年)、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と日本』(みすず書房、1999年)。中国においては、特に20世紀の90年代に入ると、梁啓超についての研究はかなりの進展を見せる。例えば、李喜所・元青の『梁啓超伝』(人民出版社、1993年)、夏曉虹の『覚世與伝世—梁啓超的文学道路』(上海人民出版社、1991年)、蔣広学の『梁啓超與古代學術的終結』(江蘇教育出版社、2001年版)などが挙げられる。

² 藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」『広島修大論集』人文編、第41巻第1号(2)、2000年9月、157頁参考。藤井隆は梁啓超の戊戌前後の民権論の、その連續性と不連續性を検討した。藤井氏は明治の自由民権運動における「民権論」を参考にして、戊戌変法期における梁啓超の民権論は明治の民権論と異なり、「天賦人権」という概念が欠如したことや、自然権としての権利(right)をまったく欠いたことを指摘した。(前掲藤井隆文、165-166頁)

「論君政民政相嬗之理」等の一連の文章を発表し、湖南時務学堂の授業にも激しい批評を書いている。その内容は概ね、変法・民権・救国という三語に要約できる。救国は目的で、変法は救国の手段であり、民権は変法の核心的な内容である。梁啓超自身は「民権を興すこと」の重要性を認識しながら、民権が旦夕で興せないことも意識している³。ゆえに民権を唱える彼は、「民智を開く」ことの重要性を強調し、民権と民智とは極めて密接な関係を有している、と繰り返し主張している。戊戌変法前に民権を興すと梁啓超が言うとき、その民権思想がどのような性格を持っていたのかについては、梁自身の思想の内在的理の上で見逃すことができない重要な問題であると思われる。そして彼の民権論は、単に孤立的に存在しているのではなく、「民権」と「君権」、「民権」と「國権」、「民権」と「民主」など複雑な関係にあるので、それらの検討も必要であると考えられる。

本章では、『時務報』⁴時期における梁啓超の民権に関する視角は、如何なるものなのかという問題に焦点を当て、それに加えて、梁啓超は民権と國権、民権と君権の関わり方をいかに認識していたのかを明らかにしたい。

1. 梁啓超の民権論の提出

1.1 学校を興す—民智を開くことを第一義とする

中国の長い歴史の中で、清末は一つの激動した転換期と言って良い。この時期の清朝は、伝統的な政治的権威、社会秩序が崩壊しつつあり、内憂外患に悩まされていた。そして、思想、文化の領域をコントロールする力が徐々に衰えていく一方、西洋の思想、文化が少しずつ浸透し始め、権利、自由などの概念が断片的に中国社会に伝わってきた⁵。そのような流れの中で、洋務運動の発展について、物質的な面のみならず、政治制度に関しても、西洋社会の優越性を素直に認めようとする思索者が現ってきた。19世紀70年代以降、郭嵩燾、薛福成、黃遵憲らの日記や著述の中に、「自由」、「民権」、「平等」、「民主」などの言葉が出ている⁶。こうした中で、日清戦争後、社会改革に关心を向けていた梁啓超は彼

³ 梁啓超は「古議院考」（「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『飲冰室合集・文集一』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、94-96頁）の中で、君権と民権の結合を主張する一方、當時中国の現状において、議院を設立するには、議院という制度よりも、学校を先にし、まず学校を興さなければならないと主張している。更に、「論湖南應辦之事」、『飲冰室合集・文集二』、41頁）においても、民権が旦夕でできないと論じている。

本論で参考となる『飲冰室合集』は林志鈞編、上海中華書局、1936年のものである。また『飲冰室合集』は『飲冰室文集』と『飲冰室専集』から構成された合集であるため、以下には略称として『文集』と『専集』と記す。

⁴ 『時務報』時期とは、すなわち1896年7月（光緒22年）から、1897年10月（光緒23年）にかけての、上海を中心に活動を行った時期である。

⁵ 班偉「清末における「権利」概念の受容—梁啓超の権利論を中心に」『山陽論叢』第6巻、1999年12月、48頁参考。

⁶ 郭嵩燾の1878年5月19日（光緒四年四月十八日）の日記に、「西洋政教以民為重、故一切取順民意、即諸君主之國、大政一出之議紳、民權常重于君」という記述がある（『郭嵩燾日記』第三巻、湖南人民出版社、1982年、506頁）また、薛福成も日記に「歐洲的君民共主之國、其政權亦在議院、大約民權十之七八、君權十之二三」と記述しているように、民権に関する考え方を示した。（『出使四國日記』

の師である康有為とともに、中国の政治舞台に華々しく登場した。1895年、日清戦争の講和会議が下関で開催され、台湾などの割譲や膨大な賠償金を求める日本の苛酷な要求内容が北京に伝えられたが、5月2日、梁啓超、康有為を始めとする挙人1300名は連名して、「拒和」、「遷都」、「變法」の三点を柱とする上奏文—所謂「公車上書」を朝廷に提出した。彼らが起こしたこの事件は、日清戦争敗北以後の中国で急激に展開される變法運動の皮切りとなる事件であった。以後、梁啓超は康有為の右腕となって、強学会の創立や『時務報』の創刊に力を入れ、維新運動の主役の一人として活躍した。

戊戌以前、上海『時務報』時期の重要な論説で、梁啓超の最初の著述とも言うべき「變法通議」には、「民權」に関する主張はあまり表れていないものの、「民智を開く」ことを強く呼びかけている⁷。「變法通議」は、『西學書目表』と並んで、『時務報』時期の梁啓超の最も代表的な論説であった。村尾進氏が指摘したように、その自序を見ると、十二種類に分類され、全六十篇を構想したようであるが、後の梁啓超がしばしばそうであったように、未完のままに終わっている。発表されたものは、ほとんど科挙、学校、師範、幼学、訳書、變法に関する内容で、いずれも学校論、もしくは科挙改革を中心とする近代的教育論と見なされているものである⁸。「變法通議」には、冒頭の「變法通議自序」と「論不變法之害」の二篇は、變法の核心とも言うべき考え方を述べ、次の「論變法不知本源之害」において、学校が全ての根本であることを説いた。そして以下は、学校論の「総論」、各論（科挙、学会、師範学校、幼学、女学、訳書、学校余論）からなっている⁹。

その中で、注意しなければならないのは、「梁啓超の「變法通議」が学校論と銘打たれるからといって、そこから、直ちに梁啓超が説いているのは西洋の近代的な学校教育の普及である、ということはできない」¹⁰ということである。むしろ、「今、變法を口にする者は、主として「練兵、開鉱、通商」の三つの事を言うが、学堂を興さなければ、たとえば、鉱山を開くにも、その機械を西洋から買い、実地の指導は西洋人に仰がなければならない。これはいかに「練兵、開鉱、通商」に務めても、ただ外国を利用するだけで、中国の富強を図ることはできない」¹¹、故に「新政を求めようとするならば、学校を興さなければならない、それは本源を知ることである」¹²と梁啓超は、学校を興すことの重要性を説いた。

卷五、湖南人民出版社、1981年、225頁)

⁷ 「變法通議」は学校論を中心としており、過激な論は展開されなかった。むしろ『時務報』初期の論説に関しては、当時士大夫の関心であった民權に関する議論としては、汪康年の「論中國參用民權之利益」などが激しかったといってよい。(『汪康年師友書札』(一)、上海古籍出版社、1986年、341頁(二)1622頁参照)。また汪康年の民權論を考察した研究は、佐藤慎一の「1890年代の「民權論」」(金谷治編『中国における人間性の探求』、創文社、1983年)が挙げられる。

⁸ 村尾進「万木森々ー『時務報』時期の梁啓超との周辺ー」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1997年、49-50頁参考

⁹ 同上、50頁参考。

¹⁰ 同上、55頁。

¹¹ 「變法通議・論變法不知本源之害」、『時務報』第3冊(1896年8月29日)、『文集』1、9頁。

¹² 同上、9頁。

「興学校、変科挙、改官制」¹³は今日（筆者注：今日とは変法期（1895-1898）を指す）の急務であるが、梁によれば、新しい人材に求められるものは「智」である。梁啓超自身の言葉を借りると、「故に今日自強を言うならば、民智を開くことを第一義と為すのである」¹⁴。それでは、一体どういうふうに民智を開けばよいかといえば、それは「学校を興す」以外には方法がない。梁啓超の見るところでは「変法の根本は人材を育成することにあり、そのためには学校を開設する必要があり、また学校を開くには、科挙制度を改革しなければならない、以上の全てを成功させるには、官制を改革すべきだ」ということになる。変法の主眼を「学校を興し、科挙を変じ、官制を改める」に置くことは、梁啓超のみならず、彼の師である康有為も同じである。ただ現実においては、「康有為が官制を改める点に主力を注いだのに対して、梁啓超は学校を興し、学会を開き、民智を開くことに力を入れた」¹⁵。彼が変法運動の時期に書いた文章のもっとも多くは、民智の開発の問題であり、先に述べた「変法通議」は自序を合わせて十四節のうち、八節までが全てこの問題に触っていたのである。

ところで、民智を開くことの重要性は、梁啓超ばかりではなく、康有為や嚴復などもみな一様に主張している。嚴復は、周知のように、中国の自強のために、「民力、民智、民徳」を向上しなければならないと主張しているし、康有為にも、「人間の智の発達が社会進歩、文明の展開を促進する」¹⁶という考え方を見られる。梁啓超も民智を開くことを主張していることは既に見たが、ここで重要なのは、いかなる方法で民智を開くかという問題である。そこで、梁啓超の提出した方策は、他でもなく、「学校を興す」ことによって、人材を育成することである。しかしながら、学校を興せといった梁啓超の中には、理想的な学校はどういう姿なのかについて、彼は新興学堂を批判しつつ、徐々にあるべき学校の姿を抽象的に、論理的に描き出した。梁啓超は、京師同文館、水師学堂、武備学堂のような新興学堂の続出する傾向に批判的な態度を取っている。彼が新興の学校を非難する理由は、次のように要約できる。第一に、いずれも芸を教えるばかりで、政と教を教えず、学校の主要な教習は西洋人で、言語、文字の教育を主とすることである。第二に、新興の諸学校が、中国の伝統学術、所謂「中学」を軽視する点に、梁啓超は最も深い危惧の念を持っている。それゆえ、中学の必要を強調して、「今日の天下により、西法を参考にして中国を救おうとするものは、ただ西文に通じ西籍を肆にするのみではいけない。必ず経術に通じ、史に熟し、律に明らかで、天下郡国の利病に習い、わが中国の天下を治める所以の道に通曉する者でなければならぬ」¹⁷というような人材を育成しなければならない。つまり

¹³ 同上、10 頁。

¹⁴ 「変法通議・学校総論」『時務報』第 5 冊（1896 年 9 月 17 日）、『文集』1、14 頁。

¹⁵ 市古宙三著『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971 年、250 頁参照。

¹⁶ 「康有為初期思想—『康子内外篇の考察』」、坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1982 年、158 頁。

¹⁷ 「変法通議・論訣書」『時務報』第 27 冊（1897 年 5 月 22 日）、『文集』1、64 頁参考。

り、梁啓超の言う理想的学校は「六經諸子を以て經となし、西人の公理公法の書を以て輔として、天下を治める道を求める。歴朝の掌故を以て緯となし、ギリシャ、羅馬の古史を以て輔として、古人の天下を治める法を求める。当時の時勢に適切な者を以て用となし、各国の近政近事を以て輔となして、今日の天下を治めるに必要な者を求める」¹⁸という学校であろう。

1.2 民権と国権、民権と君権

「変法通議」の「論不變法之害」（1896年8月）が発表されて約2ヶ月後の1896年10月に、梁啓超は「西學書目表後序」¹⁹に「君権が日に益々尊ばれ、民権が日に益々衰えた。それは中国を弱体化させた根本原因」と言い、「君権」に対置される概念として、「民権」を提出した。これは筆者管見の限り、梁啓超が「民権」に関する見解を示した最初のものである。そして、ほぼ同じ時期に「論中國積弱由於防弊」²⁰と題する論評の中で、梁啓超は「権」の概念について自分なりの見方を示した。この論評の主眼は「秦から明までの二千年の間、法禁は日増しに密となり、政教は日増しに衰える。君権は日増しに尊ばれ、国威は日増しに損なわれる」²¹ということである。文章の最後に、彼は「西洋人曰く、人々はそれぞれ自主の権がある。自主の権とは何か、各々が為すべきことを尽くし、各々が得るべき利を得ることだ。これは即ち「公」である。こうすれば、自ら天下は太平になるはずだ。しかし、弊害の防止しか考えていない人は、支配者を有権にし、被支配者を無権にしようとし、各人の自主の権を取り上げて一人の人間に集中しようとする。これは私以外の何物でもない」²²と述べている。梁啓超は「公—私」という対置法に基づいて、「人々の自主権を抑えて一人に帰属させる」という封建的な君主專制制度を批判した。

この時、国家と民族の危機感に直面にして、梁啓超が最も強調したのは「民権」と「国権」の関係である。彼は、「地は人を積んで成り、国家は権を集めて成り立つものである。故に、権を全うすることができる国は強く、権が欠ける国は弱く、無権の国は亡びる。権を全うするとは何か、國の人々は皆固有の権を有することである。権が欠けるとは何か、國の人々のなかに権のある人もいれば、自ら権を持つことができない人もいる、ということである。無権とは何か、権の所在がわからないことである」²³と説いて、国権に対して民権を言う。人民がそれぞれ固有の権利行使すれば、国家は豊かになり、力の強い「全権の国」になる。梁啓超のいう「自主の権」とは、ある意味で民権であると考えられる。

¹⁸ 梁啓超「上南皮張尚書書」『文集』1、105頁参考。

¹⁹ 『西學書目表』は1896年（光緒22年）九月朔日の序例を附して、時務報館から石印本で刊行されている。「西學書目表後序」はもともと『西學書目表』に附された「讀西學書法」の巻末におかれたもので、後に「西學書目表後序」と題して文集に収められることになる。

²⁰ 「論中國積弱由於防弊」、『時務報』第9冊（1896年10月7日）、『文集』1、96頁。

²¹ 同上、96頁。

²² 同上、99頁。

²³ 同上、99頁。

当時、中国が弱まった原因は民権と君権の不均衡によるという認識があり、封建君主專制を非難する点で、当面「國權喪失」の窮地に立たされているのは、歴史上の「君權強化」による「民權欠如」の結果であるという考えを、梁啓超は持っている。

このような現状認識において、梁啓超は「古議院考」の中に「泰西の各国はなぜ強いか？答えは議院である。議院設立の意図はどこにあるか？答えは、君権と民権が合すれば、則ち情が通じる。議法と行法が分かれれば、則事が容易になる」²⁴と述べるように、君権と民権はいずれも必要とし合わなければならぬと断定し、民権と君権の結合を目指し、「議院の設立」を繰り返し呼びかけたわけである。こうしてみると、梁啓超において、「民権」、「君権」、「國權」の三者は、相互補完的な関係にあるものと考えられていたことが分かるであろう。この点は今後梁啓超の思想遍歴を考える上で重要な出発点となったのである²⁵。

1.3 梁啓超における議院開設

清末における「民権」という言葉の初出は、熊月之の考察²⁶によると、清朝の初代駐英公使となった郭嵩燾の 1878 年 5 月 19 日（光緒四年四月十八日）の日記に記した、「西洋の政教は人民を重んじ、そのため一切が民意に従って行われる。即ち、諸君主の国は、大政が議紳によって決められ、民権は常に君権より大きい」²⁷である。黄遵憲も、彼の力作である『日本国志』（1879-87 年編纂、1895 年刊行）の中で、既に「民権」の概念に注目し始めた。書中、彼は、明治日本の政治制度を紹介するに当たって、「近日、民心は徐々に西洋の法の影響を受け、ついに民権自由の説を唱えるものが現れてきた。（中略）人民はこの説に基づいて君主に要求するようになり、遂に連名で上書し君主に訴え、国会を開き、民権を伸張することを請う」²⁸と述べている。また、明治初期の地方議会制度を説明する際、「府県会議の制は西洋をまねたものであり、それを以て国是とし、民権を伸ばすのである、その意は甚だ美しい」²⁹と評論した。さらに、薛福成において、「欧洲の君民共主の国、その政権は亦議院にあり、およそ民権が十の七、八分を占め、君権が十の二、三分を占める」³⁰という民権への注目が見られる。その後、「民権」という言葉の使用は多くなり、19 世紀の 90 年代に入ると、変法論者たちの間に民権という言葉がしきりに使われるようになった。

日本語である「民権」という言葉が、黄遵憲らによって、中国にもたらされた可能性は高い。ただ、このようなルート解明の問題は本論文の議論の重点ではないので、ここで詳

²⁴ 「古議院考」、『時務報』（1896 年 11 月 5 日）第 10 冊、『文集』1、94 頁。

²⁵ 前掲班偉論文、51 頁。

²⁶ 熊月之著『中国近代民主思想史』、上海人民出版社、1986 年、9 頁。

²⁷ 『郭嵩燾日記』第三卷、湖南人民出版社、1982 年、506 頁。

²⁸ 黄遵憲『日本国志』卷一「國統志一」、1-2 頁、浙江書局重刊、1898 年（光緒 24 年）。

²⁹ 同上、『日本国志』卷十四、「職官志二」、37 頁。

³⁰ 薛福成『出使四國日記』卷五、湖南人民出版社、1981 年、225 頁。

しく扱わない。注意しなければならないのは、藤井隆が指摘したように、「日本においても、中国においても「民権」という語は殆どの場合、議院開設の要求という文脈の中で用いられ、その際、この語は「人民の政治参加の権利」を表す概念となっている点である」³¹。そういうことを見れば、この時期の梁啓超における「民権」の意味はそうした一般的な傾向の枠を出るものではないだろうと考えられる一方、彼の主張する民権論は彼なりの特徴を持っている。梁啓超は黃遵憲らの「民権」に関する考え方を受け継ぎ、「君権」に対置された「民権」への理解を示している。先に挙げた「君権が日増しに尊ばれ、民権が日増しに衰えた」という文に見られるように、君権と民権が対立関係にあるという梁啓超の考え方が窺えるが、しかしながら、彼は君権で民権を抑えることに反対しながら、民権で君権を廢止することにも反対した。梁啓超の基本的な主張は、民権は君権と対立関係にあるといつても、他方では、民権はある意味では君権に仰がなければならない。君権がなければ民権もまたありえない、というものである。このように、梁啓超は反「君権」でない立場を示すとともに、民権を擁護した。つまり、梁啓超の提起した民権の概念は相対性を持っていると言ってよい。

そういう梁啓超の認識は、先に少し触れたが、「古議院考」のなかで、既に示されている。「古議院考」は、西洋の富強の根源を議院に認め、議院を中国に設けるべきことを説いたものである。故に「君権と民権が合すれば、即ち情が通じる。議法と行法が分かれば、即ち事が容易に成る」³²と梁啓超は唱え、そして、「今日、中国を強くしようとするならば、議院という制度を恢復するほかに何もない」³³と議院の設立を強く主張している。にもかかわらず、今すぐ議院を開く時期なのか、ということについては、梁啓超の答えは、「未也」である。国は必ず風気が既に開き、文学が既に盛り上がり、民智が既に成ってから、議院を開設するべきである。今日、もし議院を開くなれば、それは国を混乱させる道である。故に、国を強くするには、議院を本とし、議院を開くには、学校を本とする³⁴、と梁啓超は議院尚早論を唱える。ここにも制度よりも民智を先にする梁啓超の観点が見られる。梁啓超はどのようにして専制制度を議院制度に変えるかを考える際に、特に民主啓蒙の重要性を強調したのである。のちの、「民権を興す」という主張についても、同様のことが見える。議院を開くことは中国が富強になる道であるが、その前に、準備しなければならないことがたくさんあり、「学校」を興すことはその根本中の根本である。故に終始「興学校」、「開民智」を繰り返し呼びかけている梁啓超の考え方はもう言うまでもないであろう。

³¹ 藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」『広島修大論集』第41巻、第1号(2)、2000年9月、159頁。

³² 「古議院考」『時務報』(1896年11月5日)第10冊、『文集』1、94頁。

³³ 同上、96頁。

³⁴ 同上。

2. 議院設立のより所—「與嚴幼陵先生書」と「論君政民政相嬗之理」

2.1 「古議院考」をめぐる厳復とのやりとり

梁啓超と厳復の間に、実は早い時期から書簡による交流は始まった。村尾進の考察によると、それは、光緒二十二年（1896年）年八月の書簡³⁵と、『天演論』の送付に言及した同年九月の書簡³⁶を挙げることができる。続いて、翌年2月に、『時務報』の梁啓超の論説に対する批判と忠告を主旨とする長い書簡が送られた³⁷。梁啓超は3月3日の康有為宛の書簡でこれに触れ、厳復の忠告は全て分かっていることばかりであるが、彼の学問は真に精密深遠で、書簡中の言葉に脳神経を刺激されたものがあった³⁸、と述べている³⁹。そうしたやり取りの中で、その後の3月末から4月初めの間に、「與嚴幼陵先生書」が作られ、厳復に送られた⁴⁰。『天演論』に対する評価、「教は保つべきかどうかに関する討論など、書簡にはいくつかの議論が含まれているが、その中で最も議論されたのは、『時務報』第10冊に掲載された「古議院考」をめぐるやりとりである。

厳復の批判の矛先は、主に「西政を言うのは、必ず古に推し、以てその従同の跡を求める」⁴¹というような「附会説」に向いていた。梁の「議院はもともと中国の古代にある」という論説に対して、厳復はそれを附会とみなし、西洋の議院に対応するようなものは中国の古代になかった⁴²、と反論した。ここで、注意すべきことは、厳復の言う「權」の概念である。「西洋の政治体制は、従来一君治民のモナーキー（満那棄）と世襲貴族共和政のアリストクラシ（巫理斯托格拉時）、そして、国民が政を取るデモクラシー（德謨格拉時、公産、合衆）の三つに分かれる。デモクラシーはギリシア、ローマの歴史に明瞭に取ることができ、他の二つの制度と互いに興廃を繰り返した。当時の制度は未だ今日のように完璧ではないけれども、しかし、これこそが民主主義の濫觴である。進化は胚胎に始まり、成体に終わる。従って、今日、西洋に民主政治があるということは、中国といえば、夏、殷の当時に、その起点となるような種子を既に含んでいたことを意味する、逆に言えば、はなから、その種子を含んでいない君主制の国、例えば、中国では、幾万年幾億年進化しようとも、「權」力が君主から民に移ることはありえない、あなた（梁啓超）の論は、当を得ない」⁴³と、厳復は梁啓超の附会説を批判した。

³⁵『汪康年師友書札』（四）、上海古籍出版社、1989年、3273頁。この汪康年の梁啓超宛の書簡から、厳復は「時務報」を高く評価した一方、『時務報』に百元の銀元を寄付した、という内容が見られる。

³⁶王栻主編『嚴復集』（第三冊）、中華書局、1986年、513-515頁。

³⁷「與嚴幼陵先生書」、『文集』1、106頁。

³⁸丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、77頁。

³⁹前掲村尾進の論文、42-43頁参考。

⁴⁰「與嚴幼陵先生書」、（『文集』1、106-111頁。）この書簡の作成時期については、一平「梁啓超〈與嚴幼陵先生書〉一文写作時間考」（『近代史研究』、1987年第2期、283-285頁）、及び、李國俊編『梁啓超著述系年』、復旦大学出版社、1986年、37頁に考証がある。

⁴¹「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『文集』1、94頁。

⁴²前掲村尾進の論文、43頁参考。

⁴³「論君政民政相嬗之理」1897年10月6日『時務報』第41冊、『文集』2、7頁。訳文は前掲村尾進の論文の43-44頁のものを引用した。

梁啓超は厳復の「附会論」への批判に対して、「(附会) は我が国の虚偽の習慣であり、是を踏襲するつもりはないが、報刊において、一般人相手に説く際には、こうやむをえないことであり、附会説の誤りは先生（厳復）の指摘でますますよく分かっている」⁴⁴と自ら、厳復の批判を受けている。にもかかわらず、その後、逆に厳復の説に対する疑問を梁啓超は表している。

中国古代に民主がなかったのと同様に、ギリシア・ローマの時代にも民主がなかった、と梁啓超は述べている。民主の局はギリシア・ローマから始まると西洋の史書が書いてあるが、あれは民主ではない。春秋三世説に従えば、拠乱世は多君が政治を行い、昇平世は一君が政治を行い、太平世は民が政治を行う。凡そ世界は、必ず拠乱世・昇平世・太平世という順序に進むのであるから、政治のあり方も多君、一君、無君という順になるはずである。多君には封建・世卿の二種類あり、(中略)西洋の古代は世卿に該当する。たとえ議院があったとしても、王族、世爵が代々その事を掌っていたのであるから、先生（厳復）の言う「權」の観点から言えば、民權はここにはなく、民主にも、なお程遠い。いったん民權が生じてからは、君權に返るということはありえないから、民主の局は中国だけに止まらず、地球万国にこれまでなかったものである⁴⁵、と梁啓超は反論した。

西洋の固有な民主政治の萌芽は、ほかならぬギリシャ・羅馬の古代にある、とした厳復の批判に対して、春秋三世説に基づいて、民主の局は地球万国にこれまでなかったものである、ただ、西洋はここ数百年、民気が大いに伸張し、勃興してきたが、しかし、中国はこれからも、民主の義を発揚すれば、数十年のうちに富強という点で西洋に並び、百年のうちに文明に進むであろう。西洋と中国の差はただ先後関係に過ぎない、と梁啓超は言っているものである。

2.2 梁啓超と三世進化説—「三世六別」説の提出

梁啓超の初期の文章を見れば、彼は行論の中で、繰り返し「春秋三世説」を根拠に、自分の論を展開したのである。それでは、梁啓超はどのように三世進化説に触れたのだろうか。彼の履歴を見ると、彼の師である康有為の「三世進化説」理論との出会いに言及しなければならない。「三世進化説」は梁啓超が康有為から継承した思想的土壤と言ってよい。議論の出発点として、まず康有為の思想遍歴を説明することにしよう。

康有為（1858-1927）は、清朝末期の変法維新運動の指導者として知られている。この運動の学問的な裏づけは、公羊学とよばれて、『春秋』についての解釈学の一つである。梁啓超と同じく広東省の出身である彼は、科挙の勉強にも、考証学風の経学に飽きて、仏

⁴⁴ 「與嚴幼陵先生書」、『文集』1、108 頁。

⁴⁵ 「與嚴幼陵先生書」、『文集』1、108-109 頁

教書や西学書を含む甚だしい読書を重ね、『新学偽經考』、『孔子改制考』などの著作を著した⁴⁶。1890年には、廖平の影響⁴⁷を受けつつ、「新学偽經」の説を唱え始めた。「新学偽經」の説とは、後漢以来依拠してきた古文經書は、実は前漢末の劉歆が王莽の新王朝を正当化するために捏造した偽作であり、真に依拠するに足る經書は、前漢に通行したもの以後は忘れ去られた今文經書である⁴⁸、とする説である。のちこの説を本に著した『新学偽經考』は古文經書⁴⁹は前漢末の劉歆の偽作であることを論証し、孔子を「改制教主」と見なす公羊学派の立場を主張しようとする書物である。ただ、この本の持つ意味は単に古文学派を批判し、經学における今文学派の立場を主張しただけでなく、さらに、正統派儒教の価値の根源を揺るがすという点にある。梁啓超の言葉を借りると、「清朝學術正統派の立脚点は根本から動搖し、…一切の古書は全て新たに調べて評価しなおさねばならなくなつた」⁵⁰。

「新学偽經」の説は、儒教そのものの解釈によって、中国の根本的な政治改革を理論的に正当化しようという康有為にとって、彼の政治理論の根幹をなすものであった。康有為の儒教再解釈は、「新学偽經」の説を出発点としていると言って良い。更に進んで、康有為は、彼が考える「真」の儒教の内容を検討する。この点に関する康有為の主張の核心は、孔子を改革者と見なす「孔子改制」の説にある。佐藤慎一が述べているように、「それまでの儒教の常識に従うなら、聖人君主の作った理想的な社会秩序は中国の上古に実在し、儒教經書とは、乱世に生まれた孔子が理想的秩序の衰退を悲しみ、その記録を編纂したものであった。つまり、孔子はあくまで編纂者として經書に関わったことに過ぎないと見なされてきたのである。しかし、この「常識」を、康有為は覆した。彼の理解によれば、儒教經書の説く上古の理想秩序は孔子が作り出したフィクションに他ならず、經書は自らの理想的な未来像を提示するために孔子が著したものであった、事実の記録では決してない」⁵¹。康有為によれば、今文經書の『春秋公羊伝』の微言大義の解釈によって孔子の描く理想的未来像は得ることが可能で、そして、人類は「拠乱世」「昇平世」「太平世」とい

⁴⁶ 康有為が『新学偽經考』を著したのは、光緒十七年（1891）年、三年後に正統派、保守派によって“世を感じ、民を誣るもの”と弾劾され、絶版を命ぜられた。（『中国の思想家』下巻、東京大学中国哲学研究室編、勁草書房、1963年、744-745頁参照）。一方、『孔子改制考』は、光緒二十二年（1896）年まで続けて編輯され、翌年の冬、上海大同訳書局から出版された。（坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、130頁参考）

⁴⁷ 康有為は光緒十五年末に郷里に帰って間もないころ、当時広東に来ていた公羊学者廖平にあって、その学説から強い示唆と影響を受けたと言われる。（小野川秀美「康有為の変法論」『清末政治思想研究』（1）平凡社、2009年、171-175頁参考）。

⁴⁸ 梁啓超『清代學術概論』、商務印書館、1921年、127-129頁参考。

⁴⁹ 古文經書は、前漢末に発見された、古代文字で書かれた經書であり、後漢以来の学者たちが經書解釈に際してテキストとして用いてきたものである。康有為によれば、古文經書は前漢末に朝廷の図書管理を担当していた学者である劉歆が、王莽が王權篡奪を正当化する目的で捏造した偽書であり、古文經書のある一部ではなく、古文經書全体が依拠するに足りないものである。故に、古文經書に依拠してきた従来の經書解釈もまた、依拠するに足りない事になるであろう。（佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、108頁参照。）

⁵⁰ 梁啓超著『清代學術概論』、130頁。

⁵¹ 佐藤慎一「梁啓超と社会進化論」東北大学『法学』五九卷六号、1996年、171-172頁参考。

う順序で発展する。康有為は、人類は孔子の予言の通り、この「三世進化」の説の路線に沿って進み、西洋諸国は当面この路線に先に進行したが、しかしながら、中国は変法を通じて、「三世進化」の正しい軌道に乗ることができると信じている。

康有為の弟子である梁啓超が、この「三世進化」の説に深く影響されたのはあり得るであろう。梁啓超の多様な改革論を一貫して基礎付けたのは、康有為の「三世進化」説であった。例えば、学校制度の整備の主張や、科挙制度の改革を求める主張などが挙げられる⁵²。特に、注目に値するのは、梁啓超は彼の師である康有為の「三世進化」の説を更に発展させ、1897年10月6日の『時務報』に掲載された「論君政民政相嬗之理」と題する論評に政体の進化に関する「三世六別」説を提出したことである。彼は、政治改革の基本的な方向を、次のように説明する。「天下を統治する形態には三世の段階がある。第一に、多君が政治を行う世、第二に、一君が政治を行う世、第三に、人民が政治を行う世である。多君の世には更に二世の別があり、第一に酋長の世、第二に封建及び世襲貴族の世である。一君の世にはまた二世の別があり、第一に君主（専制君主）の世、第二に君民共主（立憲君主）の世である。民政の世にもまた二世の別があり、第一に、總統のいる世、第二に總統なき世である。多君は拠乱世の政治、一君は昇平世の政治、民主は太平世の政治である。この三世六別は地球に人類が出現して以来の年数の長さに対応するものであり、まだその段階に達していないのにそこまで飛び越えることはできないし、既にその段階に達すれば、無理にそれ以前の形態にとどめておくことはできない」⁵³である。すなわち、人類史の歴史的必然として政体の進化を理解したのであり、したがって、これらの諸政体は段階的連続的に展開されるものであって、そこに決して飛躍や後退はありえないとされるのである。

梁啓超は三世説を解釈する時、最も進化要因である「智」を重視した。「吾これを聞く、春秋三世の義、拠乱世は力を以て勝ち、昇平世は智力相勝ち、太平世は智を以て勝つ」⁵⁴と述べているように、人間の智的進歩が歴史を動かす要因であり、人類の野蛮状態から文明状態への変化の要因でもあるという梁啓超の考えが読み取れるであろう。彼によれば、世界は今や「太平世」実現の方向に向けて進み、現に欧米諸国の一派は、「太平世」の政治制度である「民為政」を実現しているが、中国の場合、未だ一君為政の世（君主の世）の段階にあると見なされる。梁啓超の認識では、当時の中国は第二世の「君主の世」（君主專制）から「君民共主」（君主立憲）への過渡期にあった。そういう考え方によって、梁啓超は立憲君主制の実現を目指す変法維新運動の政治運動を開拓するようになる。

⁵² 具体的には、「変法通議・学校総論」（『時務報』第五冊、1896年9月16日刊、『文集』1、14頁）、「変法通議・論科挙」（『時務報』第七冊、1896年10月7日刊、『文集』1、21頁）のなかで、「三世進化」の論理で展開される内容がみられる。

⁵³ 「論君政民政相嬗之理」（『時務報』第四十一冊、1896年10月7日刊、『文集』2、7頁）、日本語訳は西順蔵『原典中国近代思想史』第二冊、岩波書店、1977年、196-197頁参考。

⁵⁴ 「変法通議・学校総論」（『時務報』第五冊、1896年9月16日刊、『文集』1、14頁）。

さらに、梁啓超は「民為政」をまた「民主の局」とも言っているが、彼によれば、政体の変遷については、政体の赴くところは民為政であるが、民為政あるいは民主という制度は必ずしも民権とは一致しない⁵⁵。国の強弱は結局民主による、民主も固より当然の事である。君主とは何か、私である。民主とは何か、公である。しかしながら、公は固より人治の究極の法則だが、私もまた人類が生存する為の拠り所である。公と私は、そのどちらかに偏るわけにはいかない。これもまた物の道理として動かせないことである。...中国では今全く閉ざされ、民情もまったくバラバラという情況の下、それを疎通しようとするなら、まず合しなければならない。...例えば、民主はもとより時局を救う善図だが、ただ現在は民の義がまだ講じられていないので、むしろまず君權を借りることによってそれを移行していくほうがよい⁵⁶、と梁啓超は述べている。ここで、君主（私）一民主（公）という対項に、私である君主と公である民主のどちらにも偏向せず、その結合を目指している梁啓超の考え方を見られる。民主はよい方法ではあるが、今の中国の現状に向いていないので、むしろ君權を借りて移すほうがいい、と梁啓超は主張している。つまり梁啓超は『春秋』の公羊三世説に基づく三世六別の歴史発展法則を根拠とし、中国もまた「民為政」（民主の政治）が将来実現される必然性を主張した上で、現在の中国が一君為政の段階にあり、今後民権を興すことによって数年後には中国も民主の国に移行すると考えた。

終わりに

以上の如く、『時務報』時期の梁啓超は、『變法通議』を通じて、自ら自分の変法理論を打ち出すとともに、彼の師である康有為が政治改革に専ら力を入れたのに対して、言論・教育機関における活発な活動によって、民智を開くことに力を注いでいた。それのみならず、彼は学校を興し、西学の輸入を提唱しながら、「中学」の必要性も強調した。

一方、この時点の梁啓超は、民権を提唱し始めたものの、民権と君權の調和を主張していた。そして、民権と國權に関しては、彼は國權に対する理解はさほど深くはなく、國權よりもまず人民の各々の「自主の権」の獲得を強く主張していた。

その後、1907年10月、彼は『時務報』を離れて、湖南時務学堂へ赴任した。「湖南時務学堂」時期の梁はいかに民権に心酔したのか、またどのように民権を宣伝していたのかという問題は、続く第2章で考察することとしたい。

⁵⁵ 藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」『広島修大論集』人文編、第41巻、第1号(2)、2000年9月、160頁参考。

⁵⁶ 「與嚴幼陵先生書」、『文集』1、110頁。

第2章 湖南時務学堂における民権革命論の鼓吹

はじめに

戊戌変法前における梁啓超の民権思想は、総じて、学校を興すことによって民智を開くという時期と、民智の開明を通して民権を伸ばすという時期の二つの時期に分かれる。前者は梁啓超が上海で『時務報』の主筆として務めた時と言ってよいが、後者は主に湖南時務学堂の総教習として赴任していた時期と言うべきである。『時務報』時期において、梁啓超は民権に関して、ただ端緒を紹介しただけで、あまり公言しなかったが、湖南時務学堂の主講として赴任して以来、民権に心酔するようになった。それのみならず、彼は大胆に湖南巡撫陳寶箴に湖南の自治を進言し、民権の伸張を湖南で具体化する方策を論じた。

「今日中国を論ずる者は必ず民権を興すと言う、しかし、民権は旦夕でできることではない。権は智より生ずる」¹と述べているように、梁は民智を開くことを第一義だとしている。

戊戌変法前における梁啓超の民権思想は、その端緒の紹介から、民権への心酔へと変化を示しているが、その中で終始一貫しているのは、民智を開くことを民権興起の前提と見なしている点である。それは戊戌前における梁啓超の民権思想の一つの重要な特徴と言える。本章では「時務学堂課芸批」と「学堂日記」における梁啓超のコメントを中心に、梁啓超の時務学堂における民権の提唱を分析したい。

1. 湖南時務学堂への赴任—民権に心酔する

1.1 梁の赴任前後の背景

日清戦争の敗北を機に、中国の弱さを目撃した帝国主義列強は、一斉に中国への侵略を拡大し、勢力圏を獲得するための競争が激しくなった。特に 1897 年の冬にドイツの膠洲湾を占領した事件をきっかけに、中国は列強による分割の危機に直面し、いかに分割の危機から脱するか、という問題が、有識者の間で盛んに議論された。梁啓超が湖南学堂に赴任した時はちょうどこののような時であった。こういう背景の中、梁啓超は 1897 年 11 月（光緒二十三年十月）、上海の『時務報』を離れて、湖南の時務学堂の招聘に応じて、総教習として赴任した²。

湖南はもともと守旧と称しているが、日清戦争の敗戦によって、他の地域と同様、士大

¹ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、41 頁。

² 梁は 1897 年 11 月 1 日に(光緒二十三年十月七日)上海を離れ、1897 年 11 月 16 日(光緒二十三年十月二十二日)湖南長沙時務学堂に到着したという。(丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社、1983 年、85-86 頁参考)

夫層の間に危機感が高まり、同時にそのころ湖南では、巡撫陳寶箴、学政江標、その後任徐仁鑄³、按察使黃遵憲を中心とした変法運動に共鳴し、理解を持つ官僚が相次いで着任したことと、湖南の紳士譚嗣同、熊希齡等と呼応し、革新の気運がいっそう促進された。湖南時務学堂は1896年（光緒二十二年）王先謙⁴らの郷紳によって中体西用を旨とし、中学のみならず、洋務的な西学の修得をも標榜して設立されたものであった。この学堂は熊希齡が運営責任者となって、中文総教習に梁啓超を、西文総教習に李惟格⁵を招いたので、教育内容は康有為の万木草堂に近いものになり、公羊学や、大同思想を講じ、「西学」も科学、技術に限らず、西洋の政治思想を語り、民権を論じた。さらに、講義の内容は民族問題にまで及び、「密かに『明夷待訪録』、『揚州十日記』等の書物を印刷し、秘密に配布して、しきりに民権革命を唱えた」⁶。こうした時務学堂の教育は湖南の青年たちに強烈な刺激を与え、変法運動の高まりと共に、その影響は学堂の外にまで広がった。このことは王先謙、葉徳輝⁷をはじめとする湖南の保守的な郷紳層をも刺激し、やがて変法運動に対する敵対勢力を結集させることとなった。

ところが、梁啓超は総教習に赴任して以来、時務学堂の教育方針を変えた。梁啓超自身の言葉を借りると、「当時、我々は當に民権革命論に心酔し、日夜これを互いに鼓吹し、箇記や批評は殆どがそういう内容を宣揚するものである」⁸、さらに「我々の教育法には二つの旗幟があった。一つは陸王派（陸象山、王陽明）の修養論であり、一つは『公羊傳』などを借りた民権發揚の政治論である。…正月の休暇で学生達が帰省し、我々の「怪論」を宣伝しだすと、大きな反動が巻き起こった」⁹。のち、梁啓超らが時務学堂で宣伝した民権論は湖南の守旧派に強く非難され、戊戌政変を引き起こす原因となった。

³ 徐仁鑄（1863-1900）、字は研甫、光緒十五年（1889）の進士である。徐致靖の長男で、當時翰林院の編修として湖南の教育観察を行っていた。梁啓超らと交わり、父に康梁等の推薦を依頼、政変後、革職された。

⁴ 王先謙（1842-1917）、字は益吾、号葵園、湖南省長沙の人。同治四年（1865年）進士。光緒六年（1880年）国子監祭酒、光緒十一年（1885年）江蘇学政となる、光緒十五年（1889）官を辞する。維新変法に反対する郷紳の大立者であった。

⁵ 李惟格（1855-1918）字は一琴、江蘇省吳県の人。イギリスに留学し英語、フランス語を学んだ後、日本、アメリカで科学技術を学ぶ。光緒二十三年に湖南時務学堂の西学総教習となる。のち湖南製造局提調兼南洋公学校教授。光緒三十年、製鉄業考察のため海外へ派遣され、翌年漢陽鉄廠總弁になった。光緒三十四年に該廠が合併により漢治萍公司となると、その協理に選出された。以後、一貫して製鉄業の発展に尽した。（島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻、岩波書店、2004年、369頁、注79参考）

⁶ 梁啓超著『清代學術概論』、141頁。

⁷ 葉徳輝（1864-1927）清末から民国にかけての学者。字は煥彬、卽園と号した。光緒18（1892）年の進士。吏部文選司主事となつたが、早く官を退いて郷里で著述に専念。著書に『六書古微』、『書林清話』など多数。（世界大百科事典の解説による）

⁸ 「時務学堂『箇記残』卷序」（1922）、『梁啓超全集』第七冊、北京出版社、1999年、3920頁、以下は『全集』と記す。

⁹ 丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社、1983年、84頁。

1.2 変法の基礎理論

梁啓超の心酔した「民権論」を理解するために、議論の展開上、先ず康有為、梁啓超らによる変法派の理論を簡単に述べ、彼らの思想形成の一端を概観しておく。変法運動を支えた理論といえば、それは公羊学と結合した大同思想、それに西欧から輸入された進化論である。先に既に述べたように、康有為は『新学偽經考』(1891年、出版後まもなく発禁)、『孔子改制考』(1897年)を著した。この二つの著書が巻き起こした反響は大きく、梁啓超は『清代學術概論』の中で、これらを台風、火山の大噴火に譬えたほどであった。康有為は儒教そのものの抜本的な解釈を通じて変法を正当化しようとした。変法運動の理論基礎は康有為の儒教再解釈とも言うべきである。

後漢以後の儒教が依拠してきた古文經書が実は偽書であり、眞の儒教經書は前漢の時代の今文經書以外にない、と康有為は『新学偽經考』の中で主張した。さらに進んで、『孔子改制考』において、康有為は今文經書の『春秋公羊傳』の「微言大義」の解釈を通じて孔子の描く理想的な未来像を得ることができると言い、人類は「拋乱世」→「昇平世」(小康)→「太平世」(大同)の三つの段階で進化する¹⁰と述べている。つまり、孔子の改革の理念を理解するために、今文經書、とりわけ『春秋公羊傳』に求めるべきである。孔子は素王として、百世を救う制度文物を創作し、太平大同の理想世界へたどり着く道を予言したものであり、このような微言大義を汲み取って、今日の政治の中で実現することこそ、中国の危機的状況を開拓する唯一の方策であると¹¹、康有為は信じた。そして、今文学派は、古文学派と異なり、經書、とりわけ『春秋』を単なる歴史記述と見ず、「改制」の理想を説いたものであると考える。「制を改める」ために「古に託する」ことが必要であったのは、「改制」のよりどころを古に求めることによって、現実に対する批判に根拠と説得力を与えようとする意味があった¹²。梁啓超は、康有為の「改制」という言葉の意味を、「一種の政治革命、社会改造の意味である」¹³と説明している。

このように、康有為は「三世進化説」と大同思想を結合し、一種の発展段階説である進化史観を形成した。康有為の見るところ、世界の現状は、国際において、諸国家間の武力紛争が絶えないという点でいまだ「拋乱世」の性格を色濃く残しているものの、国内政治について言えば、中国の場合には、「三世進化」の過程で明らかに遅れている、故に、変法とは、遅れていた中国を改革する作業である¹⁴。康有為は当時中国のおかれた段階を昇

¹⁰ 朱琳「梁啓超における中国史叙述—「専制」の進化と「政治」の基準」、『人文学研究所報』52、2014年8月、101頁参考。

¹¹ 坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、117頁参考。

¹² 西順蔵編『原典中国近代思想史』第二冊「洋務運動と変法運動」岩波書店、1977年、37頁参考。

¹³ 梁啓超著『清代學術概論』、130頁。

¹⁴ 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、107頁参考。佐藤慎一は『近代中国の知識人と文明』において、19世紀後半から20世紀の初頭に至る約半世紀あまりの近代中国の転換期において、中国の知識人が彼らを取り巻く環境の変化をいかに意味づけ、いかなる方向へ中国を変化させようとしたかという問題をテーマとして論じ、そして、近代中国における世界像の転換過程を分析している。また、取り上げた思想家の中での、変法派の代表的な人物である康有為の政治改革

平の過渡期と見て、「大同の世」つまり「太平世」に至るために、変法が必要であることを説いた。このように「三世進化説」は、変法運動の基礎理論として提示された。

一方、進化論は、日清戦争後、亡国の危機感が高まった時期に出版された歴史的『天演論』によって急速に普及された。「優勝劣敗」「弱肉強食」を説く進化論は、当時中国がおかれた国際環境の情況を説明するのに最も説得的な理論枠組みを提供した。「優者」のみ存続できるのであるから、自ら優者にならなければ淘汰される。それゆえ、こういう競争の社会で存続するには、抜本的な改革が必要であるという危機感を抱いていた多くの中国人は、危機に対処する方向を社会進化論によって与えられ、その救国と変革の必要性を自覚するようになった。そういう役割を担った進化論は「三世進化説」と相俟って、変法運動の理論根拠になっている。

1.3 湖南時務学堂の教育方針

湖南時務学堂の教育方針について、既に触れたが、実は、梁啓超は湖南へ赴任する前から、それを定めていた¹⁵。したがって、授業において梁啓超が急進であったのは、決して偶然ではなかったのである。梁啓超の友人である狄楚青先生¹⁶、名は葆賢、の記した一文において、次のような記述がある。「任公丁酉年（1897年）の冬月（十月）、湖南の時務学堂に赴任しようとしていた時、同人たちと〔教育〕の進め方の主旨について話し合った。第一は漸進法、第二は急進法、第三は立憲を本位とすること、第四は徹底改革によって、民智を開き、種族革命を本位とすること、である。当時、任公は第二、第四の二つの主義を強く主張した」¹⁷。更に、時務学堂に行くなら、どういう授業をするのか、どういうふうに授業を進めるのか、という授業の内容と方法について、湖南に行く前に、梁啓超は既に一定の準備をした。そういう梁啓超の準備の様子を映し出しているのは、梁啓超が陳三立と熊希齡に宛てた書簡である。

「伯巖（陳三立）¹⁸、秉三（熊希齡）両兄：使いの者からお手紙を拝受しました。懇切に丁重にして深甚なるお言葉、恐懼に堪えません。本来、今月（十月）の三日に出発の予

理念（儒家經書の再解釈）と梁啓超の社会進化論を取り上げて考察し、中国文化の過程を、儒教の本来の理念の実現として捉えている。佐藤氏によれば、康有為は儒家經書は古代の記録という体裁を取りつつも、実は孔子が自らの政治変革理念を託したのであると理解した。その一方、「真なるもの」（普遍性）と「自己のもの」（中国固有）とに「附会」ができない場合にはどうするのかという問題意識から、真理と孔子のいづれが優先されるべきかという問題に対して、梁啓超は社会進化論の枠組みで「三世進化」を捉えるが、普遍的な真理は固有の価値を持つので、孔子の言説と一致するか否かは全く関係なく、真理 자체として最優先で受け入れなくてはならないと認識した。

¹⁵ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、87頁。

¹⁶ 狄楚青（1873-1941）江蘇溧陽人。康有為の弟子である。1900年唐才常の自立軍の勤王の役に参加し、失敗後、日本に亡命した。

¹⁷ 狄記『任公先生事略』、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、87-88頁参考。

¹⁸ 伯巖は陳三立の字である。湖南巡撫陳寶箴の子で、光緒乙丑の進士。官は吏部主事。当時黄遵憲らとともに、湖南で父を助けて新政を進めていた。政変後、革職となる。

定でしたが、穣兄（汪康年）が一琴（李惟格）を数日引きとめたために、七日に（一琴）と一緒に出發することにしました。たぶん十五日前後には湖南に着くはずです。分教習はぜひとも自分で選ばせていただきたい、そうしてはじめてこちらの思い通りに働いてもらえますから。超がみた広雅書院と両湖書院では、どちらも分教習と総教習との間がうまくいっておらず、殷鑑とすべきです。それゆえ、超は当初、講義の便のために湖南で分教習を求めるつもりでしたが、近頃よく考えてみると、それは必ずしも適當ではないという気がしたため、分教習として選ばれたのが韓孔庵君、名は文挙、葉湘南君、名は覺邁という人で、彼らと一緒に赴く予定にしています。超の考え方では、学堂と書院の両方の長所を兼ね備えることとし、西洋語をあわせ学ぶ者を内課として学堂のやり方で教えて、中国の学問だけを学んで西洋語を学ばない者を外課として書院のやり方で教えていくつもりです。

…〔学堂の〕章程〔規約〕と功課を大雑把ながら作ってみたので、湖南到着後に御指正下さるようお願い申しあげます（後略）」¹⁹。

この書簡を読んで分かるように、梁啓超、李惟格両者を招聘することについて、陳三立、熊希齡は熱意を持っていた²⁰。が、その時、梁啓超の条件は、自分から分教習を選ぶということであり、結局分教習に選ばれたのは、いずれも康有為の門下で、韓文挙、葉覺邁である。そしてさらに、熊希齡は「上陳右銘中丞書〔陳右銘中丞に上る書〕」のなかで、梁啓超の赴任前後の状況を述べた。「思いますに、昨年（光緒二十三年）、学堂を創設した際、梁卓如を教習に招聘いたしましたのは、公度觀察（按察使代理・黃遵憲）がその端を発し、江建霞（江標）、鄒元帆及び希齡と伯巖（陳三立）が皆それに賛成し、続いて張雨珊〔張祖同〕²¹、王益吾（王先謙）も彼らを推奨しました。（中略）分教習を招聘する件について、卓如は湖南への招聘を受けるとすぐに手紙を寄越し、伯巖および希齡との間で、よく連携するために、また派閥にとらわれた偏見を避けるために、中国の学問（中文）の分教習は、中国の学問の総教習が、西洋語の分教習は、西洋語の総教習がそれぞれ招聘すべきであると取り決めました。学堂の規定や課程において、いかなる書を読むべきか、いかなる学を学ぶべきかについては、卓如（梁啓超）が湖南に到着するや否や、その条目を定め、各官、各紳士に送付しました。彼らは持ち寄って話題にし、皆それでよしとしたのです。卓如はこの指導法に従ったのであって、希齡一人が許可したわけではありません」と²²。この書

¹⁹ 中国近代史資料叢刊『戊戌変法』（二）、上海人民出版社、1957年、592頁。日本語訳は丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第一巻）、岩波書店、2004年、156頁の訳を参考に、適宜訳語を変えた。

²⁰ 学堂に招聘すべき教習については、中文総教習に梁啓超、西文総教習に李惟格を招くことに内定した。梁啓超、李惟格の招聘は、署按察使黃遵憲にその端を発し、江標、熊希齡、陳三立及び王先謙、張祖同らも賛意を著した。（『清末政治思想研究』（1）、小野川秀美、平凡社、2009年、304頁参考）

²¹ 張祖同、字は雨珊、湖南省長沙の人。王先謙とともに梁啓超の招聘に賛成し、時務学堂前後して設立された輪船公司の責任者となったが、後に湖南の新政に対して、保守派からの反発が強まると、王先謙、葉德輝と共に変法派への批判を強めた。

²² 中国近代史資料叢刊『戊戌変法』（二）、上海人民出版社、1957年、585頁。日本語訳は『梁啓超年譜長編』、第一巻、丁文江、趙豊田編、島田虔次編訳、岩波書店、2004年、157頁の訳参考。

簡において、熊希齡は、「皆贊成之」、「群以為可行」ということを強調したのである。そもそも湖南時務学堂は、光緒二十二年（1896年）12月のころ、王先謙らによって設立を申請された。王先謙は当時比較的開けた態度を取り、熊希齡らにほぼその歩調を合わせていたのである²³。熊希齡が陳寶箴に言いたいのは、時務学堂の教科書と科目の選択については、梁が勝手に決めたのではなく、自分も勝手に決めたのではなく、皆の意見を聞いてから実行したことであろう。

このように、事前に制定された教育方針に基づいて、梁啓超が時務学堂において、急進法を取り、種族革命を主張したのである。後年、『報界歡迎会に莅んでの演説の辭—言論界における私の過去と将来』（1912）に「蓋し當時、私は学生に向かって、ただ単に民権に心酔するのではなく、民族感情をも憚らず語っていた」と述べているように、梁啓超の反満、排満の感情が見られるといつてよい。

1.4 「時務学堂課芸批」と「学堂日記」—梁のコメント

梁啓超は当時、言論の方面について、例えば、民権、平等、大同の説を提唱したことや、保國、保種²⁴、保教の主義を展開したことについては、『時務学堂遺編』²⁵に収められた学生の箇記〔読書ノート〕に対する批評が参考になる。これらの批評はのち、王先謙、葉徳輝を中心とした湖南の守旧派に大いに非難された。残念ながら、『遺編』に収められたものは、既に当時の言論における最も急進的な部分が削除されていたので、ここでは『翼教叢編』²⁶に収められている幾つかの条を挙げ、梁啓超の広い範囲における民権に関する議論を見ておく。

(1) 「今日、変化を求めようとするなら、必ず天子の降尊から始めなければならない。まず拝跪の礼を改めるということをせず、上下そろって相変わらず虚文に習んでいるために、ややもすれば外国に笑われることになる。(『翼教叢編』五、六頁に引く「時務

²³ 小野川秀美『清末政治思想研究』(1)、平凡社、2009年、304・305頁参照。

²⁴ 十九世紀末から二十世紀にかけて、進化論は積極的に中国に取り込まれた。厳復、梁啓超たちによって優勝劣敗、適者生存という進化論の議論が人種のランクづけと接合され、自身を皇帝の子孫である「黄種」と強く意識した変法派の知識人たちは保種、保教の実現を懸命に模索していた。(石川照子書評、坂元ひろ子著『中国民族主義の神話--人種・身体・ジェンダー』、『史学雑誌』(史学会編)15巻、8号、2006年8月、1449頁参考)

²⁵ 『湖南時務学堂遺編』清光緒二十四年（1898年）長沙初版。1922年北京香山慈幼院重印、全四冊。本は、第一冊に梁啓超の「湖南時務学堂遺編序」(民国十一年壬戌正月二十六日)、及び彼の手になる「学約十章」「読孟子界説」「読春秋界説」、続いて「湖南時務学堂第一集答問」を収め、第二冊～第四冊に「時務学堂初集 箇記」を収める(丁文江、趙豐田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻、岩波書店、2004年、371頁、注96参考)。この書の内容については、『清末政治思想研究』(1)、小野川秀美、平凡社、2002年所収、317・327頁参考。

²⁶ 蘇輿編『翼教叢編』は光緒二十四（1898年）年戊戌秋八月に編集されたもので、出版社不詳。『翼教叢編』は『湖南時務学堂遺編』の原刻本と改刊本をあわせ引用し、そして、学生の日記に対する梁啓超の批評を記した未刊の手書きの引用も載せる。従って、当時の言論の激しさが見られる。本文が底本としたのは、沈雲龍主編、近代中国史料叢刊第六十五輯、『翼教叢編』、文海出版社、1971年所収のものである。

学堂課芸」の梁批〔梁啓超の批評〕

(今日欲求變化必自天子降尊始、不先變去拜跪之礼、上下仍習虛文、所以動為外國訕笑也)

- (2)『春秋』は大同の学であり、いたるところ民権を主張している。六經の内の民権についての箇書を編集すれば、一冊の書物になるぐらいであり、偉觀ともいるべきものである。(同上)

(『春秋』大同之学、無不言民権者。盍取六經中所言民権者、編輯成書、亦大觀也。)

- (3)「屠城、屠邑〔都市の破壊、虐殺〕は、すべて後世の民賊〔民に害を与える者〕の仕業であり、『揚州十日記』を読むと、とりわけ大いに憤りを覚える。それゆえ、この殺戮世界は急ぎ公法²⁷〔万国公法〕によって収めない限り、人類は滅びるかもしれないことが分かる」(『翼教叢編』五、八頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(屠城、屠邑皆後世民賊之所為、讀『揚州十日記』尤令人發指毗裂。故知此殺戮世界非急以公法維之、人類或幾乎息矣)

- (4)「万国公法では、人の國を取ろうとすれば、必ずその民心大いに従い、そして後にその國を我が物とすることができます。ゆえに民権を興すものは、断じて亡ぶべき道理がない」(『翼教叢編』五、八頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(公法欲取人之國、亦必其民心大順、然後其國可為我有也。故能興民権者、斷無可亡之理)

- (5)「議院は西洋に創造されたものとはいえ、実は我が五經、諸子、伝記におけるいかなる議論を挙げても、議院という意を持つものが多い。君統甚だ長く、敢えて言う人がないのが惜しまれる。」(『翼教叢編』五、九頁に「時務学堂日記」の梁批)

(議院雖創于泰西、實吾五經諸子伝記、隨舉一義、多有其義者、惜君統太長、無人敢言耳)

- (6)「二十四朝の中で、孔子の王号に当たりうる人はない。時には数人の霸者がその間にうまれてはいるけれども、そのほかは皆民賊である。」(『翼教叢編』五、九頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(二十四朝、其足當孔子王号者無人焉。間有数霸者生于其間、其余皆民賊也)

- (7)「衣服は末事であるけれども、人身に切なる事最も近い。故に変法は先ず衣服を変えないものはない。これが変えられれば、変えることのできないものはない」(『翼教叢編』五、八頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(衣服雖末事、然切于人身最近、故变法未有不先变衣服者。此能变、無不可变也)

以上の七条はいずれも時務学堂の学生の劄記(読書ノート)や日記に対する梁啓超の批

²⁷ 康梁らの変法派は、万国変法を太平世=大同世界を実現するための公理を体現したものと見なしていた。「西洋人のフーゴ・グロチウス等は、無官無位の身でありながら、公法の学を作り、万国がこの公法を遵守している。思うに『春秋』という書物は、孔子が定めた「万世の公法」なのである。...西洋の政治家は、必ずことごとに公理公法の学に根拠を求め、これを統治の基本原則としている。『春秋』は公理公法の折衷であって、学問をする者は必ず『春秋』に通じなくてはならない、その上で現実への応用が可能である」(『翼教叢編』四、「猶軒新語」) この文章は梁啓超が湖南学政徐仁鑄のために代作したものといわれる「猶軒新語」の一節だが、『春秋』に対して「万世の公法」という評価が与えられる。(佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、99頁参考)

答である。残念ながら、『翼教叢編』に収められた諸カ条には、学生の誰がどのような質問をしたのかは、明らかにしなかった。故に、質問者と質問の内容はわからないのである。にもかかわらず、それを通して、我々は梁啓超の考えをたとえ一部分であっても、窺うことができる。

ここで提示しておくべきことは、時務学堂における梁啓超の民権宣伝が、実は、君主專制への批判と表裏一体の関係にあるということである。梁啓超はここで、民族の危機を救おうとする熱意や、封建君主專制に対する憤りを民権の宣伝によって、集中的に表現した。これらの批評からは、専制の廢止・議院の開設・民権の興起という維新派の意向が窺われる。第(1)条と第(7)条における、拝跪の礼を改める、衣服を変えるという梁の主張は、君臣の尊卑を唱える「君臣の綱」に対する批判であり、政体の変革という意味も込められている。第(2)条と第(4)条からは、民権を儒家經書の記載に結びつけて、民権の宣伝を正当化する梁の意図が窺える。第(3)条と第(6)条は、民権と排満の宣伝をかねたものと考えられる。いずれにせよ、これらの批評からすれば、時務学堂を中心に、君主專制を攻撃することによって、維新の人材を養成し、湖南に民権を基盤とする新政の展開をしようとする梁の構想は明らかとなつたのである。

近代西洋の思想を中国に取り入れるとき、それを正当化するために、中国の知識人たちがよく利用したのは「附会」の理論であった。「附会論」とは、外来の事物を中国の固有のものと結び付けることによって、その導入を正当化する論理をさす。時務学堂における民権の宣伝は、特に第(2)条からすれば、まさにこの論理に基づいて展開されたのである。梁啓超にとって、民権というものが、そもそも『春秋』の至るところにあるものであり、中国自身に備わっていたものである。そのゆえに、彼は民権を説くのに、しばしば『孟子』を引く。例えば「孟子言う、民を貴しと為すと、民事緩むべからず、故に全書言うところの仁政、言うところの王政、言うところの不忍人の政、皆以て民のためにするなり。泰西諸国の今日の政は、殆ど是に近し。わが中国孟子の学の絶えたるを惜しむなり」²⁸と述べているように、梁は儒家の民本思想と西洋の民権思想の類似性を指摘し、「民権」の源流が古来中国に存在すると認識している。

『翼教叢編』に収められた以上の諸カ条は、梁啓超の批答を収録しただけで、その日記や読書ノートを書いた学生を明らかにしなかつた。一方、『時務学堂遺編』に収録したものには、質問者を明確にした場合がある。例えば、時務学堂の学生である張伯良の劄記に対する梁の批答には、こういう内容がある。「凡そ権利と智慧はお互いに依存するものであり、一分の智があれば一分の権利がある、百分の智があれば、百分の権利がある。それは少しも見逃すことが出来ない。一国の自立を求めようとすれば、必ず先ず国民の智を一国の政治を行なわれるレベルに上げさせなければならぬ、そして後に一国の自立が可能

²⁸ 「読孟子界説」『飲氷室合集—文集三』、18頁。（日本語の訳は坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、285頁の訳参考）

になる。今日の中国最大の悪いは「民智不開」ということである。民智が開けず、人材も不足し、たとえ権利を与えられても断じて（国）を守ることができない。」²⁹ここで、梁啓超は権と智とを結びつけて、民権を興すために、まず民智を開くことを第一義に考えなければならないと主張した。これは先に列挙した中の第（4）条とあわせて考えると、民智を開くことによって、民権を興すのは、国を救うことができるという梁の考え方を窺うことができるのである。

更に、時務学堂の学生である蔡良寅（鍔）の質問（孔子大一統所以泯殺機也。今日賢士大夫欲督其督、郡其郡、邑其邑、無乃與夫子大相刺謬乎？）³⁰について、「古今の万国が強盛になる所以は、多くの小さい国を合わせて一つの大きい国としない者はない、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストリア・ハンガリー帝国、日本、スイスという国を見れば、皆そうである。昔、お互いに争って弱かった国も、今日一つに合すれば強国となる。孔子の大一統の意味は正にここにある。アメリカ、日本などの諸国が行った各事を見ると、皆数種の大きな政事は政府に任せて実行してもらう、たとえば、海軍、陸軍、刑律、交渉などで、それ以外の地方の各公務は各地方に行わせ、政府は干渉しない。それは最も善い方法である。が、中国の場合は正反対である。例えば、海軍の類は一者に帰するべきであるが、然るに、南洋（水師）と北洋（水師）は各自勝手に振る舞い、互いのことを顧みない。一件の窃盜事件のようなものは、州県で審理すれば十分であるが、朝廷まで審理することになるのは、どれだけおかしいことであろう。しかし今日に至っては、尚且つこのような方法をあわせ用いても整頓することができず、故に、中国は単に十八の国に（筆者注：当時中国には十八の省がある）なるだけではなく、四万万（筆者注：当時中国の人口は四万万人、つまり四億人がある）の国になるわけである。国権の喪失は、これ以上のものはない。政府も既に望むべくもなく、則ちやむを得ず、督撫と州県に望むのである。仮に一省、一府、一県の整頓があれば、そのほかの省、府、県はまた万が一の望みがないわけではない」と梁啓超は答えた。国権の喪失、そして分割、亡國滅種の危機に瀕して、さらに「政府も望むべくもない」という現状において、いかに中国をその窮地から救うのかということについて、梁啓超は、中国が西洋に学び、地方の督、撫、州、県にもっと自治の権力を与えるべきである、と主張した。

続いて、李沢雲の質問³¹に対する「国と国の間がお互いに通じれば、即ち文教がますます盛んになる。必ず国界を破り、而して後に大同と言うべきである。（国與国相通、則文教愈盛。必破国界、而後可言大同）」³²という梁啓超のこのコメントは、葉徳輝に最も非難

²⁹ 「湖南時務学堂札記批」（節録）李華興・吳嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、61-62頁。

³⁰ 「問一條」、蔡鍔著、曾業英編『蔡松坡集』、上海人民出版社、1984年、3頁。

³¹ 李沢雲の質問はここでは不明である。李華興・吳嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年62頁による。

³² 李華興・吳嘉勳『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年61-62頁。

されたものである。「康梁を非難するものは、概ねその民権、平等、改制の説を攻撃するに止まる。私によれば、康と梁の誤謬は、とりわけ「種を合して教を通ずる」という諸説にあると思う」³³、「近世、時務を唱えるものは、必ず夷夏の防を破ろうとし、中、外の教を合すると欲する。それについては、私は断じて賛同できない。」³⁴と葉徳輝が攻撃したように、当時、その時務学堂の講義は、湖南における新旧対立の端を開いた、といつても差し支えない。そして、攻撃の焦点となったのは、康有為の改制の説と共に、大同の説である。葉徳輝らからすれば、梁啓超の講義は、全くその師康有為の説に基づくものである。梁啓超が説を立てるより所は、西学ではなく、実は康学に過ぎない³⁵。梁啓超がその師である康有為の大同思想を宣伝することは、湖南の保守派の代表である葉徳輝からすれば、到底容認できないことである。

後年、梁啓超は、いかに民権に心酔したかについて、「啓超は毎日四時間教室により、夜は学生の箇記を批評し、毎条に千言に及ぶ者があり、しばしば夜を徹して寝る時間もない有様であった。主張するところは当時一派の民権論であり、また多く清代の故実について語り、失政を挙げ、盛んに革命を唱えた。学術を論じては、荀卿より以下、漢唐宋明清の学者を完膚なきまでに攻撃した」³⁶と述懐する。この述懐を通じて、我々は当時梁啓超の思想の激しさを窺うことができるであろう。湖南時務学堂では、孔子改制と大同の説が盛んに鼓吹された。そして、『公羊』、『孟子』を教える³⁷という大同と改制を旨とする講學の方針からすれば、先に列挙した諸カ条は、大同があり、時政に関する批判もその間に現れる。梁啓超の学生の箇記に対する批評、即ち学生との間の答問の内容も予想されるであろう。更に、梁啓超の民権の主張は、いずれも時務学堂の内部に留まり、その内容が世間に知られたのも、梁啓超の公の宣伝ではなく、帰省した学生の口によって社会に流布されたからなのである。

2. 「今日策中国者、必興民権」—湖南の自立を説く

2.1 権は智より生ずる

梁啓超は湖南時務学堂に赴任して約一ヶ月後の、1897年12月14日に、湖南巡撫陳宝箴に書を送って（「上陳宝箴書」）、湖南の自立を説いた。その内容をまとめてみれば、「今日中国の危機を脱却する道は変法しかない。ただ変法のことを政府当局に望んでも無理である以上、内陸の一、二省の自立をさせることこそ中国の一条の生きる道である。督撫に

³³ 「葉吏部與俞恪士觀察書」、『翼教叢編』卷六、文海出版社、1971年、441-442頁。

³⁴ 「葉吏部與南学会皮鹿門孝廉書」、『翼教叢編』卷六、文海出版社、1971年、415頁。

³⁵ 同上、416頁。

³⁶ 梁啓超『清代學術概論』、141頁。

³⁷ 同上。

自立を説くのが大逆無道、狂悖の言であることは知りながら、敢えて湖南の自立を主張する。湖南には陳宝箴の下に黄遵憲、徐仁鑄というような人材があり、あたかも天が湖南を自立させ、中国を存立させようとするかのようである。ドイツの膠洲湾占領の禍がやまないのであれば、今年にも分割の形勢にあり、何も言う事はない。もし五年の余裕があるならば、湖南は或いは滅びないであろう。陳宝箴に自立の意があるならば、自分の意見を述べたい」³⁸、というものである。このように、膠洲湾事件を契機として、梁啓超は湖南の自立を陳宝箴に説き、将来のことを考えて、準備すべきことを勧めたのである。

続いて、梁啓超は 1898 年 1 月に再び陳宝箴に「論湖南應辦之事」³⁹という書を送って、民権の伸張を湖南で具体化する方策を論じた。彼は「今日中国を策するものは、必ず民権を興すという。しかし民権は旦夕でできるものではない。権は智より生ずる。一分の智があれば一分の権があり、六七分の智があれば、六七分の権があり、十分の智があれば十分の権がある。…権と智は不即不離の関係にある。昔、民権を抑えようとするには、必ず民智を塞ぐことを第一義としてきたが、今日、民権を興そうとするならば、必ず民智を広めることを第一義としなければならない」⁴⁰と論じ、民権を興すために、民智を開くことが急務であると主張した。そして、さらに、「一に民智を開き、二に紳智を開き、三に官智（官吏の智）を開く。この三者こそが一切の根本である」⁴¹と梁啓超は民権を興す方法を具体化した。

民智、紳智を開くとは、民権、紳権を伸ばすことと表裏の関係に立っている。主として時務学堂を中心に民智を開き、南学会を中心に紳智を開こうとするのが、おそらく梁啓超の構想である。「湖南の自保を望まなければそれまでであるが、もしそれを望むのであれば、六十余の州や県の風気を同時に開き、民智を同時に啓き、人材を同時に育成しなければならない。（中略）三年のうちに議論が悉く変わる」⁴²というふうにしなければならない。そのためには、「湖南全省の書院においては、官課、師課は改めて時務を課し、時務学堂に外課を設ける」⁴³ことが必要である。このように、時務学堂は民智を開き、結果的に民権を伸ばすことに主眼を置いている。

時務学堂を中心に民智を開く一方、梁啓超は紳智を開くものとしての南学会の設置を構

³⁸ 梁啓超「上陳宝箴書」、中国近代史資料叢刊『戊戌変法』（二）、上海人民出版社、1957 年、533-535 頁。

³⁹ 李国俊（『梁啓超著述系年』復旦大学出版社、1986 年、45 頁）によると、「論湖南應辦之事」は 1898 年 1 月に書かれたもので、4 月初に『湘報』（第 26-28 号）にも掲載され、後『飲冰室合集·文集三』に収録されたという。そして、李華興、吳嘉勳（『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984 年、79 頁）によれば、「論湖南應辦之事」は『湘報』の第 26 号～第 28 号に〔1898 年 4 月 5 日～4 月 7 日（光緒二十四年三月十五日～十七日）〕掲載されたという。

⁴⁰ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、41 頁。

⁴¹ 同上、47 頁。

⁴² 「論湖南應辦之事」、『文集』3、41 頁。

⁴³ 梁啓超がここで言う「外課」は、時務学堂の「内課」に対するものである。具体的に言えば、從来時務学堂の定員 120 名の学生に専門の学を修めさせるのは内課であり、別に外課を置き、広く各州・県から半年または一年ごとに学生を入学させ、風気を開き、学生の見識を高めるのが外課を設ける主眼である。

想した。彼は言う。「民権を興そうとするのは先ず紳権を興すべきである、紳権を興そうとするのは、学会を拠点とすべきものである」⁴⁴と。湖南で実際に紳智を開き、紳権を興す拠点となるべきものとしては南学会である。ところで、杜鋼健は、梁のいう紳権と南学会について、次のように説明している。「彼（梁啓超・筆者注）のいう紳権とは、主に都市と農村で一定の資産と学識を持つインテリー集団の権利を指す。そして紳権を興することは、学会を通じて、彼らの政治面における役割を發揮させようとするものである」⁴⁵。南学会は、民智・民権を開く前段階として、まず紳智を開き、紳権を伸ばす場として位置づけられた。学会と称してはいるが、実質上は地方議会の機能と規模を備えるようになり、湖南の新政や自治を推進する機関ともなった。梁啓超は、南学会は湖南の風気を大いに開き、湖南全省の新学の起点となつた、と評した。そして、紳権を民権の具体的な内容と定義している梁啓超は、紳権を興す道として、「故に、三代以上、悉く郷官を用う。両漢郡守、本郡の人を持って之を為すを得。而して功曹掾史、皆它郡の人を用うるを得ず。此れ古法の最もよき者なり。今の西人、是に如くは莫し」⁴⁶と述べ、中国古代の郷官制の復活を提案する。彼はまた「万事を新しく改めようとすれば、自ずと上下の事情に通ずることから始める。上下の事情に通じようとするならば、必ず古意に復し、西洋のものを取り入れて、郷権を重視すべきである」⁴⁷と言い、郷紳層が地方行政に参与することを主張した。

しかしながら、行政の権を握るものは官僚である。梁啓超は民権の伸張について、紳と共に官の協力を期待している。「今日民智を開き、紳智を開こうとしても、官の協力に手を借りなければならないものが甚だ多い」⁴⁸、故に「官智を開くこともまた万事の起点となるもの」⁴⁹であって、官の教育の機関として提唱されるものは、課吏堂の設立である。このように、官智を開くことは、民智、紳智を開くことと共に、「一切の根本」である。この三者によって、新政の障壁は除かれ、新政に協力する体制が可能となる。

当時中国は分割の危機に直面し、中国が「自振自保」することこそが、分割を防ぐための唯一の道であった。しかし、中国はあまりにも広く、積弊を久しく持っているので、直ちに風気を新たにすることは困難である。故に数省がまず規模を備え、そして他省に及ぼすならば、中国を保全する事は可能であろう、という梁啓超の考えが窺われる。しかし、「政府も望むべくもない」という現実に、「変法しなければ、決して存立の道がない」⁵⁰、ゆえに「中国の内陸に自立可能な省を確保しなければならない」⁵¹、それは「中国の一つ

⁴⁴ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、43 頁。

⁴⁵ 「梁啓超の人権思想—杜鋼健著『中国近百年人権思想』（香港：2004）」鈴木敬夫訳、『札幌学院法学』、22（1）、2005 年、56 頁参考。

⁴⁶ 「論湖南應辦之事」、『飲冰室合集・文集三』、43 頁。日本語訳は大谷敏夫著『清代政治思想史研究』、汲古書院、1991 年、496 頁の訳参考。

⁴⁷ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、43 頁。

⁴⁸ 同上、45 頁。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 梁啓超「上陳寶箴書」中国近代史資料叢刊『戊戌變法』（二）、上海人民出版社、1957 年、533 頁。

⁵¹ 同上。

の活路を見出すことが出来る」⁵²と梁啓超は湖南の自立の説を打ち出した。ここで梁啓超の言う「興民權」というのは、単にスローガンだけではなく、民權を興すために、民智を開き、紳智を開き、そして更に官智を開くという具体的な方策を出したものである。その努力により、湖南省の各地で、維新変法の気運が急速に高まった。

2.2 梁啓超における紳権と民権

先に引用した「論湖南應辦之事」の中に「民權を興すには先ず紳権を興すべきである」という梁啓超の民権に関する考えに対して、日本の場合、例えば、坂出祥伸氏や大谷敏夫氏によれば、梁啓超の言う民権は基本的には紳権に限定し、人民を対象においていない⁵³。一方、中国において、例えば、王先明氏や董正華氏の考えでは、民権は紳権の理論前提で、紳権は民権の具体的な内容であって、一方紳権を興すのは民権を興すことの一段階である⁵⁴。梁啓超は文中、「紳権」を言う場合、紳のことを郷紳と呼んだり、紳士といったりする。

「郷紳と紳士の間に多少の違いが、…現職の官吏ではない」⁵⁵というのが共通している。「紳智を開くことは何であるか？民間は地方公事がどういうことなのか分からず、一切の条理、皆悉くよく知らず、而して突然権を授かって、自ら対処することは、あたかも幼児が、コップと箸を与えられ、自力で飲食するようなものである。それは必ず不可能である。故に先ず民の優れた者（民之秀者）に公事を行わせる。…何ゆえに紳士を用いるのか？紳士は民間の情況をよく知っているからである」⁵⁶と梁啓超が自ら述べたように、郷紳、或いは紳士は現職の官吏でないという点で民に等しく、民間の事情に明るいという梁啓超の考えが見える。彼によれば、郷紳、あるいは紳士は現職の官でない以上、「官」に対する民であり、故に、民権を興すために、一般民衆の政治的自覚がまだ養成されていない現状のもとでは、先ず「民之秀者」である郷紳或いは紳士の権を興すのはごく自然のことである。つまり梁啓超の意識の中で郷紳、或いは紳士は「民」に対する存在というわけではなく、「民」に内包されるものとなる。戊戌政變後「政變以後、全ての新政が廃止されるが、ただ保衛局は紳民の支持をもらって、廃止に至らなかった。これも民権の一利益である」⁵⁷と彼が言ったように、梁啓超のいわゆる民権には、「民」の中に「郷紳」層が内包されると同様に、その民権のなかに「紳権」も包摂されると考えられる。

⁵² 同上。

⁵³ 具体的には坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、283頁と、大谷敏夫著『清代政治思想史研究』、汲古書院、1991年、481-482頁参考。

⁵⁴ 王先明「論“民権即紳権”—中国政治近代化歴程的一個側影」、『社会科学研究』1995年6月、96頁、董正華「近代中国人権觀念的嬗變—觀念史擧隅」『史學理論研究』2012年第2期、121頁。

⁵⁵ 市川宙三は、郷紳と紳士、紳衿の間の相違を具体的に分析している。具体的に彼の著書『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971年、339-340頁参考。また、徐茂明は「明清以来郷紳、紳士與士紳諸概念辨析」（『蘇州大学学報（哲学社会科学版）』2003年1月、第1期）の中に詳しくそれらの概念の内容について論じた。

⁵⁶ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、44頁。

⁵⁷ 梁啓超「戊戌政變記」（付録二、「湖南廣東情形」）『專集』1、143頁。

梁啓超が民権を唱えるとき、一般の民衆を対象にしないというわけではなく、逆に人民全体に対して民主を啓蒙し、民智を開くことによって、民衆自身の政治的自覚を促すことを期待している。その過程で、梁啓超はまず紳士或いは郷紳が政治に参加することによって、徐々に一般民衆の政治的自覚を促し、やがて政治の主体となることを狙ったものと思われる。梁啓超の「民権を興そうとすれば、先ず紳権を興すべきである」という主張から、紳権は民衆が徐々に政治に参加する過程において必要な踏み石のような存在であることが窺える。このように、梁啓超にとって、民権を興す過程は漸進的な過程で、先ず「民之秀者」の紳士の権を伸張し、そして人民一般に拡大する過程である。故に四民の代表で、救亡団存の中堅である⁵⁸郷紳層の権を興すのは、ある程度で民権を興すことを意味している。言い換えれば、たとえ紳権を興すのは完全に民権を興すことにはイコールではなくても、それが、少なくとも民権を興すことの一部分、或いは一段階と言えるであろう。

3.『翼教叢編』における湖南郷紳層の反発と梁啓超における早期民権論の問題点

3.1 湖南郷紳層の反発

梁啓超は光緒二十四年（1898年）の正月、長沙で病気になり、二月上海に戻って治療を受け、三月ほぼ治って北京に入った。そして、この年の会試に応じるとともに、康有為の革新運動に協力した。湖南時務学堂の総教習の席がそのまま残っていたが、名義のみで、梁啓超は再び長沙に戻ることはなかったのである。

梁啓超らは湖南で新政を推進し、大いに変法の必要性を説いた。が、湖南の郷紳を中心とした反発を招いた。「康梁を非難するものは、概ねその民権、平等、改制の説を攻撃する」⁵⁹と葉徳輝がいったように、彼らが反対したのは「新政そのものではなく、梁啓超らが時務学堂で提唱したような新学である」⁶⁰。湖南においては、新旧の対立が激しく、康有為、梁啓超に対する非難も厳しくなった。攻撃の焦点に置かれたものは、民権、平等、改制の説と共に、大同の説であった。そして、小野川秀美氏が指摘したように、「時務学堂での講義が、湖南における新旧対立の端を開いたといえる。梁啓超の講義は、全くその師康有為の説に基づき、その發揮に務めたものである」⁶¹。故に、そこに湖南の郷紳層を中心とした反発が生まれたわけである。こうした中で『翼教叢編』は彼らの力を結集して発行されたものである。

編集者である蘇輿はその序文において、「黃公度が湖南塩法道となり、大吏（陳寶箴）に進言し、康（有為）の弟子の梁啓超を招聘し、時務学堂の主講となった。梁はその師の

⁵⁸ 王先明「歴史記憶與社会重構—以清末民初紳権變異為中心的考察」『歴史研究』2010年第3期、7頁
参考。

⁵⁹ 丁文江・趙農田編「葉吏部與俞格士觀察書」『翼教叢編』卷六、文海出版社、1971年、441頁。

⁶⁰ 『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、151頁。

⁶¹ 小野川秀美『清末政治思想研究』(1)、161頁。

学説を説いて以来、士大夫たちは瞬く間に大義名分を顧みなくなってしまい、「康の学説」を教宗と奉るようになった。梁の言辞は康の『新学偽経考』『孔子改制考』を主として、平等、民権、孔子紀年などの謬説で補ったものである。六經を偽作とするのは経典を抹殺し、(孔子の教えを) 改制のために仮託されるものと主張するのは綱常を乱し、民権を伸張しようとするのは君主を無視し、孔子紀年の提唱は清朝の存在を知らしめないようにしようとする。…我が湖南では、例えば、王葵園祭酒（王先謙）、葉煥彬吏部（葉徳輝）など数人の先生がその奸悪を摘発し、徹底的に暴いている…私はこのような情況を深憂し、その真相を暴かなければ、人々が迷いから覚めることはないと考え、そこで、諸公の論説や朝臣の上奏文のうち、教や学に關係するものを率先して集め『翼教叢編』をつくり、これに「翼教」と名づけたのである」⁶²と言つて、その編集意図を示しているが、これによつても、『翼教叢編』の性格を知ることができるであろう。

小林武が指摘したように、蘇輿は梁が師康有為の説を主張したことを非難するわけだが、ここで注目されるのは、康梁の説を対項で意味づけていることである。つまり偽六經—滅聖經、托改制—亂成憲、倡平等—墮綱常、伸民権—無君上、孔子紀年—不知有本朝というふうに、この対項によって康有為の偽經説、孔子の改制説、民権、平等説などは既存の体制を否定するものであるということが示されるが、一方、蘇輿が擁護する価値の基準は聖經、成憲、綱常、君上という既存の体制であることが示されている。即ち康、梁らが既存の価値基準を否定するが故に反発を起こしたのである⁶³。

『翼教叢編』は六巻からなり、さらに「梁啓超上陳中丞書」、「梁啓超等與康有為書」という一巻を附している⁶⁴。その「序」にも明らかのように、康有為、梁啓超らを中心とする変法派の理論と行動を攻撃し、その影響を除く目的のもとに編集されたものである。この六巻の具体的な内容について、大塚博久は次のように説明している。「巻一に収録されたのは朱一新的「答康有為第一書」から「第五書」までの各編と洪良品の「答梁啓超論學書」である。巻二に収録されたのは、安維峻の康の『新学偽経考』の焼却を請う旨の上奏文を始めとし、許応験、文悌、孫家鼐による康有為への糾弾である。巻三は張之洞の有名な『勸学編』の二十四編の内から内編の「教忠」、「明綱」、「知類」、「正權」と外編の「非弒兵」の五編、及び王仁俊、屠仁守、葉徳輝らによる反変法の理論根拠を提示したものを収録した。巻四から巻六に収めた諸篇は、概ね、湖南省の変法運動に関するもので、量も多く、蘇輿がもっとも力を入れて収録したものであつて、編集の眼目はまさにここであつたといつてよい」⁶⁵。概観してみれば、巻一において康有為の理論的誤りを指摘し、巻二においては、康の行動がその私利私欲に基づくものであると糾弾し、その非聖無法、惑世

⁶² 『翼教叢編』、文海出版社、1971年、1-2頁。

⁶³ 小林武「清末の保守主義—その世界像の解体」、『待兼山論叢・哲学篇』第10号、1997年、24頁参考。

⁶⁴ 詳細は、大塚博久の「『翼教叢編』における政治思想—変法運動の展開と反動派の動向について」(『山口大学文学会誌』第19巻第1号、1968年8月)における『翼教叢編』の附表を参照する。

⁶⁵ 詳細は、前掲大塚博久の論文、51-62頁参考。

誣民が、国を危うくし後学に悪い影響を与えるものであると批判した。卷一と卷二は中央における変法派への批判であったとすれば、卷三と卷四は湖南における反変法運動の理論根拠である。卷五及び卷六は、湖南地方の人士と王先謙、葉徳輝らによる“邪説”一掃の為の戦いの記録であったといえるであろう⁶⁶。

『翼教叢編』の中で貫しているのは、有田和夫の説明によると、「第一に、あたかも変法論の核心であるかのように受け止められていた平等、民権、民主、改制というような言葉に対する反撥である。第二に、康梁派の議論がもともとの中体（中体西用）を西体に変えようとするものであるとする批判である。第三に、三綱五常という倫理道徳は疑問の余地がなく、その清朝の体制を擁護することは、正道の擁護、伝統文化の擁護に繋がる、との主張である」⁶⁷。特に、卷五の「嶽麓書院賓鳳陽上王益吾院長書」⁶⁸は、時務学堂における教育内容を非難し、梁啓超らの罷免を王先謙に要求した書簡である。その根底には、民権、平等の説が世を惑わすもの、湖南の人心風俗に有害なものであるという見方がある。『翼教叢編』は、「康梁の民権、平等、改制という変法論を批判し、守旧派のいう“正道”的擁護の立場の確認と宣言にほかならなかったのである」⁶⁹。

その中で、『翼教叢編』の卷三において、張之洞の『勸学篇』は、『湘学報』⁷⁰の第三十七期から（光緒二十四年四月一日）第四十五期（同六月二十一日）まで連載され⁷¹、反変法論の理論的な拠り所となっていた。なぜ張之洞は『勸学篇』を『湘学報』に掲載させたのか。その理由の一つとしては、小野川秀美が指摘したように、康有為、梁啓超をはじめとする維新派の民権宣伝の影響を除き、学問の方向を示し、湖南の人心を正すためである。⁷²。張之洞は『勸学篇』（内篇）の「明綱第三」において、「君は臣の綱であり、父は子の綱であり、夫は妻の綱である。（中略）聖人が聖人である所以、中国が中国である所以は、実はここにあるのである。故に、君臣の綱を知るのは、則ち民権の説は唱えるべからず、父子の綱を知るのは、則ち父子の同罪、喪の免れる、祀を廢する説は唱えるべからず、夫婦の綱を知るのは、則ち男女平権の説は唱えるべからず」⁷³と、「三綱」は中国の根本で、こういう倫理道徳の基準は絶対に揺るがしてはならないと主張し、さらに「民権の説に百

⁶⁶ 有田和夫の博士論文『近代中国近代史論』、115-116 頁参考。

⁶⁷ 有田和夫『近代中国思想史論』、汲古書院、1998 年、104-106 頁参考。

⁶⁸ 『翼教叢編』卷五、文海出版社、1971 年、349-362 頁。

⁶⁹ 有田和夫『近代中国思想史論』、汲古書院、1998 年、104 頁。

⁷⁰ 湖南維新派が創刊した刊行物である。江標、唐才常らが光緒二十三年（1897）4 月 22 日に長沙で発刊した。初めは『湘学新報』であったが、第 21 冊から『湘学報』に改名。湖南省内の著名な維新人士である蔡鍾浚・陳為鑑・楊毓麟・易鼐ら 20 余名が撰述。史学・掌故（後に時務）・輿論・算学・商学・交渉などの欄を設置。1898 年 8 月 8 日終刊。全 45 冊。

⁷¹ 『勸学篇』は内篇と外篇に分かれ、内篇は「本を務め人心を正し、外篇は通を務め風氣を開く」（『勸学篇』序）ことを主旨としている。内篇は中学、外篇は西学に重点を置いて、全書を貫しているものは中体西用の主張であり、保守と革新の間に立つ改良的な立場を取っていた。

⁷² 小野川秀美『清末政治思想研究』（1）、345 頁。

⁷³ 張之洞「明綱第三」『勸学篇』内篇、両湖書院光緒戊戌刊本。清・張之洞『勸学篇』、上海書店出版社、2002 年、12 頁。

害があつて一益もない」⁷⁴と民権説を反対した。

3.2 梁啓超における早期民権論の問題点

変法運動期の梁啓超は、民権に関して、その正面を切つて民権の主張を避けたことから、民権への心酔への変化を示している⁷⁵。なぜそういう変化が起こったか、その最大の原因は膠洲湾事件をきっかけとする深刻な民族危機と言えよう。先に少し触れたが、梁の民権宣伝と君主專制への批判とが、同じメダルの表裏の関係にあることは明らかとなった。先に引用した『翼教叢編』に「『春秋』は大同の学であり、いたるところ民権を主張している。六經の内の民権についての箇書を編集すれば、一冊の書物になるぐらいであり、偉観ともいるべきものである」⁷⁶とあるように、梁は民権の源流が古代の中国に存在するという「附会論」を利用し、民権の宣伝を展開した。それはある意味で君主專制攻撃に理論的な根拠を与える、民権観念の普及において功績が大きいと言える。ところが、後年彼が『先秦政治思想史』（1922年）に「民権の説は、中国の古代にはなかったものである」⁷⁷と述べたように、自ら民権の附会論を覆し、否定した。なぜ後年民権の附会論を否定したかは梁啓超の認識過程にそれなりの道筋があるが、ただ、少なくとも戊戌変法前における梁啓超は、西洋の民権説と儒家の民本思想の本質的な差異を認識せず、両者の類似性のみ認識していた。そして、「西政を言うのは、必ず古に推して、その従同の跡を求める」⁷⁸という附会論について、梁啓超自身もその弊害を既に意識した。にもかかわらず、それを利用したのは、一般人相手に説明するためであると梁は強調した。

後年の話であるが、日本亡命後の1899年に、梁は「飲氷室自由書—保全支那」の中で、孟子が言う民政は「保民也、牧民也」であり、その手段と意図が違うとはいって、民の自由権利を侵す点は同じである、と説き、結論として、「民というものは、独立を大事にし、権利を重視するべき」⁷⁹と指摘した。このように、梁は西洋の民権と儒家の民本思想との相異性を認識するようになった。それのみならず、「儒教の欠点は、もっぱら君のために説法し、民のために説法しなかった点にある。君のために『仁政を行え』、『民を恤め』、『民の好惡するところに従え』、『民の輿論』を聞け、と説くが、君がこれを行わなかつたときにはどうするか。従つて、儒教においては、君には権利と義務とがあるが、民には義務があつて、権利がない、儒教には民権思想が欠けている」⁸⁰と述べているように、梁は

⁷⁴ 同上、『勸学篇』（内篇）「正權第六」、清·張之洞著、2002年19、20頁。

⁷⁵ 梁啓超『清代學術概論』、139-141頁。

⁷⁶ 『翼教叢編』卷五（近代中国史料叢刊第65輯）文海出版社、1971年、353頁

⁷⁷ 梁啓超『先秦政治思想史』『専集』50、177頁。1922年、梁啓超は南京の大学や法制専門学校の学生を対象に講義を行い、その内容を『先秦政治思想史』という書物にまとめている。後、『飲氷室専集』に収録される。

⁷⁸ 「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『文集』1、94頁。

⁷⁹ 『飲氷室自由書』—「保全支那」、1899年12月23日、『清議報』33冊、『専集』2、40-41頁。

⁸⁰ 『論中国學術思想變遷之大勢』、『文集』7、55頁。日本語訳は市古宙三著『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971年、260頁の訳参考。

民本思想の本質もはっきり掴んでいるといってよい。このような発言をした梁啓超を、孔孟の民本思想を民権と見た日本亡命前の彼と比べれば、まるで別人のようである。梁啓超の民権思想には、日本亡命を境として、その前後に相当の開きが見られる。このような変化がどうして起こったか。梁啓超自身が「日本の東京にいること一年、少しだけ能く東文を読み、思想がこれがため一変する」⁸¹と述べているところから、この変化が日本という新しい知的な場によってもたらされたことは疑いない。ただ、この変化を解明するのは、本章の議論の重点ではないので、ここで詳しく扱わないことにする。

以上見てきたように、民権を唱えたのは変法維新期における梁の重要な政治主張である。梁は君主專制を極めて批判し、「今中国を策するものは、必ず民権を興すことを主張すべきである」と繰り返し強調した。それと同時に、民権を宣伝するために、「西政を言うのは、必ず古に推して、その従同の跡を求める」⁸²という附会論を利用した。先に少し触れたが、嚴復はそういう梁の附会論の利用を批判した。また、葉德輝は梁啓超の「六経にいたるところまで民権がある」という主張に対して、「六経のどこにその説があるのか」⁸³と反駁した。附会論の弊害を意識しながらも、それを利用したのは、新聞において一般人相手に説明するためである、と梁は弁解した。嚴復と葉德輝は、それぞれ異なった視角から、梁啓超の附会論を非難した。にもかかわらず、当時の梁にとっては、附会論は一種の手段であり、一般人を説得するための戦略であった。ともあれ、梁は、民権説が中国の古代に存在するという附会を行ったため、葉德輝を初めとする保守派に大いに非難された。その点は、梁啓超の早期民権論に見られる問題点であろう。

終わりに

梁啓超にとって、民権論を語り始めた最初より、やがて民権論に心酔していく過程を通じて、終始不变であったものは、「民智を開く」ことを第一と見なす視点である。『時務報』の主筆として務めた時も、『時務報』を離れて湖南時務学堂の総教習として赴任した時も、彼の「民権を興す」という主張は、「民智」を重視するものであった。梁が民智を開くことを主張したのは、単に一般的に知識を伝えるためではなく、中国人の民主を啓蒙するためであり、議院の開設の基礎を固め、人材を育成するためのものであった。

梁の民権思想は君主專制に対置され、数千年来続いてきた君主專制に大きな打撃を与えた。梁の主張した「人々に自主の権がある」⁸⁴という民権論は、守旧派学者や官僚から、「権が下に移れば、国は誰が治めるであろうか?民が自ら治めるというのであれば、君はまた何を為すというのか?これこそ天下を乱そうとするものである」⁸⁵と非難された。梁

⁸¹『三十自述』、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、175頁。

⁸²「古議院考」(1896年11月5日『時務報』第10冊)『文集』1、94頁。

⁸³『嶽麓書院賓鳳陽上王益吾院長書』『翼教叢編』卷五、文海出版社、1971年、353頁。

⁸⁴「論中國積弱由於防弊」、『時務報』第9冊(1896年10月7日)、『文集』1、99頁。

⁸⁵『嶽麓書院賓鳳陽上王益吾院長書』、『翼教叢編』卷五、文海出版社、1971年、351頁。

の民権論が君主專制への批判と表裏の関係にあったことが、逆に守旧勢力の攻撃を招いたと言えよう。しかし、少なくとも変法維新期における梁にとって、最も重要なことは、変法を通じて帝国主義列強による瓜分の危機を脱することであった。したがって、変法の核心的な内容である民権の伸張は、いっそう重要な課題となった。梁は民権の重要性を認識しながら、民権が旦夕で興せないことも意識し、民智を開くことを強調している。民智を開くことによって、民権を伸張し、国を守ることができるようになる、というのが梁啓超の「民権」に対する考え方であったと思われる。

戊戌変法前において梁啓超が主張した民権論の実質について述べれば、以下のとおりである。まず、その「民権」とは君権に対する民権であり、そして「民権」という言葉は主に「議院開設」という文脈で使われ、人民の政治参加の権利として認識されていた。そして、梁は終始民智を開くことを最優先にしてきた。彼は民権を興す道について、一般民衆の政治自覚はまだ養成されていない現状のもとでは、先ず「民之秀者」⁸⁶である郷紳或いは紳士の権を興すことを優先し、「民権を興そうとすれば、まず紳権を興すべきだ」と主張した。さらに、梁は三世六別という歴史の発展観に基づいて、民主政治が将来実現される必然性を主張した上で、現在の中国の現状では、民権と君権の結合が必要であると判断し、反「君権」でない民権を擁護した。また、梁は西洋の民権説の優越性を認め、それを取り入れる際に、儒家の民本思想との類似性を指摘し、民権を儒家経書の記述に暗合させる附会論を利用した。ともあれ、戊戌変法前において梁が主張した民権は、反「君主專制」ではあっても、反「君権」ではない民権であったと言えるであろう。

⁸⁶ 「論湖南応辦之事」、『文集』3、44 頁。

第二部 日本亡命期における梁啓超の民権思想の曲折

第2部では、第1部の戊戌変法期における梁啓超の民権論の考察に引き続き、日本亡命以降、日本を通じて、西洋の様々な価値観を受容しつつあった梁啓超が、民権に対する思索をいかに深化したかを分析し、梁啓超の「民」に対する見方を手がかりに、『清議報』時代の救国的民権論、『新民説』時期の「新民論」、及び「開明專制論」と人民の程度の問題をめぐって論じる。

まず、第1章「『清議報』時期における梁啓超の救国の民権論」では、梁啓超は民権と國權の関係をどのように見たか、また如何なる経緯で「國民」の概念を提出したかという問題を論じ、それを踏まえて、『清議報』時期における梁啓超の民権思想の特徴を考察することとしたい。

第1章 『清議報』時期における梁啓超の救国の民権論

はじめに

梁啓超は、中国近代史において極めて大きな役割を果たした人物であり、中国のジャーナリズムの先駆者の人とされている。周知のように、梁啓超は1898年の戊戌政变に敗れて日本に亡命し、まもなく、かつての『時務報』を受け継いで、横浜の華僑同志と共に『清議報』の発行を計画した¹。また彼は戊戌以前から民権を興すことを主張していた。戊戌変法期における梁啓超の民権思想を要約すれば、その民権は君権に対する民権であり、その「民権」という言葉は主に「議院開設」という文脈で使われ、人民の政治参加の権利として認識されていた。そして、梁は終始民智の開発を最優先としていた。後年、彼は回想の中で「『時務報』時期²において、民権に関しては、ただその端緒を紹介しただけで、公言はしなかった。しかし、湖南時務学堂で、主張したところは、皆当時の一派の民権論であった」³と述べている。概観してみれば、梁啓超は戊戌変法において、民権の説を抱いたが、「敢えて主張しない」という温和な態度を取っていた⁴。

¹ 坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎出版、1983年、286頁参考。

² 『時務報』時期とは、すなわち1896年7月（光緒22年）から1897年10月（光緒23年）にかけての、梁が上海を中心に活動を行った時期である。

³ 梁啓超『清代学術概論』、商務印書館、1921年、139-141頁参考。

⁴ 梁は『清代学術概論』（商務印書館、1921年、139-141頁）において、次のように述懐している。「梁啓超は、旬刊雑誌を上海で創刊した。それが『時務報』である。自ら『變法通議』を著して、弊政を批判し、これが救済策としては、結局科挙を廃止し学校を興すべきであることを主張した。また常に「民権論」を唱えたが、ただその端緒を紹介しただけで、公言はしなかった。」（啓超創一旬刊雑誌于

戊戌変法の失敗によって日本への亡命を余儀なくされた後も、民権を唱える梁啓超の姿勢は変わらなかった。梁啓超は明治日本の大量の訳著書を通じて、本格的に西洋の様々な観念、思想に出会うようになった。梁啓超自身も「思想がこれがため一変する」⁵ほどに日本人の著述や日本人に翻訳された西洋の近代思想を読み漁り、『清議報』に吸収した新知識を論説として発表した。梁の思想が果たして一変したかどうかはともかく、『清議報』の梁の論説は以前に比べて認識の視野が広くなり、物事の把握の仕方もより成熟し鮮明になっている。

梁は日本というフィルターを通して、新知識、新思想を吸収し、同時に『清議報』の性質を深化させ、彼自身の新しい知的 세계의場を構築している。日本という新しい知的な場において、梁自身の知的構造に大きな変化が生じたことを考えれば、彼の「民権論」もその流れの中で何か変化が起こったことが予想される。そこで本章では、『清議報』時代における梁の民権論は変法維新期（1895-1898）と比べてどのような変化が生じたのかという問題に限定し、民権論と関連する国民、国権などの概念を含めて、この面から考察を進めていきたい。

1. 『清議報』およびその周辺

1.1 『清議報』の創刊

周知のように、梁啓超は 1898 年 9 月の戊戌政変に敗れて、日本に亡命した⁶。来日後間もなく、雑誌の発行を企画し、横浜の華僑で印刷業を経営する馮鏡如らの援助を得て、1898 年 12 月 23 日に旬刊雑誌『清議報』を創刊した⁷。この旬刊雑誌は、毎月（旧暦の 1 日、11 日、21 日）三回の発行であり、1901 年 12 月 21 日の第一回の発行で停刊している。梁啓超は同誌の主筆として引き続き変法論を鼓吹し、また光緒帝擁護、西太后非難の論陣を張ることになる。

『清議報』(THE CHINA DISCUSSION) が本来どのような目的で発刊されたかは、『清議報』第一冊に創刊の辞として掲載された梁の「横浜清議報叙例」に掲げられた次の四つ主旨から窺われる。「一、支那の清議を維持し、国民の正氣を激發する。二、支那人の学識を增長させる。三、支那日本両国の消息を通じさせ、その情誼を連ねる。四、

上海曰『時務報』、自著『變法通議』、批評秕政、而救弊之法、歸于廢科舉興學校、亦時時發“民權論”、但微引其緒未敢倡言）。一方、梁啓超が湖南時務学堂で宣伝した急進な民権革命論は、時務学堂内部に留まり、公的場には提唱されなかつたのである。（具体的には丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983 年、54 頁、83-84 頁参考）

⁵ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983 年、175 頁。

⁶ 永井算巳の考察によれば、梁啓超、王照一行は 1898 年 10 月 20 日の深夜、東京に到着したという。具体的には、永井算巳著「清末における在日康梁派の政治動静—康有為梁啓超の日本亡命とその後の動静」『中国近代政治史論叢』、汲古書院、1983 年、1 頁参考。

⁷ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983 年、171-172 頁参考。

東亜の学術を明らかにし、亜粹を保存する」⁸。『清議報』の名から見られるように、中国に対する議論や為政者の批評である「清議」を保持するのが、『清議報』の第一の義であったことがわかる⁹。また、この雑誌の発行は中国人に新思想、新知識を広めることを目的とするものであることが読み取れる。中国人を啓蒙する『清議報』の創刊意図が見られるであろう。

一方、『清議報』が発刊された三年間は、中国では激動の三年間である。その間の事情について、梁は「『清議報』が憚ることなく政府を攻撃したのは、そのときが最も激しかった。そして政府と互いに憎みあうことになり、(『清議報』の) 輸入を厳禁し、内地に発行機関を断絶させ、やむをえず停辦する」¹⁰と述べている。この間、中国では、北方には義和團運動が起き、北京に八ヶ国連合軍が侵入するという事態があり、また南方には唐才常らの自立軍起義の失敗が起きていた。そのような激動の時代において、『清議報』は亡國危機に瀕している国家の状況を国民に伝え、国民を奮起させることに、とても重要な役割を果たしていた。

『清議報』の第百冊の最終刊に「清議報一百冊祝辭並論報館之責任及本館之経歴」と題する論説が載せられている。その第四「清議報之性質」では『清議報』の言論活動の特色として、(一) 民権を唱えたこと、(二) 哲理を敷衍したこと、(三) 朝局を明らかにしたこと、(四) 国恥を厲ます(筆者注：ここで「厲国恥」とは、国恥を知らしめて国民を奮起させようとする意味) ことなどを上げ、「一言で言うならば、民智を広め、民気を振るうことにはかならない」¹¹と記している。特に第一の特色とされた「倡民権」については、「終始この義を唯一無二の宗旨として、様々な方法を述べ、種々の道を開くとも、いかなる場合もその宗旨から逸脱することはなかつた」¹²とあり、民権が『清議報』時期における梁の言論の主要な主張の一つであったことは間違いない。既に述べ

⁸ 「横浜清議報叙例」、1898年12月23日『清議報』第一冊、『飲氷室合集・文集三』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、30-31頁。

⁹ 「清議」の解釈については、金沖及氏は、清議を主持するとは、西太后、榮祿らが行った朝政を大いに非難し、尊皇を鼓吹して光緒帝の復権を目指すことであると説き、そして『清議報』の根本的な政治主張は尊皇であると主張した(金沖及「清議報の二重性」、『新聞研究資料』、1980年参考)。狭間直樹氏は「清議」は「清高の議論」という考え方を示した(狭間直樹『梁啓超—東アジアにおける文明史の転換』岩波現在全書087、岩波書店、2016年、34頁)

他方、吳嘉勲氏と尹天五氏は、金沖及氏が言う『清議報』の宗旨は尊皇・保皇であるという見解は検討する必要があると異議を唱えた。吳氏は、『清議報』には光緒帝を賛美する言葉が多くあるとはいえ、光緒帝は民を大事にする聖君のようなイメージに美化されて(もはや眞実の人物ではなく)、中国に民権を恢復する化身として描かれており、光緒帝を救うことは民権を興すことと重ねられていたことを主張した。尹氏は『清議報』の直接の目的は民智を開くことであり、最終の目的は愛国救亡であるという見解を示した。(吳嘉勲「『清議報』簡論」、『浙江学刊』、1982年、6月30日。尹天五「愛国救亡的『清議報』」、『学術月刊』、1984年11月、参考)

¹⁰ 「莅報界歡迎會演說辭—鄙人对于言論界之過去及将来」(1912)、丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、171頁。

¹¹ 「清議報一百冊祝辭並論報館之責任及本館之経歴」、1901年12月21日『清議報』100冊、『文集』6、54頁。

¹² 同上、54頁。

た如く、梁啓超は戊戌変法時期に民権の説を抱きながらも、「敢えて主張しない」という温和な態度を取っていたが、ここにおいて公然と民権を宣伝するようになったといえよう。また、「我国民に我国の世界上にある位置を知らせ、東西の列強の我国を扱う政策を知らせ、既往に鑑み、現在を熟察し、それによって将来を図り、その国を内にして諸邦を外にし、一に天演学の物競天择（生存競争と自然淘汰）、優勝劣敗の公例を、大声で疾呼し、痛撃を加えて、同胞の一悟（自覚）をねがう」¹³と梁が述べたように、ここで『清議報』啓蒙の性質をはつきり表明していると言えよう。

1.2 『清議報』における言論の変化

『清議報』(1898. 12-1901.12)の発刊から廃刊までの期間はわずか三年間であったが、その間における中国は、(光緒帝をめぐる) 廃立事件、義和団運動、八ヶ国連合軍の京師への侵入、自立軍起義の失敗など、一連の事件が起こった。それに加えて、梁啓超が約一年半日本にいなかったという事情があるために、『清議報』は時期により言論の姿勢に変化が見られる¹⁴。その変化はやはり時勢の変化に応じたものである。『清議報』の各時期の言論を要約すれば、次の四つの特徴が見られる。

第一、『清議報』の創刊初期には論説のキーワードは「戊戌政變」と「尊皇」である。『清議報』の創刊号から第十冊まで圧巻的なものはほかならぬ『戊戌政變記』であると言えよう。当時、日本のマスコミの維新派の無謀さに対する批判¹⁵は厳しかったと同時に、大隈内閣の倒閣によって、日本の朝野において、康有為、梁啓超を追放する意欲が一層強まった。梁はこれに対し、日本の朝野の同情を得るために、戊戌政變の全容を披露した¹⁶。そればかりではなく、梁啓超は変法失敗の原因が西太后を初めとする頑固派の妨害であると考え、ゆえに、西太后の暴政を非難し、光緒帝を称えることに力を入れた。また、初期の『清議報』が鼓吹した政治主張は、“尊皇”である。梁啓超は明確に「今日、中国を保全する策を論じるなら、唯一策、尊皇あるのみである」¹⁷と光緒帝の復権を目指している。

第二、1899年以後半から、『清議報』は民族救亡を大々的に呼びかけると同時に、西洋の政治理論や制度の宣伝に力を注いでいる。この時期の『清議報』はその宣伝の主旨を相変わらず“尊皇”としているが、その一方で、帝国主義の正体を暴き、民族危機の深刻さを

¹³ 同上。

¹⁴ 梁啓超は1899年末康有為の命令により日本を離れ、ハワイへ赴き保皇会の組織に奔走する。翌年、義和団事件が進行する中、梁は庚子勤王や自立軍起義に参画し、七月中旬に帰るが、自立軍の失敗後、南洋を経てオーストラリアに行き、翌年の1901年5月日本へ戻った。

¹⁵ 1898年11月30日（光緒二十四年九月二十日）、梁啓超が日本人の品川弥二郎に宛てた書簡には、日本の新聞が、中国の維新変法の失敗の原因を急進のためと批判していることに対して弁解した内容が見られる。（『梁啓超年譜長編』、162頁参考）。

¹⁶ 陳立新『梁啓超とジャーナリスト』、芙蓉書房出版、2009年、127頁参考。

¹⁷ 梁啓超「尊皇論—論保全中国非賴皇帝不可」1899年3月22日『清議報』第9冊、『清議報』、台北成文出版社、1967年、519頁。

指摘し、中国人民の覚醒に積極的な役割を果たしていた。『清議報』は創刊の日から、「日本及泰西人論説」や「万国近事」というコラムを設置し、読者に世界の大勢や帝国主義の対華政策を紹介している。梁啓超は「瓜分危言」、「保全支那」、「論支那之独立與日本東方政策」など数篇の文章を発表し、中国は既に帝国主義争奪の焦点となったことを指摘し、帝国列強の中国に対する政策が、“瓜分”にしても、“保全”にしても、手段こそ違え、侵略という実質においては同じである¹⁸と強調した。『清議報』は民族救亡を大いに宣伝すると同時に、明治日本の訳著書を通じて、日本や西洋の哲学・政治学などの新理論・新知識の宣伝に力を入れた。例えば、梁啓超はルソーの民約論や天賦人権を紹介し、人々が生まれながらに自由且つ平等であることを宣伝していた¹⁹。梁啓超自身も、「思想はこれがために一変する」²⁰ほどに日本人の著述や日本語に翻訳された西洋の近代思想を読み漁り、吸収した新知識を論説として『清議報』に発表した。坂出祥伸が指摘したように、確かに以前に比べて『清議報』時代における梁の視野は広くなり、把握の仕方も鮮明になり、論調は鋭さを増しているといえる²¹。

さて、ここで注意に値することは、康有為が日本を離れてカナダに赴いた後、梁と孫文との往来が密接になったため、『清議報』は民権、自由・平等の説を大いに提唱し、革命に傾斜する動きが出てきた、ということである²²。この間における梁啓超の思想の変化は、『清議報』に連載された『飲氷室自由書』をめぐる梁啓超と康有為の激しいやりとりから窺える。康は梁の自由・平等などの宣伝に対して不満を示し、彼を叱責した²³。そのほか、『清議報』は「愛國論」、「論近世国民競争之大勢及中国前途」など一連の文章を掲載し、国民にも目を向けるようになっていった。国民の国家における地位を論述し、民権の有無

¹⁸ 梁は1899年に「瓜分危言」（1899年5・8月、『清議報』15～17、23冊に掲載）において、帝国主義の侵略手段として最も恐れるべき事は、「無形之瓜分」であると指摘し、それ以来、その指摘を繰り返し強調した。また彼は『飲氷室自由書』－「保全支那」（1899年12月23日、『清議報』33冊）において、西洋人や日本人が、ややもすれば「保全支那」と言うことが最も嫌いだと言い、民にしても、国にしても、最も重要なのは独立であり、権利を大事にすべきだという考えを示し、支那保全論を強く批判した。そのほかに、「論支那之独立與日本東方政策」（1899年9月5日、『清議報』第26冊）においても、梁は日本人の中国問題に対する二種類の政策を批評し、中国には独立の実力が備わっていることを論じている。

¹⁹ 梁啓超「飲氷室自由書—破壊主義」（1899年10月15日、『清議報』第30冊、『專集』2、25頁参考。）ほかには、「霍布士学案」（『清議報』第96冊、1901年11月）、「斯片挪莎学案」（『清議報』第97冊、1901年11月）、「盧梭学案」（『清議報』第98-100冊、1901年11-12月）などがある。西洋思想に関する紹介は、のちの『新民叢報』の時期も引き続いている。ただここで注意すべきことは、梁啓超はこれらの著作の原文を読んだわけではなく、下敷きがあつたことである。宮村治雄の考察によれば、彼の西洋思想家論は、主に中江兆民の『理学沿革史』に忠実に依拠したのである。（宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論—その東学の関連において」『中国—社会と文化』第5号、東大中国学会、1990年6月、参考。）

²⁰ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、175頁。

²¹ 坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』同朋舎出版、1983年、287頁参考。

²² 例えば、梁啓超の「破壊主義」（1899年10月15日、『清議報』30冊）、歐榎甲の「中国歴代革命説略」（1899年10月15日、『清議報』30冊）において、そういう動きが見られる。（吳嘉勳「『清議報』簡論」、『浙江学刊』、1982年6月30日参考。）

²³ 「致南海夫子大人書」（1900年4月29日）、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、236頁参考。

と国家の強弱・興亡を関連させ、民権救国論を提出したのである²⁴。

第三、1900年に入ると、『清議報』の論説のキーワードは「勤王、剿匪」となる。この年の一月、西太后は端王載漪の息子溥儕を皇儲に擁立し、光緒帝を廃位しようと準備した。梁啓超はその消息を知り、『清議報』に「書十二月二十四日偽上諭後」という論説を発表し、歐榎甲も（署名佩弦生）「論建嗣即為廢立」、「論中国之存亡決定于今日」という論説を掲載した²⁵。梁啓超らは西太后を痛烈に批判し、時局が既に危機一髪であることを説き、明治日本に倣って、勤王²⁶討賊を呼びかけている。これと時を同じくして、義和団運動が起き、八ヶ国連合軍が北京に侵入し、占領する事件が起こった。しかし、かつて愛国救亡を宣伝した『清議報』は、義和団の乱を平定し、光緒帝を復権させるために、列強の武力を借りようとした²⁷。以上のことを考えれば、「勤王、剿匪」はこの時期の『清議報』の主要なスローガンであるといえよう。

第四、1901年、歴史は二十世紀に入っている。この時期の『清議報』の言論は「予備立憲」をめぐって展開された。この年の5月、梁啓超は日本に戻って、改めて『清議報』の筆政を掌るようになった。そして、6月7日、『清議報』の第81冊に「立憲法議」を発表し、「君主立憲は、政体の中で最もよいものである」と明確に「予備立憲」の主張を出した。この後、康梁一派の政治スローガンは“尊皇”から、“君主立憲”へと転換した。それは革命派と対抗する主要な政治綱領となつた²⁸。

以上見てきたように、『清議報』の最初の宣伝は西太后を非難し、光緒帝を擁護する「尊皇」論に集中した。ところが、梁啓超を始めとする『清議報』の主筆者たちの来日後の思想の変化に伴って、彼らは単に「尊皇」を主張するだけでは国家の現状を変えられないと意識し、人々に民族危機の深刻さを認識させ、国民を覚醒させなければならないと考えるようになった。その後、『清議報』は民族救亡を大いに宣伝し、日本、西洋の政治理論の紹介や、国民の覚醒に力を注いでいる。他面では、中国における時局の激しい変動に伴つ

²⁴ 梁は「愛國論」（一）（『清議報』第6冊、1899年2月20日）において、「國とは何か。民を積みてなるものである。國政とは何か、民が自らそのことを治めることである。愛國とは何か。民が自らその身を愛することである。民権が興れば國權が立ち、民権が滅べば國權も滅ぶ。君主、宰相として民の権を圧することに務めるならば、これは自らその國を棄てるという。民として各自その権を伸ばすことに務めなければ、これは自らその身を棄てるという。故に、愛國を語るには、必ず民権を興すことから始めなければならない」と述べている。また「論近世國民競争的大勢及中國前途」（1899年10月15日、『清議報』30冊）において「國民といふものは、國が人民の公産であると見なす言い方である。國は民を積みてなる、民の外に、國はない。一國の民が一國の法を定め、一國の事を謀り、一國の悪いを防ぐ。その民が侮られず、その國は亡びることもない、これを國民といふ」と論じ、國民について明確な定義を下した。

²⁵ 具体的には、梁啓超の「書十二月二十四日偽上諭」は、1900年3月21日の第39冊の『清議報』に掲載され、歐榎甲の（署名佩弦生）「論建嗣即為廢立」、「論中國之存亡決定于今日」はそれぞれ1900年3月1日の第37冊に、1900年3月11日の第38冊に掲載された。

²⁶ この年、康有為、梁啓超を始めとする保皇党は総動員して、庚子勤王、或いは唐才常の自立軍起義を計画した。当時、康有為はシンガポールにおいて総指揮を務め、梁はハワイで資金募集を担当し、他に計画や連絡の方面にも取り組んでいた。（具体的には、『梁啓超年譜長編』、198-199頁参考。）

²⁷ 金沖及「清議報的二重性」、『新聞研究資料』、1980年。

²⁸ 同上。

て、『清議報』を主持する人たちは、義和團運動にしても、八ヶ国連合軍の北京への侵入にしても、それがいずれも勤王の好機だと考え、『清議報』に一連の文章を掲載し、「勤王」の主張を宣伝した。結局、『清議報』が「尊皇」「勤王」を大いに宣伝したにもかかわらず、現実は彼らの願いどおりにならなかつた。自立軍の勤王の失敗による大きな打撃を受けた康梁らは、新たな道を模索し始めた。即ち「予備立憲」の道である。この後、康梁一派は“尊皇”から、“君主立憲”への道を歩み始めた。

2. 『清議報』における梁の民権と國権—誓って民権を起し、旧俗を移す²⁹

『時務報』時期や戊戌変法期において、民権を興すことは梁啓超の政治スローガンであった。彼は民権を興す道について、民智を開くことを優先し、そして、「民権を興そうとすれば、まず紳権を興すべきである」³⁰と説いた。また、梁啓超は「人々は自主の権がある」³¹というような民権を大いに唱えた。このような民権が『時務報』や戊戌期の言論において、時に「民主」即ち民が権力を持ち君權を否定すると解された故、保守派の攻撃を招いた。当時、『勸学篇』における張之洞の批判の矛先は主に「人々は自主の権がある」という民権説に向いていた。張子洞は民権そのものに反対したのではなく、彼が反対したのは、「民攬其權」、「人人有自主之權」という維新派の民権への解釈である³²。ところで、一般民衆の政治的自覚がまだ養成されていない現状の下では、先ず「民之秀者」³³である郷紳或いは紳士の権を興すことを優先する、と梁は主張した。ここに、まず紳権を興すことによって、徐々に一般民衆の政治的自覚を促し、やがて彼らが自ら政治の主体となること

²⁹ 梁は『自励』と題する詩で次のように述べている。「献身甘作万矢的、著論求為百世師。誓起民權移旧俗、更擧哲理牖崖知。十年以後當思我、舉國猶狂欲語誰？世界無窮願無尽、海天寥廓立多時」（身を献じては甘んじて万矢の的と作り、論を著しては、百世の師と成らんことを求む、誓って民権を起して旧俗を移さんとし、更に哲理をきわめ新知をみちびく、十年以後まさに我を思うべし、国を挙げて猶狂えるかのごとく誰にか語らんと欲す、世界は無窮願いは無尽、海天寥廓として、立つこと多時なり）

（1901年5月作、6月16日『清議報』第82冊。日本語の翻訳は島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第二巻）、岩波書店、122頁参考。）この詩は、公然と民権の啓蒙活動を行った梁の真実を示しているものと言える。

³⁰ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、43頁。

³¹ 「論中國積弱由於防弊」、『時務報』第9冊（1896年10月7日）、『文集』1、99頁。梁啓超は自主之権について、次のように解釈している。「自主の権とは何か、各人がなすべき事を尽くし、各人が得るべき利益を得る」と、このような自主の権を人々は享有しなければならないと梁啓超は主張している。一方、謝放氏の考察によれば、張之洞の理解した「人々は自主之権がある」というのは、実は陳熾の言う「犯上作乱の濫觴」である「民主」である。梁啓超は日本亡命の一年後「民権與民主二者其訓詁絶異」を強調し、「民権を民主と混同してはならない」と指摘し、彼らの戊戌変法期に唱えた民権が統治者に強く非難された理由は、統治者に民権の意味について誤解が生じたからだと主張した、という。

（謝放「張之洞反対民権説剖析—兼析 19世紀後期中文詞匯“民権”與“民主”的涵義」、『社会科学研究』、1998年2月、103-104頁参考）

³² 張之洞は「勸学篇・内編・正權第六」において、「考外洋民権之説由來、其意不過曰国有議院、民間可以發公論、達衆情而已、但欲民伸其情、非欲民攬其權。訳者變其文曰民権、誤矣。…今日摭拾西說者、甚至謂人人有自主之権、益為怪妄。此語出于彼教之書、其意言上帝予人以性靈、人人各有智慮聰明、皆可有為耳、訳者竟訛為人人有自主之権、尤大誤矣…」と論じた。（具体的には、清・張之洞『勸学篇』、上海書店出版社、2002年、19-20頁参考）

³³ 「論湖南應辦之事」、『文集』3、44頁。

とを望むようにしたいという梁啓超の考えが窺われる。

一方、先に述べた如く、日本亡命後も、民権を唱える梁啓超の立場は変わらなかつた。ただ、『清議報』時代における梁啓超の民権論の内容は次第に豊富になり、人民の政治参加の権利に限らず、様々な自由、平等などのような権利が含まれるようになった³⁴。日本亡命後、梁啓超は日本を経由して、西洋の思想や、学問を本格的に摂取することになった。

「民権思想を認識するときに、民権という言葉にこだわるのではなく、むしろ「権利」という概念への理解と把握が重要である」³⁵と夏勇氏が言ったように、確かに、『清議報』における梁の論説を概観したとき、民権や権利、自由論は彼の論説において大きなスペースが割かれている。しかし、梁啓超の言う民権（権利、自由）論は、論理性という点からして、必ずしも分かりやすいものではない。むしろ時々奇妙にさえ感じさせる。このことを考えるにあたって、我々が無視できないのは、梁啓超が帶びている中国の伝統的な儒家思想である。それは梁の西洋思想を受容する仕方を大きく左右したと言えるであろう。梁啓超を初めとする清末の知識人は、このような儒家思想の伝統を背負っていたからこそ、西洋の思想と出会い、そして対決し、たとえ新しい時代に相応しい新しい道があったとしても、自分の拠り所の儒家思想を棄てず、むしろ絶えず修正し、ないし読み替えを行ったのである。

『清議報』時期において、梁が主張した民権論は、「愛國論」³⁶における次の言葉に簡潔に表現されている。「民がなくてどうして国があろうか。国がなくてどうして民があろうか、民と国は一にして二、二にして一である。現在、我が民は國を我國となさず、一人一人がみずからその國を持とうとしていない。このように國は滅んでしまう。國が滅べば人権も滅び、人道の苦しみは計り知れない」³⁷。そして、「國とは何か。民を積みて成るものである。國政とは何か、民が自らその事を治めることである。愛國とは何か。民が自らその身を愛することである。民権が興れば國権が立ち、民権が滅べば國権も滅ぶ。君主・宰相として民の権を圧することに務めれば、これは自らその國を棄てるという。民として各自その権を伸ばすことに務めなければ、これは自らその身を棄てるという。故に、愛國を語るには、必ず民権を興すことから始めなければならない」³⁸と、梁はここで「國権」との関係で民権論を提出したのである。

ここに、「國権」という概念の登場こそ、梁啓超の民権論の変化を表現していると言える。梁は亡命以前、君権との関係において、民権を論じた。亡命後、國権との関係で民権、

³⁴ 例えば、「各国憲法異同論」において、梁は、臣民の権利の確定は憲法中の要点であるとして、言論著作・集会結社・行為・居住の自由・所有権利・請願権利を挙げ、所有権と請願権については、注をつけて説明を加えている。この点からみて、梁は「民権」に様々な自由、権利が含まれることを認識したのであろう。（「各国憲法異同論」1899年4月『清議報』第12、13冊、『文集』4、第78-79頁参考）

³⁵ 夏勇『中国民権哲学』、生活・読書・新知三聯書店、2004年、27頁。

³⁶ 梁啓超は1899年の『清議報』の第6冊（2月20日）、7冊（3月2日）、22冊（7月28日）に哀時客という筆名で三回にわたって「愛國論」を発表した。

³⁷ 「愛國論」（一）『清議報』第6冊（1899年2月20日）、『文集』3、69頁。

³⁸ 「愛國論三—論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』3、73頁。

乃至権利・自由を大いに宣伝するようになった。「愛国の実をあげるためにには、國權の進展を可能にする民權の確立が必要である」³⁹ということは、梁啓超の来日後における思想変化の重要な内実であると言ってもよい。要するに、梁の言う民權は國權に関わる問題として見なされた。土屋英雄が指摘したように、梁啓超の「民權（権利、自由）は他の価値から離れて独自的に位置づけられるものではなく、それらは構造的に國權との関係で位置づけられるものであった。つまり、関係概念であった」⁴⁰。さらに、梁は「愛國論」において、「民と國は一にして二、二にして一」、「國事をわが事とし、國權をわが權とする」⁴¹と述べている。これはまさに彼の民權論の変化を表しているのである。

また、梁は民權と國權の関係について、「上粵督李傳相書」(1900年)において、「今日の生存競争、優勝劣敗の世界において、民權によらなければ、國權を保つことができない。國權を失うなら、國民の命も財産もなくなる」⁴²と述べている。この書簡から見て、梁の民權論は、中国の亡國の危機に面して、いかにその窮地から脱するかという課題をめぐって展開されたことは明らかである。換言すれば、梁啓超が民權を主張したのは、先ず、帝國主義列強に抵抗し、國家の滅亡を救うためである。梁啓超にとって、国家興亡の鍵は民權問題にあった。もちろん梁啓超においては、民權の興起は國權の強化をもたらすべきものである。つまり、梁啓超は、民權と國權は不可分の関係にある、國民の自由、権利は國家の独立、自由がなければ守ることができず、逆に國家の自由、独立も國民の自由、権利が確立しなければありえないと考えている。そのいずれか目的でいずれが手段であるかはともかく、このような関係で梁が提示したのは、正に福沢諭吉が掲げた「内国にありて民權を主張するは、外國に対して、國權を張らんがためなり。(中略) 故に民權と國權とは正しく両立して分離すべからず」⁴³ということであろう。梁は、深刻な民族危機の下で、民權は國權、ないし国家と密接に関連すると認識している。

ところで、梁啓超は「國權」という概念で民權問題を説明したとき、「國權」という概念を明確に定義しなかった。しかしながら、我々は梁が「國權」を使用している脈絡によって、その意味を読み取ることができる。例えば、梁は「かの日本は昔治外の權がなかつたが、変法自強をしてはじめて以降条約を改正し、遂にはその國權は完全無欠のものになった」⁴⁴と述べている。ここで、梁の用いている國權は、自國の独立、つまり対外的独立を意味する概念であることは明らかであろう。また、梁は「國權と民權」において、「彼の歐米の虎狼のような国は、(中略) 我国の自由権を侵した。もうこれ以上我慢できない。

³⁹ 狹間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、84頁。

⁴⁰ 土屋英雄「梁啓超の西洋「摂取」と権利・自由論」狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1999年、160頁。

⁴¹ 「愛國論」(一)『清議報』第6冊(1899年2月20日)、『文集』3、69頁。

⁴² 「上粵督李傳相書」、1900年3月3日作、3月31日『清議報』第40冊、『文集』5、61頁。

⁴³ 福沢諭吉著『通俗國權論』緒言、(明治11年9月、慶應義塾出版社)、『福沢諭吉全集』第四卷、岩波書店、1959年、603頁参考。

⁴⁴ 「愛國論」(一)、『清議報』第6冊(1899年2月20日)、『文集』3、67頁。

(中略) いやしくも我が國がその自由権を放棄しなければ、虎狼国はどうしてこれを侵しえよう」⁴⁵と述べている。この引用から、当時中国を取り巻く国内外の環境をあわせて考えると、梁の言う國権が國家の自由権よりも、國家の自主権を意味すると考えられる。同じく、梁啓超の言う民権もその使用の脈絡に応じて内容を判断すべきであるが、ただ、梁が民権、人権、権利、自由権などにいずれも厳格的に限界を設けていなかったため、それらの概念はしばしば相互に交換可能的に用いられる。例えば、梁は次のように述べている。

「民権を压制するのは政府の罪である。民が自らその権を伸張しなければ、民にも罪がある。西洋の人々の言葉に：人の自由権を侵すのは天下第一の罪悪であり、自ら自由の権利を放棄する罪もまた同様である。蓋しそれは天賦の人道を損害することの一つである」⁴⁶。また梁は『飲氷室自由書』—「草茅危言」において、「民は天より生まれ、天はそれに能力を賦与し、それを豊かにし、以てその生を遂げさせる。ここに民権がある。民権は君も臣から、父も子から、夫も妻からこれを奪うことはできない」⁴⁷と述べている。この二つの引用から見れば、梁の言う民権は天賦人権であり、人間の自由権のことでもあると読み取れるであろう。さらに、「論中國與歐洲國体異同」（1899年）の中で、梁は、中国漢代以後、階級がなくなったため、これは文明進化の一特徴であるが、他面では、階級の間の競争がないため、「人々天賦の権」が民賊に間に奪われ、民が自分の権利の喪失すら知らない、故に自存を争うことに務めなくなった。中国はなぜ民権が興らないのか。その原因は、民が自ら自分の権利を求めないからである⁴⁸と述べている。この文章から見れば、梁は自分なりの折り合いの仕方で民権を説明している。つまり、たとえ民権が天賦のものであっても、人民一人一人が自らそれを勝ち取らなければ奪われる、と彼は主張している。

梁啓超は人々が生まれながらにして持つ権利を提唱しつつ、中国人には権利思想がないことや、権利を追求する意識などがないことを厳しく非難し、中国人の奴隸根性を大いに暴いている。「自ら自分の権利を伸張しなければ、民にも罪がある。」⁴⁹と述べているように、梁は、人民が奴隸の地位から脱して、自分自身を愛し、自ら自分の権利を伸張すべきであると主張し、人民の自我の解放を鼓舞した。そして、中国人がいかに奴隸根性、或いは奴隸意識を克服し、愛国心を生成し得るかについて、梁は「人はもし国を他人の国とすれば、愛する心が必ず消える。人はもし国を我国とすれば、愛する心が必ず生まれる」⁵⁰と指摘し、人民が国家の一員としての自覚を持ってこそ、その愛国心が喚起

⁴⁵ 『飲氷室自由書』—「國權與民權」、『清議報』30冊（1899年10月15日）、『專集』2、第24頁。

⁴⁶ 「愛國論三—論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』3、76頁。

⁴⁷ 『飲氷室自由書』—「草茅危言」、『清議報』27冊（1899年9月15日）、『專集』2、12頁。この文章は梁が日本の深山虎太郎の『民権・共治・君権』論を紹介、転載した文章である。そして彼は冒頭の部分で、この三論は「みな西洋の大学者の政体論に源があり、これは中国の持病の要点をついている」と評した。その内容を見ると、深山の「民権篇」はまさに天賦人権論を述べたのである。

⁴⁸ 「論中國與歐洲國体異同」、『清議報』第17、26冊（1899年6月8日、9月5日）、『文集』4、65-66頁参考。

⁴⁹ 「愛國論三—論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』3、76頁。

⁵⁰ 「愛國論」（二）、『清議報』第7冊（1899年3月2日）、『文集』3、70頁。

されると説いた。また「凡そ国は家族から起こる。故に西洋の政治家が言う：国という字は家族という二文字を大書したものである」⁵¹、「国家に依って各自は得る権利がある。ゆえにまた国家に対しても各自は尽くすべき義務がある。人々がこの理を知り、この情を同じくすれば、この愛国之心はそれによって団結して解けることがない」⁵²と述べているように、梁は、中国人が国を我が國とし、自分の家族を愛するほどに国を愛し、自分の事をよく治めれば、国がそれによって強くなるという考え方を示している。

梁啓超は日本亡命後、日本を経由して、西洋の思想や学問を吸収しているが、しかしながら、「修身齊家治國平天下」という伝統的な儒家思想は既に彼の思想の奥まで浸透し、根付いていた。儒家的な思考様式の下に、梁は新しい時代を背景に、儒家思想を再解釈し、また「読み替え」を行った。梁が「愛國論」で提起した「民権が興れば國権が立ち、民権が滅べば國権も滅ぶ。愛國を語るには、必ず民権を興すことから始めなければならない」という問題は正に「修身齊家治國平天下」の問題である。梁啓超にとって、愛國というものは、その「修身」の段階を踏まえない限り成り立たない。言い換れば、人民が奴隸根性を脱却せず、自分自身さえも愛せなければ愛國とは言えない。つまり、国民一人一人が奴隸の地位から脱し、自分の権利、自由を守ってこそ、はじめて愛國を語ることできると、梁は考えていたのである。

3. 「國民」概念の登場と奴隸根性の批判

梁啓超は「國民」という一語を戊戌変法期において既に使用した⁵³。ただ、当時梁は「國民」を「一国の民」と理解し、國家の構成主体としての意味を認識していなかった。しかし、亡命以後、「國民」という語は彼の論説の中で普通に使われるようになった。

先に述べた如く、「横浜清議報叙例」の主旨—「維持支那之清議、激發國民之正氣」のところで、梁は國民という語を使ったが、「國民」という概念を明確に定義したわけではなかった。彼が「國民」という概念を明らかにしたのは、亡命のほぼ一年後の 1899 年 10 月に著した「論近世國民競爭之大勢及中國前途」の冒頭の第一節においてである。彼は次のように言う。「中國人は國民といふものがあることを知らない、數千年流通してきた言葉には國と家の二文字を並称するものがあるだけで、國と民の二文字を並称するのを聞いたことがない。…國民といふものは、國が人民の公産であると見なす言い方である。國は民を積みてなる、民の外に、國はない。一國の民が一國の法を定め、一國の事を謀り、一國の患いを防ぐ。その民が侮られず、その國は亡びることもない、これ

⁵¹ 同上、73 頁。

⁵² 「愛國論」(二)、『清議報』第 7 冊(1899 年 3 月 2 日)、『文集』3、71 頁。

⁵³ たとえば、「論君政民政相嬗之理」(『時務報』第四十一冊、1896 年 10 月 7 日刊、『文集』2、7 頁)において「德謨格拉時者、國民為政之制也」という一文の中で國民といふ語が現れる。ただ、この語は歴史的言葉であり、梁はそれを引用したのみである。

を国民という」⁵⁴。

この定義から見れば、梁啓超の言う国民はもはや「粟、米、麻、絲を出す、器皿を作る、財貨を流通させる」⁵⁵中国の伝統社会における全く政治権利を持たない「民」ではなく、国家の主体で、国家の政治生活に参加する権利を持つ「国民」である。この国民概念の提出に伴い、清末の知識階層は立憲、革命という政治立場を問わず、国民という概念を大いに鼓吹するようになった。それと同時に、孫文を始めとする革命党は国民という概念を利用し、民衆を動員しようとした。ともあれ、中国人がどのような国民になるべきかという議論は当時における政治宣伝の一大主題であったのである。

国民性、また民権へのアピールについて、梁は国民の概念における二元対立の図式を説明することによって行ったのである。その図式において、国民と対置されるのは奴隸である。梁は亡命後、戊戌変法の失敗の反省から一層国民性の問題に注目し、中国を亡国の危機から救うため、まず、国民性を改造し、独立自尊の国民を育てなければならぬと考えている。近代国家を担う国民のるべき姿を求め続けている梁がもっとも注目したのは、中国人の奴隸根性と愛国心の問題である。彼は「愛國論」において、国民性に欠けているものは愛国心であると認識し、それは奴隸根性がもたらした結果であると指摘した。梁は泰西の人々が中国を論じるとき、ややもすれば中国人は愛国の性質がないと評するのに対して、「わが中国人に愛国の性質がないわけではない。愛国を知らないのは、自ら国とは何であるかを自覚していないためである」⁵⁶と指摘し、そして「国として認識していないからには、どうして国を愛することがあろうか」⁵⁷と強調した。

また、梁啓超は中国の積弱の根源と、そして亡国に瀕する危機の原因とを、数千年君主專制の高压の下に、人民が奴隸の地位に甘んじているからであると結論付けた。彼は中国人の奴隸根性を次のように言っている。「我国の四億の民は、数千年以来、民賊政体の下に支配されて、あたかも盲の魚が暗い穴で成長したように、海に出てもなお見ることができない。…ちょっとしたものを見ても、大いに驚き、天地の間に民権という二字があることを知らない。お前にも生まれながらの権利があるよと言われると、目を見張って驚き、不安に耳を覆って逃げる。これは、私がいつも言う奴隸根性があり、自ら奴隸の行為をするのである。また自ら奴隸の地位にあることも知らず、ほかの奴隸でないものを見るとかえって笑うのである」⁵⁸。ここで、奴隸根性は既に民衆の心に深く根付いていることが読み取れる。故に梁は、今日我が国民のこのような人心、このような風俗、このような言論、このような挙動は奴隸の根性、奴隸の行為と言わざるをえない

⁵⁴ 「論近世国民競争之大勢及中国前途」、『清議報』30冊（1899年10月15日）、『文集』4、第56頁。

⁵⁵ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77・84冊（1901年4月29日・7月6日）、『文集』5、16頁。

⁵⁶ 「愛國論」（一）、『清議報』第6冊（1899年2月20日）、『文集』3、66頁。

⁵⁷ 「愛國論」（一）、『文集』3、66頁。

⁵⁸ 「愛國論」（三）—「論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』3、76頁。

⁵⁹と慨嘆した。

また、「国民十大元氣論」（1899年）にも、彼は「俗論では、ややもすると、古人の法言でなければ、敢えて言わず、古人の法行でなければ敢えて行わない、と言うが、これは奴隸根性の言である」⁶⁰と言い、「この根性が除かれなければ、国があつても人がいるとは言えず、人がいても国があるとはいえない。近頃の議論では、ややもすると、西洋人が我々を牛馬とし、奴隸としようとしていると言うが、私からすれば、同胞が自ら牛馬となり、自ら奴隸となるのではないかということに、特に問題があると思うのである」⁶¹と述べている。そして、「中国積弱溯源論」にも「積弱」のうちで、風俗が原因となっているものとして、第一に「奴性」を上げ、中国人は一人として自ら奴隸の地位に甘んじていない者はいない⁶²と指摘した。更に、「十種德性相反相成義」⁶³や「滅國新法論」⁶⁴にも、同様の主旨の主張が認められるのであるが、特に後者では現状における外国と清朝との二重支配の存在を指摘し、直接の主人に隸属することによって、奴隸の奴隸となる危険性を説き、国民の「元氣」教育をしなければならないと力説しているのである⁶⁵。そのほかに、梁は「呵傍観者文」において、このような奴隸性から、危機に際して無反応あるいは無関心な傍観者群が生まれると説き、そして、その傍観者の態度が生じる原因から、混沌派・為我派・嗚呼派・笑罵派・暴棄派・待時派の六種の傍観者に分けて、そこに中国人の全ての性質が見える⁶⁶、と指摘した。

以上見てきたように、梁啓超は、中国数千年にわたって極めて衰え弱まった、最大の原因是中国人の心に染み込んだ奴隸根性にあると分析し、その奴隸根性こそ、人々の自由を奪い、自ら自己の権利を放棄するという弊害をもたらしたと指摘した。梁は国民性を改造するに当たって、最大の課題は中国人の心にひそむ奴隸根性を取り除くことであると認識し、そのような内在的欠陥を克服することにより、中国人を近代的な国民に改造するように取り組んでいる。

ところで、梁啓超の国民性についての批判は主に二つの方面に集中している。一つには中国人は国家思想もなく、愛国心もないこと、もう一つには中国人は権利、義務に対する認識もなく、独立自主や自由平等の精神も持っていないことである⁶⁷。この二つの

⁵⁹ 「愛國論」（二）、『清議報』第7冊（1899年3月2日）、『文集』3、73頁。

⁶⁰ 「国民十大元氣論」、『清議報』33冊（1899年12月23日）、『文集』3、67頁。

⁶¹ 同上、65頁。

⁶² 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊（1901年4月29日-7月6日）、『文集』5、18-19頁。

⁶³ 『清議報』第82冊、84冊（1901年6月16日、7月6日）、『文集』5、42-51頁。

⁶⁴ 『清議報』第85、86、89冊（1901年7、8月）、『文集』6、32-47頁。

⁶⁵ 有田和夫『清末意識構造の研究』、汲古書院、1984年、151-152頁参考。

⁶⁶ 「呵傍観者文」、『清議報』36冊（1900年2月20日）、『文集』5、69-75頁参考。

⁶⁷ 梁は1901年の「中国積弱溯源論」の中で、中国積弱の最大の根源として中国人の愛国心の薄さを挙げ、更に愛国心の薄弱の原因として、国家と天下の区別を知らない、国家と朝廷の限界を知らない、国家と国民の関係を知らないという三つの思想上の誤りを指摘している（「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊、1901年4月29日-7月6日、『文集』5、12-42頁。）また梁は「国民十大元氣論」において、国民の精神構造の変革を彼らの自発性に求め、民が奴隸根性を脱却した独立の精神を主張した。（「国民十大元氣論」、『清議報』33冊（1899年12月23日）、『文集』3、67頁）

批判は実は中国人が奴隸から国民へと転換するキーポイントを示している。こういう視角から見れば、梁啓超が提示したことは、ある意味では、正に福沢諭吉が掲げた「内にありて民権を主張するは、外国に対して、國権を張らんがためなり」という問題である。この認識の下に、梁の言う国民概念は、国民と国家とは密接な関係を有していることを強調する一方、もう一つ重要な側面を持っている。即ち、それは国家の主体である国民とはどのような国民であるかという問題である。以下では梁啓超における国民と国家の関係について論じたい。

4. 国民と国家の関係

亡命以前、民と国の関係という問題より、梁が注目していたのは、むしろ民、君、臣の関係である。君と臣の関係について、梁啓超は言う。「『記』曰く、君が臣を選ぶだけではなく、臣も君を選ぶことができる。臣とは、君とともに民事を行うものである。店を開くということに例えれば、君は店の総元締め（総管）であり、臣は店の番頭（掌櫃）である。どうして臣が国を去ってはならないという義がありえようか」⁶⁸。梁は君臣関係において、臣も君を選ぶ権利がある、という意見を示している。また民と君の関係について、「君権が日に益々尊ばれ、民権が日に益々衰えた。それは中国を弱体化させた根本原因である」⁶⁹、「君権と民権が合すれば、情が通じる。議法と行法が分かれれば、事が容易になる」⁷⁰と指摘しているように、君権の拡大は民権の衰える原因であると梁は強調しながら、民権と君権はいずれも必要であり、結合しなければならないと断定した。要するに、梁は儒家の伝統思想と西洋の君主立憲思想を結びつけることから出発して、反「君権」でない民権を提起したのである。

しかし、亡命後、民と君という視点⁷¹より、梁啓超が目を向けるようになったのは、民と国、つまり国民と国家の関係である。明治日本という新しい環境において、国家はなぜ必要なのかという問いに直面して、梁は国家というものを根底から考えるようにな

⁶⁸ 「湖南時務学堂答問」（節録）（一八九七冬）、李華興・呉嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、65頁。

⁶⁹ 『西学書目表後序』、『文集』1、126頁。『西学書目表』は1896年（光緒22年）九月朔日の序例を附して、時務報館から石印本で刊行されている。『西学書目表後序』はもともと『西学書目表』に附された「読西学書法」の巻末におかれたもので、後に『西学書目表後序』と題して『文集』に収められることになる。

⁷⁰ 「古議院考」、『時務報』（1896年11月5日）第10冊、『文集』1、94頁。

⁷¹ 民権と君権との関係について、亡命後（少なくとも『清議報』時期）の梁は、民権と民主を区別することにより、引き続き反君主でない民権を擁護した。ただ民権と対応させることは、君権から、國権へと転換した。彼は「愛國論」の中で次のように述べている。「民権と民主はその訓詁が全く異なる。英國は民権の発達が最も早く、民政の形態（民政体段）が最も整っている。欧米諸国はみなこれを師として倣う。その結果今の女王は安富尊榮して天下第一の有福の人である。（中略）しからば、民権を興すことは君主の利であるか、それとも君主の害であるか。（中略）かの愚かにして独りよがりの輩は、民権と民主を混同し、民権を蜂・蝎・蛇と見なして君主・宰相の耳を惑し、そのようにして天赋人権の利益を塞いで元気を阻喪させ、再び救うことができないようにならせておる」（「愛國論」（三）—「論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』3、76頁参考）。梁は民権の伸張は君権に有利であると説いている一方、國権に一層注目するようになった。

る。そして、その国家思想の形成にあたって、『清議報』に加藤弘之やブルンチュリという人物がしばしば登場したことから見て、梁は加藤弘之やブルンチュリにかなり影響されていることが分かるであろう。梁の国民と国家についての論述は、山田央子が指摘したように、主にブルンチュリの国家学説から受容したものである⁷²。彼は亡命直後の1899年に既にブルンチュリそのものに注目し、紹介した。そして、梁がその国家論に強い関心を示したことは、『清議報』の第11冊（1899年4月）からブルンチュリの国家論を断続的に連載し始めたことから分かる⁷³。中国積弱の原因を国民自身の「奴隸根性」などに求め、国家の主体である国民の創出を何より緊急の課題とした梁は、ブルンチュリの国家思想を自己の思想形成の重要な部分として積極的に取り組んでいくことになった。その後、梁は1901年10月に、『清議報』第94、95冊に「国家思想変遷異同論」を掲載し、その中で、ブルンチュリの中世の国家理念と近世の国家理念の対比を翻訳し、その枠組みを用いて、独自の国家思想の歴史の変遷論を展開した⁷⁴。特に、国家の主体について、古来の中国には君主が国家の主体である、近代国家においては、人民が国家の主体であると⁷⁵、梁は指摘した。さらに、梁啓超はなぜブルンチュリの国家論に関心を示したのか、実は、国家とは何か、中国に果たして所謂國家が存在したのであろうかという質問から出発したのである。彼は「中国積弱溯源論」（1901年）において、「わが中国にはもっともおかしいことがある、それは、数億の人間が数千年にわたって国を建てていながら、今日まで国名がないことである。支那とか、震旦とか、チャイナとかいうものは、他民族が我らを呼んだ名称で、わが国民が自ら命名した名ではない。唐、虞、夏、商、周とか、秦、漢、魏、晋とか、宋、齐、梁、陳、隋とか、宋、元、明、清とかいうものは、皆王朝名であるが、国の名ではない。数千年以来、王朝あるのみで、国家があるのを聞いたことがない。王朝の興廢のたびごとに、一国の称号が王朝と存亡を共にするとは、全く驚くべき、悲しむべきことではないか」⁷⁶と述べている。この引用からみて、梁啓超は基本的には、中国には古くから国家という概念が存在しなかったという認識に立っていることが窺われる。故に、梁啓超にとっては、国家というものを創建しなければ、帝国主義列強の侵略に抵抗できないというのが基本的な考え方である。そして、国家とは如何なるものであるかについて、梁啓超は「少年中国説」（1900年）の中で、明確に説明している。「国家とは何物か、土地もあり、人民もある。その

⁷² 山田央子「ブルンチュリと近代政治思想—「国民」観念の成立とその受容」（下）、『東京都立大学法学会雑誌』33巻1号、1992年7月、参考。

⁷³ 現在の研究では、『清議報』に掲載された「德国伯倫知理國家論」は、梁が翻訳したものではなく、吾妻兵治漢訳『国家学』（善隣訳書館）をほぼそのまま印刷したものである。吾妻が訳したのは平田東助、平塚定二郎訳の『国家論』（春陽堂、1899年）である。具体的にはバス蒂「中国近代国家概念溯源—關於伯倫知理『國家論』的翻譯」、『近代史研究』、1997年4期参考。

⁷⁴ 山田央子「ブルンチュリと近代政治思想—「国民」観念の成立とその受容」（下）、『東京都立大学法学会雑誌』33巻1号、1992年7月、272頁参考。

⁷⁵ 「国家思想変遷異同論」、『清議報』第94、95冊（1901年10月）、『文集』6、15頁。

⁷⁶ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊（1901年4月29日-7月6日）、『文集』5、15頁。

土地に住んでいる人民がその土地の事を治め、自ら法律を定め、自らこれを守る。主権もあり、服従もある。一人一人がみな主権者であって、服従者でもある。もしそうだとすれば、(このような国は) 完全に成長自立した国(斯謂之完全成立之国) と言う」⁷⁷。つまり、主権の独立と国民国家の建設は、梁啓超における近代国家への基本的な構想である。「民から積みて成る」⁷⁸「人民の公産である」⁷⁹国家と、「国家の主人である」⁸⁰国民を創出する梁啓超の構想は、多くの人々に共鳴を引き起こしたのである。

そして、国家主義、国家思想の重要性についての梁の認識は、『清議報』終刊号(1901年12月)に掲載された「南海康先生伝」によく表されている。梁はこの中で、師の康有為こそ中国における民権の首唱者であると、その偉大さを高く評価する。しかしそれと一緒に、先生が教育において、個人の精神と世界理想を重視しているが、国家主義が欠如している、と批判している⁸¹。後、梁啓超が「国家思想を持ち、自ら政治を行うことができる者を、国民という。天下において国民なくして国家が成立するものはない」⁸²と明言したように、中国人が国民にならないのは、国家思想が欠乏しているからであると梁は考えている。他面、梁は中国人の国家観念の欠如の原因について、中国人が「天下を知り、国家を知らない」、「朝廷を知り、国家を知らない」⁸³という二つに結論づけた。故に、民衆に國家の一員である国民の自覚を持つように梁は呼びかけている。「国の滅亡は当局諸人が滅ぼすのではなく、国民が滅ぼすのみである」⁸⁴と述べているように、個々の国民こそ、国家を維持する原動力であると梁は考えていた。

同時に、国民が国家の主体であるという立場から、西洋の民権は儒家の「民本」思想と異なるものであると梁啓超は認識するようになった。彼は「飲氷室自由書—保全支那」の中で、孟子の言う民政は「保民也、牧民也」であり、その手段と意図が異なるとはいえる、民の自由、権利を侵す点は同じであると説き、結論として、「民というものは、独立を大事にし、権利を重視するべきで、干渉してはならないものである」⁸⁵と論じた。さらに、梁によれば、「儒家は君には権利と義務があり、民には義務があつて権利がない。儒家には民権思想がない」⁸⁶。この点から見れば、梁は儒家の民本思想の本質を見

⁷⁷ 「少年中国説」、『清議報』第35冊(1900年2月10日)、『文集』之五、9頁。梁はこの文章の最後に、「自此以往、棄“哀時客”之名、更自名曰“少年中国之少年”」と附している。

⁷⁸ 『飲氷室自由書』・『破壊主義』、『清議報』第30冊(1899年10月15日)、『専集』2、25頁。

⁷⁹ 『中國積弱溯源論』、『清議報』第77-84冊(1901年4月29日-7月6日)、『文集』5、16頁。

⁸⁰ 同上、16頁。

⁸¹ 「南康海先生伝」、『清議報』第100冊(1901年12月21日)、『文集』6、57頁。実はこのころ康有為は「民智を開くことを言うべき、民権を興すことを言うべきではない」と民権の提唱に反対した。梁はそれをまるで張之洞の語のようだと説き、「民権を興さずどうして民智を開けようか」と反論し、民権自由説を大いに主張した。(「致南海夫子大人書」1900年4月29日、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、236頁。)

⁸² 『新民説』—『論国家思想』、『新民叢報』第4号(1903年3月24日)、『専集』4、16頁。

⁸³ 『中國積弱溯源論』、『清議報』第77-84冊(1901年4月29日-7月6日)、『文集』5、15-16頁参考。

⁸⁴ 同上、28頁。

⁸⁵ 『飲氷室自由書』—『保全支那』、『清議報』33冊(1899年12月23日)、『専集』2、40-41頁。

⁸⁶ 『論中国学術思想変遷之大勢』、『文集』7、55頁。

抜いたと言える。それのみならず、国民は「一国の法を定め、一国の理を謀り、一国の悪いを防ぐ」ものであると梁が自ら定義したように、梁の言う国民は、国家を構成する一分子である以外、独立の精神を持ち、自由などの権利を持ち、各種の政治権利を享有すると同時に、国家に義務を負うものである⁸⁷と考えられる。

梁が「民権が興れば國權も立ち、民権が滅べば國權も亡ぶ」というとき、そこには、國家は「民を積みてなるもの」であり、「全国人民の公産」⁸⁸である。国民は「國家の主人」であり⁸⁹、国政とは「民が自らその事を治めるもの」であり、愛国とは「民が自らその身を愛するものである」という思考内容があった。また、「國が亡びるのは當局者たちがこれを滅ぼすのではなく、國民がこれを滅ぼすのであり、國が興るのは當局者たちがこれを興すのではなく、國民がこれを興すのである」⁹⁰と述べているように、梁啓超は、國民と國家とはかなり密接な関係があり、かつ國民がその土台であると認識し、國家の主体である國民の創出を志向したのである。

さらに、『飲氷室自由書』の「國權與民權」において、「いやしくも我が民がその自由権を放棄しないならば、虎狼国はどうしてこれを侵しえよう。いやしくも我が國がその自由権を放棄しなければ、虎狼国はどうしてこれを侵しえよう。…民の無権、國の無権は、その罪は國民の放棄にある」⁹¹と述べているように、梁啓超は「自由を放棄する罪」という概念さえ提起している。また、「民が自らその権を伸張しないのも、亦民の罪である」⁹²と言っているように、國民が自ら権利、自由を獲得することに務めなければ、國民自身も罪があると梁は指摘した。梁啓超にとって、「自由を放棄する」罪は単なる國民の問題だけではなく、同時に國家の問題でもある。彼は、國民と國家のいずれにも、「自由を放棄する」罪を最大の罪としたのである。國家の興亡が國民によって決められるということからみて、梁啓超の救國の民権論は、まさに國民一人一人が自らの力と責任で自分の権利を獲得し、保持することがあってこそ成り立つものであった⁹³。

終わりに

日本亡命以前の梁啓超にとって、最も重要なことは、変法を通じて中国を立て直し、それによって、帝国主義列強による分割の危機を脱することであった。亡命後、『清議

⁸⁷ 国家に対する國民の義務について、梁は「商會議」(1899年4月1日、20日『清議報』第10、12冊)において、國家の義務は國民の安全を保ち、権利を守ることにある。それに対して、國民の義務は國民一人一人が自らその安全を保つことにある、と指摘した。また、「愛國論」において、権利を享有すると同時に、國家に対して各自尽くすべき義務もある。ここに愛國の心はそれによって団結して解けないと説いた。(「愛國論」(二)『清議報』第7冊、1899年3月2日、『文集』3、71頁参考)

⁸⁸ 「中國積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊(1901年4月29日-7月6日)、『文集』5、16頁。

⁸⁹ 同上、16頁。

⁹⁰ 同上、28頁。

⁹¹ 『飲氷室自由書』—「國權與民權」、『清議報』30冊(1899年10月15日)、『專集』2、第24頁。

⁹² 「愛國論」(三)—「論民權」、『清議報』第22冊(1899年7月28日)、『文集』3、76頁。

⁹³ 土屋英雄著『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』、明石書店、1998年、57-58頁参考。

報』において、「尊皇論」を鼓吹したが、「保皇」、「尊皇」それ自体が目的ではなかった。彼は政体改革を通して、中国を「君主專制」から「君主立憲」へ変えることを目指していたのである。梁は康有為と異なり、日本を経由して西洋の様々な思想、自由権利論を摂取し、独自の思想的、学問的な歩みを始めた。彼は民権の有無と国家の強弱・興亡を関連させ、中国人民が民権を持たないことが中国の弱いことの根本的な原因と考え、救国を目的とする民権論を提出した。民権だけではなく、国権、国民、国家という概念は、梁の宣伝によって、同時代や後世の青年たちに大きな影響を与えていた。そして、梁の救国の民権論は、「國家の興亡は國民によって決められる」と言っているように、「民自伸其権」⁹⁴があつてこそ成立し、さらに、その前提としては、国家意識と、国民意識の確立が必須の条件とされる。

ともあれ、『清議報』における梁の民権論は、中国が「亡」の危機にあるという認識の下に、梁が清政府の干渉しにくい条件を利用し、亡命以前の自己の思想、理論を土台として、西洋の各種の権利、自由論を吸収した上で提出したものである。このように、梁は暗黒の封建專制を批判するとともに、国民の覚醒に基づく国家の自立、即ち国民国家の確立を目指していたのである。

⁹⁴ 「愛國論」(三) — 「論民権」『清議報』第22冊(1899年7月28日)、『文集』3、76頁。

第2章 「維新吾民」の新民論—「新民説」に期待される人間像— はじめに

第1章では、亡命生活の体験によって近代国家についての認識を深めていった梁の民権・国権への認識を分析した上で、「愛國を語るには必ず民権を興すことからはじめなければならない」という梁啓超の救国を目的とした民権論を考察した。本章では『新民叢報』に掲載された梁啓超のもっとも重要な文章である「新民説」を軸に、後半の「新民説」の論調の変化を合わせて分析し、梁啓超の期待していた新民像を検討してみたい。

第1章で既に指摘したように、梁啓超は戊戌変法の失敗により1898年日本へ亡命し、来日して三ヶ月後、『清議報』を創刊した。『清議報』の主筆であった梁啓超は引き続き変法論を鼓吹し、また光緒帝擁護、西太后非難の論陣を張るとともに、民権の唱道に力を入れた。その後の1901年12月に『清議報』が火事で停刊したため、梁はそれに区切りをつけて、1902年2月に『新民叢報』を創刊した。「新民説」は『新民叢報』に掲載された一連の論説である。新知識と斬新的な論説でデビューした「新民説」は、大きな反響を起こした。胡適、毛沢東をはじめとする清末青年の歩みは、梁啓超が使った言葉で思考し、梁啓超の示した枠組みを通じて世界を見ることから始まったといつても過言ではない。

「新民説」は1902年2月創刊された『新民叢報』の第一号から1906年の第七十二号まで断続的に掲載された論説である。梁啓超の思想変遷を考えるとき、「新民説」は必ず言及される文章である。従って、一つ大きな存在である「新民説」についての研究は相当になされてきた¹。例えば、狭間直樹氏は梁啓超の西洋近代文明を摂取する過程において、媒介としての日本の役割を留意すべきであるという観角から、「新民説」を梁啓超の執筆した歴史情況に置き直して、梁の代表作である「新民説」が日本の達成に全面的によりつつ、西洋近代文明のエッセンスを国家主義と捉えて中国に投影したこと、また、「新民説」

¹ 梁啓超の「新民説」について、例えば、小野川秀美は、日本亡命後の梁啓超は康有為の大同説から進化論へと軸足を移したという考え方を示し、この段階における梁啓超は、進化生存競争の理により、民族存続のため時勢に適応する必要があるという問題意識から、「国民」全体の変化が必要だとして、公徳、国家意識などを強調するようになり、「国民」の変革、つまり国民国家の形成を主張したということを論じている。(小野川秀美『清末政治思想研究』(2)、平凡社、2010年、74-81頁)。

阿部洋は、梁啓超は中国教育の進むべき道は「国民教育」でなければならないと明確に方向付け、この教育のめざすべき理想的人間像として「新民」という理念を掲げたということを論じる一方、新民説に表された梁啓超の国民教育の考え方及びその内的矛盾は清朝の擁護と西洋近代の思想・制度の導入という相互に矛盾する課題を止揚することによって、漸進的に中国を近代化して行こうとする立憲派(改良派)の自己矛盾が教育という形の中に最も明瞭な姿で露呈されたものであると指摘した(阿部洋「清末における国民教育観の成立: 梁啓超「新民説」をめぐって」、『日本教育学会大会研究発表要項』18、1958年8月、23-24頁)

張灝は梁啓超が「新民説」に提出した新民の思想(人を革新させる思想)について、この思想の生成・発展の過程およびその内実を考察し、同時にそれを儒家の「内聖外王」の人格理想と欧米の公民理想と比較することにより、その相違を明らかにするようになった(張灝著、崔志海・葛夫平訳『梁啓超与中国思想的過渡(1890-1907)』、江蘇人民出版社、1993年、101-150頁)

執筆用の筆名「中国之新民」はその独特的姿勢を示すものであった、ということを論じている²。野村浩一氏は、「新民説」初期の部分は、『新民叢報』の理念を最も体系的に表明していたと指摘し、梁啓超の転換（筆者注：アメリカ遊歴後立場の転換）乃至『新民叢報』の立場を思想的、政治的次元において追求しておくべきことを論じている³。崔志海氏は、道徳革命を提唱した梁啓超の「新民説」は、中国近代啓蒙思想の一つの発展であり、梁啓超自身の思想上における一つの進歩であると評価する一方、「新民説」の局限性⁴も指摘している。

「新民説」は一つの文章のように見えるが、「論私徳」を境に、それ以後の梁の歩みは必ずしも一貫せず、むしろ甚だしい曲折を経ているといったほうが妥当であるかもしれない。1903年（2月-12月）のアメリカ訪問後に発表した第十八節「論私徳」を境に、梁啓超の「新民説」の論調が大きく変化したとの印象を与えた。この変化がしばしば梁の「転身」⁵、「思想的後退」⁶と捉えられている。近年では、梁啓超の思想の「連續性」を強調する見方が出現した⁷。本章では、先行研究を踏まえつつ、梁啓超のこうした変化を起こす背景とは何か、また梁啓超が「新民説」において中国の伝統思想と西洋思想の関わり方をどのように考えていたか、中国の「新民」にどのような展望を持っていたかについて考察を加える。

1.期待される「新民」

1.1 「新民説」と『新民叢報』

『新民叢報』は1902年2月（光緒28年正月）、梁啓超によって横浜で創刊された。戊戌変法の失敗によって日本に亡命した梁啓超は、まず『清議報』を発刊して（1898年12月、光

² 狹間直樹「『新民説』略論」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1999年、79-106頁。狭間直樹氏の最近の著作である『梁啓超—東アジアにおける文明史の転換』（岩波書店、2016年）において、彼は基本的に「『新民説』略論」と同じ研究立場と研究視角を取っているのである。

³ 野村浩一『近代中国の政治と思想』筑摩書房、1964年、176頁。

⁴ 「新民説」の局限性について、崔志海は、第一に、国民性改造の問題について、梁が民族性ばかり強調し、階級性に全く触れていないこと、第二に、「新民説」は宣伝において、精神の作用を誇張し、中国の衰え弱まっている原因をすべて中国人の精神上の欠点に帰着させることは問題があること、第三に、「新民説」の一番大きな問題点は、思想の啓蒙と革命を対立させること、などを指摘した。（崔志海「梁啓超『新民説』的再認識」、『近代史研究』、1989年8月、92-94頁）

⁵ 狹間直樹は「論私徳」前後の変化は梁啓超の一つの転身であるという考え方を示している（狭間直樹「『新民説』略論」、前掲書所収、94頁）。狭間直樹は「『新民説』略論」において、「論私徳」が梁の転身と映ったことは、梁啓超の「答飛生」（『新民叢報』40-41、『文集』11、40-45頁）、「答和事人」（『新民叢報』42-43号、1903年12月3日、『文集』11、45-48頁）などにおける読者の質問に反映されている、と指摘した（前掲書所収、103頁）。

⁶ 小野川秀美氏は、梁がアメリカ訪問後、「その頃から主張は次第に後退の傾向を辿ってくる」と主張した。（小野川秀美『清末政治思想研究』（2）、平凡社、2010年、88頁）

⁷ 高柳信夫「梁啓超の所謂『転身』について：『新民説』『論私徳』その周辺」（『東洋文化研究』4号、2002年3月）。高柳は、1903年における梁の「転身」について、その前後の連續性を強調する形で論述したが、その一方で、より幅広い「生きた歴史」の文脈の中で評価すれば、1903年前後に梁啓超の果たした役割は大きな本質的な差異があるという判断を下した。

緒24年11月) 自己の主張の宣伝に努めていたが、この雑誌が百号で停刊した(1901年12月) 後を承けて、新しい構想の下に半月刊の『新民叢報』を刊行した。この雑誌に結集したのは、梁啓超をはじめ、黃遵憲、蔣觀雲、徐佛蘇ら、主として「改良派」と呼ばれる人々であるが、その実質的な推進者は終始一貫梁啓超であったと言ってよい。

「新民説」は『新民叢報』に掲載された一連の論説である。あえて言えば、梁啓超は「新民説」を発表するために『新民叢報』を創刊したと言ってよい⁸。『新民叢報』は1902年2月の創刊から、1907年11月にかけての約5年間に、96号まで刊行された。狭間直樹氏の考察によると、「新民説」はその創刊号(1902年2月8日)から第72号(1906年1月9日)にかけての論説欄に掲載された。その内容は次のとおりである。

「第一節、叙論」、「第二節、論新民為今日中国第一急務」、「第三節、釈新民之義」、「第四節、就優勝劣敗之理以証新民之結果而論及取法之所宜」、「第五節、論公徳」、「第六節、論国家思想」、「第七節、論進取冒險」、「第八節、論権利思想」、「第九節、論自由」、「第十節、論自治」、「第十一節、論進歩」、「第十二節、論自尊」、「第十三節、論合群」、「第十四節、論生利分利」「第十五節、論毅力」、「第十六節、論義務思想」、「第十七節、論尚武」、「第十八節 論私徳」、「第十九節 論政治能力」、「第二十節、論民氣」。この中で、狭間直樹氏が指摘したように、訪米前の第十七節「論尚武」(『叢報』第29号、1903年4月11日)までは、毎号連載といつてもよいが、それに対して訪米後に書き続けられた「第十八節 論私徳」以下は、断続的な掲載となり、結局「第二十節、論民氣」(『叢報』第72号、1906年1月9日)で予告なしに、「新民説」の幕引きとしているのである。『新民叢報』はその後一年間半刊行されたが、革命派との論争に集中していたため、性格も大きく変わり、強いて言えばもはや「新民説」掲載時の『新民叢報』でなくなったのである⁹。

『新民叢報』の創刊号に掲載された発刊の主旨は「一、本報は『大學』の「新民」の義を取り、我国を維新するために、まずわが民を維新する。中国が不振の原因は、国民に公徳が欠如し、知恵が開かれていないからである。それゆえ、本報はもっぱらこの病に治療を施すべく、中国と西洋の道徳を合わせて德育の方針とし、政治や学問の理論を広く網羅して、知育の根本とするよう努力する」¹⁰というものであった。梁啓超は戊戌変法失敗後、日本に亡命して以降は、単なる制度の改革のみでは中国の変革を実現するには不十分であり、問題の根本は中国人の精神のあり方にこそあるとの考えへと転換していた。中国人が「公徳欠乏」、「知恵不開」であるため、梁啓超はこうした現状認識を踏まえつつ、德育と知育という二つの処方箋を提出することになった。

梁啓超が「新民説」の中で、最も厳しく批判したのは、中国人民の「奴隸根性」に他ならなかった。梁啓超が「新民説」を書いたモチーフの一つは、中国人の奴隸根性の克服に

⁸ 前掲狭間論文、80頁。

⁹ 同上、81頁。

¹⁰ 「本報告白」『新民叢報』(第1号、1頁)、1902年2月8日(光緒二十八年元月一日)。

あったと考えられる。もし、われわれが『清議報』時代の論説に遡ったとすれば、この問題の所在を明らかにすることができるかもしれない。『清議報』の後期に、梁啓超の新民の構想はすでに芽生えていたのである。「自由書」のなかの「文野三界之別」および「国民十大元氣論」、「十種德性相反相成義」がその例である。日本亡命後、梁は『清議報』で民権提唱と政府批判を展開したが、義和団事件と自立軍の失敗を経て、より一層深いレベルへ、即ち国民性の問題へと関心を移していった。とりわけ「十種德性相反相生成義」で、新たな道徳を具体的に示し、独立と合群、自由と制裁、自信と虚心、利己と利他、破壊と成立を個人のそなえるべき資質に挙げた¹¹。つまり梁啓超からすれば、いかなる変革も、人民自身の「自発性」と「能動性」なしに、成功することはない。人民の中に、專制支配に隨順する「奴性」が支配的である限り、近代国家の建設は不可能である。

ところで、「新民」という構想の形成と展開には、明治期の文化・思想が深く関わっていたことは否定できない。『新民叢報』の内容を見れば、梁がいかに多く明治の思想を受容したかが窺える。「日本の思想と社会の政治環境は梁の思想に何らかの影響を与えていたであろう。日本という理想的な環境に居る間、梁の思想は最も創造力を持っている」¹²とアメリカの学者張灝が指摘したように、明治日本が梁啓超の思想に大きな影響が与えたという点はすでに言うまでもない。佐藤慎一は、この時期に梁啓超が執筆したおびただしい論文の背景には日本で摂取した新知識があり、彼は「和文漢讀法」と自ら命名した方法で日本人の著作を読み漁り、それを通して西洋思想に関する大量の知識を吸収した¹³、と指摘した。しかし、留意すべきことは、「新民説」において西洋の価値理念を提唱する一方、梁啓超は中国の伝統思想を軽んじていたわけではない。それどころか、伝統思想に対してむしろ高い見識を持っており、それによって、彼自身の考え方を明らかにしつつあつた。

1.2 一種の道徳革命

「新民説」は第一節「叙論」（1902）から第二十節「論民氣」（1906年）に至るまで、ほぼ四年間にわたった。第十八節「論私徳」以後の論調の揺れはかなり大きかったけれども、この論説の初期の部分は当時の『新民叢報』の理念を最も体系的に表明していたと言ってもよい。そこで一貫して説かれていたのは「国民の創出」または「国家思想の養成」である。

梁は「叙論」に「国というのは民が集ってできたものである。國に民がいるのは、あたかも体に四肢や、五臓、筋肉や血液があるようなものである。（中略）その國の繁栄（安

¹¹ 「十種德性相反相生成義」、『文集』5、42-51頁。

¹² 張灝著、崔志海・葛夫平訳『梁啓超和中国思想的過渡』、江蘇人民出版社、1997年、101頁参考。

¹³ 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、124頁。

富尊栄）を願うならば、新民の道を講じなければならない」¹⁴と言う。ここで、梁啓超は新民こそが国家の発展の基礎であるという見方を示した。つまり、「新民説」の目標は、優勝劣敗の国際社会の中で、中国という国家の生存を確保するために、中国人民を近代国家の「国民」へと改造することにあった。梁啓超は、「わが国が新法を言うこと数十年であるのに、その効果が現れない」理由は「いかに新民を実現するかに留意してこなかったから」¹⁵と述べ、「政府の官吏は民間から來るので、この民を改造しない限り、政府、官吏の腐敗堕落の問題は解決しないし、逆に新民さえいれば、新制度、新政府、新国家がなくとも、何ら憂えることはない」¹⁶と主張し、国民改造の重要性を訴えている。

また、「新民説」の基礎となっているものは「進化生存競争の理により、民族の時勢に適応しないものは自存することができない」¹⁷という進化論的な考え方である。今日、列国が並立し、弱肉強食・優勝劣敗の時代において、国民の資格を欠くならば、決して天地の間に自立することはできないだろう。制度、政府、国家を新たにするよりも、民を新たにすることが根本であると梁啓超は考えた。梁啓超においては、「新民」こそが、中国の独立を保持するためのキーシンボルにほかならなかった。野村浩一氏が指摘したように、「『新民説』は何らかの意味での改革を望んでいた一般の知識層に強く訴えかけるものがあつたし、また、中国の独立の道を真剣に模索した人々に対しては、最も有効な指針を提供した」¹⁸。

梁はなぜ「新民」が今日の中国の急務であることを強調するかといえば、彼の立論の根拠は二つある。一つは内治であり、もう一つは外交である。内治については、梁は、中国の人民を改造しない限り、中国の改革を実現することができないとし、そして、新民とは、単に一人、数人が新たになることを求めるのではなく、各々の民がそれぞれ新たになることを求めなければならないという意見を述べた。一方、外交については、梁によれば、十六世紀以来、ヨーロッパが発展し世界が進歩したのは、全て民族主義によるのであり、それは更に発展し、十九世紀の終わりに至っては、遂に民族帝国主義¹⁹となった。この民族

¹⁴ 「新民説—叙論」『新民叢報』第1号、1902年2月8日、『専集』4、1頁。

¹⁵ 「新民説—第二節論新民為今日中国之急務」、『新民叢報』第1号、1902年2月8日、『専集』4、2頁。

¹⁶ 同上。

¹⁷ 「新民議」、『新民叢報』第21号、23号（1902年11月30日、12月30日）、『文集』7、106頁。

¹⁸ 野村浩一『近代中国の政治と思想』、筑摩書房、1964年、173頁。

¹⁹ 梁は、「国家思想變遷異同論」（1901年10月、『清議報』第94、95冊、『文集』6、19-22頁）において、国は必ず民族主義を経た後民族帝国主義に入れると考えた。彼は次のように言う。「凡國而未經過民族主義之階級者、不得謂之國。譬諸人然、民族主義者、自胚胎以至成童所不可缺之材料也。由民族主義而變為民族帝国主義、則成人以後謀生建業所當有事也。今歐米列強皆挾其方剛之脅力、以與我競爭、而我國于所謂民族主義者、猶未胚胎焉。（中略）知他人以帝國主義來侵入之可畏、而速養成我所固有民族主義以抵制之、斯今日我國民所當汲汲者焉」また、「論新民為今日中国第一急務」（『新民叢報』第一号、8頁、1902年2月8日）において、民族主義と民族帝国主義を次のように定義した。「民族主義とは、同種族、同言語、同宗教、同習俗の人々が、互いを同胞とみなし、独立自治に務め、完備した政府を組織し、公益を図り、他民族を防ぐことを言う（民族主義者何？各地同種族、同言語、同宗教、同習俗之人、相視如同胞、務独立自治、組織完備之政府、以謀公益而御他族是也。）民族帝国主義とは、国民の実力が国内に充満し、外にあふれ出ざるを得なくなり、せっせと他国の土地に権力を拡張し、自らのはけ口とするのである。その手段は、兵力、商業、工業、協会など、いずれも利用し

帝国主義は、国民の実力が国内で充満し、外部に溢れ出ざるをえないものであり、決して一人か二人の功名心に由来するのではない。今日列強の民族帝国主義に抵抗しようとするならば、民族主義を実行するしかない、そして民族主義を実行しようとすれば、人民が全て新たになり、それによって民族全体の力を強くする以外にはない²⁰、という。

続いて、「新民説」の第三節「釈新民之義」において、梁啓超は「新」には二つの意味があると述べている。一つは、本来有するものをとき磨いて（淬厲其固有）、新しくすること、もう一つは、本来有していないものを他から採補して新しくすることである²¹。この二つの要素こそが、梁啓超が「民を新たにする」という意味での「新」の内容であった。では何をとき磨くのか。中国国民の独有の特質をとき磨くのである。梁啓超は次のように述べる。「およそしっかりと世界に独立しうる国家には、必ずその国民が独自に備えている特質がある。上は道徳法律から、下は風俗習慣文学芸術に至るまで、皆一種の独立の精神がある。…これこそ民族主義の根底源泉である。わが同胞は数千年にわたってアジア大陸に国を立てているので、備えている特質には必ず諸族とははつきり異なった広大高尚完美なものがあるはずである。我々は当然それを保存すべきであり、失墜させてはならない」²²。ここに述べたことは、梁啓超の伝統思想に対する姿勢と言える。つまり梁啓超は中国が備えている特質があることを前提とし、まず中国民族固有の精神を保持し、次に他民族の長所を取り入れると主張した。「新民説」とほとんど同時に書き始めた『中国学術思想変遷之大勢』の「総論」で、梁は「学術思想の一國にあるのは、あたかも人の精神を有するようなものである」²³と述べ、更に「この国に生まれ、この民となり、この学術の恩恵をうけて、これを歌い、これを舞い、これを發揮し、これを広大させ増長し、これを発展するのは吾輩の責任である」²⁴と、我国の伝統思想が西洋の学術思想に比べて何ら遜色のないことを示した。

ところが、梁啓超は中国の伝統思想は特有の性質があるものの、欠けている所もあると指摘した。中国の道徳思想において、最も欠けているものは、梁によれば、公徳であり、また国家思想であり、冒險進取の気象であり、権利思想であり、更に自由であり、自治であり、これらの思想を我民が持てば、中国の人民がようやく新民となり、中国は現在の世界に存立しうるであろう。梁の「新民説」(少なくとも前半)は、大体以上の論点の下に展開されるのである。

て、これを指揮し保護するのである。(民族帝国主義者何？其国民之實力、充于内而溢于外、于是汲汲焉求拡張權力于他地、以我為尾隨。其下手也、或以兵力、或以商務、或以工業、或以教会、而一用政策以指揮調護之是也。)

²⁰ 「新民説—第二節論新民為今日中国之急務」、(『新民叢報』第1号、1902年2月8日)、『専集』4、3・4頁。

²¹ 「新民説—第三節、釈新民之義」(『新民叢報』第1号、1902年2月8日)、『専集』4、5・6頁。

²² 同上。

²³ 『中国学術思想変遷大勢』、『文集』7、1頁。

²⁴ 同上。

先に少し触れたが、「新民説」における梁の根本的な問題提起は、「国民の創出」と「国家思想の養成」である。国家思想についての梁の認識過程はそれなりの道筋があるが、少なくとも、『清議報』時代の梁はすでに国家思想への注目を始めていた。彼は「国家思想変遷異同論」（1901年9月）において、独自の国家思想の歴史的変遷論を展開していた。しかし、国民の概念に依拠しながら、本格的に国家思想の理論を展開したのは、「新民説一論国家思想」においてであった。即ち「人群の最初の段階では、部民はいても国民はいなかった。部民が国民へと進化し、文明と野蛮が分かれた。部民と国民の違いがどこにあるのか。集団で居住し、自ずと習慣を形成するものを部民と言い、国家思想を持ち、自ら政治を為すものを国民と言う。世界に国民なしで国を立てることがない」²⁵と言っているように、梁は国家思想を有するか、ただ自然に風俗を共有するかによって「国民」を「部民」から区別し、こうした「国民」を国家の不可欠の前提としたのである。そしてさらに、国家思想について、彼は「第一に、一身に対して国家が存在することを知る。第二に、朝廷に対して、国家が存在することを知る。第三に、外族に対して、国家が存在することを知る。第四に、世界に対して国家が存在することを知る」²⁶と述べている。つまり、個人、朝廷、外族、世界、この四者とは相異する「国家」思想こそ梁が求めていたものである。このときの梁啓超は、全力をあげて国民の創出、国家思想の養成という任務の解決に取り組んでいる。

梁は「新民説」の「叙論」で、国家について「国というものは民を積みてなる。國に民がいるのは、あたかも体の四肢、五臓、筋肉、血液があるようなものである」²⁷と述べている。この一文に明確に国家の実体的基礎は規定されている。つまり国というのは、民があってこそ成立することができる。ところで、民権との関係で「民を積みてなる」国家を論じたことについて、梁は『清議報』時代の「愛國論三一論民権」において既に提起した。この一文に、梁は「国というものは民を積みてなる」と書き起こし、続いて「愛国を言うには必ず民権を興すことから始めなければならない」²⁸、「民権が興れば國権が立ち、民権が滅べば國権が滅ぶ」²⁹と論を進めた。ここにおいて、われわれは、梁が救国のために、國権の確立を求めて到達した道は民権にほかならないことを見出しうるであろう。「新民説」（少なくとも前半）においても、新民の道、つまり民権に基づく近代国民国家の建設は、梁がもっとも真剣に模索した道の一つであることは変わっていない。そして、梁は国家思想の養成を緊急の課題と訴えて、その具体的な内容として掲げた条目の第一は「公徳」である。公徳の観念は、国家の利益を目的とするものといってよい。

²⁵ 「新民説—第六節論国家思想」（『新民叢報』第4号、1902年3月24日）、『専集』4、16頁。

²⁶ 同上。

²⁷ 「新民説—叙論」（『新民叢報』第1号、1902年2月8日）、『専集』4、1頁。

²⁸ 「愛國論三一論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』3、73頁。

²⁹ 同上。

「新民説」の一つの根幹、即ち「本来有していなかったものを他から採補する」とはいかなるものなのか。中国人になかったものの一つはすなわち梁啓超が指摘した公徳である。梁啓超はまず「公徳があることを知れば新道徳が出、新民が出る」³⁰と言い、「論公徳」という項目を書いた。「新民説」の第五節「論公徳」に次のような記述がある。「我が国民に最も欠けているものの一つは公徳である。公徳とは何か。人群が群（筆者注：群は社会集団のことをさす）である所以、国家が国家である所以は、この徳によって成立するものである。…道徳の本体が一つである。しかし、外に現れる時に公私の名目が立てられている。人それぞれが一人をその身を善くする（独善其身）ことを私徳といい、人それぞれがその群を相善くする（相善其群）ことを公徳という。わが中国の道徳の発達は早くないとは言えないが、私徳に偏って、公徳がほとんど欠如していた。…旧倫理で重視されるのは一私人と一私人に対することであり、新倫理で重視されるのは一私人の一団体に対することである。…道徳の成立は群を利するためである」³¹。ここで梁は公徳こそが中国の新民に必要なものとし、「その身を独り善くする」私徳はよく発達したのに対して、「その群を相善くする」公徳は殆ど欠如しているため、国民が身につけるべき「公徳」の重要性を強調した。梁は公徳と私徳を孟子の「兼善」と「独善」を借用し、概念としての区分を試みるようになった³²。

「論公徳」の中で、「中国の旧倫理」が論じたのは「君臣」、「父子」、「兄弟」、「夫婦」、「朋友」などで、「一私人の一私人に対する事柄」が特に重視されるが、「泰西の新論理」の「社会倫理」、「国家倫理」にあたる部分では不備が多く（父子、兄弟、夫婦は家族倫理とほぼ対応し、朋友は社会倫理の一部に当たるに過ぎない、君臣は国家倫理と全く違う）、ゆえに「中国の旧道徳はおそらく今後の人心を統御するのに十分でない」³³ため、それを補うという形で議論が展開してゆく。先に述べたように、梁の公徳観念は国家本位であり、この観念の中に内包される権利、義務、自由、自治など新民の諸徳目（第五節「論公徳」以後の諸項目）は、全て国家利益の方向に規定されている。梁は自らも次のように言う。「公徳の大目的

³⁰ 「新民説—論公徳」、『新民叢報』第3号、1902年、3月10日、『専集』4、15頁。

³¹ 同上、12頁。

³² 公徳について、高嶋航によると、梁の唱えた公徳は日本の「公徳」と同じではない、井上哲次郎・高山林次郎（樗牛）『新編倫理教科書』（金港堂、1897年）によれば、「公徳」とは、「博愛慈善の積極的な道徳」であり、国家本位ではない。それに対し、梁の公徳は国家を本位とする。（高嶋航訳注「新民説」、平凡社、2014年、58頁、訳注（1）参考。）一方、苅部直によれば、「公徳」という語の創作者は福沢諭吉であり、その主著である『文明論之概略』の第六章「智徳の弁」と題されるが、その冒頭で徳を「私徳」「公徳」の二種類に分類することを提唱している。福沢の言う公徳は「外物に接して人間の交際上に見はるゝの働く」で、私徳は「貞実、潔白、謙遜、律儀などの如き一心に属するもの」なのである。ただし、「公徳」そのものについて福沢は議論を展開しているわけではない。一応「廉恥、公平、正中、勇強等の如き」と具体的に列挙しているが、この徳目を見ただけでは、「私徳」との違いが分かりにくい。また、福沢が「公徳」という語を考えた際に思い描いたものは、文明化した社会における「権力の偏重」気風に対する批判で、「自由独立の気風」が確立し、人々が思うままに意見を述べ、活発な議論が続けられることで、進歩してゆく社会に生きている人々の生き方そのものである、という（苅部直「公徳とはなにか」『学際“ZERO”号』、2015年5月、48-50頁参考）

³³ 「新民説—論公徳」、『新民叢報』第3号、1902年、3月10日、『専集』4、14頁

は既に群を利することにあり、而して万千の条理はここから生じる。本論以後の各項目は殆ど全て「利群」の二文字を綱領として貫させる」³⁴。

また、「論公徳」の中で、梁啓超は「その身を善くする」私徳について、『皋陶謨』の九徳（寛而栗、柔而立、愿而恭、乱而敬、擾而毅、直而温、簡而廉、剛而塞、彊而義）、『洪範』の三徳（正直、剛克、柔克）、『論語』のいわゆる「温、良、恭、儉、讓」、「克己復礼」、「忠信、篤敬」、「剛毅木訥」等、『孟子』のいわゆる「存心養性」「反身強恕」などを挙げた。梁によれば、我が中国、数千年來、束身寡過主義（身を慎み過ちを少なくする）が正に德育の中心となってきた。我が中国が日々衰退しているのは、ほかでもない束身寡過の人があまりに多く、権利を享受するのに義務を果たさない。ゆえに、梁が公徳をまず論じたのは、「中国の旧道徳（流俗相伝簡単の道徳）はもはや「今後の人心を規範できない」³⁵ため、「一新道徳を発明して、それによって我が社会を進歩させる道を求める」³⁶、また私徳を補完しようと考えたからである。梁は中国の伝統的な儒教でいう徳は私徳であって、公徳はないと言っている。ゆえに梁自身は、公徳の提唱について、一種の「道徳革命」³⁷と言い、公徳という新しい道徳の培養は、「革命」と呼ぶに相応しい事業だと認識している。この道徳革命こそ、梁が「新民説」で真に意図したことであろう。

2. 訪米帰来—「論私徳」以後の新民の立場

2.1 訪米を挟んでの心境

1903年2月20日に梁啓超は横浜を発ち、カナダを経由してアメリカに渡った。10ヶ月ほどアメリカという新大陸を周遊し、同年の12月11日に横浜に戻った。この渡米の目的について、『梁啓超年譜長編』が書いているように、美洲保皇会の基盤を固め、発展させるためであり、それに加えて、欧米社会を実際に見たいという梁自身の願望もあった³⁸。この旅行以前の渡航歴は、例えば、ハワイ（1900年2月-7月）とオーストラリア（1901年2-4月）がある。ヨーロッパへは未だ行っていない。梁の今回のアメリカ遊歴については、川尻文彦が指摘したように、そのスケジュール、視察内容は勿論のこと、梁啓超の思想が保守化とした契機として、これまで多くの研究者の注目を集めており、梁思想の大転換の文脈で必ず言及されてきた³⁹。周知のように、梁は亡命後、時に保皇の立場を離れ、

³⁴ 同上、15頁。

³⁵ 同上、14頁。

³⁶ 同上。

³⁷ 同上、15頁。梁は第五節「論公徳」において、道徳革命について、次のように述べている。「道徳革命之論、吾知必為舉國所詬病、顧吾特恨吾才之不逮耳、若夫與一世之流俗人挑戰決闘、吾所不懼、吾所不辭。世有以熱誠之心愛群、愛國、愛真理者乎？吾願為之執鞭、以研究此問題也」。ここで梁の「道徳」革命の目標設定は、即ち私徳絶対優位の社会を公徳中心の社会に転換することによって、中国人の利群観念を養成し、中国人を「新民」に改造することであろう。

³⁸ 丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、310-311頁参考。

³⁹ 川尻文彦「梁啓超のアメリカ—一九〇四年の「新大陸遊記」をめぐって」、『中国研究集刊』37号、2005年6月、55頁参考。

孫文との合作さえ模索した時期もあり、その最も急進化した時期は、訪米前の 1902 年とされる。この年は「日ごと排満共和革命の議論」⁴⁰を提唱していた時期にあたり、「新民説」での「破壊主義」（例えば第 11 節「論進歩」で破壊亦破壊、不破壊亦破壊、破壊既終不可免）の提唱は、その典型的な表れだとされる。

この年の春、康有為は「与同学諸子梁啓超等論印度亡國由于各省自立書」や「答南北洲諸華僑論中国只可行立憲不可行革命書」において、梁の議論を「亡國滅種之言」として厳しく批判している⁴¹。また、「新民説」に関しては、訪米前に『新民叢報』に連載された「新民説」では、公徳に端を発し、権利や自由、進歩などを強く説いたのに対して、訪米帰来後、私徳や政治能力などの項目を論じ、特に「私徳」の提唱に重点を置いた。

もとより第五節「論公徳」では、公徳と私徳は相互補完的なものと捉えて、その上で、梁が公徳を提起したのは、中国人に欠けているのは私徳ではなく、公徳であると判断したからであった。しかし、梁は訪米帰来後、「新民説」のこれまで提唱した諸論が理想に過ぎないものと考えて、破壊主義を批判し、「私徳」を高く掲げて旧道徳の培養を唱えるようになった。1902、1903 年のころは新世代による外来思想の受け入れが急進しすぎて、彼の目に映っていたのは、青年たちへの革命思想、破壊の学説の伝播であり、けじめのない自由平等説の伝播である。「論私徳」を境に、「新民説」の論調はがらりと変わったとの印象を与えた。なぜこういう変化が起こったのかについて、様々な原因⁴²があるが、そのきっかけとなったのは今回の訪米に間違いないであろう。

梁は訪米直後、徐勤にあての書簡の中で「中国は革命を除いてほかに別の方法がないと弟は深く信じている」⁴³と言ったが、その約五ヶ月後の蔣智由宛ての書簡では、「中国は頑固派によって亡ぶのではなく、新党によって亡ぶ。悲しいかな、悲しいかな。(中略) 私、ここ数ヶ月來、新党の紛乱腐敗の状況を見て、再びまた革義(革命の義)を唱えることができなくなる」⁴⁴と革命を唱える気はないとの決心を語る。中国人の中で最も可能性のある人々（筆者注：革命派をさす）でさえ、結局公徳を掲げて私利を図るばかりで、却って救

⁴⁰ 『清代學術概論』、『專集』34、26 頁。

⁴¹ 『梁啓超年譜長編』、287 頁。

⁴² 梁啓超思想変化の原因について、台湾の学者張朋園は『梁啓超与清季革命』の中で、一、康有為への経済的依存度が高まるなど康有為との師弟関係、二、破壊後の建設が容易ではないことへの恐れ、三、革命党に対する感情の悪化、四、ジェームス・ブライスの『美國政治論』の影響を受けるなど政治思想の変化、五、黃遵憲の影響など五つの要因を挙げている。（張朋園『梁啓超与清季革命』第六章、中央研究院近代史研究所専刊（11）、1982 年、167-174 頁参考）

また、狭間氏は（前掲論文、95 頁）その転身の要因について、1903 年を境に澎湃として興ってきた排満革命主義とそれを奉ずる隊伍の登場に求めるべきだと、論じている。他に、野村浩一氏の梁の思想の変化の原因についての見解は、ブルンチュリなど思想の影響（「政治学大家伯倫理知理之学説」、『新民叢報』38-39 合刊号、1903 年 10 月 4 日）を重視するものであった。（野村浩一「民族革命思想の形成」（『近代中国の政治理想』、筑摩書房、1964 年 176 頁参照）。

⁴³ 「致徐勤書」、1903 年 4 月 15 日、『長編』320 頁。

⁴⁴ 「致蔣智由書」、1903 年 8 月 19 日、李華興・吳嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984 年、393 頁。『蘇報』の筆禍事件で章炳麟が逮捕されたのは、同志の吳稚暉が密告したからである。梁はこの書簡で、この消息を知り、ショックした心境を語った。

国の障礙となる。こうした革命派の腐敗に直面して、梁啓超は非常に心を痛め、革命派に対して大きな幻滅を味わった。

ところで、梁のそれまでの欧米諸国への関心は、もっぱら民主政治であったといつてもよい。彼は 1899 年 12 月に日本からハワイに向かう途中、「二十世紀太平洋歌」の中で「かの世界共和政体の祖国に適かんとするを誓う」⁴⁵と歌ったように、アメリカの共和政治に過大な期待を抱いたことが知られている。しかし今回の渡米で、自分の目で観察した結果、その期待とは全く裏腹に、共和政体の欠点ばかりを感じさせられた。この渡航を記した記録である『新大陸遊記』の中で、例えば、ワシントンでは共和政体より、君主立憲のほうは流弊が少なく運用が優れていることに感心した⁴⁶と記す。梁啓超はアメリカの共和政治が州、さらにその下の小さな地域社会を基礎に機能するものであることを確認し、中国はやはり君主立憲制に向いているとの確信を強めている。更に旧金山（サンフランシスコ）では在米華僑を観察し、中国人の国民性について次のように書いてある。「中国人の欠点として、第一に、族民の資格があつて市民の資格はない。それゆえ中国では「族制の自治」しか発達することができない。第二に、村落の思想があつても国家思想がない。第三に、專制を受けることができるだけで自由を享受することはできない。第四、高尚な目的がない」⁴⁷。梁はこの観察によって、アメリカの共和制でさえ多くの問題があること、アメリカのような公徳が実現された社会においても、中国人はなお公徳がないと中国人の国民性についての省察を深めた。このように、自分の目で観察した結果、梁が引き出したのは、中国での政治改革の方案はやはり君主立憲制であり、また、中国人の国民性改造が困難であるという結論であった。

2.2 「新民説」再開—「論私徳」の位置

1903 年 12 月、アメリカから日本に戻った梁啓超は第 18 節「論私徳」⁴⁸を書くことによって、「新民説」の執筆を再開した。「論私徳」において、彼は中国における徳性の堕落した原因を種々指摘した後、中国のような腐敗した社会では文明社会の進んだ学理が入っても、この最新、最有力の学理を利用して自ら悪習、悪性を擁護することになってしまうと述べている。梁啓超は破壊主義を批判し、私徳と公徳の優先順位を逆転させ、中国人の「固有の道徳」を提唱するようになった。「論私徳」の論旨を要約すれば、「破壊主義者批

⁴⁵ 「二十世紀太平洋歌」、1900 年 1 月の作とされる。『新民叢報』第 1 号、『文集』45（下）、17 頁。

⁴⁶ 『新大陸遊記』、『梁啓超全集』第 2 冊、北京出版社、1158 頁参考。

⁴⁷ 同上、1179 頁参考。

⁴⁸ 「論私徳」〔『新民叢報』38・39 号（1903 年 10 月 4 日）、40・41 号（1903 年 11 月 2 日）、46・47・48 号（1904 年 2 月 14 日）〕に連載。狭間直樹氏の考察によると、この頃『新民叢報』の奥付記載の刊行年月日と実際の出版時間との間にはズレがあつたらしく、いざれも 1904 年入ってからの発行であつたと推定される。具体的には狭間直樹編、『梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999 年）の「付録 2」参照。また坂出祥伸氏も「論私徳」は、梁がアメリカから日本に帰来て後の作と推定している。（坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983 年、351 頁注（124）参考。）

判」と「固有道徳の提唱」という二点に絞られる。

極端に走っている破壊主義者は「建設だけには道徳が必要だが、破壊には道徳は必要がない」⁴⁹と思っているが、梁はそれが全くの誤りだと考え、「一切破壊」を唱える革命派を非難した。彼は次のように言う。「そもそも革命を鼓吹するのは、国を救おうとするからではないか。国を救おうとする彼らの気持ちは、だれもが私よりつよい。しかし、國も結局この瞎鬧派（騒ぎ屋）の革命によって救うことができない。ただ救えないばかりか、滅亡を速めさえするのである」⁵⁰。梁啓超は「破壊主義」を高唱していたときも、決して無条件の破壊主義を主張していたわけではない。例えば、「新民説」の「論進歩」では、「破壊とは、建設のための破壊であり、破壊のための破壊ではない。破壊のための破壊なら、破壊を行う必要はないし、破壊という事業も成就しえないのであろう」⁵¹としていた。つまり、ここで留意したいことは、梁は破壊主義そのものを否定するのではなく、「無条件破壊」と「瞎鬧派の革命」を非難している、ということである。

革命派に対する批判、学生の過激な行為⁵²に対する梁の反応は、「論私徳」の中で、公徳ではなく、旧道徳を鼓吹したことに呼応している。梁は「論私徳」の冒頭に、執筆動機について自らコメントした。自分が「新民説」で特に「公徳」を取り上げて強調したのは、私徳を軽視するのではなく、「私徳」は先聖昔賢が十分に論じているから、皆が既に理解し実践できるもので、自分がわざわざ言う必要はないと考えたからである。しかし近年「末流の者」の行動がかえって頑固守旧の者に新理想攻撃の口実を与えていたので、「論私徳」を執筆せざるを得ない⁵³とあり、さらに「公徳は私徳の拡大したもの」⁵⁴であり、「私徳において立派であっても、公徳においてなお未完成なものもあり得るが、私徳において不十分でありながら、公徳において手本とすべきものなど決して存在しない」⁵⁵と述べ、「公徳」養成の前提としての「私徳」の重要性を強調している。

梁は、「私は昔（筆者注：ここで昔は「新民説」の第五節「論私徳」の時期である）中国の旧道徳は、おそらく今後の人心を統御するのに十分ではないだろうと考え、一つの新道徳を発明

⁴⁹ 「新民説—論私徳」、『専集』四、130 頁。

⁵⁰ 同上、133 頁。

⁵¹ 「新民説—論進歩」『新民叢報』10 号（1902 年 6 月 20 日）、11 号（1902 年 7 月 5 日）、『専集』4、67 頁。

⁵² 坂出祥伸の考察によると、1903 年に入って、創刊された数種の学生雑誌〔『湖北学生界』（東京、1 月）『浙江潮』（東京、1 月）、『江蘇』（東京、4 月）、『国民日日報』（上海、10 月）、『中国白話報』（上海、12 月）など〕の過激化、学生の間に、梁啓超の君主立憲論、漸進主義に飽き足らずにしてこれを超えてゆこうとする傾向が広がっていた、という（坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983 年、324 頁と 351 頁注 125 参考）。梁啓超自身はこれを敏感に感じ取り、アメリカから日本に帰った後に書いた「答飛生」では、次のように回顧している。「一年以来、東京の学界の雑誌は色々なものが続々と現れ、急速に進歩しているが、その趣旨を尋ねてみれば、もっぱら煽動（鼓氣）を唯一の方法としている。この傾向は日増しに甚だしくなり、その發言が余りに常軌を逸するものが少なからずある」（「答飛生」、『新民叢報』40-41 号、1903 年 11 月 2 日、『文集』11、45 頁。）

⁵³ 「新民説—論私徳」『専集』4、118 頁。

⁵⁴ 同上、119 頁。

⁵⁵ 同上。

し、それを補いたいと渴望した。今にして思えば、これはただ理想の言であり、決して今日これを実行するものではない」⁵⁶と言い、「新道徳の輸入」に絶望した。また、「群治を言うにあたり、必ず徳を言い、智を言い、力をいうが、智と力を実現するのは甚だ容易が、この徳だけは最も難しい。今は一つの新道徳を以て国民を変えようとするのは、必ずしも区々たる泰西の学説によってできるわけではない。…かりに道徳を行おうとするならば、社会の性質の相違によって各々受け継いだことがある。先哲の深遠なる言葉、祖宗の素晴らしい業績は、この冥然たる体と共に、わが身体に遺伝してきており、これこそが一つの社会を養成するものである」⁵⁷と論じている。続いて、彼は西洋の道徳について、「その道徳の原質というものは、宗教の制御力や法律の制御力、社会の制御力に由来するものがある。しかしこの三者は現在の中国に存在しないため、新道徳によって国民を変えるということは到底不可能だ」⁵⁸と述べた。つまり、梁啓超からすれば、当時の中国社会に西洋の新道徳をいきなり移植しても効果を期待できないのである。また梁は、道徳を重視するか否かが、中国の存亡にかかり、心術（心ばえ、心もち）がよいか否かも、救国の事業にかかっていると論じている。道徳の重要性については、梁は「私が思うに、学識を開いたり、運動を準備したりすることは、皆余事であり、ただ道徳を師とすべきである」⁵⁹と述べ、ゆえに「真に救国の事業に務める」なら、「今日わが社会をとにかくも維持してゆくために」、その好みとする者はどこにあるかといえば、「我が祖宗より伝わる固有の旧道徳にはかならない」⁶⁰という意見を示した。

梁啓超は私徳を論じるあたり、基本的には陽明学に依拠して議論をしている。また「論私徳」の全文を読んで分かるように、梁啓超が私徳を提唱する出発点は誤った風潮を是正しようとしていたのである。そして、是正のために掲げられたのは、王陽明の「正本」、「慎独」、「謹小」の三つの標語である。「正本」の説明をするために、彼は王陽明の「拔本塞源論」の「功利」を批判する一節を引いて、「その一字一句は皆凜然として今日の吾々のために説法しているのではないか」⁶¹と述べ、陽明学における「非功利」主義を学ぶべきであると指摘した。続いて、梁は愛国を例として、愛国における「正本」の精神が必要であることを次のように述べている。「私がここに一つの目標を立てたとする。同じことであっても、何か他の目的をもってそれを実行するのと、ほかには何の目的を持たずに実行するのでは、その外形は同じであるが、その性質と結果は大いに異なる。例えば、愛国ということについて論じてみると、愛国は絶対的で純潔のものであるが、もし愛国に名を借りて私利私欲を満たすなら、愛国を知らず愛国を語らない者のほうが実は勝っている。

⁵⁶ 同上、131頁。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ 同上、132頁。

⁵⁹ 同上、134頁。

⁶⁰ 同上、132頁。

⁶¹ 同上、137頁。

王子の謂う「功利」「非功利」の区別は正にここにある⁶²。つまり、梁啓超にとって、愛国における「正本」（動機の純粹さ）が要請されるのは、一番重要であることは間違いないであろう。「正本」の説明で、「愛国」の例を挙げていることからみて、梁啓超はここで批判の矛先を、愛国を掲げて私利私欲ばかりを図っている、不純粹の革命派に向いていることが窺われる。

次に、「慎独」というのは王陽明が言った「良知を致す」ことであり、つまり、自己の内心の動きの不斷の反省である。「謹小」は日常的なささやかなことをいい加減にせず着実に実践することである。ここで留意しておきたいのは、梁自身が「我が社会が持みとする旧道徳」についての解釈である。梁は、口で「固有の旧道徳」と称してはいるが、それらの旧道徳が基本的に自分の内面のあり方を律することを指すものである。梁啓超によると、「私の言う旧道徳は、ただ束身寡過や循規蹈矩（規則に従うこと）を言うのではない」⁶³のである。

このような私徳の提唱に呼応して、その後 1905 年末から 1906 年の春にかけて、梁は相次いで『節本明儒学案』、『德育鑑』、『松陰文钞』⁶⁴を刊行し、引き続き近代中国の国民道徳の確立に力を注いだ。

それまで、西洋近代の価値・観念（自由・平等・競争・権利などの新学説）を唱えてきた梁は、「論私徳」において、「固有の旧道徳」を全面に押し出した。その意味では、この変化は梁の「転身」、「保守化」と呼ばれたことができるが、しかし、一方、梁が私徳を提唱するに至ったのも、革命派を批判するようになったのも、やはり中国の現状に鑑みてのことであった。「自由の説の輸入は幸福を増大せずに秩序を破壊することになり、平等の説の輸入は義務を荷わずに制裁を蔑ろにすることになり、競争の説の輸入は外界と敵せずに内国を散することになり、権利の説の輸入は公益を図らずに私見をかざすことになり、破壊の説の輸入は膏肓を箴せずに国粹を滅することになる」⁶⁵という梁啓超の指摘は、彼のそれまで唱えてきた主張を変えたことの重要な理由になっているのであろう。

ところが、梁啓超の唱えていた民権の目的からみて、梁自身が「吾らは今日真に救国の事業に務めなければならないし、真に救国のできる人材を育成することに努めなければならない」⁶⁶と言ったように、愛国、救国という前提を共にするなら、西洋の近代価値の導入であろうと、私徳の提唱であろうと、矛盾はないと言えなくはないが、少なくとも対立しない。たとえ私徳の提唱に至っても、「これは彼自身の立場に基本的な転換があったと

⁶² 同上、138 頁。和訳は高柳信夫「梁啓超の所謂「転身」について：『新民説』『論私徳』その周辺」（『東洋文化研究』4 号、2002 年 3 月、18・19 頁）の訳語を参考した。

⁶³ 同上、139 頁。

⁶⁴ この三つの本はそれぞれ新民社、1905 年 11 月、新民社、1905 年 12 月、広智書局、1906 年 4 月刊行された。

⁶⁵ 「新民説—論私徳」、『専集』4、127・128 頁。

⁶⁶ 「新民説—論私徳」、『専集』4、133 頁。

みるべきではない」⁶⁷と坂出祥伸氏が指摘したように、梁啓超の「新民」の立場は変わったわけではない。

終わりに

梁啓超は変法運動以来、中国の「新」を一身に代表してきた人物である。『時務報』、『清議報』に続いて創刊した『新民叢報』は、正に国民雑誌に相応しい存在であり、そこで梁は「新民説」を書くことによって、「新」を代表として国民全体に語り続けていたのである。「新民説」において、国家思想を掲げて民権を説く梁は、国家本位としながら、国家と新民との無矛盾性を強調した。梁は国家思想の養成を緊急の任務としたが、狭間直樹が指摘したように、国民の権利を一切認めないような国家主義者であったわけではない⁶⁸。彼は、「國家の権利思想」が、「一部分の権利はこれをあわせて全体の権利となり、一私人の権利思想を積み集めたもの」⁶⁹であるので、「新民」の権利思想の養成は、「必ず個人からはじめなければならない」との意見を明確に示していたのである。こうした「新民」の権利を集めてこそ、国権も強くなるものであった。つまり、国権との関係で、国民の権利を土台とする点は、この時点では、まだ変わっていない。しかし 1902 年、1903 年頃に革命思想の伝播による騒動の頻発、けじめのない自由平等説による流弊が広がり、それらは梁啓超の不安を拡大させた。結局 1903 年のアメリカ遊歴をきっかけにして、新民の養成は現実には容易にできないという認識が強まり、儒家の道徳における固有の道徳の提唱に力を注いでいる。梁啓超にとって、問題なのは西洋の思想そのものではない。中国人の西洋思想の受け入れ方、また受け入れ側の中国人自体が問題となっている。梁啓超の理想とする新民は、国家思想もあり公徳心もある、と同時にわが中国人のもとより有する固有の特質、固有の道徳を保持し、自分を「一新」することによって、新しい国家をつくるものである。

一方、訪米帰来後、梁にとって何よりも中国が現在必要としているものは「有機的統一と有力な秩序」であり、「自由、平等はその次である」⁷⁰。民権重視から國権重視へと移動している。その後、梁は共和制は勿論のこと、君主立憲制にも時期尚早として反対し、「開明専制論」を提出するようになった。このことについては第三章で検討したい。

⁶⁷ 坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983 年、277 頁参考。

⁶⁸ 前掲狭間文、92 頁。

⁶⁹ 「新民説—論権利思想」、『新民叢報』第 6 号、1902 年 4 月 22 日、『專集』4、36 頁。

⁷⁰ 「政治学大家伯倫知理之學説」、『新民叢報』38・39 号、1903 年 10 月 4 日、『文集』13、69 頁。

第3章 「開明專制論」と人民程度の問題

はじめに

第2章では、梁啓超の「新民説」を中心に、梁啓超は中国の新民にいかなる展望を持っていたかについて考察した。本章では梁啓超の「開明專制論」¹をめぐって、1906年という時点で、彼は中国の「民」に対していかに認識していたか、また、中国の専制体制に如何なる見方を持っていたかについて、考察を試みたい。

第2章で既に指摘したように、梁啓超が「開明專制」に傾いてゆくのは、1903年のアメリカ遊歴以降であった。こうした梁啓超のこの基本的なスタンスは1906までほぼ保持されてきた。1906年彼は『開明專制論』を著し、革命派と激しい論争を行った。

梁は後年、「鄙人對於言論界之過去及将来」(1912)において、当時のことを振り返って次のように述べている。「革命思想の普及について、無制限な自由平等の説は計り知れない弊害をもたらし、人民の水準程度を考えると、それを向上させるのは容易なことではない。秩序が一旦壊れると真空状態が出現し、暴民が起り、收拾がつかなくなり、結局亡国に達している」²。それは梁が『開明專制論』で主張したことそのものである。また、

「自分は民智を啓発し、民徳を薰陶し、民力を發揚し、共和法治国民の資格の養成に努めている。それは十八年以来の素志であり、生涯を貫く所存である」³と梁が自ら言ったように、梁啓超の生涯を貫く課題とは、ほかでもなく、中国人を近代国家の国民へと改造することにあった。「新民説」前半の梁は「新民」への期待が高かったが、1903年以後、次第に新民養成の方策を放棄し、まず、中国の統治権を優秀な開明的な人もしくは集団に委ね、彼もしくは彼らによる専制的な統治を行い、その間に彼(ら)によって人民に対して政治的な教育と訓練を施し、徐々に議会制度を主とする民主政治体制に移行させる、という

¹ 梁啓超の『開明專制論』を扱った研究に、日本では、木原勝治「梁啓超における<開明專制論>の成立」(『芦屋女子短期大学開学二十周年記念論文集』、文雅堂銀行研究社、1979年7月)、有田和夫『清末意識構造研究』(汲古書院、1984年)、横山宏章「中国における議会政治政党の挫折—民国初期の革命政党と議会政党—」(『明治学院論叢』第52号、1993年3月)、高柳信夫「梁啓超「開明專制論」をめぐって」(『言語・文化・社会』1号、2003年)、藤井隆「政体論から「開明專制論」を読む」(『修道法学』34巻2号、2012年)などがあった。

梁啓超の「開明專制論」に言及した論文或いは著作は多数存在し、限られた紙幅の範囲で到底紹介しきれない。また梁啓超の「開明專制論」は梁啓超の伝記物においてほぼ必ず取り上げられるテーマである。例えば李喜所・元青『梁啓超伝』(人民出版社、1993年)では、その第10章「死戰革命党」において、梁啓超の「開明專制論」に言及している。

これ以外の主な論文には、次のものがある。姚伝德「清末政体模式与現代化進程—梁啓超“開明專制論”評析」(『社会科学輯刊』、1999年3月)、周志初「梁啓超“開明專制論”述評」(『鎮江師專學報・社會科學版』、2001年4月)、楊宗鳴「梁啓超的開明專制論」(『蘭台世界』、2008年5月)、王也楊「重讀梁啓超『開明專制論』」(『中華讀書報』、2011年4月20日)、龔培「梁啓超“開明專制論”的概念分析」(『貴州大學學報・社會科學版』、2013年9月)、鄒小站「民国初年開明專制論評析」(『教學與研究』、2014年12月)。

² 「鄙人對於言論界之過去及将来」(1912年)、『文集』29、3頁。

³ 同上。

ことを主張するようになった。梁にとって、開明專制は「人民の発達を目的」⁴とし、国民の能力を向上させる有効な方策であった。

さて、この『開明專制論』（1906年）が発表された時期、革命思想の普及によって、清政府を打倒し、共和制の実現を目指す革命運動は、1905年8月の東京における中国同盟会形成をきっかけとして、新たな段階に入った。こうした状況の下、梁が発表した『開明專制論』は、革命派のみではなく、立憲君主制を目指す者の中でも、反発を招くことになる⁵。梁はかつて「立憲政体は必ず民智が少し開かれてから初めて行うことができる」⁶と述べている。このような考え方には、アメリカ視察によって、いっそう固められるようになった。民権の獲得は決して旦夕でできるわけではないと確信した梁は、民を秩序ある、公益心に富む、自治能力を持つ国民へ改造するために「開明專制」が不可欠であると考えた。

『開明專制論』の位置づけについて、従来の研究は「革命派と対立する論点」に注目する傾向が強かった。そして従来、梁啓超の思想を論ずる場合、「開明專制論」は梁啓超の思想後退と見なされてきた⁷。また近年の傾向として、梁啓超の「開明專制論」における示唆に富む指摘が注目されつつあり⁸、そのなかで、梁啓超の「開明專制論」と孫文の「訓政」論との関係も取り上げられている⁹。しかし、「人民の程度」という視角から、梁啓超の「開明專制論」を取り上げて論ずる研究は少ない。そこで本論は、梁啓超の革命派との論争の経過には必ずしもとらわれず、また両派の対立点よりも、「民」をめぐる認識の共通点への検討を含めて、梁啓超の「開明專制論」の本質は一体如何なるものであるかを検討してみたい。

1. 新民路線の諦め

アメリカ遊歴（1903年2月・12月）する前、梁啓超は民々が新たになることによって、新制度、新政府、また新国家が作れると信じていたが、しかし、アメリカ訪問後、新民全体の養成は容易にできないと認識し、呼びかける対象を中国人全体から「少数国民の中の最も少数者」へと縮小し、更に「開明專制」を唱えるようになった。梁啓超は「新民説」十八節「論私徳」の中で、次のように述べている。「私の論著には、大多数の書を読

⁴ 「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」（『新民叢報』79号、1906年4月24日、『文集』18、89頁）。

⁵ 例えば、立憲君主制を目指す楊度（1875—1931）は、梁啓超の開明專制論について、あまり賛成しない態度を取った。丁文江・趙農田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、403頁参考。

⁶ 「立憲法議」1901年6月7日、『清議報』第81冊、『文集』5、5頁。

⁷ たとえば、孟祥才是梁啓超の「開明專制論」を否定的に分析した。（孟祥才『梁啓超伝』、人民出版社、1980年、110・111頁）

⁸ 高柳信夫「梁啓超「開明專制論」をめぐって」（『言語文化社会』1号、2003年）、王也楊「重讀梁啓超『開明專制論』」（『中華讀書報』、2011年4月20日）はその代表的な研究である。

⁹ 横山宏章「中国における議会政治政党の挫折—民国初期の革命政党と議会政党—」（『明治学院論叢』第52号、1993年3月）。横山宏章は、孫文の三序構想（軍政→訓政→憲政）の提出も、梁啓超の「開明專制」の提出も、中国の知識人に共通する愚民觀（中国人民は議会政治を実行する能力がない）に由来すると指摘する一方、この愚民主義に基づいた「賢人支配」の為政觀は中国の政治を拘束すると主張している。

まず、字を識らない人々に語っても、分かってもらえる者ではなく、少数の旧書を読み、旧字を識る人々に語っても、聞いてもらえる者もない。そうなると、私の忠告の及びうるところは、少数国民の中の最も少数者に限らざるをえない。ただ、私はこの極めて少数のものが将来大きな勢力を持ち、ほかの大多数の者を左右するようになるだろうと信じている」¹⁰。それでは「少数国民の中の最も少数者」とは如何なるものなのか。梁は「新民説」第十九節「論政治能力」において、次のようにはつきり説明している。「今日中国を語るものは、むしろ国民の能力を養成することを急ぐべきである。しかしながら、国民は養成の客体であり、而してそれには必ず（国民の能力を）養成することのできる主体がいる。そうしないなら、漫然として「これを養成せよ、これを養成せよ」と言っても、その方法がない。主体はどこにあるのか。有力な当局にあるのではなく、大多数の小民にあるのではなく、思想をもつ中等社会¹¹にあるのである。これは国を挙げて認めるところで、贅言するまでもない。国民に能力がないのは、実際には中等社会に能力がないからである。従って、…もし我々に能力があれば、国民にも能力があり、もし国民に能力があれば、国家も能力をもつようになるからである。故に政治能力を養成するには、必ず我々自身から始めなければならない」¹²。この説明からわかるように、梁は国民の能力の養成を急ぐべきだが、「中等社会」そのものの能力の養成が先ずなされなければならないと考え、一般国民に対する「中等社会」のリーダーシップを強調したのである。一般の国民は、政治的に無能力であるゆえ、梁は現状打開の推進力を「中等社会」に求めて、「中等社会」の一員として、一般国民を指導する使命感を自覚するようになった。

「中等社会」とは、梁の解釈によれば、「まだ出世していない官吏、まだ官吏になっていない学者、まずまず豊かになった商人」¹³のことであり、さらに「新思想を持つ青年」¹⁴たちを指すのである。「論私徳」前の「新民説」の諸節において、梁が論じてきたのは、中国人に欠乏した、是非とも養成しなければならない資質や能力であった。そのような資質や能力を備えた新民があれば、国を救い、国を新たにすることができるはずであった。

¹⁰ 『新民説』—「論私徳」、『新民叢報』38・39号（1903年10月4日）、40・41号（1903年11月2日）、46・47・48号（1904年2月14日）、『専集』四、130頁。狭間直樹氏の考察によると、この頃『新民叢報』の奥付記載の刊行年月日と実際出版時間との間にはズレがあったらしく、いずれも1904年入ってからの発行であったと推定される。具体的に狭間直樹編、『共同研究梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999年）の「付録2」参照。また坂出祥伸氏も「論私徳」は、梁がアメリカから日本に帰来して後の作と推定している。（坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、351頁注（124）参考。）

¹¹ 梁は『新民説—論私徳』の以前、「雅典小史」（『新民叢報』19号1902年10月31日、『専集』16頁）において、既に中等社会という概念を提起した。この文章の中で、各国改革の事業を主導するのは常に中等社会であり、中等社会こそ、一国進歩の鍵であると述べ、また、この中等社会は「まだ出世していない官吏、まだ官吏になっていない学者、まずまず豊かになった商人」のことだと説明している。また、「中国歴史上之革命研究」（『新民叢報』46・47・48合刊号、1904年2月14日）では、西洋の革命は中等社会が主導するが、中国の革命は上等社会か下等社会が主導すると述べている。

¹² 『新民説』第十九節「論政治能力」、『新民叢報』49号、1904年6月28日、62号、1905年2月4日。

¹³ 「雅典小史」（『新民叢報』19号1902年10月31日、『専集』16、9頁。

¹⁴ 「政治学大家伯倫知理學説」、『新民説』第38・39号、1903年10月4日、『文集』13、69頁。

つまり梁はそれまでずっと中国人民全体を改造の対象としたが、しかし、「論私徳」以降、その働きかけの対象を中国人全体から「中等社会」に縮小し、中等社会の指導の役割を期待するようになったと言ってよいであろう。梁は以後の『新民叢報』に『開明專制論』を連載し、革命派の『民報』との間で激しい論争を展開し、下からの新民養成の路線を放棄し、人民に対する国家の役割を重視するようになった。

先述したように、梁啓超は 1903 年のアメリカ遊歴後、共和制を放棄し、次第に専制に傾くようになった。いかに国民の実力を養成するかについて、梁は開明専制と政治革命思想の普及という方法¹⁵を挙げた。そのなかで、梁はとくに中等社会のリーダーシップを重視した。梁啓超は「一国において、中流以上の学識をもち、言論人としての自覚を持つ人は、このような重要な時期に、皆影響力がある。具体的に言うと、自ら社会を指導することを天職だと認める者は、社会を指導する方針の良し悪しに責任を負わなければならぬ。更に言うと、一国の興亡に関して、この輩にその功罪を科さなければならない。今後の中国において、社会を指導する大任は自ら当世の賢豪にあるべきである...」¹⁶と述べている。梁啓超はここで「中等社会」（具体的にいえば、言論家のこと）の役割を強く意識し、「中等社会」が持つ指導性を期待したのである。梁啓超は『開明専制論』において、開明専制君主を頂点とする強力な政治が必要であり、「中等社会」の指導する役割によって、中国人の国民の能力を養成することが可能であるという考え方を示しているのである。

2. 「専制」の見直し

2.1 中国の専制体制に対する認識

梁啓超は 1902 年「中国専制政治進化史論」において、中国の専制国家体制の発展を社会進化論に依拠して整理し、中国が社会進化の過程において、必ずしも一貫して西洋に遅れたとは限らないという考え方を示した。中国は秦漢の際に早くも専制段階に達したのに対して、西洋は貴族政体が長く、それをくぐってようやく専制政体に達した。つまり貴族政体から専制政体への進化については、中国のほうが西洋よりも千年以上先に進んでいると主張している。問題は、「中国における「封建」（貴族）の消滅は西洋より先で、早く専制政体に達したのに、なぜ却って西洋のほうが先に専制政体を脱却したのか」ということである。梁啓超はこの問題に答えるために、その原因を中国と西洋の専制の質的相異に求めた。彼は次のように説明している「遅れて専制段階に到達した西洋は、貴族体制の遺産を引きずっており、それに教会権力も加わり、中国に比べれば遙かに狭い政治空間で多様

¹⁵ 「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」（『新民叢報』79 号、1906 年 4 月 24 日）、『文集』18、90 頁。

¹⁶ 同上、91 頁。

な権力が重層的に存在した。このような専制体制は民衆の自由を認めない苛酷なものであったため、耐えかねた民衆は専制君主と貴族を一挙に打倒した。それと対照的に、広大な空間で一握りの官僚機構によって統治する中国の専制体制は、あたかも目の粗い網をかぶせたようなもので、中国の民衆は専制体制のもとで、多くの場合「無限の自由」、梁啓超自身の言葉で言えば、「野蛮」の自由を享受することができる。こうなると、専制体制を打倒するよりも、むしろ科挙に合格して専制体制の一員になることを有利と見なす志向が民衆の間に蔓延し、その結果個々の王朝は倒れても専制政体そのものは持続することになった」¹⁷。つまり梁啓超は中国の君主専制体制は温和な、自由に満ち溢れている「間接の専制」であり、「無形の専制」である¹⁸と主張している。

ただし、梁啓超は中国の専制体制が相対的に温和であるという事実を認めたものの、問題の根は遙かに深いと考えている。佐藤慎一氏が指摘したように、中国の民衆は専制体制のもとで、苦痛を受けていた。だが、科挙制度は民衆の支配者の一員になれる道を開いたため、専制体制を打倒することによって苦痛から開放されるのではなく、自ら支配者の一員となることによって苦痛を他者に転嫁する態度が中国人に一般化した。この態度を梁啓超は「奴隸根性」と呼び、この態度こそが中国人の専制体制を持続させた秘密である¹⁹。とすれば、中国人の思想様式を変えない限り、中国の専制体制は変わらないとするのが、梁啓超の考えている所である。

このように、梁啓超は二千年以上に及ぶ中国の君主専制体制の長期的持続の秘密を指摘しながらも、「論専制政体有百害于君主而無一利」（1902年）において、「専制体制は現在の世界で生き残れないのも理の必然」²⁰と説き、専制政体を否定する見解を示した。梁啓超はこの文章で数千年來の中国の歴史を見ると、十種の禍があるとする。すなわち、貴族の專政、女性の権力乱用、嫡子庶子の帝位争奪、後継者問題（統絶擁立）、一族の領地換え（宗藩移国）、權臣の篡弑、軍人の跋扈、外戚の横暴、小人の搾取、宦官の越権などである。これらの悪現象はいずれも専制政体ということに原因する。君主専制の毒はその人民を害するのみでなく、君主をも害するものだ。国民は専制政体を大衆の敵と見るべきであり、故に専制政体の崩潰が理の必然である²¹と述べている。

また、前章で既に指摘したように、梁啓超はアメリカ遊歴中、旧金山の華人を観察し、

¹⁷ 「中国専制政治進化史論」、『新民叢報』第8、9、17及び49号、1902年5月、6月及び1904年6月。『文集』9、82頁参考。

¹⁸ 同上、83頁。

¹⁹ 佐藤慎一『中国の近代知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、272頁参考。

²⁰ 「論専制政体有百害于君主而無一利」、『新民叢報』21号、1902年11月30日、『文集』9、90頁、101頁。

²¹ 「論専制政体有百害于君主而無一利」、『新民叢報』21号、1902年11月30日、『文集』9、90頁、101頁参考。この文章で留意すべきことは、梁は専制政体と君主を分けて考えている、ということである。梁の理解によれば、専制政体と君主はそれぞれ別のものであり、その性質も範囲も違っているので混同してはいけない。国民は専制政体を大衆の公敵と見なすべきであうと同時に、君主も専制政体を自分の私的讐と見なすべきである。

彼らの幾つかの欠点を挙げたが、その中でとりわけ「今日中国の国民は専制を受けることができるだけで、自由を享受することができない」²²という性質を指摘した。なぜ梁啓超はこのように認識したのかといえば、彼にとって、中国において、自由、民権の発展を阻害しているものは、まさに自由の過剰（梁の言う無限の自由、野蛮の自由）自体に他ならない、ということである。このように梁の「中国専制政治進化史論」における「専制体制」下の民に対する理解は、旧金山華人社会の評価につながるようになった。梁啓超は、アメリカの民主政治の基礎に人民の民智の高さを見出すとともに、華人社会を通して中国人社会の縮図も見出した。中国にはやはり民主政治は無理だと確信した梁は、ここから「底辺からの新民養成の政策に代えて権力の側からの改造、革新の道を論じる」²³という「開明専制」の議論を進めていくことになった。つまり、強力なリーダーシップによる「専制」的な統治こそが、もっとも有効な方法であると梁は信じるようになった。

しかし、当時中国の知識人の間では、政体の類型としての「専制」は、「立憲」に対するものとして、総じて否定的な意味合いを持つ概念であり、専制政体である以上、「開明」という資格を持っていることはありえない、という認識が普通であった。それまでずっと中国の専制体制を否定し、今は却って「開明専制」を主張するようになった梁の、このような変化は思想の後退と言われることも免れない。ただ梁が「開明専制」を唱えた、より根本的な理由は、彼が「中国専制政治進化史論」において既に指摘したように、当時中国の体制の根本的な問題点を、「専制」であるということよりも、むしろ厳密に言えば、それが専制ですらない（当時の中国は国家の社会統合とコントロールの能力が欠如した「不完全専制」）ことにあると見ていた点である。こうして梁啓超は中国国民がなお後進的という情況を自覚し、いかに近代的国民を生み出すかについて、「開明専制」という新たな路に求めるようになった。

『開明専制』（『新民叢報』73・75号、77号、1906年1月25日・3月25日）が発表されたのは、清政府を打倒し、共和制の実現を目指す革命運動が、中国同盟会（1905年8月成立）の形成をきっかけに、新たな段階に入っていた頃である。他方で、清朝の内部では、日露戦争における日本の勝利に刺激を受け、五大臣の憲政考察（1905年12月-1906年7月）が行われるなど、立憲政体への関心が高まりつつあった。にもかかわらず、現時点で、国民の政治能力が不足し、君主立憲すらも実現することは不可能で、ただ開明専制を実行してゆくしかない。このように考えて、梁は「開明専制」を主張するようになったのである。

「開明専制」²⁴という語について、『開明専制論』の冒頭にある梁のコメントによれば、

²² 「新大陸遊記」『梁啓超全集』第2冊、北京出版社、1179頁参考。

²³ 狹間直樹前掲書、96頁。

²⁴ 「開明専制」と非専制の優劣について、梁の基本的な考え方は、「優」か「劣」かではなくして、「適」か「不適」によって判定すべきであるというものであった。このような考え方の根底には「ダーウィンは、生物学の公例を説いて優勝劣敗を言ったが、スペンサーはこれを適者生存というという言葉に

この論文を執筆する動機は、『民報』の第一号に掲載された陳天華の「論中国宜改創民主政体」における「欲救中国必用開明專制」という言葉に触発されて、近年来懷抱する意見を述べたものである。また、梁自身が蔣觀雲への書簡で「私の所謂「開明專制」は、実は筧克彦²⁵を祖述したものであり、立憲の過渡期、民選議院未成立の時代を言ったに過ぎない。日本の太政官時代の政体、即ち弟が言う開明專制である」²⁶と表明している。

2.2 民をめぐる認識

中国では永い間、君主專制であったため代議政治はなかった。そこで、中国の場合、議会政治は皇帝政治に対抗する新たなシステムとして理解された。清末から、立憲君主制の確立を目指す立憲派と民主共和制を目指す革命派の間に、君主制か共和制かの違いはあるにしても、立憲体制のもとで議会政治を導入する点は共通している。換言すれば、立憲派であれ、革命派であれ、民権の実現という最終目標は一致している。ただ、いかに民権を実現させるかという方法の選択においては異なっている。

周知のように、1905年8月中国同盟会が結成され、以後2、3年間にわたり、梁啓超を始めとする改革派との間に、共和制と立憲君主制の是非をめぐる激しい論争が展開された。論戦の争点は多岐にわたり、その主要の対立点は、梁啓超の主張した立憲政体という方向（現時点開明專制）を目指すべきか、それとも、革命派の主張したように、異民族の満州王朝を打倒して漢民族を中心とした政権を樹立し、さらに共和制を確立すべきか、という点であった²⁷。簡単に言えば、この論争は革命か（種族革命）それとも改革か（政治革命）という根本的な問題をめぐる論争である²⁸。こうした論争の一つには「開明專制」

置き換えた。その意味は、適するものは劣であっても優、適さないものは優であっても劣ということであろう。従って、我々が言を論ずる場合には、優ばかりを求めておらず、ひたすら適を求めなければならない」という適者生存の考え方である。

²⁵ 東京大学法学部の憲法学講座教授である筧克彦は、当時法政大学清国留学生法政速成科でも憲法を教えている。受講者には「開明專制」をめぐって、梁の論敵となる汪兆銘がいた。

²⁶ 『梁啓超年譜長編』、366頁。

²⁷ 両者の争点は主に以下の問題をめぐって展開された。
①現在の中国において革命が必要か、また可能か、
②種族革命と政治革命を同時にやるべきか否か、
③種族革命の必要性がどういうことなのか、
④中国人は共和立憲制を行う能力があるのか、
⑤革命は内乱をもたらすか、また列強による中国的瓜分を招くか、
⑥社会革命の必要性がどういうことなのか（堀川哲男「民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争」（上）、『東洋史研究』33（1）、1974年6月、83頁注②参考）

²⁸ ここで「政治革命」と「種族革命」とは、梁の下した定義によると、「政治革命」というのは、「專制」を革め「立憲」とすることであり、それが君主立憲であろうと、共和立憲であろうと、皆政治革命である。ただ、専制政治（君主專制、または共和專制）を顛覆しなければ政治革命とはいえない、という。武力で異民族の清王朝を顛覆することを「種族革命」という。（具体的に「申論種族革命与政治革命之得失」（『新民叢報』76号、1906年3月9日）『文集』19、4頁参考）。この論争がどのような順序で進められたかについて、次のように概観する。民報側が提起した主張を新民叢報側が批判することで始まり、それに民報が反論し、更に、新民叢報の再批判、そして民報の再反論という形で、少しずつ問題の焦点をスライドさせつつ展開する。攻撃するのは新民叢報、反論に立つのは常に民報であるが、それでも反論側の民報の論調はかなり攻撃的で、事実上に終始受身に立つのは新民叢報であった。（堀川哲男「民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争」（上）、『東洋史研究』33（1）、1974年6月、65頁参考）

についての論争がある。論争の代表的な人物は、梁啓超と汪兆銘であった。両派の論争は、事実上この二人の論争であったと考えられる。

論争の争点が多岐にわたり、一見したところ、両派の間の対立点のみが目立つが、実は共通点も決してないわけではない。もし革命・改革の違いを超えて両者の共通点を見れば、以下の三つの共通点がある。第一、革命派も梁啓超も共に中国の現状を君主專制体制であると見なしていた。第二、両者は共に共和制を中国の変革の究極目標としていた²⁹。第三は、両者は中国の「民」の現状に対する認識はほぼ同じである。

梁啓超は、民衆の政治能力が不十分なままで暴力的に共和民主制を実行すれば、「革命」による専制が起こる可能性は十分あるとしており、それゆえ、教育を通じて民衆の知識と道徳水準の向上を図るべきであり、その点からすれば、中国に必要なのはむしろ「開明専制」以外ないと考えていた。開明専制は、梁啓超にとって、長期的に見れば、民主体制を中国に軟着陸させる近道である。

「開明専制論」をめぐる論争において、革命派は梁啓超の「開明専制論」を厳しく攻撃したが、それは「開明専制」そのものに反対したわけではない。むしろ革命派が先ず開明専制を使用したといって良い。先に述べたように、梁啓超自身もみずから『開明専制論』の執筆動機について、陳天華の「論中国宜改創共和政体」に触発されたものだと説明した³⁰。そもそも陳天華が開明専制を提出したのは、人民の程度に関わる問題として取り上げたのである。具体的にいえば、国民が革命を行う能力があるかどうか、共和国民の資格を持つかどうかという問題である。陳天華は、四千年あまりの歴史を持つ中国には、他の民族に及ばない特質があり、そして、中国の自治団体の組織は実は地方自治を行い、我が人民が自ら治めることができる³¹と主張した。

しかし一方で、西洋の基準からすると、自由、権利を持たず、国家観念のない中国の民衆はなお後進的で、その点については、梁啓超であろうと、革命派だろうと、人民の程度をめぐる認識は一致している。ただ、彼らの分岐はどこにあるかといえば、革命派は短期間で国民の能力の向上について楽観的な考え方を持っていました³²のに対して、梁啓超は悲観

²⁹ 両者の主要な対立は、現状と究極目標をいかなる方法で結ぶかという問題をめぐって発生したのである。革命派は君主專制を革命によって打倒し直ちに共和制に転換させるべきであると主張し、梁啓超は中間に、開明専制、または立憲君主制を介在させるべきであり、そのために革命ではなく、改革が必要であると主張した。(具体的には佐藤慎一『中国の近代知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、321頁参考)

³⁰ 陳天華は「論中国宜改創共和政体」(『民報』第1号、1905年11月)において、「我々は此の主義を認めるのであれば、中国を救うためには、民権を興し、民主に改めるほかないと思う。着手の方法として、まず開明専制を行い、民権を興し、民政に改めるための準備とする。最初の手段は、革命である」と述べている。梁啓超は「開明専制」という語を最初に用いなかったにもかかわらず、この概念が知識人の間に浸透したのは、やはり彼の影響力によるものであろう。

³¹ 陳天華「論中国宜改創共和政体」(『民報』第1号、1905年11月、43頁参考。)

³² 例えば、革命派の論客である汪兆銘は、次のように主張している。つまり、革命を行う主体は「国民」であり、革命を遂行する能力ばかりではなく、「共和国民の資格」も十分に備える。たとえ能力が備わっていないくとも、互いに励ましあって進んでいくだけである。汪兆銘は国民の革命能力を積極的に認めていこうとする姿勢を取っていたのである。(汪兆銘(精衛)「再駁新民叢報之政治革命論」、『民報』

的であった、ということにある。

例えば、陳天華は仮に中国の民衆の政治能力が不足しているとしても、速成法を利用して短時間で利用することができるなどを次のように述べている。「歐米が数百年を経てはじめて達成できたものは日本が四十年で追いついた。我々も同じ割合で、これを追求することができる。教育を例に取ると、未成年と成年とは異なって、成年者を教育するには、特別の速成法を採用し、十余年のものを二、三年に短縮することができる。その程度もほぼ同じである。すでに開化した国民は進歩の速度が未開化の者と同じように遅いとは言えない」³³。

陳天華の見方と対照的に、梁は「ここで弁別しなければならないことは、やはりその希望する程度の高下如何と実施するところの教育法優劣如何にある。速成できるというなら、私としては非難するところがない。ただ速成する場合の程度には必ず消極的な一面が出てくる。たとえば、速成によって政治、法律を学ぶとすると、政治、法律に関する一般知識を身につけることができるという点については、私は断言するが、それによって必ず法学大博士の学力と同一の学力を持ちうるという点について、私は不可能だと思う。共和政治というものは、法学大博士の学力の類である。…日本を例とすると、開明專制こそが最良の速成教育法だということが一層よく分かる。…さらに具体的に言うと、暴動は即ち教育だとしているが、暴動は果たして教育に代わりうるものであろうか。暴動を共和速成の段階とすることが、優れた教育法になれるであろうか。決してそうではないと私は分かる」³⁴と反論した。つまり梁啓超は共和国民の資格の養成について、短時間で実現することができず、より長い時間をかける必要があると強調した。

今日の中国においては、開明專制を行うべきであり、共和立憲制は絶対に実行できないと梁啓超は断言した。その理由はどこにあるかといえば、今日の中国国民はまだ議会政治を行う能力がない、共和国民としての能力を備えていないということにある³⁵。梁啓超は

第 6、7 号、1906 年 7 月、9 月)

³³ 陳天華「論中国宜改創共和政体」(『民報』第 1 号、1905 年 11 月、44-45 頁参考。)

³⁴ 『開明專制論』—第 8 章「論開明專制適用于今日中国」の第 1 節「中国不能實行共和制之理由」(『新民叢報』第 75 号、1906 年 2 月 23 日、『文集』17、70-71 頁参考)。

³⁵ 梁啓超は『開明專制論』—第 8 章「論開明專制適用于今日中国」(『新民叢報』第 75 号、1906 年 2 月 23 日、『文集』17、67 頁) の第 1 節「中国不能實行共和制之理由」について、次のように説明している。「ある人はこう言っている。今の中は三人以上の團体がなく、一年持ちこたえる党派はない、と。今後いくらか進歩するかもしれないが、しかしそれはわずかであろう。憲法が発布されれば、君主(制)であろうと、共和(制)であろうと、必ず政党が生まれるであろう。そのときわが議院の党派の状況がどのようになっているであろうか。今世界で政党の最も多いといわれているのはオーストリアに勝るものはない。議院に席を占めるのは、凡そ 18 党であり、議院総数 425 人の中で、最大の党は 60 人を占めるに過ぎない。最小の党に至っては、4 人があり、天下に不思議だと称されているのである。もしわが国で議院を開けば、議院に 500 人がいるとして、その党の数は必ず 100 を超えて、最大の党は 2、30 人を超える、一党で一人が最も多くなるに違ないと、私は思う。(梁啓超注: 開明專制の訓練を経てのち 10 年経つから、議院を開けば、このようなことにならない。もしいますぐ革命を行い、革命後に議院を召集すれば、このような現象は必ず免れえない) …… このように私はもう一つの前提を得る。つまり、中国の国民には、まだ議院政治を行う能力がないということである。だから私は毅然として次のように断言する。故に今日の中国国民は共和国民の資格を持っていない、今日中国の政治は共和立憲制を採用すべきではない。」

ここで中国人民がなお民智の未発達という現状を自覚し、そうした情況の中でいかに近代国民国家を確立するかを考える際、まず開明專制を行い、その地ならしを行うべきだと主張した。また梁啓超によれば、もし、共和立憲を強行するならば、国内に混乱が起きることは確実である。なぜなら、「我国の歴史を窺うと、一革命軍の挙兵は、多くの革命軍の挙兵を誘発し、それらのうちで、一致した行動を取ろうとする事は不可能である。なおかつ、革命というのは、平素秩序ある民の場合でも、思わぬ混乱を生じうるのに、まして秩序なく能力もない民がこれを行えば、その危険はなおさら大きくなる。このような内部の混乱は、必然的に列強の干渉を招くことになる」³⁶。この予想される混乱を避けるために、一定の段階を経て、民を秩序ある国民へと改造することが必要である。梁のいう一定の段階とは、有田和夫が指摘したように、專制—開明專制—君主立憲—共和立憲で、この時点において可能であると考えられたのは、開明專制から君主立憲に至る段階である。つまり、立憲制への過渡期として開明專制を実行し、次第に近代国民国家としての実力を養成し、立憲制へと国家全体を方向付けるというのである³⁷。

3. 民主制度を中国に軟着陸させる道—開明專制

3.1 『開明專制論』の構図

『開明專制論』は（『新民叢報』73-75号、77号、1906年1月25日-3月25日）当初、1「釈制」、2「釈專制」、3「釈開明專制」、4「述開明專制之学説」、5「述開明專制之前例」、6「適用開明專制之國與適用開明專制之時」、7「述開明專制適用于今日中國」、8「論開明專制者所當有事」、9「論開明專制之人物」、10「論開明專制之精神」の全10章からなると予告されたが、結果的に執筆されたのは8章までである（途中さらに第7章として「論變相之開明專制」が挿入されたので、当初の予定であったはずの8、9、10章は全く発表されなかった。）章の内訳は、第一章から第三章までが「釈」の部分、第四章と第五章は祖述の部分、第六章から第八章までは論の部分、という区分になっている。即ち、最初の三章で「制」、「專制」、「開明專制」など概念の定義を与え、続く二章で従来の開明專制に関する学説と事例を概観し、最後の三章は当時の中国では開明專制を実現する可能性と必要性を論じた。これが『開明專制論』の構成である。

『開明專制論』の第一章「釈制」では、梁は「制」という概念を単独に取り出して「権力を一定の形式において行使（発表）し、人の一部分の自由を束縛すること」³⁸と定義する。また「制」というものは権力とは関係があるから、制は強制であり、制と強制とは同

³⁶ 「暴動与外國干涉」、1906年7月6日、『新民叢報』第82号、『文集』19、54頁。

³⁷ 有田和夫『清末意識構造の研究』、汲古書院、1984年、170頁。

³⁸ 『開明專制論』—第一章「釈制」、「文集」17、14頁。梁によると、この定義の前半「権力を一定の形式において発表する」というのは、制度、または法制ということである。つまり権力の行使は一定の形式によって、行われることを意味する。

義に用いられるとすると、説く。ではなぜ「制」が必要かといえば、人々の間には不平等が存在し、弱者と強者が生まれるのは避けられない。強制によって弱者を保護しなければ、その不平等さが一層拡大していく。「内部の衝突をなくし、人々が結集して外部のものに対応できるようになる」³⁹のは、強制によらなければならない。強制によって社会に秩序をもたらすことができる。つまり、強制は社会が自存するために不可欠なものである。そして「国家というものは、完全な強制的組織を実行することができるのであり、完全な強制的組織が実行できれば、それはすでに国家の実質が存在するということなのだ」⁴⁰として、強制によって、社会内部の衝突を抑え、各個人の一定程度の自由に保障を与えることができ、故に制は国家と密接な関係があると梁は結論づけた。

続く第二章では、梁は「制」の種類によって、国家の種類を専制的国家と非専制的な国家に分類する。分類の基準は、「一国の人々が制者であると同時に、被制者である」⁴¹様な国家は非専制的国家と言い、「一国において、制者と被制者がいて、制者は被制者の外部に立って、相対する地位をなす」⁴²様な国は専制的な国家と言う。また専制の定義について、梁は「専制というものは一人とは限らず、一人または複数の人間が純粋に制者の地位に立ち、超然として被制者にならないもの」⁴³、あるいは「制者が完全に被制者の外に立ち、専断によって国家機関の行動を規定するもの」⁴⁴と説明した。そして、梁は「政治について論じようとするならば、先に「有制」と「無制」の優劣を論じ、それから次に「専」と「不専」の優劣を論じるべきである」⁴⁵と述べる。つまり、「専」か「非専」かの問題はともかく、「制」が実現するかどうかはもっと重要であると梁は考えているのである。

梁啓超によれば、専制には「不完全之専制」と「完全之専制」の二種類があり、また「不完全の専制」には「国家機関の行動を規定していないもの」⁴⁶と「規定しているが空文でしかなく、真剣に実行されていないもの」⁴⁷とがって、いずれも専があって、制が実現しておらず、それは専制とは言えない。こういう視点からすれば、当時の中国は、「不完全之専制」の二つの要素のいずれもが当てはまり、厳密な意味での「完全専制」ではなかったのである。

更に第三章「釈開明専制」では、専制には「野蛮専制」と「開明専制」があるが、前者

³⁹ 同上、15 頁。

⁴⁰ 同上、17 頁。

⁴¹ 『開明専制論』—第二章「釈専制」、『文集』17、17 頁。

⁴² 『開明専制論』—第二章「釈専制」、『文集』17、17 頁。梁は更に専制的国家と非専制的国家をそれぞれ三種に分類する。具体的に言えば、梁は専制国家を君主的専制国家（中国、トルコ、ロシア）、貴族的専制国家（古代のヒンク、羅馬史上における寡人政治）、民主的専制国家（クロムウェル時代のイギリスやナポレオン執政官時代のフランス）に分け、また非専制の国家を君主貴族人民合体的非専制国家、君主人民合体的非専制国家、人民的非専制国家の三種に分類する。

⁴³ 同上、『文集』17、18 頁。

⁴⁴ 同上、19 頁。

⁴⁵ 同上、20 頁。

⁴⁶ 同上、20 頁。

⁴⁷ 同上、20 頁。

は「専断で良くない形式で権力を発表する」⁴⁸ことで、後者は「専断であるが良い形式で権力を発表する」⁴⁹ことである。また「専制」のうち、「専制の客体の利益を基準とするものが開明専制で、専制の主体の利益を基準とするものが野蛮専制」⁵⁰という定義が為された。ここでの主体とは専制者個人のことであり、客体とは国家と国民を言うのである。そして、梁は野蛮専制と開明専制の区別の異同を古人の言葉によって説明する。フランスのルイ十四世の「朕即國家」という言葉は野蛮専制の精神を代表するものであり、プロイセンのフリードリッヒ王の「国王は国家公僕の首長である」のは開明専制の精神を代表するものである。要するに、「国家にもっとも希望されるのは、その制度が開明であって、野蛮でないことである。真に開明であれば、専制か専制でないかはもとより問わなくても構わない」⁵¹ということである。梁によれば、国家にとって、重要なのは制の開明であることであって、「専」か「非専」かの問題はさほど重要ではない。

第四章と第五章では、梁啓超は国内外の開明専制に関する学説と開明専制の前例を紹介している。彼は儒家、墨家、法家の三家は、皆開明専制の主張があると指摘し、三家のうち、儒家、墨家は人民の利益を重視するのに対して、法家は、人民の利益より国家の利益のほうを重視するが、それもまた一種の開明専制である。道家は非専制主義の立場を持っていると主張している。そして、歴史上の開明専制の実例は、中国の分野では管子、子産、勾践、武靈王、商君、諸葛亮、王猛、王安石で、西洋の分野では、リュクルゴス、カエサル、クロムウェル、ピヨートル大帝、フリードリッヒ二世、さらにはナポレオン一世、ビスマルクなどが挙げられる。

第六章では、梁は開明専制は如何なる国家、また如何なる時期に適用するかを分析している。開明専制を用いるのに最も適している国・時代を論じて、また国家が久しく不完全の専制を経ている時、民智幼稚の国、幅員は甚だ大きい国などを列挙し、更に開明専制は立憲の過渡であり、立憲の予備でもあって、長く用いるべきではないと述べている。第七章「論変相之開明専制」（途中挿入された章）で、梁啓超は、どんな国家でも「絶対的非専制」は決して存在しないと指摘し、穂積八東の説⁵²を、批判的なコメントを加えながら紹介したうえで、三権分立を精神とする立憲政体の国家でも、国家間の生存競争が激しい場合には、内部結合を強固することが必要となるため、実際には「変相之専制」にならざるを得ないと論じる。

第八章では、開明専制が今日の中国に適応していることが論じられる。まず、共和立憲

⁴⁸ 『開明専制論』－第三章「釈開明専制」、『文集』17、21頁

⁴⁹ 同上、21頁。

⁵⁰ 同上、22頁。

⁵¹ 同上、23頁。

⁵² 梁啓超は『開明専制論』において、議会政治の適用を検討する場合、小野塚喜平次の「奥國ニ於ケル立憲制ノ運用ト民族ノ複雜」、（『法学協会雑誌』第23巻9号、1905年）、穂積八東の「立憲制下の三政治—大権政治、議院内閣政治、議院政治」（『法学協会雑誌』第24巻第1号、1906年）を引用した。（『文集』17、40頁、43頁）。

制が実行できない理由は何であるか。梁啓超は、君主專制の國を立憲國に改めるには、まず革命をしなければならないが、結局革命によって得られるのは「共和」ではなく、却つて「專制」が得られる。なぜなら、国民にはまだ議院政治を行う能力がないからである、と説く。数百年の間、專制政体の下にいた人民は自治の習慣に乏しく、「團体の公益」も知らず、ただ「個人主義」を持って、「その私を営む」ことを知るのみである。このような国では、革命後は社会危機が頻発し、ついに政治上の自由をすべて「一人の手」にゆだねて、再び民主專制政体が生じる⁵³。更に、君主立憲制すら実行できない理由は、人民の程度がまだ合格に達しておらず、行政機關が未発達であるからである。このように、梁は「共和立憲」と「君主立憲」の両方を時期尚早として認識し、「君主立憲」の前段階としての「開明專制」を提唱するようになった。

しかし、中国において、どのように開明專制を実現できるかという問題について、『開明專制論』における梁啓超の議論は十分とは言えない。革命派の「開明專制論」への批判に対して、梁が反論するために書いた文章においても、たとえば、「申論種族革命与政治革命之得失」(『新民叢報』76号、1906年3月9日) や「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」(『新民叢報』79号、1906年4月24日)などにおいても、梁はただ「立憲」の準備段階としての「開明專制」の必要性を論じ、それをいかに実現するかについては、政府に開明專制を勧告するという方法のみ挙げた⁵⁴。なぜ政府に開明專制を勧告すべきか、梁は次のように言う。「私は既に共和立憲は実行できないと確信している。もし実行すれば、国は亡びる。君主立憲もまだ急に実行できないと信じている。たとえ実行したとしても、その弊害は利よりも大きく、ただ憲政の神聖を冒瀆するのみである。従って、今日の計をなすには、開明專制をおいてほかに方法はない。…革命という事業も亦旦夕にはできないし、…立憲を行おうとしてできず、革命を行おうとしてできない時、一国の主権はなお行動する必要があるのであろうか。若し行動する必要があるのであれば、政府の姿はなんとしても必ず專制から出なければならない。…全ての部分が開明であればもとより良いことになるが、たとえ全てではなく、ただ一部分のみが開明であれば、…その影響力は今日の中国の前途に対して固より大きい。私が主張するのは、まさにここである。…政府が開明であろうとするかどうかは別の問題である…開明專制を現政府に勧告することこそ今日唯一無二の法門である」⁵⁵と。梁啓超はここで、政府が自分の開明專制の勧告を受け入れるかどうかはともかくして、政府に開明專制を勧告するのが言論家としての責任だと

⁵³ 『開明專制論』—第8章「論開明專制適用于今日中国」(『新民叢報』第75号、1906年2月23日、『文集』17、50頁)。

⁵⁴ 「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」(『新民叢報』79号、1906年4月24日、『文集』18、88頁)。梁は次のように述べている。「吾所論我國民对于現政府所當行者、本有二大方針。一曰勸告、二曰要求。勸告者在開明專制、而所要求者在立憲」(我が國民が現政府に対してなすべき事として、私が論じていることには、固より二大方針がある。勧告するところは開明專制にあり、要求する所は立憲にある)。

⁵⁵ 同上、88頁。梁は政府に勧告するのが言論家の責任と強調したものの、「勧告」が実際の効果を持つかどうかは、結局政府側の態度次第だという考え方を示している。

強調したのである。

3.2 梁啓超の立憲觀—人民の「要求」

梁啓超は『開明專制論』の第六章「適用開明專制之國與適用開明專制之時」において、「開明專制は実は立憲の過渡であり、立憲の予備である」⁵⁶と述べている。梁啓超は「專制」を「立憲」と対立した概念として捉えるのではなく、より広い視野から捉えようとした。そして、梁が立憲にいかに考えているのか、我々は「申論種族革命与政治革命之得失」という文章からそれを窺うことができる。その内容は次のようなである。

「私の言う立憲は、流俗の人の言う立憲ではない。流俗の人が立憲を言う場合、その動機は君主より発し、国民は受動者とする。が、私が立憲を言う場合は、動機は国民より発し、君主を受動者としようと考える。…故に流俗の人が立憲を言うのであれば、朝廷が海外に大臣を派遣し政治を考察させるのを見て、欣然として喜び、中国の立憲はこれにかかっていると言う。私が立憲を言う場合は、このような挙動は立憲の前途に全く関係がないと考える。たとえ関係があったとしても、吾輩の希望を満たすことに足らず、或いは吾輩が望んでいたことに反する。所謂真正の立憲政治は吾が要求⁵⁷を言わない限り得ることができない。故に流俗の人の言う立憲は、今日が言うのなら、明日が実行しようとするものである。私の言う立憲は、立憲を最終の目的としおり、この目的に達するために、十年二十年もかかる。要するに、流俗の人の言うことは、立憲するか立憲しないかの権を他人に預けるもので、我はただ祈るようにして（立憲を）求めるしかない。私のいうことは、立憲か立憲しないかの権は自分たちが主導するものであって、もし我がこの目的をしっかりと保持するならば、最終的には必ず獲得することができる」⁵⁸。

梁啓超は、真の立憲を実現するためには、人民の具体的な立憲の内容についての要求を自ら求める必要であると主張した。「立憲の端緒は常に君主にではなく、人民にあり」⁵⁹、「人民が立憲を求めるのは、実に立憲の最高の原因である」⁶⁰と梁啓超が言ったように、彼の理解では、今日においてすぐに君主立憲を実現する条件が整っていないにしても、立憲を要求することは、中国にとって不可欠のことである。それゆえ、梁啓超は「我が国民が現政府に対して行うべきこと」として、「開明專制を勧告することと併せて、立憲を要求することを同時に掲げた」⁶¹のである。

⁵⁶ 『開明專制論』—第六章「適用開明專制之國與適用開明專制之時」、『文集』17、39頁。

⁵⁷ 梁啓超の言う「要求」は、実力を伴う要求である。実力を伴う要求のモデルは「代議士なくして租税を納めず」というスローガンに基づくイギリスの「権利請願運動」であり、さらに非常手段としてロシアの「虚無党」の暗殺を合わせて用いることが構想される。『文集』19、38頁参考。

⁵⁸ 「申論種族革命与政治革命之得失」（『新民叢報』76号、1906年3月9日）、『文集』19、36・37頁。

⁵⁹ 同上、27頁。

⁶⁰ 同上、28頁。

⁶¹ 「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」（『新民叢報』79号、1906年4月24日、『文集』18、88頁。

終わりに

本章は、梁啓超の「新民」路線から「開明專制」路線への転換に注目し、梁啓超が「專制」や中国の人民に対して如何なる考え方を持っていたかを検討した。梁啓超は、中国の体制改革の選択肢を共和制に限定する革命派とは異なり、中国人民が議会政治を行う能力がないという認識のもとで、「開明專制」という新たな選択肢に対する注意を喚起し、その正当化を図った。また留意しておくべきことは、梁啓超は『開明專制論』において、国家の統合を強調したが、しかし決して民権を否定するわけではない点である。「開明專制は人民を発達させることを目的とする」⁶²という梁の引用した筧克彦の言葉からすれば、梁が提起した「開明專制」はもともと「民」に関わる問題と見なされるべきである。梁啓超からすれば、「開明專制」のほうこそ、民権を実現する手段であり、より現実的な方法でもある。

梁啓超は、民衆の知的・道徳的水準が低い状態において、君主專制から共和制への急激な飛躍を図る場合、革命による共和制を実現するのは至難であり、むしろ意図に反して民主專制もしくは革命專制に陥る可能性が高いことを指摘した。従って、教育の充実を通じて民衆の政治能力を高めることのほうが、現実に中国を改善する賢明な選択であるというのが、梁啓超の主張であった。「現政府が一分開明すれば、教育が一分普及し…国民が少し規律的制裁的生活に慣れれば、たとえ将来内乱が起こっても、外国による干渉はそんなに甚だしくなく、たとえ干渉されても、(国民の) その干渉に対する抵抗力は亦厚い」⁶³と梁が指摘したように、開明專制はあくまでも人民の発達を目的とし、言い換えれば、人民の能力を向上させるには、その地ならしである開明專制は不可欠であると言えるであろう。

ところが、梁啓超がいつもそうであったように、『開明專制論』は未完のままに終わってしまい、また、その掲げられた期間も思ったより短かった。大体において、梁啓超が「開明專制」の必要性を強く主張していたのは 1906 年前半期のみであり、時間の経過と共に、「開明專制」を主眼とする論調が弱まってゆき、相対的に立憲の要求の重要性を強調するようになった。にも関わらず、これだけでも、梁啓超は非常に多くの示唆に富む指摘をしていた。彼の『開明專制論』は中国の近代史の政治思想において大きな役割を果たしたと言つてよい。

その後、1906 年 9 月 1 日「予備立憲」の上諭の発布と立憲運動の高揚に伴って、梁啓超は立憲運動の推進に力を入れるようになった。実際、梁はその後、開明專制論を撤回し、「人民程度」を問題視せず、国会速開論に転換した。彼はなぜ人民の程度を問題にしなくなったのかは、次の第三部の考察に譲りたい。

⁶² 同上、89 頁。

⁶³ 同上、89 頁。

いずれにせよ、梁啓超が提起した「開明專制」の問題は、一つの大きな課題として残されている、その合理性を一切抹殺すべきではないと思う。（民国成立後の袁世凱においても、彼なりの開明專制的な要素が含まれている）。梁啓超の思想の中で、「開明專制論」はどれだけの意義を持つかを評価するのは難しい問題であるが、それを中国近代における命題の一つ「救国」と関連付けた点だけは評価すべき点であると言える。

第三部 辛亥革命以降の梁啓超の民権思想の深化

—民本思想に基づく中国民主政治の進路—

第二部「日本亡命期の梁啓超の民権論における曲折」では、梁啓超の「民」に対する捉え方を手がかりに、『清議報』時代の救国的民権論、『新民說』時期の「新民論」、また「開明專制論」と人民程度の問題をめぐって、考察を行なった。日本亡命後、時間の経過とともに、とりわけ 1903 のアメリカ遊歴をきっかけにして、梁啓超の「民権」と「民」に対する思考は次第に深くなった。

これまで述べてきたように、梁啓超は早くも戊戌変法期において、民権を宣伝するためには、民権の源流は古代の中国に既に存在していたと論じた。換言すれば、梁の民権思想における「中学」の淵源は中国伝統の民本思想に求められるといえる。梁啓超はこのような「附会論」的方法によって、西洋の民権を中国化し、中国という場において、民権に新たな意味を付与させた。日本に亡命後、梁啓超の民権思想は彼の実践活動によって次第に変化していった。とりわけ、1912 年に亡命生活を終えて帰国した梁は、「民権」に対する認識をいっそう深化させ、中国において民権を実現する「全民政治」、「国民運動」という新たな方案を提示した。同時に、儒家の自己修養と人格完成を目標とする「美妙な人生観」に基づいて、修己治人による理想社会の実現を目指している。一方、梁啓超は中国で眞の民権を実現するために、中国伝統の民本思想を抜いては民権を語ることは出来ないと、民本と民権の不可分性を強調した。

第三部では、辛亥革命直前の梁啓超の立憲活動を検討した上で、中国のどの階級に社会改革の使命を担わせるかという難しい問題に直面した梁啓超の悩みを分析し、また辛亥革命以降、梁啓超の民権思想はいかに深化したか、また晩年の梁啓超は儒家の伝統思想（民本思想を含む）に如何なる考え方を持っていったか、更に中国の民主政治の進路をいかに構想したかという問題をめぐって考察したい。

先ず第 1 章では、これまであまり検討されてこなかった梁啓超の「中等社会論」に焦点を絞り、「中等社会」という階層が近代中国の歴史において、果たしてどのような役割を果たしたのか、梁の「中等社会」論の実質は何であったかを明らかにしたい。

第1章 梁啓超の「中等社会」論における賢人政治思想

—民権論の新たな発展の一環として—

はじめに

周知のように、早くも戊戌変法期において、梁啓超は民権と民智を結びつけて、民権を興すために、民智を開くことが急務であると主張した。1898年 の戊戌変法の失敗により日本へ亡命し、まもなく『清議報』を創刊した梁啓超は、引き続き変法論を鼓吹し、また光緒帝擁護、西太后非難の論陣を張るとともに、民権の唱道に力を入れた。1901年12月、『清議報』が火事で停刊したため、梁はそれに区切りをつけて、1902年2月に新しい構想の下に『新民叢報』を創刊した。その中で『新民叢報』に掲載された一連の論説である『新民説』は、その新知識と斬新さで、絶大な影響力を起こした。しかし、『新民説』¹の論調は必ずしも一貫せず、第十八節「論私徳」を境に、大きく変わった。それ以降、梁啓超は中国人民全体の改鑄を図る新民の路線をあきらめ、中国の前途を中等社会の活躍に託すようになった。

アメリカ遊歴（1903年2月-12月）の前、梁啓超は民各々が「自新」することによって、新制度、新政府、また新国家が作れると信じていた。しかし、アメリカ訪問後、新民全体の養成は困難であると判断し、呼びかける対象を中国人全体から「中等社会」へと縮小し、「開明專制」を唱えるようになった。梁はかつて民智の向上を、立憲政治を実行する先決条件としている²。このような考え方は、アメリカの視察によって、いっそう固められるようになった。アメリカ遊歴後、それまで立憲を強く主張し、共和政体を目指してきた梁は、「私はアメリカから来て、ロシアの夢を見る」³と述べ、共和の主張を放棄し、専制に傾いたことを自ら宣言し、更に、1906年『開明專制論』を著し、開明の君主が専制的な統治を行うことによって、国民を統合しようと構想した。その後、1906年9月、「予備立憲の上諭」の発布と立憲運動の高揚に伴って、梁は開明專制論を撤回して、国会速開論に転換した。ところが、辛亥革命後、中華民国成立初期において、表面的には共和制に賛成しながら、実際上梁は再び開明専制の実施を提唱するようになった。

1902年から、梁啓超は「中等社会」⁴という概念を提起し始め、一般国民に対する指導

¹ 『新民叢報』は1902年2月の創刊から、1907年11月にかけての約5年間に、96号まで刊行された。そうした中で、『新民説』はその創刊号（1902年2月8日）から第72号（1906年1月9日）にかけての論説欄に掲載された一連の文章である。ただ、梁啓超のアメリカ訪問をきっかけに（1903年2月-12月）、『新民説』はそれまで『新民叢報』に毎号連載されたが、それに対して、訪問後に書かれた「第十八節「論私徳」以下は、断続的に掲載となり、結局「第二十節論民氣」（『叢報』第72号、1906年1月9日）を最後に断りなく停止された。『新民叢報』はその後一年間半刊行されたが、梁啓超が革命派との論争に集中しているため、性格も大きく変わったようになつた。

² 「立憲法議」1901年6月7日、『清議報』第81冊、『文集』5、5頁。

³ 「政治学大家伯倫知理學説」、『新民説』第38-39号、1903年10月4日、『文集』13、86頁。坂出祥伸の考査によると、この発行月日は信用しがたい。この論文は、梁のアメリカ遊歴から帰つて後のものであると判断した。（坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、348頁、注82参考。）

⁴ 中等社会に関する研究は、以下主なものを掲げておく。陳旭麓は『近代中国的新陳代謝』（上海人民出

の役割を中等社会に求めて、改革事業の主導である中等社会の力に期待するようになっている。その後、中国の一般国民が立憲政治を実行する能力がないことを主要な論拠として、梁は当面立憲制への過渡期として、開明専制を実行すべきであると主張するとともに、政府に開明専制を勧告するのが言論家（中等社会の一員）としての責任だと強調した。1907年から1910年にかけて、国会速開運動が大いに展開されるなか、さらに1911年の辛亥革命後も、梁は中国の民主改革の希望を「中等社会」に求めている。

本章では、梁の言う「中等社会」が近代中国の国家形成過程において、果たしてどのような役割を果たしたのか、その実質は何なのか、また、梁の「民」に対する捉え方はどうなのか、といった問題に焦点を当てて、梁啓超の「中等社会」論をめぐり、若干の考察を試みたい。

1.思想をもつ「中等社会」とは

かつて1899年10月に、梁啓超は「論近世国民競争之大勢及前途」という文章で、「国民」という表現は、国が人民の公産であると見なす言い方である。國は民を積みてなる、民の外に、國はない。一国の民が一国の法を定め、一国の事を謀り、一国の悪いを防ぐ。其の民は侮られることなく、その國は亡びることもない、これを國民という」⁵と述べた。この定義から見れば、梁のいう國民という概念が國家と密接な関係を有していることは明白である。つまり國民と國家はメダルのように、表裏一体の関係にある。その後、梁啓超は奴隸根性を脱皮する國民の創出と、國民の国家思想の養成に取り組んでいる。梁啓超は『新民説』の前半に、國民の持つべき公徳、進取、自由、自治、自尊、合群などの素質を論じ、中国人を近代國家の國民へと改造することを目指している。梁啓超によれば、弱肉強食、優勝劣敗の時代において、國民の資格を欠くならば、決して天地の間に自立することができない、故に制度、政府、國家を新たにするよりも、民を新たにすることが根本である。

第二部の第2章で既に指摘したように、アメリカ遊歴によって、旧金山の華人社会を通して中国人社会の縮図を見出すとともに、中国の国民性の改造が困難であることを指摘し、とりわけ「中国人は專制を受けることができるのみで、自由を享受することができない」⁶という中国人の性質を述べている。1903年12月、アメリカから日本に戻った梁啓超は第18節「論私徳」⁷を書くことによって、『新民説』の執筆を再開し、「少数國民の中

版社、1992年)において、清末十年間の中等社会を検討し、この概念の内包と外延について分析した。最近の研究では、桑兵は「拒俄運動与中等社会的自覚」(『近代史研究』、2004年第4期)において、この概念における発展の脈絡を論じた。楊小輝は「覺醒与呐喊—20世紀初新知識階層的“中等社会”論説」(『生命、知識与文明』、2009年)で、伝統的な紳士階層が近代の知識分子へと転換する過程において、いかに自我認識を突破し、新しい自我認識が生ずるかを検討した。

⁵ 「論近世国民競争之大勢及中國前途」、『清議報』30冊(1899年10月15日)、『文集』4、第56頁。

⁶ 『新大陸遊記』、張品興ほか編『梁啓超全集』第2冊、北京出版社、1999年、1179頁。

⁷ 「論私徳」(『新民叢報』38・39号(1903年10月4日)、40・41号(1903年11月2日)、46・47・

の最も少数者」⁸に目を向けた。それでは「少数国民の中の最も少数者」とはどういうものなのか、梁は『新民説』第十九節「論政治能力」において、「中等社会」という階層に注目し、中等社会の役割を強調し始めた。「国民に能力がないのは、実際には中等社会に能力がないからである。従って、…もし我々に能力があれば、国民にも能力があり、もし国民に能力があれば、国家にも能力をもつようになるからである。故に政治能力を養成するには、必ず我々自身から始めなければならない」⁹と梁啓超が言ったように、梁は現状打開の推進力を「中等社会」に求めて、自らを「中等社会」の一員として、一般国民を指導する使命感を自覚するようになった。

「中等社会」とは何の基準によって定められたかについて、梁啓超は明確な概念規定を与えていなかったが、「中等社会」の構成に関しては、若干の説明を行っている。梁は「新民説—論私徳」以前の「雅典小史」（1902年10月）において、既に中等社会という概念を提起している。この文章の中で、各国改革の事業を主導するのは常に中等社会であり、中等社会こそ一国進歩の鍵であると述べ、また、この中等社会は「まだ出世していない官吏、まだ官吏になっていない学者、まずまず豊かになった商人（中等社会者、宦而未達者、学而未仕者、商而致小康者）」¹⁰のことであると説明している。それのみならず、梁啓超は「中国将来の主人」¹¹である留学生諸君や「政府を監督し、国民を導く」¹²役割を果たす言論人を中等社会の重要な構成員と考え、書局や報館は中等社会の重要な活動空間であると認識した。1902年以降、留日学界と国内学界において、学生は「中等社会」の重要な一員として認識されるようになった。『教育界風潮』の中には、中等社会について、「今日において、国を救おうと欲するならば、中等社会において他はない。学生社会は国家と重大な関係を有し、学生社会を一日も速く立てなければ、中国には希望がない」¹³と記してある。この時の留日学界は相次いで同郷会の雑誌を刊行し、中等社会の役割を論じるだけではなく、中等社会そのものについて説明した。その中で、とりわけ楊篤生¹⁴は「新湖南」という文章の中で、湖南の中等社会の使命について、「下等社会と提携することによって上等社会を矯正し、上等社会を破壊することによって、下等社会を庇護し育てる（提携下

48号（1904年2月14日）]に連載。

⁸『新民説』—「論私徳」、『新民叢報』38・39号（1903年10月4日）、40・41号（1903年11月2日）、46・47・48号（1904年2月14日）、『専集』4、130頁。

⁹『新民説』第十九節「論政治能力」、『新民叢報』49号、62号、（1904年6月28日、1905年2月4日）『専集』4、156頁。日本語訳は同前高嶋航書、472頁参考。

¹⁰「雅典小史」、『新民叢報』19号、1902年10月31日、『専集』16、9頁。

¹¹「敬告留学生諸君」、『新民叢報』第15号、1902年9月2日、『文集』11、21頁。

¹²「敬告我同業諸君」、『新民叢報』第17号、1902年10月2日、『文集』11、36頁。

¹³愛国青年『教育界之風潮』巻2、李新主編『中華民国史』第1編、中華書局、1981年、149頁。

¹⁴楊毓麟（1872-1911）、字篤生、湖南長沙人。彼は戊戌の時変法派として活動しており、1902年に日本に渡り、革命派へと転進していく。革命家としての思想形成は主に日本に留学してからなされた。彼は「民族主義之教育」（『遊学訳編』第10期、1903年9月）において、「下等社会は革命事業の中堅であり、中等社会は革命事業の前列である」と述べ、自ら中等社会の一員として、中等社会の革命事業における主体的役割を強調し、中等社会の自覚を促した。

等社会以矯正上等社会、破壞上等社会以卵翼下等社会」¹⁵と説明すると同時に、中等社会の構成員に関して、「諸君の中等社会における位置には、自ら士の類に居るものが大部分であり（唯自居士類者成一大部分）、商と士の間に出入りするものが幾分であり（而出入于商与士之間者附屬焉）、様々な技術、技芸者と士の間に出入りするものは幾分である（而出入于方術技擊与士類之間者附屬焉）¹⁶、と説明している。楊篤生は湖南一省の情況のみ述べたものの、「中等社会」という概念に対する説明は典型的である。楊の説明と梁の説明（中等社会者、宦而未達者、学而未仕者、商而致小康者）をあわせて考えると、中等社会はもはや純粋な士大夫層ではなく、新しい型の知識階層のみならず、商人と様々な自由職業者を含む複雑な実体になる。陳旭麓の分析によると、清末の上等社会とは、既得利益を持っている統治集団のことを指し、政府の大吏、州県の官吏、駐外公使または大学者などがその構成員である。一方、下等社会とは、主に農工業に携わる労働者などを指す¹⁷。ここに、我々は中等社会と伝統的な士紳社会との間における一つの相違点を認めることができる。即ち、中等社会における士人は既にその既得利益を得ている体制内の士大夫から分化した者である。中等社会の一部分は梁啓超のような、体制外から輿論の力によって地位を築いた新式の士大夫であり、残りの一部分は楊篤生のような新学の教育を受けた知識分子である。また、ここで一つ留意しておきたいことは、中等社会の複雑性である。その複雑性は、単なる構成上における新旧交替性を表すだけではなく、その政治傾向について、革命と改良とに二大別できる。革命に傾く中等社会はともかくして、梁啓超をはじめとする改良派の中等社会は暴力革命を否定し、革命によらずに漸進的な改革によって中国を救おうとすることが明らかであろう。

中等社会という概念を提起する前に、梁が論じてきたのは、中国人に欠乏した、是非とも養成しなければならない資質や能力であった。そのような資質や能力を備えた新民があれば、国を救い、国を新たにすることができるはずであった。つまり梁はそれまでずっと中国人民全体を改造の対象としたが、しかし、『新民説』－「論私徳」以降、その働きかけの対象を中国人全体から「中等社会」へと転換し、中等社会の指導の役割を期待するようになった。中国人民が立憲政治を実行しうる能力がないことは、梁の「新民説」以来の論点である。その後、梁啓超は 1906 年「開明專制」を主張し、革命派の『民報』の間で激しい論争を展開し、下からの新民養成の路線を放棄し、国家の人民への統合力を重視するとともに、中等社会の役割を重視するようになった。

「中等社会」という概念は梁啓超だけではなく、1903 年ころの留日学界においても使われて、近代中国の社会層を認知するにあたって、最も多く用いられた。当時の留日学界

¹⁵ 楊篤生「新湖南」、張梅・王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』第一卷（下冊）、生活・讀書・新知三聯書店、1963 年、615 頁。

¹⁶ 前掲書『辛亥革命前十年時論選集』第一卷（下冊）、629 頁。

¹⁷ 陳旭麓著『中国近代社会的新陳代謝』、上海人民出版社、1992 年、267 頁。

は、中国の社会層を上等社会、中等社会、下等社会に分けて認知した。桑兵氏は、梁啓超を含む留日学界は明治日本の思想界を媒介にして、この概念を受容したのであろうと推測した¹⁸。また、磯部敦氏の考察によれば、近代日本における中等社会の史的展開は、その出発点としては、福沢諭吉の「ミッヅルカラッス」(middle class)論から始まり、明治十代に入つて、社会層の区分に関して不分明さがあるものの、広く上等社会や中等社会という言葉が流行したという¹⁹。明治日本の思想界がいかに「中等社会」という概念を理解し使用したかという史的展開、また中国の知識人はどのように「中等社会」という概念を明治日本の思想界を通じて受容したのか、というルート解明の問題は本論の考察の重点ではないので、ここで詳しく扱わない。ただ、筆者の管見の限り、梁啓超の言う「中等社会」は福沢諭吉の「ミッヅルカラッス」論と何らかのつながりがあると思われる²⁰。福沢諭吉は『学問のすゝめ』の第五編で「ミッヅルカラッス」に言及し、『文明論之概略』においても再び「ミッヅルカラッス」論を展開する。その論旨は、第一に、「ミッヅルカラッス」

¹⁸ 桑兵「拒俄運動与中等社会的自覚」、『近代史研究』、2004年第4期、162頁。

¹⁹ 磯部敦「<中人>の諸相—福沢諭吉「ミッヅルカラッス」を中心に」、磯部敦：叙説（奈良女子大学日本アジア言語文化学会）第39号、2012年3月、8・9頁。

²⁰ 福沢諭吉は『学問のすゝめ』の第五編に「ミッヅルカラッス」に言及した。彼は次のように述べている（引用にあたって、読みやすいように筆者が句読点を加える。）「右に論ずる所を以て考れば、國の文明は上政府より起る可らず、下小民より生ず可らず、必ず其中間より興て衆庶の向かふ所を示し、政府と並立て始めて成功を期す可きなり。西洋諸國の史類を案するに、商売工業の道一として、政府の創造せしものなし、其本は皆中等の地位にある学者の心匠に成りしものゝみ。蒸氣機関は「ワット」の発明なり、鉄道は「ステフェンソン」の工夫なり、始めて經濟の鐵則を論じ、商売の法を一変したるは「アダムスミス」の功なり。この諸大家は所謂「ミッヅルカラッス」になる者にて、國の執政に非ず、亦力役の小民に非ず、正に国人の中等に位し、智力を以て一世を指揮したる者なり」（『福沢諭吉全集』第三巻、岩波書店、1969年、39頁）、さらに、「我が國の文明を進めて其独立を維持するは、独り政府の能くする所に非ず、又今の洋学者流も依頼するに足らず、必ず吾輩の任する所にして、先づ我より事の端を開き、愚民の先を為すのみならず、亦彼の洋学者流のために先駆して其向ふ所を示さざる可らず。今我輩の身分を考ふるに、其學識固より浅劣なりと雖ども、洋学に志すこと日既に久しく、此国に在ては中人以上の地位にある者なり。」（『学問のすゝめ』第四編、『福沢諭吉全集』第三巻、岩波書店、1969年、31頁。）

福沢は『学問のすゝめ』だけではなく、『文明論之概略』においても、「ミッヅルカラッス」論を展開している。彼は次のように言う。「蓋し此市民の相集て群を成すや、其初に於ては決して有力なるものに非ず。野蛮の武人昔年の有様を回顧して、乱暴掠奪の愉快を忘るゝこと能はずと雖ども、時勢既に定れば遠く出るに由なく、其近傍に在て掠奪を恣にす可き相手は、唯一種の市民あるのみ。市民の目を以て封建の貴族武人を見れば、物を売るときは客の如く、ものを奪はるゝときは強盗の如くなるが故に、商売を以て之に交ると雖ども、兼て又其亂暴を防ぐの備を為さざる可らず。（中略）殆ど立君独裁の体なれども、唯市民の権を以て、更に他人を選挙して、之に代らしむるの定限あり。（中略）、市民相集て公会を結び、其勢力漸く盛にして、一時は八十五邑の連合を為して王侯貴族も之を制すること能はず、更に條約を結て其自立を認め、各市邑に城郭を築き、兵備を置き、法律を設け、政令を行ふことを許して、恰も独立国の体裁を成すに至れり。」（『福沢諭吉全集』第四巻、岩波書店、1969年、166-167頁）

また、「昔日は封建の貴族をのみ恐れたりしが、世間の商工次第に繁昌して中等の人民に権力を有する者あるに至れば、亦これを喜び或は之を恐れざる可らず。（中略）近世に至り英佛其他の国々に於て、中等の人民が次第に富を致して隨て又其品行を高くし、議院等に在て論説の喧しきものあるも、唯政府の権を争ふて小民を圧制するの力を貪らんとするに非ず、自ら自分の地位の利を全ふして他人の圧制を圧制せんがために勉強するの趣意のみ」（『福沢諭吉全集』第四巻、岩波書店、1969年、184頁、188頁）。

以上の引用で見られるように、「ミッヅルカラッス」を説明するにあたって福沢は「中人」、「中等」という言葉を用い、近代的ミッヅルカラッスは、次第に富を蓄え、その品行を高くし、自分の地位を全うするために中央の圧制に抵抗して戦う自律的な存在であると説明した。

というものは、「智力」を有することを前提していること、第二に、「ミッヅルカラッス」は智力を持つほかに、商工業に携わることによって、経済的にも独立性をもつこと、第三に、福沢諭吉はここでみずからを「此国に在ては中人以上の地位にあるもの」と自己規定していること、第四に、ミッヅルカラッスの淵源は西洋の中世の市民²¹に求められたこと、などであった。いずれにせよ、福沢であろうと、梁啓超であろうと、自國の中等社会（学者、商工業者）は貧弱ながらも今の国事に用いて差し支えなく、仮に差し支えがあるにしても、彼らを除いて政府の專制に抗するものは見当たらない、というのが彼ら二人の落ち着く先であろう。自國の現状に不満ではあるが、ともかくも中等社会を現状打破の推進力として評価し、彼らの活躍に前途を託すほかないというわけである。

2. 国会速開論と人民程度説

2.1 なぜ開明專制論と人民程度不足説を撤回するのか

第二部の第三章で既に触れたように、梁啓超はこれまで、民智を開くことの重要性を強調し、人民の程度を向上させ、国民として十分な資格を取ったところで国会を開く、と主張している。その代表的なものは、彼の「開明專制論」²²である。梁によれば、人民の程度は、君主立憲制を行うにはまだ合格とは言えず、開明專制下の訓練を受けなければならない。

梁啓超は『開明專制論』において、人民に対する国家の統合力、指導性を重視するとともに、中等社会の果たす役割にも期待している。「中等社会」という階層は開明專制の体制においてどういう役割を果たすべきか。「一国において、中流以上の学識をもち、言論人としての自覚を持つ人は、このような重要な時期に、皆影響力がある。具体的に言うと、自ら社会を指導することを天職だと認める者は、社会を指導する方針の良し悪しに責任を負わなければならない。更に言うと、一国の興亡に関して、この人々にその功罪を科さなければならぬ。今後の中国において、社会を指導する大任は自ら当世の賢豪にあるべきである。...」²³と梁啓超が述べているように、彼は言論によって大多数の国民を指導しうる言論家の役割を強く意識し、言論家のような「中等社会」が持つ指導性に期待したのである。梁啓超はかつて「敬告我同業諸君」（1902年10月）においても、中国の一線の光として、学生、書局、報館というのは益々多くなることだと述べ、さらに報館の天職は、政府を監督すること、国民を導くことだと強調した。つまり、「政府を監督し、国民を導く」というのは、まさに「中等社会」が果たすべき役割であったのである。

²¹ 丸山真男氏は、福沢諭吉の「市民」という概念に対する正しい理解を高く評価し、「市民」という概念を今日の我々が理解しているのと同じ意味で使用したのは福沢諭吉が最初であった、と述べている。（丸山真男『文明論之概略を読む』下巻、岩波書店、1986年、37頁、117頁）。

²² 梁啓超が「開明專制」の必要性を強く主張していたのは、大体において、1906年前半期のみであり、その後、国会速開と責任内閣を要求する立憲運動が高揚するに伴い、相対的に立憲の要求の重要性が強調されるようになった。特に1906年9月1日に「予備立憲」の上諭が発布されて以降、梁啓超が「開明專制」の必要性を強調して論ずることは殆どなくなった。

²³ 「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」、『文集』18、91頁。

しかし、その後、1906年9月「予備立憲の上諭」の発布と立憲運動の高揚に伴って、梁は開明専制論を撤回して、人民の程度の不足を問題視せず、国会速開論に転換した。梁啓超はなぜ人民の程度を問題視しなくなったのか、以下に検討してみたい。

1906年9月の「予備立憲の上諭」の発布とそれに伴う立憲運動の高まりという情勢の中で、立憲運動を推進するために、梁啓超は積極的に立憲団体と立憲政党について議論し、その設立を計画した。先ず梁は康有為に海外の保皇会団体を「帝国憲政会」と改組するよう提議した。それと同時に、梁は在日の楊度、蔣觀雲、徐佛蘇、熊希齡などと連携し、また江浙の張謇、鄭孝胥、湯寿潛などと連絡し、国内で政党を組織しようとした。結局意見が合わず、1916年12月16日、張謇、鄭孝胥などは上海で予備立憲公会を設立し、楊度は1907年2月、東京で自ら「政俗調査会」（後に「憲政講習会」「憲政公会」と改称）を組織した。梁啓超は蔣觀雲、徐佛蘇等と1907年10月に「政聞社」を設立した。政聞社が正式に設立された後、梁はすぐに多くの社員を派遣し国内各地に活動を展開させた。この時の政聞社の最大の目標は速やかに国会を開くことであった。

梁は「政聞社宣言書」（1907年10月7日、『政論』第1号）において、清末中国の現実を救済する方途は、政府を改造するのみと説き、政府改造の責任は国民が負うべきであると強調した。また、近年、立憲論が大いに唱えられ、清朝側においても、専制政体が今日の国家形態として不適当とみて予備立憲の上諭を下すに至ったのであるが、国民側には未だ専制反対の意思表示が見られない。それは国民が専制政体を黙認し支持しているからではなく、ただ、国民輿論の意思表示機関となるべき「団体」が欠如しているからであると指摘し、政聞社成立の必要性を説明した。さらに、どのように政府を改造し専制政体に反対するかについて、政府を改造し専制政体に反対するとは、要するに立憲政治実現の要求であるが、立憲政治とは国民政治の意味であるから、政治の原動力である国民に対して、政治を軽視せず常に政治を自己の責任と考えること、政治の適否を判断する常識を持つこと、政治の能力を養うこと、即ち政治的関心と常識と能力の三要素がその資格として要求されるが、唯一、政治団体がこの目的達成のための指導を行う責務を有する。中国国民は長く専制政治の支配に置かれたため、政治に対して無知無関心で、政府が予備立憲を唱えても、国民の大多数は立憲の意味さえ知らない。こうした現実の下で、内は政府に対して、民義を伸べ、外は世界に向かって「國權」を張るために努力することが政治団体の責任である²⁴と梁は論じた。しかも、梁は政聞社設立の必要性を闡明するとともに、政聞社の綱領について「1、国会制度を実行し、責任のある政府を建設する。2、法律を改定し、司法権の独立を強化する。3、地方自治を確立し、中央地方の権限を正す。4、外交を慎重にし、対等の権利を保持する」²⁵と説明している。この四つの綱領は内政と外交の両面を含

²⁴ 「政聞社宣言書」、『政論』1907年10月7日、『文集』20、19-24頁。または、永井算巳『中国近代政治史論叢』、汲古書院、1983年、290-291頁参考。

²⁵ 同上、『文集』20、25-27頁。

んでおり、とくに注目されるのは、第1項、即ち国会速開に対する決意である。梁は「政聞社宣言書」と同じ日に発表した「政治与人民」において、清政府の予備立憲に対する誠意について、不信感を示しつつ、「立憲政治の専制政治に勝る理由は、国民が政府を監督し、政府が人民に対して常に責任を負うことにあり、そのため、国民は政治が自分自身と極めて大切な関係があることを確認する必要がある。更に、立憲政治が結果を得られるかどうかは、結局、国民の政治に対する熱心さ、具体的に言えば、国民が憲法や国会を要求することができるかどうかによって決められる」²⁶と述べた。このときの梁は以前のように人民の後進性を批判するより、むしろ人民を激励し、動員するという積極的な態度を見るようになった。

しかし、この前の『開明專制論』において、梁啓超は人民程度の不足説を強調した。この梁の論点について、楊度は批判し、梁の開明專制の非現実性を指摘した²⁷。楊度は「今の政府は、専制をしようとするのであれば、人事（筆者注：人間の努力でできる限りのこと）としてできるが、開明をなそうとすれば、天事（筆者注：人間の努力では及ばないこと）としてできない。なぜか。英米政府の下には中国人民は絶対いないし、中国政府の下には英米の人民は絶対いない。人民の程度と政府の程度は空気と温度計のようにまったく差異はない。どんな国の政府もその人民を代表するに足りないと言うことはないからだ。…思うに、政府は人民によって成り立っているし、政府中の権力者（中人）は人民の中から求められるのであって、開明的な人民を養成することができないなら、どんな方法を用いても政府を開明にすることはできない。吾が友、新会の梁氏は中国の政府が開明專制を行うことができるのならば、当然人民の程度を進歩させることができるはずだと言っているが、私に言わせれば、開明的な政府によって人民を開明にするより、開明的な人民を求めて、政府が開明にならざるをえないようとするほうがよい」²⁸と述べている。つまり、楊度の考えでは、中国人民の程度は中国政府と対応するものであり、欧米各国の人民の程度に対応するものではない。今人民の程度が尚不足しており、中国政府の程度が既に合格していると言うのは、根拠のない話である。

周知のように、1906年から1907年にかけて、梁啓超の『新民叢報』は同盟会の『民報』と真っ向から対立する論戦を展開した。楊度も1907年1月に『中国新報』を創刊し

²⁶ 梁啓超「政治与人民」、『政論』1907年10月7日、『文集』20、18頁。

²⁷ 楊度からすれば、「開明專制」は専制であるからには、全ての権力を君主一人に預けることに変わりはない。まして開明か開明でないかは専制と立憲のように明確な基準があるわけではない。その上、今日の清政府は責任を負わない「放任政府」である。「仁民愛物」の精神は八股文の中で使われるだけで、現実の政治に用いられることがない。開明的な政治の保証を誰にも何処にも期待できない情勢で、それを主張するのは抽象的で、非現実的な議論と言わねばならない。さらに、「程度」とは先天的なものでない以上、教育による養成ということが必然的に出てくる。「程度不足」論は「教育不足論」に他ならない。（具体的には佐藤豊「楊度の「金鉄主義説」について」、『愛知大学研究報告』46（人文・社会科学篇）、1997年、114-115頁参考。）

²⁸ 楊度「金鉄主義説」、劉晴波『楊度集』、湖南人民出版社、1986年、241頁。なお訳文は、佐藤豊「楊度「金鉄主義説」について」（愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）、1997年3月、115頁）ものを引用したが、適宜訳語を変えた。

て改良主義の立場に立って、革命派の主張にも賛成せず、梁啓超の主張にも同調せず、立憲の具体化を求め、国会を召集して国是を定めることを主張した。楊度は「国会速開論」の口火を切った人と言えよう。『中国新報』に「金鉄主義説」(『中国新報』第1号・第5号、1907年1月20日～5月20日)を発表した楊度は、「ビスマルクの「鉄血主義」が既に時代に合わず、今日のあらゆる軍事的な活動は、その本質が経済活動である。いわば「経済的軍国」主義の時代なのである。だから中国もこの路線を歩むことが求められる」²⁹と論じた。楊度はこの「経済的軍国」主義を「金鉄主義」と称した。金とは金銭（経済）、鉄とは鉄砲（軍事）を意味する。楊度の「富国強民」「経済軍国主義」に立つ政治改革の目的は、責任の負える政府を作り出すことであった。楊度はこの文章の中で、共和制と開明専制の両者いずれに対しても反対するとともに、中国の一般人民が国会開設を要求できる程度にまで至っていないと認識しながら、「中流社会」が国会開設の力となることに期待している。楊度は「どんな国でも、その国の事業の原動力は常に中・上流社会にあるが、中・上流の合計は国民全体の中では常に少数派である。若しこの少数の人が心を一つにして前進すればどんなことでも必ずできる。…中国の国会開設は全国人民の共通の利益である。もし中・上流社会がこれを主張すれば、そのほかの人が反対しないことは明白である」³⁰と主張している。即ち楊度は、多数派の一般人民の程度は少数の「中・上流」人民と同じでなくてよいと主張し、人民の程度を論じようとすれば、少数者である中・上流社会の程度が達すれば、国会を開く条件も既に備えていると主張した。

1907年4月、楊度は梁啓超あての私信の中で、「私の考えでは、（あなたが）『新民叢報』や、『時報』が協力しもっぱら国会開設の件だけを取り上げ、論陣を張り、二、三ヶ月続ければ、国会の問題は必ず社会において簡単で且つ重要な問題になる」³¹と説き、「開国会」というスローガンで輿論を作り、国民を喚起するべきであると勧め、また「吾輩は民党である以上、我々に従って政府に反対しようと国民にアピールするしかなく、政府と国民を裁定する立場に立って、公平な議論を行うことはできない」³²と、国民を批評するより、批判の矛先を政府に向けるべきだと梁啓超に提案した。当時革命派との論戦の泥沼に陥っていた梁は、「もっぱら国会を開設することを提唱するのは、簡単直截な主義を用いて、国民の心理を一つの方向に収斂して、それによってずばりと急所を突く効果をあげようとするもので、誠に良策である。私はこれに従うつもりである」³³と示すように、楊度の意見を受け入れ、批判の矛先を国民から政府に向けた。これ以降、梁は開明専制論を放棄し（一時的に）、国会を速やかに開き、立憲政治を実行するよう取り組んでいる。要するに、梁啓超が開明専制から国会速開論へと転換した要因は、清政府の予備立憲の動き

²⁹ 同上、224-225頁。

³⁰ 同上、345頁。日本語訳は同前掲佐藤豊の論文、115頁参考。

³¹ 『梁啓超年譜長編』、398頁。

³² 同上、403頁。

³³ 同上、395頁。

とそれに伴う政治情勢の変化は勿論であり、それに加えて楊度の影響もあったと考えられる。

2.2 「開明專制論」と「人民程度不足」論に対する反省

先にすこし触れたが、梁啓超が執筆した「政聞社宣言書」の中心的な内容は国民を動員し、速やかに国会を開き、責任のない政府を責任のある政府に改造し、立憲を実行することである。ここで梁の言う政府を改造することは、無責任の政府を責任を果たす政府に、また君主に責任を負う政府を国民に責任を負う政府に改造するという意味である。また、誰が政府を改造するかについて、梁はまず君主による政府改造論と、一、二の有力な大官僚が君主を導くことによって政府を改造する、という二つの誤った観点を批判している。二つの観点は結局政府を改造するには、君主に望むしかない点では同じであると梁は述べ、このような政府改造の精神は本来間違っていると指摘した³⁴。梁啓超は当時の中国には開明的な君主は出現することが難しく、またビスマスクやナポレオンのような人物もないないと認識するようになった。この点からみて、それは梁啓超の自己否定、つまり自分の開明專制論への否定であると言えるであろう。それのみならず、梁は改めてそのひたすら種族問題に着眼し、政治問題を後回しにする革命派を批判した。梁啓超によれば、今日の政府を改造するには、国民に頼らなければならない。立憲政治は国民政治であるから、国民政治の実現は、国民自身に求めるしかない。そのため、国民は政治を軽視すべきではなく、政治上の能力を養うべきである。梁はさらに「国民の程度が不足しているため、ただ座してその程度が達するまで待っていれば、その後立憲が可能になる」³⁵という考え方には間違っており、「立憲を高談し、国民の程度が同じではない（不一）ことに注目しないのも、亦愚かである」³⁶と述べ、故に、「各国は予備立憲の時でも、立憲を実行した後も、切実に国民の程度を進歩させ、助長させることに力を入れないものはない」³⁷と強調した。梁啓超はここで明らかに、国民程度の向上を「座して待つ」論の傾向を批判するとともに、国会を設立し、人民の程度を高めるために努力する必要があると主張した。そして留意すべきことは、梁はここで『開明專制論』における、人民程度が不足しているという理由で国会開設が時期尚早であるという自分の主張を反転させ、国民の程度は国会があってこそ高められると認識するようになった、という点である。

このように、梁は「政聞社宣言書」のなかで、彼がそれまで主張した「開明專制論」と「人民程度不足」論について、「昔主張していた開明專制論は、反って「專政遊魂の後援」になり、而して国民程度説は、なお無責任の政府の言い訳になる」ので、「国民と連携し

³⁴ 「政聞社宣言書」『政論』1907年10月7日、『文集』20、19-20頁。

³⁵ 「政聞社宣言書」、23頁。

³⁶ 同上、23頁。

³⁷ 同上、23-24頁。

て、この言を雪ごうとする」³⁸と反省している。その後、梁啓超は清末の立憲運動に加わり、批判の矛先を政府に向け、国会の速開を主張するようになった。1908年2月、梁啓超は政聞社を上海に移し、積極的に各省の立憲派と連絡を取り、速やかに国会を開くよう請願した。さらに1908年7月に、政聞社は憲政編査館³⁹に打電して、三年のうちに国会を召集するよう要求した。

梁啓超はかつて「中国歴史上之革命研究」(『新民叢報』46・47・48合刊号、1904年2月14日)において、泰西の革命と中国の革命の特色を比較した上で、西洋の革命は中等社会が主導するが、中国の革命は上等社会か下等社会が主導し、中等社会の革命が存在しないと述べた。梁によると、ヨーロッパの社会革命はつねに中等社会によって遂行される。また革命の最大の原因は生計の問題にあるため、中等社会は生計問題を中心として革命遂行の主体的な階級勢力になりうる。梁啓超はこの文章の中で、中等と下等の区分に戸惑いながら、「上等社会とは、本朝（筆者注：その国家の権力を及ぼす空間、異朝と対置される）土地を私有し、人民の上に鎮座するものであり、兵をあげるのは（起事者）善良の市民ならば、中等といい、盜賊ならば、下等と言う」⁴⁰と説明している。梁啓超のロジックでは、中国に中等社会の革命が存在しないのは、中等社会そのもの（市民）が存在しないからで、中国が歴史上に繰り返された革命の循環を飛び越えようとするならば、中等社会を培養しなければならない。中等社会そのものが弱体であれば、国民を導くことができないことになる。我が国では西洋の市民に匹敵する階級が存在しなかったため、梁啓超は結局のところ学者、言論人、学生などの中等社会に期待せざるをえない。たとえ中国の中等社会の実態について楽観できないとしても、一般の人民に比べれば遙かに上流にあると、梁啓超は考えたのであろう。このような梁啓超の中等社会に対する理解は、後の国会速開論における「中等社会」への評価につながることになった。

2.3 中等社会の「程度」の問題

1906年9月に予備立憲の上諭が発布されて以降、立憲運動は大いに展開されるようになった。予備立憲公会（張謇、鄭孝胥）、憲政公会（楊度）、政聞社（梁啓超）等の立憲団体が各地に結成され、清朝が推進する立憲化政策を批判し、国会の早期開設を求める活動を展開した。1907年7月、清朝が憲政に関する上奏を許可すると、憲政講習会をはじめとして立憲団体や官僚及び留学生等が国会の速開を求める請願書を相次いで提出し、12月には予備立憲公会、憲政公会等の立憲団体が、国会速開を求める署名を集め、北京に赴

³⁸ 同上、28頁。

³⁹ 憲政編査館の前身は考察政治館（1906年設立）であり、清政府が予備立憲を推進するために設置した機関である。1907年8月、考察政治館は憲政編査館に改称された。

⁴⁰ 「中国歴史上之革命研究」、『新民叢報』46・47・48合刊号、1904年2月14日、『文集』15、34頁。

いて政府に請願するよう呼びかけ、1908年夏には各省の請願代表が北京に赴いて国会速開の請願運動を展開した⁴¹。

そうした流れの中で、1908年8月、清政府は「欽定憲法大綱」と「逐年籌備事宜清单」を公布し、予備立憲の期間を9年と定めた。つまり9年後の1917年に国会を開設することを明示した。しかしそれと同時に、国会の速開を求める請願運動は、清政府の深刻な不安を引き起こした。1908年7月25日と8月13日に、清政府は、政聞社社員法部主事の陳景仁が、国会の早期開設を要求し、更に考察憲政大臣の于式枚を攻撃する上奏電報を打ったという理由で、政聞社の活動を禁止する上諭を下した⁴²。梁啓超はやむを得ず、政聞社を解散したが、今後の立憲運動の発展について、引き続き理論上の指導を行っている。清政府が政聞社を禁止したのは、国会請願運動の発展を抑制するためであると言える。ところで、清政府が「憲法大綱」と9年後に国会を開設することを公布してまもなく、光緒帝（1908年11月14日）と西太后（翌日）が相次いで崩御した。そのため、西太后の遺詔によって、溥儀が宣統帝として即位し、父の醇親王載灃を監国摂政王とすることになった。

1908年の国会速開運動は政聞社の禁止によって、一旦終息した。しかし、載灃が監国摂政王になると、集権政治を大いに行なったため、梁啓超と立憲派人士を失望させるようになり、1909年末から1910年にかけて四回の国会請願運動が行われた⁴³。1910年1月30日に、請願が清政府に却下されたため、第一次国会速開請願運動は失敗した。そして、6月27日に第二次請願も同じ理由で失敗した。第二次請願運動が失敗した後、梁啓超の政府に対する批判の論調は次第に厳しくなっていった。国会の速開をめぐる問題、言い換れば、9年後に国会を開設するか、それともそれを早めて開設するかという問題と、憲政の準備を政府が主導するか、それとも国民の意見をできるだけ取り入れるかという問題について、梁啓超は「国会期限問題」（1910年3月）において、政府による準備立憲が始まつてから既に三年間経つたが、それが何の効果もなく、有名無実なものであると指摘し、政府が立憲する誠意を持っていない以上、国民の方から、国会の速開を要求すべきだ⁴⁴と述べた。

特に1910年8月、梁は『國風報』第17期に掲載した「論政府阻撓国会是非」において

⁴¹ 耿雲志「論清末立憲派的国会請願運動」、『中国社会科学』、1980年第5期。

⁴² この二つの上諭は、光緒三十四年六月二十七日上諭と光緒三十四年七月十七日の上諭のことを指す。具体的に『梁啓超年譜長編』、468頁参照。

⁴³ 1910年6月27日、第二次請願を却下する上諭が発布された後、請願代表は來年つまり1911年の旧暦2月に第三次請願を行うことを決めた。しかし、第二次日露条約、日韓合併条約の調印がきっかけとなり、第三次国会請願は時期を早めて1910年10月のはじめに行われることになった。資政院から国会速開の請願書の上奏を受けた清政府は、11月4日に予備立憲期が9年を5年に改めて、つまり1913年に国会を開設する上諭を公布した。国会の開設を3年短縮することを約束した11月4日の上諭において、清政府は同時に国会請願代表たちの北京からの退去と請願代表団の解散を命じた。そのため、北京の請願代表団は解散したが、請願運動を推進してきた勢力の内部が分裂し、宣統5年（1913）の国会開設を受けるグループと、あくまで国会の速開を求めるグループとに分裂していく。結局、第四次請願運動は東三省や直隸省を中心に展開された。（具体的には、楠瀬正明「清末の国会速開運動と日本のジャーナリズム—大阪朝日新聞を中心にして—」、『長崎大学教育学部社会科学論叢』第70号、2008年、22-26頁参考）

⁴⁴ 「国会期限問題」1910年3月11日、『國風報』第3期、『文集』25（上）、74-76頁。

て、国会と人民程度について、自分の意見を示した。上述のごとく、清政府は「人民程度不足」を口実にして、第一次と第二次国会請願運動を却下したが、梁は清政府の口実について、次のように反論した。

「我が國の現在の人民程度は東西の立憲国に比べて、實に低いということを認めているが、しかし、それは国会の速開を阻止する口実とはならない。人民程度とは、全国のすべての人の程度を指す以上、官吏も此の人民の範圍に入れるべきである。官吏と非官吏は人である以上、かつ共に中国人である以上、程度がもともと不足している非官吏が官吏に一変すると、その程度が遂に合格になる、というのは、ありえない話である。また、人民程度の「不一」は国会の「病」にならない。政教がどんなに修明であろうとも、全国人民の程度を同じにすることは到底できない。当世の国会が、代議制度を採用するのみで、人がそれぞれ自分より賢くて知識を持つ人を選挙し議員とする以上、被選挙人の程度は恒に選挙人より高い（被選人之程度恒加選挙人一等）、これは各国の通例である。人民の程度が不一であるからこそ、代議制度は円満に行われる。今日政府官吏の程度はたとえ一般人民より高いとはいえ、その差がそれほど大きくなない。更に、議員の中堅となる者は、東西洋に留学し、法政を学び、政治知識を持つ人である。このような政治知識を持つ人は国会の速開によって招集され、その才能が鍛錬されれば、国の棟梁になるはずである。加えて、国民は生計上自給してなお余りがあり、少数の優秀の民は衣食のために心配せず、前後の余裕を得て国家に尽くすことができる」⁴⁵。

梁の考えでは、人民の程度は現政府に対応するものであり、人民の程度が政府を監督するのにすでに合格している。さらに、人民の程度が同じではないからこそ、国会の代議制度を運用することができる。また智力を持ち、経済的にも余裕を持つ「少数の優秀之民」が議員の中堅になるべきであった。

梁の「論政府阻撓国会是非」が発表される前に、1910年7月に、「国会請願同志会意見書」が『国風報』の第9期に掲載された⁴⁶。梁自身は「論政府阻撓国会是非」の末尾において、「国会請願同志会意見書」を合わせて見ると、彼の意見をより正確に理解することができると説いている⁴⁷。実は早くも1906年、予備立憲の上諭が発布されてまもなく、上諭の「人民程度」について質疑する人（署名蘊照）が出現した。この人は1907年『東方雑誌』に「人民程度之解釈」という文章を発表した。彼は、程度を言うからには、必ずその程度の基準を定めなければならない。今その基準が存在せず、只（人民）の程度を非難するばかりでは、人民はどうすればいいか全く分からぬ。この問題（程度の基準の設定）はつ

⁴⁵ 「論政府阻撓国会是非」、1910年『国風報』第17期、『文集』25（上）125-129頁。

⁴⁶ 1909年12月中旬、全国の諮議局代表は上海で会議を開き、「国会請願同志会」を設立することを決定した。徐佛蘇は梁の意に従って、この会議に参加し、北京で国会の速開の請願運動に参与した。（李華興・吳嘉勳主編『梁啟超選集』、上海人民出版社、1984年、899頁）

⁴⁷ 梁啟超「論政府阻撓国会是非」、1910年『国風報』第17期、『文集』25（上）、129頁。

いに解決することの難しい問題である⁴⁸と言った。1910年の国会請願運動に対して、清政府は猶「人民程度不足」を言い訳として、第一次と第二次の国会請願運動を却下した。「人民程度不足」を責任逃れの口実にする清政府に対して、立憲派は猛烈に攻撃し始めた。そもそも人民程度が不足しているから、直ちに国会を開くことができないという考えは立憲派の意見である。例えば、梁啓超は戊戌変法から開明專制論（1906年）に至るまで、ずっと国会開設の漸進論を主張し、民智が開かれてから、立憲政治を実行しようと強調した。しかし、1907年以後、梁は批判の矛先を政府に向けてから、朝廷のこのような言い訳に対して到底容認できないことになる。梁自身の言葉を借りて言えば、「故に、人民程度不足の説に関して、外国人がその理由でわれわれを嘲笑することは許されようが、人が自身を励ます理由とすることは認められるが、唯政府の諸官吏の口からそれを出すことは許されない」⁴⁹。

それでは、「国会請願同志会意見書」において、清政府の「人民程度不足」説に対する反論はどう主張されているのか、概略しておく。まとめてみれば、以下の二つの反論がある。第一に、人民程度の「足」と「不足」は、必ず一つの基準によって定められなければならない。吾が人民の程度を欧米の人民の程度によって量ってはいけない。なぜか。吾が国会は欧米政府を監督しないからである。また、官吏の程度によって吾が人民の程度を量ってはいけない。なぜか。我が国の官吏は官吏になる前、そして退官した後、いずれも民である。第二、人民というのは、一般の無識無知の人民を指すが、しかし、国会の議員は、一定の程度ある人に限られ、人民のすべてが議員になるわけではない。それに、議員を選挙する人に、法令上の制限があり、全ての人民は議員を選挙する資格を持つわけではない。現在議員は四民之秀であるから、その程度は国会を開くレベルにすでに達している⁵⁰。「意見書」の人民の程度に関する見解と梁啓超の意見を合わせて見れば、両者はほぼ同じであると言える。彼らの言う「人民」とは全ての人民を指すのではなく、少数の「一定の程度ある」人民であり、中等社会のことになる。

かつて『開明專制論』において、梁の共和制と君主立憲は両方とも今日の中国に適用せず、開明專制を実行すべき理由の一つは、人民の程度が未だ合格であるとは言えず、議会政治を運営する能力がないからである。梁啓超からすると、数百年の間、專制政体の下にいた人民は自治の習慣に乏しく、「団体の公益」も知らず、ただ「個人主義」を持って、「その私を営む」ことを知るのみである⁵¹。梁は人民の程度を向上させ、国民として十分な資格を身につけたところで国会を開くというように考えている。すると、「開明專制論」

⁴⁸ 張梅・王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』第二巻（下冊）、生活・讀書・新知三聯書店、1963年、623頁。

⁴⁹ 梁啓超「論政府阻撓国会是非」、1910年『國風報』第17期、『文集』25（上）、126頁。

⁵⁰ 「国会請願同志会意見書」、『國風報』1910年7月23日、『辛亥革命前十年時論選集』第三巻、614・615頁。

⁵¹ 『開明專制論』—第8章「論開明專制适用于今日中国」（『新民叢報』第75号、1906年2月23日、『文集』17、50頁）。

における梁啓超の言う「人民」は、のちに清政府が口実とする「人民程度不足」の人民である。言い換えれば、「開明專制論」で梁の言う「人民」と清政府の言う「人民」は、「無識無知之民」という一般的の人民を含む全中国人民であると言えよう。しかし、国会請願運動時期において、立憲派であろうと、梁啓超であろうと、いずれも清政府の「人民程度不足」説を批判し、人民の範囲を相当程度縮小した上で、一部の人（中流社会）の程度が合格すれば、国会を開く条件にすでに達していると強調した。つまり梁のいう国会を開くことのできる人民は全ての中国人ではなく、一部の人（少数優秀之民）に限られるのである。

もしも、「開明專制論」における中等社会の役割は、梁啓超のように、言論活動に従事することによって、国民を導く役割に任じると共に、政府に開明專制を勧告する責任を持つことだとすれば、「国会速開論」における中等社会は、どういう役割を果たすべきか？言い換えれば、中等社会に依拠しつつ、どのような手段で国会を成立させるか、この問題について、梁啓超は人民による要求という答案を出した。梁啓超は、眞の立憲を実現するためには、人民の具体的な立憲の内容についての要求を突きつけることが必要であると主張した。梁啓超は「立憲の端緒は常に君主ではなく、人民にあり」⁵²と主張し、また、国会選挙をするなら、制限選挙となるだろうと指摘している。実は、「新民説」以来、開明專制を主張しようと、国会速開を主張しようと、梁啓超の思想の中に貫かれるのは、中等社会は貧弱ではあるが、一般人民より素質が上にあるため、「政府を監督し、国民を導く」責任を負うべきという視点である。その意味において、梁啓超の視点は中等社会側に置かれていたと見ても間違いないのであろう。その後、梁の中等社会論は時代により若干の変化を見せたものの、梁啓超が一般の中国人民を歴史の推進力あるいは政治の担い手として評価したことではなく、中等社会（または以上）の人々こそが政治の主体となることが鮮明に表されているのである。

3. 中堅階級と賢人政治

3.1 虚君共和制の破産と再び開明專制の提唱

1911年10月、中国南方各省の保路運動（清政府の鉄道国有化令に対する民衆蜂起）が武昌起義を連動し、清王朝の終焉を告げる辛亥革命が起こった。一方、梁啓超は、革命後、立憲政治の機会が到来したと見て、国内の情勢の変化を深く見守った。武昌蜂起が起こった後、新中国の誕生はもはや時間の問題であり、その将来の政治形態は君主立憲か、それとも共和制かが、重要な課題になってくる。南北両派を説得するために梁は、君主制と共和制の折衷案である虚君共和制を打ち出した⁵³。1911年11月、梁は「新中国建設問題」

⁵² 「申論種族革命与政治革命之得失」（『新民叢報』76号、1906年3月9日）、『文集』19、27頁。

⁵³ 虚君共和の首唱者は実は康有為である。1911年の10、11月に、康は「救亡論」、「共和政体論」などを発表した。特に、「共和政体論」において康有為は詳しく虚君共和の主張を論じた。

を発表し、アメリカの共和制など、六種の共和政体の中で、イギリス式の虚君共和政体が最も中国に適していると説く。梁啓超の考えでは、たとえ「装飾品」でも、君主は内乱の防止と民衆の教化善導とに、皇室維持費以上の効用を發揮するはずである。また「虚君」の候補者として、現皇室とともに、孔子の末裔である衍聖公も取り上げたが、結局衍聖公より、現皇室のほうがよい⁵⁴と結論した。梁は革命派と袁世凱の両陣営の間に立って、自らの虚君共和の理論で第三勢力の結集に力を入れた。そして、働きかける対象は、袁政府内部の立憲派をはじめ、革命党内の温和派、及び清朝の旧臣（総督、都督、巡撫）である⁵⁵。梁は「虚君共和」の主張を発表した後、人を国内に派遣し、各方面と連携して、成果が上がるよう望んでいたが、しかし結局、革命派のほうは主張や立場の違いでそれを受け入れず、袁世凱の方も、別に図るものがあるので、ごまかすばかりであった。1912年、南北和議が成功し、溥儀が退位したため、虚君共和が存在する理由はなくなった。このようにして、梁啓超の「虚君共和」の政治構想は表舞台から消え去った。

中華民国臨時政府が成立した後、当面の中国では、どのような共和政体を建設すべきか、中国が採るべき体制は単一国家体制なのか、それとも連邦制なのかという問題について、梁は「新中国建設問題」において、結局単一国家体制を採用すべきだと主張した。「吾国が今日要求するところは、まず強くて有力な政府を得ることである」⁵⁶と梁が強調したように、中国の歴史に鑑みて、単一国体を採用することによってこそ、強力な中央政府が得られ、國も存続を図ることができる、と梁は主張した。中国には当面の間強力な政府が必要であるという梁の主張は、袁世凱が中華民国臨時大總統に就任した後（1912年2月）も変化せず、そして、それが『中国立国大方針』（1912年4月）の主張につながることになった。此の時においても、アメリカの民主共和政体はやはり中国に適さないと痛感した梁は、中華民国臨時政府の成立に伴って、民主共和政体に敢えて賛成しないが、同調せざるをえなかった。梁は、歴史の展開を左右することができなかつたが、中国の国情に適合する民主共和国の設立に努力している。「平心をもって論ずれば、辛亥革命に意外の勝利を獲得したのは、我々がその全てをなし遂げたわけではない。正しく言うならば、我々が清を滅ぼしたのではなく、清が自ら亡びたのである。…今日我国の時勢は、すでに共和に定まっている。我が國が果たして共和に適するかどうかは、これは天のよく我を限るところのものではなく、ただ、我、みずから認めなければならない。その成るかどうかは、ただ政党にかかっている」⁵⁷と述べているように、梁は中国式の共和方案を計画している。この中国式の共和方案、つまり梁の構想とは、まとめて見れば、二つの内容になる。一つは、保育政策（干渉政策）が実行されるべきであり、そのためには、強力な政府を建設しな

⁵⁴ 「新中国建設問題」、1911年11月、『文集』27、43-47頁参考。

⁵⁵ 姜克実「辛亥革命と犬養毅（二）—梁啓超、岑春煊工作—」、『岡山大学文学部紀要』第62号、2014年12月、132頁。

⁵⁶ 「新中国建設問題」、1911年11月、『文集』27、34頁。

⁵⁷ 「中国立国大方針」1912年4月作、『文集』28、76-77頁。

ければならない。二つは、強い政府を樹立するために、政党内閣が必要である。つまり袁世凱総統のもとで、旧官僚党と旧立憲派及び旧革命派における政治思想を有する稳健派の協力により、政治運営をしていくべきで、また政党内閣と大政党制を打ちたてるべきである⁵⁸。要するに、いかにして強い政府を作るかが、梁啓超の共和国建設プランの中心課題として設定された。

1912年2月23日、梁は袁世凱宛の書簡のなかで、開明專制を実行する必要性について、「政党に関する議論は今國中で盛り上がっている。しかし今日のように、民智が低く、民德も薄いという情況の下に、果たして健全な政党を生み出せるかどうか、これは別の問題である。要するに、共和を政体とした以上、多数の輿論の擁護がなければ、有力な政治家にはなれないのであり、そのことは言わなくても明らかである。善く政を為すものは、裏では輿論の主人となりながらも、表では輿論の僕を自任することによって、一定の成果を上げることができる。今後の中国では、開明專制を行わなければ、整った政治を確立することができないであろう。開明專制と輿論への服従は、その方法は正反対であるが、しかし共和国にあっては、輿論への服従という名の下でなければ、開明專制の実をあげることができない」⁵⁹と述べている。この私信から見て、梁啓超は袁世凱を明確に支持し、開明專制の担い手として袁世凱に大きな期待を寄せたことが明白であろう。開明專制について、梁啓超はすでに革命か改革かをめぐって、革命派との論争を展開した際、『開明專制論』(1906年1月-3月)で主張していた。しかし、その後、国会速開と責任内閣を要求する立憲運動が高揚すると、梁は開明專制論を撤回し国会速開論へと転換した。ところが、中華民国成立後、梁は再び開明專制の実施を提唱した。彼は「歐洲政治革進之原因」(1913年)という文章の中で、西洋の有力な国家の政治が発展したのは「国民の品性」が優れていたからで、その要因の一つとして開明專制を挙げ、開明專制を経て憲政が実現すると指摘し、そして中国で開明專制を実行しなければならないのは、立憲政治を実行できる人民を育成するためであると主張した⁶⁰。辛亥革命後の梁の建国の基本構想は、政党政治による議院内閣制の樹立により近代国民国家を作ることであった。しかし彼の現状認識からあきらかなように、当面の現実政策は、袁世凱に期待し、開明專制によって、強い政府を建設することを望むことであった。梁のいう「保育政策」であろうと、強力な政府の建設であろうと、事実上の開明專制の政策であると言えよう。楠瀬正明の言葉を借りると、梁啓超は君主制であれ、共和制であれ、立憲政治を実現するために、開明專制が必要であると

⁵⁸ 「中國立國大方針」、『文集』28、46-76頁。

⁵⁹ 『梁啓超年譜長編』、617頁。

⁶⁰ 「歐洲政治革進之原因」、『文集』30、43-44頁。梁啓超は開明專制を実行する必要性について次のように言う。「政治は絶対の美がなく、もし上帝に請いて常に賢聖な元首を降して開明專制を行わせることができれば、これを絶対の美といふことができるが、これはもともと望むことができないことである。もしそのようないでなければ、虎に翼をつけて飛ばせるように、もともと強い力を持っているものはさらに力をつけることになる。故に、今世政治の軌道は、最終的に立憲に帰する。一度開明專制を経たことのない國に俄に立憲を語ろうとすると、これは軍隊にまだ入らない人に兵を論ずると同じように、その章を成そうとしても、その道がないのである。」

捉えたわけで、この点では君主立憲の準備と位置づけられた開明專制と共和制での開明專制は基本的に同じ役割を果たすものである。異なるのは、開明專制の担い手が清の為政者から袁世凱へと代わったことである⁶¹。このように梁啓超の提唱した開明專制論は袁世凱の專制支配を擁護する理論的基礎となった。

なぜ梁啓超は再び開明專制を提唱したのか、その一つの要因は彼の現状認識と民族危機に対する認識である。もう一つの要因は彼の「民」に対する捉え方にあったと思われる。

『開明專制論』の中で既に見たように、梁啓超は中国人民には立憲政治を実行する能力がないことを主要な論点としていた。では、そのような能力を持つ者はどういうものなのか？辛亥革命後の1913年、梁は「多数政治之試験」という文章の中で、先の「思想を持つ中等社会」という概念につなげて、「中堅階級」という概念を提出した。この「中堅階級」とは何か。梁啓超は「私が言う中堅階級は、必ずしも家柄のことを言うのではない。要するに、国の中に、少数の優秀で名誉もあり身分も高いという人々があり、これらの人々は次第に無形の団体を形成し、社会的に特別な資格を有すと公認されるとともに、国家の運命と深くかかわり、それによって多数の国民を率いることになる」⁶²と解釈する。梁によれば、智者が愚者を、賢人が不肖を支配すれば世は治まるが、逆に愚者が智者を治め、不肖が賢人を治め、群愚、群不肖を集めて政治を行えば、多数政治の禍は洪水、猛獸より激しい、故に理想上の最も円満である多数政治は、事実上少数が多数を支配することである⁶³。民国の政治は多数人の政治であるが、しかし多数政治がうまく治まるのは「中堅階級」（少数優異名貴之輩、賢人）が多数の国民を率いるためである⁶⁴。つまり、大多数の国民こそが理論では共和国の主体ではあったが、彼らは事実上政治客体と位置づけられ、政治の主体はあくまでも「中堅階級」の人々になる。梁のこの立憲政治を実現させる方案—開明專制論は、事実上、少数の智者が多数の愚者を統治する「賢人政治」⁶⁵であると言えよう⁶⁶。

⁶¹ 楠瀬正明「中華民国初期の梁啓超と第一国会」、『史学研究』206号、広島史学研究会、1994年10月、26頁。

⁶² 「多数政治之試験」1916年5月16日『庸言』第1巻第12号、『文集』30、35・37頁。

⁶³ 同上、35・37頁。

⁶⁴ 同上、34・37頁。

⁶⁵ 「賢人政治」を言及するにあたって、この問題を研究している横山宏章の研究（『中華民国—賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997年）はその代表的なものである。横山宏章は、孫文の三序構想（軍政→訓政→憲政）の提出も、梁啓超の「開明專制」の提出も、中国の知識人に共通する愚民觀（中国人民は議会政治を実行する能力がない）に由来すると指摘する一方、この愚民主義に基づいた「賢人支配」の為政觀は中国の政治を拘束すると主張している。

⁶⁶ 中華民国成立後、梁の「人民程度」についての考え方、「人民程度不足」論に貫かれている。例えば、1913年3月、梁啓超は「説幼稚」という一文章の中で、中国人はなお幼稚の国民であり、その性質が「稚子」のように、感情が動きやすいし、研究力と推進力が欠乏し、破壊好きで、行動において規則がないなど、色々な欠点がある一方、教導しやすい、取り繕りしやすい（易部勤）という二つの長所がある。故に、幼稚な国民を大人へと成長させるためには、我がいう「保育政策」で世の中が称している「開明專制」を実行しなければならない。保育の開明專制こそ、実は幼稚な国民の唯一の要求であると強調した。（「説幼稚」1913年『庸言』第1巻第8号、『文集』30、45・51頁。）

中堅階級(この少数優異名貴之輩)は中国の民主政治の希望として期待される。しかし、民国初年、才能・学識がある者は政治の一方に心を傾けて他を顧みず、単に官途に就くことだけを考え、あるいは民間に取り残された無数の士人や学者なども官途に進出しようとした。このような政治偏重の気風の中で、中国の中堅階級は国の運命には終始無関心であり、また賄賂が大いに行われるといった事態が進行する。こういう事態に直面して、梁啓超は非常に心を痛め、「歐洲政治革新之原因」において、中堅階級の「品性」が国家の榮恥と深く関係していると指摘する一方、國の中堅地位を占める上流社会の品格の卑しさを強く批判している⁶⁷。さらに、「痛定罪言」(1915年)において、中国の人民が善良か否かについて、梁は「大多数の地位の低い人民は、その九割が善良である。少数の地位が高くて優れた人民は、その九割が善良ではない。故に中国の将来の希望はだれによって維持されるか、他でもなく素朴な人民である。而してこの一線の希望が誰によって台無しにされてしまうのか。士大夫と号称する吾輩(梁自身を含む)である(全国中上等社会之人)」⁶⁸と述べた。民国政治の失敗を検討するにあたって、その失敗の要因の一つとして、社会の中堅である士大夫の腐敗堕落を挙げ、士大夫の「自新革面」を、梁啓超は強く呼びかけている。

3.2 開明專制論から社会教育へ

辛亥革命後、梁啓超は当面、袁世凱に依存して、強い政府を作り、保育政策(開明專制)を実施して中国を近代国民国家へと導くことを構想していた。しかし、袁世凱の專制独裁が強化されるに伴い、1914年の後半、梁は開明專制を次第に主張しなくなり、「社会教育」の救国主張を提出了した。

実は、1914年春から、章士釗、朱執信などは「人治」を否定する立場に立って、「開明專制論」を批判し、開明專制は人治政治である以上、制度的に專制の性質を変えることができず、ただ開明というスローガンで專制を実行するのみであると強調するとともに、共和を断固として守らなければならないという姿勢を示した。章士釗、朱執信らの開明專制に対する批判は、人々の袁世凱への幻想を消滅させ、国民の民主意識の向上に非常に役に立った。しかし、一方、梁啓超は章士釗、朱執信らの開明專制に対する批判について、一言の反論も行わなかった。それは梁啓超がそれらの批評を受け入れたということではない。当時の梁は開明專制を用いて袁世凱を「政治の軌道」に導こうとしたが失敗し、逆に袁世凱に利用されているという苦悶に陥っている。にもかかわらず、公に袁世凱に反対しようとせず、現状を維持することを望んでいる。この窮地を脱するために、梁は開明專制

⁶⁷ 「歐洲政治革新之原因」『文集』30、43-44頁。

⁶⁸ 梁啓超、「痛定罪言」1915年6月20日『大中華』第1卷第6期、『文集』33、8頁。

論を避けて、「社会教育」という救国の主張を提出するようになったのである⁶⁹。

辛亥革命以後の政治的混乱により、人々の間には、政治活動に対して幻滅が広がり、政治運動から社会活動へ人々の目は転じていった。当時の知識人の多くは、政治や社会の混乱の原因を求めようとしており、政治と社会の違いに気づき始めていた。梁啓超は、『大中華』雑誌の発刊辞（1915年1月）において、「今日の政治が理想上の政治とは大きくかけ離れていることを認めて、中国が今日のように病膏肓に入ったのは、国中の聰明で才知ある人々がこぞって政治に殺到してしまうため、社会事業の方面は人材皆無となる。現在の政務に適した人材を養成しない以上、百年経過しても、政治が根本から改善される見込みは到底ない」⁷⁰と述べ、救国の道は社会事業に従事することだと論じ、政治活動から社会事業へ転じることを公言した。1915年といえば、この年は、梁啓超が政治状況の現場において、擁袁から反袁へと転換した時期であった。梁はこの年、相次いで「吾今後所以報國者」、「政治之基礎与言論家之指針」、「傷心之言」などを著し、政治生活を断念し、今後はもっぱら社会事業と教育事業に従事しようと決意した。しかし、ここで注意しなければならないのは、梁啓超は中国の中堅階級（中上等社会）の政治偏重と国家の運命に対する無関心さを厳しく批判したものの、結局のところ、それが中等社会、あるいは中堅階級の奮起を促すための批判であった、という視点である。即ち、梁啓超の思想の中に、多数の下等社会の人民が依然として政治の主体から外され、たとえ社会活動に従事したとしても、その主体はほかでもなく、智識と教養に恵まれた中等社会（または中堅階級）である、というような思考パターンが表れているのである。

それ以後の梁の歩みは、次のようである。1915年8月以降、袁世凱の帝制運動が表面化するにつれて、湖南時務学堂以来の学生であった蔡鍔とともに、討袁軍を組織し、第三革命を進めた。その後、袁世凱の死後、黎元洪大統領のもとで国会が回復すると憲法研究会を組織し、いわゆる研究系の指導者として活動した。その後段祺瑞内閣のもとで財務総長となつたが、わずか4ヶ月で内閣は崩壊し、1918年から自ら政界を離れて、ヨーロッパを視察し、伝統中国の思想や文化の再評価に向かい、学術研究に没頭するようになった。これまでの梁啓超の歩みを振り返ると、戊戌変法以来、直接であろうと、間接であろうと、梁啓超は中国近代の歴史の展開に密接に絡んでいた。梁啓超は若い頃から政治に関心を持ったが、結局政治面での挫折を何度も喫した。自分が政治家の素質を持っていないことを、梁啓超は後年自覚するようになり、自ら政治の世界を離れて、学者としての道を歩むことにした⁷¹。ただ、梁啓超は儒家の伝統的な「修身齊家治国平天下」の思想の持ち主として、

⁶⁹ 具体的には徐宗勉「失敗者的探求—1913-1915年間关于中国如何実現民主政治的討論」、『歴史研究』、1984年4期、29-31頁、36-37頁参考。

⁷⁰ 「大中華発刊辞」、1915年1月20日、『大中華』第1巻第1期、『文集』33、89-90頁。

⁷¹ 梁啓超は1921年12月20日に北京高等師範学校平民教育社の公開演講の中で、これまでの自分の歩みを反省し、特に政治と学問の関係について説明した。「私は一生生活の源泉を興味に求め、学問に対しても政治に対しても興味が濃厚である。両者を比べてみると、学問のほうが濃い。私はよく少々清らかな政治の下で、学者として生涯を送りたいと夢見ている。ただ、もし私が政治のことを見も聞き

自分の学識と思想を生かしながら世に出るという自負心を持ってはいたが、国家と民族の運命を背負って、一貫して救国の道を探し続けた。梁啓超は近代中国が歩むべき理想像を描き、そしてその理想に向かって懸命に努力を重ねた。たとえ最後に自分の思想を生かして描いた理想が実現しなくとも、彼の思想そのもの、例えば開明専制論、中等社会論などは決して価値がないとは言えないであろう。

終わりに

早くも戊戌変法期において、梁啓超は民権と民智を関連させて、民智を開くことを重視し、また民権を興す方法について、一般民衆の政治能力がまだ養成されていない現状の下で、先ず紳権を興すべきだと主張した。日本へ亡命した後、『新民叢報』に『新民説』を掲載し、国家思想や公徳などを持つ新民の養成に力を注いだが、1903年以後（アメリカ遊歴以後）、各素質を備える新民の養成が現実にはできないと認識した梁は、その目を中等社会に転じ、中等社会の役割を期待するようになった。1906年頃、中国人民には立憲政治を実行できる能力が欠如していることを理由として、『開明専制論』を提出した。梁啓超の考えでは、開明専制は人民の発達を目的としているので、当面の中国では立憲制への過渡期として開明専制を実行すべきである。中等社会が開明専制において果たすべき役割は主として、政府を監督し、国民を導くということである。その後、立憲運動の高揚に伴い、梁は開明専制論を撤回し国会速開論者に転換したものの、辛亥革命後、再び開明専制の実施を提唱した。同じ開明専制でも、君主制と共和制では根本的に異なるという視点もあるが、その違い以上に、大多数の人民の程度は未だ不十分であるため、中等社会（後中堅階級、少数優秀之民、少数優異名貴之輩、賢人）が多数の中国人民をリードし、「賢人政治」を行うべきであるという点においては、共通している。

「中等社会」という概念は、中国の20世紀初期に出現した概念である。本稿では梁啓超の中等社会論をめぐって若干の考察を試みた。ちなみに言えば、1902年ころ、革命派であろうと、改良派であろうと、中等社会という階層に注目し始めた。1905年以後、時間の経過とともに、革命派は自分の所属するグループと民衆の関係を説明するにあたって、中等社会を主眼とする論調を次第に弱めてゆく。それに対して、体制内の変革を主張する立憲派の人は中等社会という概念を活用し、国民国家の建設という課題において、中等社会の役割に期待するようになった。

前節で指摘したように、楊篤生は「下等社会と提携して、上等社会を矯正する」と並んで、「上等社会を破壊して下等社会を庇護し育てること」が中等社会の責任であると説明

もししないならば、それは責任逃れだと思う。私は「私」がやるべきことが、二十代のときの勇気を回復させ、学者の生涯に貫く政論家になることだと思っている。」（具体的には「外交歟内政歟」、前掲『梁啓超全集』第6冊、3410頁参考）

している。つまり、楊篤生は中等社会は上等・下等社会と隔絶したものではないと、中等社会と上・下等社会の関係を指摘すると同時に、中等社会そのもの自覚を促したのである。梁啓超も一般的な人民を政治的に無能力だと見なし、中等社会の役割を訴えている。20世紀初頭の中国における中等社会の性質を見ると、本来複雑な実体である中等社会は、その政治傾向において改良を志向するものと革命を志向するものに二大別される。故に、中等社会は上等社会とも接近しうる可能性もあり、下等社会の人民とも接近しうる可能性もある。それと同時に、下等社会の一般民衆から乖離しうる可能性もあり、上等社会を批判しうる可能性もある。ただ、明らかなように、梁啓超のいう中等社会であろうと、中堅階級であろうと、いずれも政治上には改良派である。そういう中等社会の上下に揺れるという性質よりも、梁啓超は「政府を監督し、国民を導く」という中等社会の果たすべき役割をより重視している。また、「開明專制」を提唱する梁啓超の主観意図は立憲政治の実現を図ることであった。つまり、開明專制を唱えることは、中等社会を中心とした立憲政治を実現するためであるとも言える。

梁啓超は終始暴力革命を否定し、革命によらずして、中国を救う道を模索していた。近代国民国家の建設において、中等社会は権力の集中（専制）を批判する政治活動をもたらす（政府を監督すること）とともに、立憲制や議会制の発達を促すエネルギー源にもなりえた。それのみならず、中等社会はたとえ不十分であっても、国事に用いても差し支えなく、彼らを除いて国民を指導するものは他にはない、というのが梁啓超の中等社会論の実質である。さらに、一般的な中国人は歴史の推進力あるいは政治の主体から外され、中等社会こそが政治の主体であるという梁の考え方から見て、彼の治国理念は儒家の「賢人政治」の理念であることが窺える。梁啓超は後年、『先秦政治思想史』（1922年）において、「儒家は健全な人民が存在しない限り、健全な政治が存在し得ないと深く信じているため、政治を論じるにあたり、唯多数人の政治道德、政治能力、及び政治習慣を養成することに努めた」⁷²と指摘した。要するに、修身齊家治国平天下という能力を備えた「中等社会」が政府を監督し国民を導く役割を果たすことによって国家を治める、という賢人政治理念⁷³は、梁啓超の著作において、明確にその姿を現した。

⁷² 梁啓超『先秦政治思想史』、前掲『梁啓超全集』第6冊、3644頁参考。

⁷³ 次章に述べるように、梁啓超は1918年政界を離れて以降、それまで提唱してきた「賢人政治」について反省し、「全民政治」（梁啓超の『歐遊心影録』の言葉）を提唱するようになった。ただ、「賢人政治」から「全民政治」への思考の変化は、梁啓超の儒家の「賢人政治」の理念からの脱皮を意味するのか、こうした問題点については次章に譲りたい。

第2章 賢人政治から全民政治へ —梁啓超の立憲政治に対する新たな思索—

はじめに

第1章では、梁啓超の「中等社会論」を中心に、その基底である賢人政治思想を分析し、中国の人民一般が立憲政治を実行する能力がないが故に、中等社会に期待せざるをえないという梁啓超の中等社会論を考察した。本章では、1918年民国の政治界を離れて以降、梁啓超はそれまで主張した「賢人政治」思想をいかに反省し、そして「全民政治」をいかに提唱するかという問題に焦点を当て、また梁啓超の国民運動観への検討を加えて、梁啓超の「全民政治論」および「国民運動観」における「国民」とは如何なる存在であるかを考察したい。

周知のように、1910年代の中国は、国家体制を模索した時期である。政治の面では、中央集権と地方分権、立憲君主制と共和制など、さまざまな枠組みの中で議論がなされた。一方、思想の面では、さまざまな思想潮流が中国に紹介され、思想界は多元的な問題が議論される百家争鳴的な情況にあった。1914年に勃発した第一次世界大戦をきっかけとして、それまで西洋の文明に憧れていた各国は、洋の東西を問わず、西洋の近代文明に対して、ある程度の懷疑と反省を生み出した。こうした西洋の文明への懷疑の中で、梁啓超は中国の伝統思想文化を再評価し、より強調した傾向を示すようになった。1920年代の中国は、分裂から統一への方策を模索した時代である。この時代の幕は五四運動によって開かれた。五四運動は、第一次世界大戦によってはじめて戦勝国の側に立った中国が、パリ講和会議で不当に扱われたことに反発して起った愛国運動であった。この五四運動により、中国の民族的覚醒は新たな段階に入ったと言える。

一方、梁啓超は、辛亥革命後の1912年11月に長い亡命生活を終えて帰国した。その後、熊希齡内閣の司法総長に就任し、1915年に始まる護国運動では反袁世凱の輿論を主導し、1917年の段祺瑞の内閣では財政総長となるなど、民国初期の政治の表舞台で重要な役割を果たした。1918年に政界を離れた梁啓超は、この年の12月から1920年3月まで、第一世界大戦後の欧州を遊歴した。その目的は民間人の立場からパリ講和会議における中国の主張を支援すること、第一次世界大戦後の欧州の現状を観察することにあった¹。梁啓超は欧州についての認識を踏まえて、中国人はこれからどうするべきかをさまざまに論じてきた。その中で、特に注目すべきことは、国民政治（梁啓超の言葉では「全民政治」）や国民運動の提唱である。梁啓超自身は、従来の変革運動は、全て既成の勢力を対象とし、

¹ 『歐遊心影錄』、『梁啓超全集』第5冊、北京出版社、1999年、2987頁参考。以下は、『全集』と記す。

旧い思想に囚われており民主主義の根本原理に反する「賢人政治」²であったと反省し、国民運動こそが最もよい救国 の方法だと述べた。1920 年代前半の梁啓超は固有の旧い勢力に依存する「賢人政治」思想を反省しつつ、在野の「学者型の政論家」の道を選び、「国民運動」を推進することに力を入れている。

『新民説』³以来、中国の一般人民が立憲政治を実行する能力がないことを主要な論点として、梁啓超は「中等社会」⁴という概念を提起し、一般国民に対する指導の役割を中等社会に求めて、改革事業の主導である中等社会の力に期待するようになった。辛亥革命直後の梁啓超は、それ以前と同じく、依然として、中国の民主改革の希望を中等社会、もしくは「中堅階級」に求め、少数の智者が多数の「愚者」を統治するという「賢人政治」を行うべきだと主張した。しかし、ヨーロッパ視察をきっかけに、中国の伝統文化・思想を強調する傾向を示すとともに、「全民政治」や国民運動⁵を提唱するようになった。

本論では、梁啓超の賢人政治から国民政治⁶への思考の変化は、これまでの彼自身の提唱した「賢人政治」からの脱却であるか、また梁啓超の言う「国民運動」における「国民」とはどのレベルの存在であるか、といった問題に焦点を絞り、梁啓超の「国民政治」論と国民運動観をめぐり、若干の考察を試みたい。

² 「賢人政治」に言及するにあたって、この問題を研究している横山宏章の研究（『中華民国—賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997 年）はその代表的なものである。横山宏章は、中国知識人に共通する愚民政義に基づいた「賢人支配」の為政觀は中国の政治を大きく規定するということを論じている。

³ 前掲第 3 部第 1 章注（1）参考。

⁴ 梁は「雅典小史」（1902 年 10 月）において、中等社会という概念を提起した。梁によれば、各国改革の事業を主導するのは常に中等社会であり、中等社会こそ、一国進歩の鍵である。また、この中等社会は「まだ出世していない官吏、まだ官吏になっていない学者、ますます豊かになった商人（中等社会者、富而未達者、学而未仕者、商而致小康者）」というような人から構成される。それのみならず、その後、梁啓超は、留学生たちや新聞、雑誌などに従事する言論人を中等社会の重要な構成員として認識した。民国成立後、梁啓超の視点が中等社会から「中堅階級」へと移行したが、彼の基本的なスタンスはあまり変わらない。梁啓超の言う中等社会は、新しい型の知識階層のみならず、商人と様々な自由職業者を含む複雑な実体であり、純粹な士大夫層ではないことが窺える。梁啓超は中等社会（中堅階級）こそが政治の担い手であることを強調した。

⁵ 梁啓超の「国民運動」に関する研究に、李喜所、元青著『梁啓超伝』（人民出版社、1993 年）、元青「梁啓超晚年的国民運動觀芻議」（『廣東社会科学』、2002 年第 1 期）、董羅民「梁啓超的国民運動思想」（『社会科学論壇』、2005 年 8 月）、干彦君『梁啓超国民運動思想研究』（山東大学修士学位論文、2011 年）、有田和夫「辛亥革命後の梁啓超の思想—士人主導の運動から“国民運動”へ—」（『東京外国语大学論集』第 47 号、1993 年）などが挙げられる。

⁶ 梁啓超のこのような思想の変化に関して、有田和夫は「辛亥革命後の梁啓超の思想—士人主導の運動から“国民運動”へ—」（『東京外国语大学論集』第 47 号、1993 年）の中で、梁啓超は欧遊帰國後、「国民の全体的立場」に立つ国民運動を提唱するようになった、と主張した。筆者の管見の限り、梁啓超は国民全体の立場に立つか否か、また、梁啓超における「国民」の中身とは何か、という問題をなお検討する余地があると思われる。

1. 民主政治を実現する道はどこにあるか

1.1 国会制度の見直し—職業選挙制の提唱

中華民国の成立をきっかけに、梁啓超は君主立憲論から共和立憲論へと転換した⁷。イギリスをモデルとした議会政治の確立による近代国民国家の建設という構想は、辛亥革命後も持続していた。1912年に成立した中華民国は、憲法制定以前の国家の根本大法である臨時約法⁸という仮設的憲法の下で、国会が設立され、立憲政治の実現が期待されていた。しかし、議会と内閣の衝突や袁世凱らの有力者の度重なる干渉により、1913年4月の開設から1925年の解散まで、国会は頻繁に機能不全を呈し、強制的解散や分裂に追い込まれた。考察を進めるため、まず民国初期の国会⁹の情況を概観しておく。

1912年1月、革命派の首都南京において中国の各省代表からなる臨時参議院が設置されている。その後、革命派と北京の袁世凱側の妥協の結果、臨時参議院は2月15日に袁世凱を臨時大統領として選出した。3月10日に袁世凱が臨時大統領に就任すると、臨時参議院は翌11日に臨時の憲法に相当する臨時約法を公布し、施行した。臨時約法は国会を立法機関と定め、国会に大統領弾劾権を与えるなど、国会に強い権限を与えるものであった¹⁰。この臨時約法に基づいて、国会は臨時参議院を改組して衆議院・参議院の二院制にすること、および臨時約法の施行から10ヶ月以内に国会召集を行うように定めていた。

これに基づき、1912年12月から1913年2月にかけて中国初の国會議員選挙¹¹が行われた。選挙結果は両院とも国民党の圧勝であった。こうして国会を制した国民党は一転して袁世凱との対決姿勢を強めていった。議会の圧力を感じた袁世凱は刺客を利用して、1913年3月20日に国民党の事実上の指導者であった宋教仁を上海駅で暗殺した。これをきっかけに、孫文ら国民党派は袁世凱への武力革命を決意し、同年7月に武力蜂起の第

⁷ 耿雲志・崔志海編『梁啓超伝』、広東人民出版社、1994年、439頁。

⁸ 川島真は、『近代国家への模索 1894-1925』（シリーズ中国近代史②、岩波書店、2010年）において、臨時約法が議会に強い権限を与える点、そして、大統領と國務総理との権限不明という点は、のちの中華民国の政治混乱をもたらす一つの原因となる、と主張した。川島真は「臨時約法は、主権在民や基本的な人権に関する規定をもつこと、民族や宗教間の区別をなくすこと、また各省の代表からなる議会に強い権限を与え、大統領の権限を抑制すること、そして司法の独立、三権分立などを特徴とする。大統領は軍隊を統率したが、人事、条約締結などは議会の同意を必要としており、また議会が定めた法律の範囲内でしか命令を発せられず、そして議会の決定に対する拒否権も事実上有さなかった。このほか、行政機関としての國務院（のち行政院）および國務総理が設けられたが、それが何を代表するか、何に対して責任を負うのか不明点があった。議会が大統領に対して強力である点、また國務院・國務総理と大統領との関係が不明な点は、以後の中華民国政治の混乱を導くことになった」と述べている。（143頁）

⁹ 民国国会の問題を扱った研究に、野沢豊「代議制の展開」（野原四郎編『講座中国（III）・革命の展開』、筑摩書房、1967年）、張朋園「從民初国会選挙看政治参与」（『中国近現代史論集』四、1980年）、田中比呂志「第一回国会議員選挙と国民党」（『一橋論叢』10巻2号、1990年8月）、味岡徹「民国国会と北京政変」（『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学人文科学研究所編、1999年）、深町英夫「民国政治体制の歴史的意義—議会制度の破綻と「国情」—」（『現代中国研究』29号、2011年）などがある。

¹⁰ 前掲川島真書、142頁。

¹¹ 中華民国第一次国会選挙に関する研究は、狭間直樹の「中華民国第一回国会選挙における国民党の勝利について」（『東方学報』52、1980年）が挙げられる。

二革命を起こしたが敗北し、主要メンバーは日本などに亡命した¹²。一方、勝利した袁世凱は同年 10 月に国会に圧力をかけて自らを正式な大統領に選出させ、続く 11 月には国民党を解散させた上に国会も停止し、1914 年初には地方省議会とともに国会を廃止してしまったのである¹³。このように、中華民国史上初めての国会は、袁世凱によって解散させられたのである。

その後、袁世凱は議会の権限の抑制に成功しつつ、権力基盤の強化を目指したが、それが帝制の採用として現われた。しかし袁世凱は 1916 年に帝制運動に失敗し、6 月に死去した。袁世凱の死後、1916 年 8 月、事態収拾のため大統領に就任した黎元洪は臨時約法を復活させるとともに、袁世凱によって解散された国会を再開した¹⁴。しかし、1917 年になると、府院の争い（黎元洪と国務総理段祺瑞の政争）から張勲による復辟事件¹⁵が発生し、6 月に、張勲の圧力に屈した黎元洪は国会を再び解散してしまった¹⁶。

その後、張勲を打倒した段祺瑞は国会を再開せず、1918 年に、代わりに新しく国会を作る方針を立てた。いわゆる新国会である。これに反発した旧国会の議員は広東省の広州に移動し、孫文や西南軍閥（広西省の陸榮廷など）とともに広東軍政府を結成し、自らを中華民国の正統政権であると訴え、北京政府に対して護法運動を起こした¹⁷。旧国会の南遷後、北京では大統領馮国璋と国務総理段祺瑞の体制となるが、政権をめぐる争いが続いていた。1918 年 3 月の新国会選挙において段祺瑞に近い安福俱楽部が国会での多数を占めた（段祺瑞（安徽派）の支配下になった新国会は安福国会とも言える）。この新国会は馮国璋を罷免して徐世昌を大統領として選出した¹⁸。

その後、安直戦争¹⁹（1920 年 7 月）で安徽派が直隸派に敗れると、同年 8 月に奉天派と直隸派の連合政権により新国会（安福国会）も解散させられた。1922 年の第一次奉直戦争²⁰後、北京政府を掌握した吳佩孚ら直隸派は、旧国会を再開し黎元洪を大統領に復位させることを図った。再び大統領に就いた黎元洪は広東から呼び戻した旧国会を北京で再開した（いわゆる法統回復）²¹。

ところが、曹錕は大統領就任を図り、1923 年 9 月に黎元洪大統領を追放し、10 月に

¹² 前掲川島真書、148-149 頁参考。

¹³ 同上、150 頁。

¹⁴ 陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』（第三冊）、生活・讀書・新知三聯書店、1957 年、1-8 頁。

¹⁵ 西村成雄は、張勲の復辟事件は中華民国の立憲共和政治の混乱に乗じた旧体制からの国家正統性へ挑戦であったと主張した。（西村成雄『20 世紀中国政治史研究』、放送大学教育振興会、2011 年、51 頁参考）

¹⁶ 『北洋軍閥統治時期史話』（第三冊）、151 頁。

¹⁷ 前掲川島真書、168-169 頁。

¹⁸ 『北洋軍閥統治時期史話』（第四冊）、144 頁、155 頁。

¹⁹ 1920 年 7 月 14 日に、北京政府の主導権を巡り、安徽派の段祺瑞と直隸派の曹錕の間で勃発した戦争である。わずか 5 日間の戦闘で、安徽派は大敗し、それによって、段祺瑞の政権は崩壊した。

²⁰ 1922 年 4 月 28 日-5 月 5 日に、直隸派の吳佩孚と奉天派の張作霖の間に勃発した戦争である。戦争の結果は直隸派の勝利であった。

²¹ 『北洋軍閥統治時期史話』（第六冊）、121-122 頁。

国会議員に多額の賄賂を贈ることによって、大統領に就任した（曹锟賄選）²²。1924年第二次奉直戦争（9・10月）の結果、直隸派の曹锟政権は崩壊し、段祺瑞は再び執政を取り、孫文ら広東政府と、国家体制を立て直すことを目指した。しかし、この時の段祺瑞も孫文も国会の存続には反対し（曹锟賄選によって国会の権威は地に墮ちたため）、代わりに国民代表会議を設置して新憲法を発布することや、全国の政界要人から臨時参政院を組織することを善後会議で検討した²³。その直後に段祺瑞は国会を廃止した。このようにして国会は中華民国史上の舞台から消え去ったのである。

いずれにせよ、民国の議会政治の混乱に直面して、多くの人々は議会政治への幻滅を味わい、中国に議会政治を実行する可能性をもう一度見直す風潮が起きた。こうした中で、梁啓超は中国の国会制度について不満を持っているものの、国会制度を改良する可能性を否定せず、解決策を提示した。その解決策が詳しく示されたのは、梁啓超の欧州遊歴（1918年末から1920年3月まで）の記録である『欧遊心影録』においてである。『欧遊心影録』の中では、梁啓超は第一次大戦後、欧州の各国の生計や財政の破綻、社会革命思潮の興起、科学万能の夢の破産、思想上における矛盾と悲觀などの点について論じ、欧州の前途については楽観的見方を示している²⁴。

一方、梁啓超は欧州についての認識を踏まえて、中国人はこれからどうすべきかについて、さまざまに提案した。その提案の中で、梁啓超はいかに国会を回復すべきかについて、職業選挙法という解決策を提起した。梁啓超が提起する「職業選挙法」は、農工商という区分を職能団体として捉え、それらの団体に高度の自主性を認めつつ、それが選出する代表に国政を委ねるものである。また、梁啓超は職業主義に基づく選挙と国民投票とを我が中華民国憲法の主要な柱としなければならない²⁵と述べ、当時の中国において、職業を有する人々が形成する団体が国民生活の堅固な基礎を形作るべきだと判断していた。

なぜ梁啓超は国会制度に対して職業選挙法という解決策を提起したのか。その一つの要

²² 『北洋軍閥統治時期史話』（第七冊）、11-16頁。

²³ 『北洋軍閥統治時期史話』（第七冊）、102頁、109-110頁。ただし、注意すべきことは、孫文が掲げたのは、機能不全に陥った国会に代わって、全国の社会団体代表による「国民会議」を開催して中央政治を一新することであった。段祺瑞はそれに賛同できず、少数の著名人（各省区の軍政長官、民政長官、社会名流）による「善後会議」によって、混乱した政局をとりあえず收拾する道を選んでいた。（石川禎浩『革命とナショナリズム 1925-1945』シリーズ中国現代史③、岩波書店、2010年、9頁）「国民会議」に関する研究、特に1920年代から1930年代までの「国民会議」に関する研究は、菊池一隆の「国民会議」をめぐる政治力学—一九二〇年代から三〇年代への運動—（『一九二〇年代の中国』、汲古書院、1995年9月）が挙げられる。

²⁴ 梁啓超は『欧遊心影録』の上篇「大戦的欧州」における第11節「物質的再造及欧局現勢」の中で、「故に、私は欧州に対して、その前途は万難であるといえども、決して堕落していないと思っている。」（所以我对于欧洲、觉得他前途虽然是万难、却断不是堕落）と言い、また、第十節「新文明再造之前途」において、「ところが、欧州の人々は今回の巨大な苦痛を経て、多数人の人生觀が刺激によって変化させられた。将来は、きっとこの道において新たな局面を開拓することができると、私は敢えて断言できるのである」（但是欧人經過這回創鉅痛深之後、多数人的人生觀因刺激而生變化。将来一定從這條路上打開一個新局面來、這是我敢斷言的哩）と述べた。（林志鈞編『飲冰室合集』－『專集』23、上海中華書局、1932年、18-19頁参考。）

²⁵ 『欧遊心影録』－「憲法上兩要点」、『專集』23、30-31頁。

因は民国の議会政治に対する失望であり、もう一つの要因は彼の「国民」に対する捉え方にあったと思われる。かつて 1899 年 10 月に、梁啓超は「論近世国民競争之大勢及前途」において「国民」という概念を提起した。「国民というものは、國が人民の公産であると見なす言い方である。國は民を積みてなる、民の外に、國はない。一国の民が一国の法を定め、一国の事を謀り、一国の悪いを防ぐ。その民は侮られず、その國は亡びることもない、これを國民という²⁶」と述べた。梁啓超はそのとき、國民と國家は密接な関係を有していると強調し、國民の国家思想の養成に取り組んでいる。その後、梁啓超は中等社会に目を向けて、たとえ中等社会は不十分であっても、一般の國民に比べればまさっているという考え方を示し、中等社会を政治の主体と見なした。

しかし、民国初年の政治の失敗を検討するにあたり、その一つの要因として、梁啓超は中等社会（中堅階級）の腐敗墮落を強く訴えた。その一方、中国の前途はだれに託すべきかという疑問について、梁啓超は「他でもなく、素朴な人民である²⁷」と言い、中国の大多数の善良で素朴な人民に期待しあげはじめるようになった。

ところで、梁啓超は欧洲遊歴をきっかけに、戦争の傷跡を目撃し、今まで自分の歩んできた政治の道を反省するようになった。『欧遊心影録』（1920 年）の「階級政治与全民政治」という一節で、梁啓超は、「これまでの両派（立憲党・革命党）の愛国人士は、いずれも間違った道を歩んできた。甲派（立憲派）は固有の勢力に依拠し、より秩序のある現状の下に漸進的に改革をしようとしてきた。結局は他人に利用されたにすぎず、何の改革も見られなかった。乙派（革命派）は固有の勢力を打破しようとしたが、その方法としては、反って他の同質の勢力と手を結ぶ結果となった²⁸」と指摘している。

更に、梁啓超は 1921 年 12 月 20 日の北京高等師範学校の講演において、自分の「賢人政治」の理念についても、反省の態度を示した。彼は次のように言った。「他人が私をどう議論したとしても、私はかまわない。ただ、近来私の方では、自分自身のある「罪惡」に気づくようになった。その「罪惡」の源はどこにあるか。私はこれまで「賢人政治」の旧観念から抜けることができず、固有の旧勢力に依拠して国家を改造しようと思っていたので、一緒に仕事をすべきではない人と、もしくはしたくない人とも何回か仕事をしてきた。悪いことはしていないと自信を持っているが、多かれ少なかれ何回か他人に利用されざるをえなかつたという点について、私は良心に無限の苦痛を感じさせられ、それが私の間接的な「罪惡」だと思っている」²⁹と。

それでは、中国がこれから歩むべき道は何か、言い換えれば、いかに現状を打破すべきかについて、梁啓超は、「甲派は軍人と官僚を利用するという卑劣な手段を放棄し、乙派

²⁶ 「論近世国民競争之大勢及中國前途」、『清議報』30 冊（1899 年 10 月 15 日）、『文集』4、56 頁。

²⁷ 梁啓超「痛定罪言」（1915 年 6 月 20 日『大中華』第 1 卷第 6 期）、『文集』33、8 頁。

²⁸ 『欧遊心影録』—「階級政治与全民政治」、『專集』23、22-23 頁。

²⁹ 「外交歟内政歟」（1921 年 12 月 20 日北京高等師範学校講演）、『全集』第六冊、3410 頁。

も軍人や土匪に働きかけるという卑劣な手段を捨てる。各人が自分の信ずるところを、多数の市民の脳裏に注入することこそ、一つの平坦にして大いなる道である。要するに、国民全体に精力を注ぎ、一部分の私的に自分が利用できる部分に力を入れるやり方を取らないことこそが、眞の愛国、救国の唯一無二の道である³⁰」と述べている。

これが、固有の勢力に依存して漸進的な改革を実行しようとした賢人政治の道に対する、梁啓超の初めての反省である。梁啓超は自己批判するだけではなく、国民意識に基づいた国民政治を行うように提唱した。その後の何年間か、梁啓超は国民政治を行う一つの方法である国民運動を提起し、言論上でも大いに宣伝した。彼は相次いで「国民自衛之第一義」(1920年)、「主張国民動議制憲之理由」(1920年)、「政治運動之意義与価値」(1920年)、「外交歟内政歟」(1921年北京高等師範学校講演)、「市民的群衆運動之意義与価値—对于双十節北京国民裁兵大会的感想」(1922年双十節天津青年会之講演)、「五十年中国進化論」(1922年)、「如何才能完成國慶的意義」(1925)などを発表し、国民運動の理念を詳しく論じたのである。

1.2 立憲政治への執着

梁啓超はこれまで自分の歩んできた道（賢人政治）を反省したものの、中国において立憲政治を実行する政治理念を放棄したわけではない。周知のように、辛亥革命をきっかけに、梁啓超は袁世凱との連携を始めるようになった。袁世凱を監督し、立憲政治の実現を図ることは梁啓超の主観的意図であると言える。1915年における梁啓超の政治姿勢は擁袁から反袁へと転換した。川上哲正の考察によると、帝制運動が表面化するにつれて、一帝制実現への一連の宣伝工作が展開されるようになった。例えば、8月3日の法律顧問グッドノウによる「共和与君主論」の発表、同月14日の楊度、孫毓筠、嚴復、劉師培、李燮和、胡英ら「六君子」を主体とする籌安会の発起、同月26日の、楊度の「君憲救國論」の発表などである。一方で、同月17日、袁世凱は籌安会に干渉を加えないことを表明している。このような状況を目の当たりにした梁啓超は、9月3日「異哉所謂國体問題者」を発表し、反帝制運動の立場を表明した³¹。「一体だれが共和の利害（という問題）は検討に宜しくないと言うのか。然し、検討には自らタイミングがある。辛亥革命が初めて起った、そのときこそ最も議論すべき時であった。それ以降は、検討すべき時ではなかったのである³²（夫孰謂共和利害之不宜商榷？然商榷自有其時。当辛亥革命初起、其最宜商榷之時也、過此以往、則殆非復可以商榷之時也）」と言っているように、梁啓超は「共和」か「君主」かを議論すべき時期は既に終わったと主張した。また梁啓超の議論の焦点は「吾ら立憲の政論家は

³⁰ 『歐遊心影錄』—「階級政治与全民政治」、『專集』23、22-23頁。

³¹ 川上哲正「梁啓超と反袁運動について」、『學習院史學』15、1979年、71-72頁。

³² 「異哉所謂國体問題者」(1915年8月20日『大中華』第1卷第8期)、『專集』33、88頁。

ただ政体を問い合わせ、国体を問わない³³』という点にある。梁啓超の説明に従えば、「立憲と非立憲とは政体の名詞である（立憲与非立憲、則政体之名詞也）。共和と非共和とは、国体の名詞である。我々のこれまでの持論は、ただ政体を問い合わせ、国体を問わないものであり、ゆえに、政体が立憲でさえあれば、国体は君主であろうと、共和であろうと、どちらでもよい。政体が非立憲であれば、国体は君主であろうと、共和であろうと、よいとはいえない³⁴」と。

そして、「両者に選ぶところがないとすれば、むしろ現在の基礎を生かして、徐々にその上に理想の政体を建設することを図ったほうがよい。これは私が十余年来の持論に貫かれた精神である³⁵」と言っているように、梁啓超はあくまでも現行の「国体」の基礎に立って政治改革を求めている。つまり、梁啓超にとって、「君主立憲」であれ、「共和立憲」であれ、国体はなんであろうと、どこまで立憲政治が全うされているかが問題となる³⁶。

戊戌以来の梁啓超の歩みを振り返ると、常に国体に対して現状維持を主張し、現行の国体の下で、漸進的な改革を進めようとしている彼の姿が窺われる。戊戌変法の際に、清朝の「君主國体」の下に、君主立憲を図ったことであれ、辛亥革命の際に虚君共和を提出したこと（旧国体の維持）であれ、皆そうであった。梁啓超は、「共和国体」が成立した以上、そして「君主國体」を支える「君主」の尊厳や神聖さは失われた以上、君主國体の復活は困難であり、たとえ立憲君主制が実現したとしても、袁世凱意外に人物がいない現在、共和制を継続すべきだと強調した³⁷。それ以後、梁啓超は共和政治の維持に力を注いでいく。

では、梁啓超は国民運動と共和政治の関係をどう認識していたのか。梁啓超は「私たちがもし中華民国を承認しなければ——今の世に共和政治を採用することを認めないならば、言う必要がないが。そうでなければ、共和政治の土台は国民にあることを了解すべきで、国民の大いなる自覚と多大な努力を経なければ、このような政治は決して生まれ得ないのである³⁸」と述べている。つまり、国民の政治参与は民主政治の発展を促すことができると強調している。梁啓超の結論は「国民運動こそは、共和政治の唯一の生命である³⁹」。また、国民運動の価値について、梁啓超はその政治的価値より、むしろ国民の政治教育における価値を強調した。彼によれば、国民運動の意義は次の3点が挙げられる。第1に、多数人に政治とは何かを認識させること、第2に、多数人に政治生活の「改進の可能性」を信じさせること、第3に、多数人に「協同動作」の観念及び機能を養成すること、であった⁴⁰。要するに、梁啓超は、国民運動は政治の知識を普及する一つの捷径としているので

³³ 同上、85頁。

³⁴ 同上、86頁。

³⁵ 「梁任公与英報記者之談話」、（民国四年（1915年）9月4日『申報』）、丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、722頁。

³⁶ 前掲川上哲正文、73頁。

³⁷ 「異哉所謂國体問題者」『專集』33、95-97頁。

³⁸ 「外交歟内政歟」（1921年12月20日北京高等師範学校講演）、『全集』第六冊、3402頁。

³⁹ 同上、3403頁。

⁴⁰ 同上、3403-3404頁。

ある。

2. 国民運動理念の立脚点—国民意識の重視

2.1 国民運動とは

梁啓超は辛亥革命以後の政治的混乱に直面して、単なる制度的な改革のみでは、民国において共和政治を実現するには不十分であり、問題の根本は、中国人の国民意識のあり方にこそあるとの考え方へと転換してゆき、その言論は1918年、政界を離れて以降、顕著になつた。当時の梁啓超は、民主制度を実現するために、多数の国民は民主政治を「自分の事」と見なさなければならない、と意識するようになった⁴¹。高柳信夫によれば、梁啓超は1920年代に「国民意識」という語をよく使用し、国民意識を一種の所与条件と見なし、改革を実行する場合には、「国民意識」に合致した形で行わなければならないという立脚点を強調している⁴²という。その意味からみれば、国民意識の重視は、梁啓超の国民運動を提起する立脚点と言えるであろう。

それでは、国民運動とは何か。梁啓超の国民運動を論じた著作としては、1920年『晨報』と『時事新報』に連載された『欧遊心影録』が時期的に一番早い。『欧遊心影録』における梁啓超の国民運動理念を見ていくと、梁啓超は、南北の軍閥が中国を支配するという現状を打破するためには、従来の政客式、土豪式、会匪式の運動ではなく、全国の真正の善良な人民の運動でなければならないとしている。そのために、青年たちは自分の精神を同世代の人々に流布させ、同時に自らの思想を解放し、意志を磨き、学問を身につけて、自分の個性を存分に生かして国家や社会のために貢献し（尽性主義）、徹底的な自我の実現を求めなければならない⁴³、と述べている。

また、1921年12月20日に「外交歟内政歟」と題する講演（北京高等師範学校講演）において、梁啓超は国民運動の思想を詳しく論じている。まず、梁啓超は西洋の歴史を国民運動史と見なし、ギリシアのポリスにおける市民（citizen）の役割を評価しつつ、西洋の古代文明の源泉は、ギリシアのポリスにある⁴⁴と指摘した。他方では、中国において政治活動をしている人は（いかなる党派であろうと）、民主政治の本当の意義を了解せず、間違った道を歩んできたと指摘し、彼らがしていたことは単に軍閥によって軍閥を倒すことの繰り返しのみであった⁴⁵と、強調している。

次に、梁啓超は、共和政治の土台は国民にあると言い、国民運動は共和政治の唯一の生

⁴¹ この点について、朱執信は1914年に発表した「革命と心理」で既に論じていた。（徐宗勉「失敗者の探索—1913・1915年間关于中国如何実現民主政治的討論」、『歴史研究』、1984年第4期、36-37頁。）

⁴² 高柳信夫「梁啓超「余之死生觀」をめぐる考察」、『言語・文化・社会』第3号、2005年3月、39頁。

⁴³ 『欧遊心影録』—「国民運動」、『専集』23、23-28頁、34頁。

⁴⁴ 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3402頁。

⁴⁵ 『欧遊心影録』—「階級政治与全民政治」、『専集』23、22-23頁。

命であると、国民運動の意義と価値を高く評価している。さらに、1919年に起きた五四運動について、梁啓超は、五四運動は国民運動の見本と見なされるべきであると評価する一方、五四運動は外交的な性質を持っていると指摘した。それだけではなく、五四運動は国民運動の可能性を示すとともに、ほかの国民運動を起こさせる希望を与えていた⁴⁶、とひとまずは五四運動の意義を認めて、しかしながら、梁啓超は、五四運動のような外交運動より、内政的な国民運動のほうを目指すのである。

内政的国民運動を行う主要条件について、梁啓超は10項の条件⁴⁷を挙げたが、運動の主体という第8目の条件をより強調した。梁によれば、国民運動の主体は広汎でなければならないし、国民運動はたとえ全民的に行うことができないとしても、どうにかして全民的に近づけさせるべきである。国民運動が知識階級によって発動されるのは、仕方がないことだが、仮に、もっぱら知識階級のみを主体とするのであれば、反って国民運動の精神に違反してしまう⁴⁸。ここには、梁啓超が国民運動の「内政性」と「全民性」を強調したものの、西洋のような市民階層を主体とする国民運動を目指していることを窺うことができる。

ところで、梁啓超は国民意識と国民運動の関係について、どう認識しているであろうか。梁啓超は「市民的群衆運動之意義与価値」（1922年10月10日天津青年会講演）において、「今回の国民運動（北京国民裁兵運動大会）は、五四運動より内政的な性格を持つとともに、運動の主体が各界の人々を含むため、「市民」的色彩が一段と濃厚である。そして、あらゆる民主国家の政治は国民意識に基づいて行わなければならない。故に、「市民的群衆運動」は国民意識を表示する最もよい方法である⁴⁹」、と述べている。

更に、「五十年中国進化概論」（1922年）において、梁啓超は「多数人の意識」にも注目している。政治は民意に基づいて行われるので、民主政治（徳謨克拉西）だけではなく、独裁政治も寡頭制の政治も多数人の意識に基づいて行われるものである。いかなる種類の政治にしろ、多数人の積極的な擁護が必要であり、少なくとも多数人の消極的な黙認があるからこそ存在できる。従って、国民の政治的な自覚は、実に政治が進化するすべての根源になるのである⁵⁰、と主張している。

⁴⁶ 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3406頁。

⁴⁷ 梁啓超は内政的国民運動の主要条件（10項）を次のように挙げている。第1に、消極的ではなく、積極的運動でなければならない。第2に、問題とすべきことは、人ではなく、事である。（対事不対人）第3に、秘密的ではなく、公に行うべきである。第4に、租界ではなく、内地に行うべきである。第5に、（国民運動）のテーマは普遍でなければならない。第6に、（国民運動）のテーマは簡単で且つ明瞭でなければならない。第7に、段階を追って進行すべきである。第8に、運動の主体は多方面でなければならない（運動主体要多方面）。第9に、運動が断続的に行われるのかまわない。ただ、継続するのも必要である。第10に、目前の成敗を問わないことである。具体的には「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3407-3408頁。

⁴⁸ 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3408頁。

⁴⁹ 「市民的群衆運動之意義与価値—对于双十節北京国民裁兵運動大会所感」、（1922年10月10日天津青年会講演）、『文集』39、35-36頁。

⁵⁰ 「五十年中国進化概論」、『全集』第七冊、4031頁。

梁啓超にとって、国民運動は国民意識を表すよい契機であると同時に、国民意識に基づいて行われなければならないものである。ただ、ここで注意すべきことは、梁啓超は運動主体の「廣汎性」を強調し、「市民」を国民運動の主体とする、という点である。梁啓超は「政治運動之意義与價值」（1920年）において、真正の政治運動の特質の一つとして、運動の主体は一般の市民でなければならない⁵¹と主張している。

それに対して、一般の人民に対して、梁啓超はどのように見ているか。梁啓超は次のように述べている。「人民の中で最も時務に通じたものが、“北京城における王朝交代”（北京城里転了一朝）を知っているのは、既に立派なことであるが、それ以外の人々には、10人中8人は今が何の時代なのか全く分からず（其余十個有八個是“不知有漢何論魏晉”）、今でも西太后（老佛爺）は権力を持っている（当家）と思っているのである⁵²」と。このコメントから、梁啓超が人民の無学ぶりを皮肉っていることは明白である。即ち、一般的の人民は相変わらず政治から疎外されていたのである。

一般的の人民は頼りにならないという情況において、市民のほかに、中華民国の人々の中の、だれが期待に値するかについて、梁啓超は以前と同じように、中国の将来を青年学生に求めている。梁啓超は第一類である軍閥と党人の大部分と、第二類の「独り其の身を善くす」老先生たちと「分に安んじて己を守る」百姓に期待できず、期待できるのは、知識階級の青年たちである⁵³という考え方を示している。梁啓超は、これまで固有の勢力に依拠して行われた「賢人政治」に対して反省したものの、国民運動の主体を市民階層に求め、依然として一般的中國人民を政治の主体から外しているのである。

2.2 国民の自覚心の発見

近代国民国家の形成において、国民意識は不可欠の要素である。国民的一体感を引き起こす政治的な契機は、民国の政治の混乱を体験した梁啓超からすれば、国民運動に存在している。かつて丸山真男は「国民とは国民たろうとするものである、といはれる。単に一つの国家的共同体に所属し、共通の政治的制度を上に戴いているといふ客観的事実は未だ以て近代的意味に於ける「国民」を成立せしめるには足らない。そこになるのはたかだか人民乃至は国家所属員であって、「国民」(nation)ではない。それが国民となるためには、さうした共属性が彼等自らによって積極的に意欲され、或は少くも望ましきものとして意識されてゐなければならぬ⁵⁴」と述べている。「かくして、国民意識は苟もそれが自覺的な限り、早晚政治的一体意識にまで凝集するに至る。近代的国民国家を担ふものはまさに

⁵¹ 「政治運動之意義与價值」（1920年9月15日『改造』第3卷第1号）、『文集』36、13頁。

⁵² 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3405頁。

⁵³ 「如何才能完成國慶的意義」、『文集』42、52-53頁。

⁵⁴ 丸山真男著『日本政治思想史』、東京大学出版会、1952年、321-322頁。

この意味に於ける国民意識にほかならない⁵⁵」と丸山が述べているように、梁啓超は国民運動を行うにあたっては、国民意識に基づいて行わなければならないと認識するようになった。

高柳信夫が既に指摘しているように、1920年代に、「国民意識」という語は梁啓超の著作の中でしばしば使用されている。例えば、1922年の『先秦政治思想史』では、「本国人はその本国の政治思想に対して、单なるその優秀なものが研究に値するのみならず、その劣悪なものでも同様に研究の価値がある。現代社会は本来多世の遺伝共業（原注、業は仏教用語である。個人の遺伝性を別業と言い、社会の遺伝性を共業と言う）の結果構成されたものである。このような共業の集積及び完成は、半ば制度により、半ば思想による。而して思想は又制度の源泉となる。過去の思想は常に歴史的無上の権威によって無形中に現代人を支配し、それによって国民意識というものを形成する。政治及びすべての施設は、国民意識という関所を通らない限り、断じて効果を発生し得ない。要するに、民衆が積極的に要求するかもしくは消極的に承諾する政治でなければ、一日の存在もできない⁵⁶」と主張している。即ち、梁啓超は中国の固有のものを継承しつつ、一方で、政治制度を改革するにあたっては、国民意識の基礎の上に行われるべきという点を強調している。この2年前の1920年の「歴史上中華民国事業之成敗及今後革進之機運」においても、今後の中国の政治は、必ず「不干涉主義」という基礎の上に建設すべきである⁵⁷と述べ、十九世紀の欧洲制度、例えば政党政治や軍国主義などは、中国の国民性に合わないので、それを導入しても失敗したものの、悲観に及ばない⁵⁸と主張している。

では、梁啓超の言う「国民意識」とは何か。梁啓超自身の言葉に従えば、「中国人でなければ、中国の事を干渉する権利がないという自覚、中国人でさえあれば、中国の事を管理する権利があるという自覚」⁵⁹ということになる。この二つの自覚について、梁啓超は前者を「民族精神の自覚」としており、後者を「民主精神の自覚」と見なしている。いずれにしても、梁啓超はこのような「国民自覚心の発見⁶⁰」を国民意識の自覚と認識しつつ、民国の前途に対して楽観的に考えるようになった。

梁啓超がなぜ民国の前途に楽観的見方を示しているかといえば、中国の市民階層の活躍に注目しているからである。梁啓超において、国民運動が語られるときに、市民階層の自覚的な政治参加という一面が強調されている。1920年代（少なくとも前半）の梁啓超は、それまで提唱してきた賢人政治を反省しつつ、中国において民主政治をいかに実行可能と

⁵⁵ 同上。

⁵⁶ 『先秦政治思想史』、『全集』第六冊、3606頁参考。

⁵⁷ 「歴史上中華民国事業之成敗及今後革進之機運」（1920年10月15日『改造』第3卷第2号）、『文集』36、30-31頁。

⁵⁸ 同上、34頁。

⁵⁹ 「辛亥革命之意義与十年双十節之樂觀」（1921年天津学界全体慶祝会之講演）、『文集』37、1-2頁。

⁶⁰ 同上、5頁。梁啓超は「樂觀の總根源は、依然として先に言った言葉で、“国民自覺心の發見”のことである（樂觀的總根源、還是剛才所說那句老話、“国民自覺心之發見”）」と/orう。

するかを考えたとき、民主政治を実現するためのよい仕組みは国民（市民）運動ではないか、という見解を示した。

彼は次のように言う。「欧米の政治において、組織が日増しに新しく、堅実な基礎を築いた所以は、およそ百の政治制度は皆一度もしくは何度かの極めて熱烈な国民運動を経て成立し、国民が皆その意義を了解しているからである⁶¹」と。そして、「欧洲において、百年来種々主義のある政治は、皆この種の市民の群衆運動によって作られたのである。さまざまな理想主義は、その発生日から完全に事実になる（筆者注：その理想主義が出現するから実行できるまでの意味）まで、その間には、1回、2回、3回乃至数十回の群衆運動を経ており、このような運動を経なければその主義を実現することは到底できないのである。このような運動は1回、2回、何十回続ければ、その主義が実現できないことも到底ないのである」⁶²と。

要するに、梁啓超は欧米における国民運動の歴史に鑑みて、国民運動、正確に言えば市民運動という手段を通して、中国においても、民主政治を実行しうる可能性を持っているであろう、と考えるようになったのである。また、国民運動の目的について、「全ては意思表示を表すことにあるので、何か行為があると言うにはあたらない（説不上有什麼行為）、法律外の行動はあるべからず⁶³」と、運動の温和性と非暴力性を強調している。

3. 国民運動の主題—制憲と廢兵（裁兵）

3.1 国民制憲運動

梁啓超は欧洲遊歴後（1918年12月-1920年3月）、著述に従事する一方、中比貿易会社の設立を企ており、「中国公学」という学校を引き継ぐとともに、『解放与改造』という雑誌を刷新し（この雑誌は1920年、第三巻から名前を『改造』に変えた）、国民動議制憲運動を発起している。のみならず、国民の実質的な基礎を育成する教育に力を注ぎ、例えば、「共学社」を組織し、「講学社」も設立した⁶⁴。そのなかで、とくに注目すべきことは、国民動議制憲運動を発起したことである。

まず、当時の中国の政治情況を概述しておく。当時、北京と広州が分立し、いわゆる南北対立が続いており、国会も2つに分かれていた。北京においては段祺瑞が作り上げた安福国会があり、広州においては孫文の護法を支持する旧議員からなる国会があった。南北の両国会はそれぞれ南北の政府の正統性の後盾であったため、南北講和会議では、両国会の扱いが焦点の1つとなつた⁶⁵。更に、もう1つの背景としては、安徽派と直隸派の関係

⁶¹ 「政治運動之意義与価値」、（1920年9月15日『改造』第3巻第1号）、『文集』36、14頁。

⁶² 「市民の群衆運動之意義与価値—对于双十節北京国民裁兵運動大会所感」、（1922年10月10日天津青年会講演）、『文集』39、36頁参考。

⁶³ 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3409頁。

⁶⁴ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、896頁。

⁶⁵ 丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（全五巻、岩波書店、2004年）第四巻、注

がある。1916年袁世凱の死後、段祺瑞が率いる安徽派は権勢を振るっていたが、傍系であった馮国璋を代表とする直隸派との関係はそれほど険悪ではなかった。1917年8月、馮国璋が代理大総統に就任したとき、段祺瑞を國務總理に任命したほどである。しかし、1918年段祺瑞は新国会（安福国会）で手段を使い、徐世昌を大総統として選出し、馮国璋を大総統の座から引きずり下ろした。このような事情から安徽派と直隸派の対立は表面化した。馮国璋は失脚したまま病死したが、直隸派を継承した曹錕と呉佩孚は反段祺瑞の運動を諦めていなかった。段祺瑞の武力による全国の統一政策⁶⁶をめぐって、曹錕、呉佩孚らは反対した。こうして、1920年7月、安直戦争が勃発し、直隸派とそれを支える奉天派が勝利した。

安直戦争終結後の善後策として、呉佩孚は国民合議のための代議機関として、国民大会を召集するよう提案した。1920年7月29日の記者会見の際に提示された「国民大会」の開催に関しては、「国民自治」の原則に基づき、地方の農会、工会、商会、学生連合会などから代表を選出し、新憲法や国会議員選挙法などの制定にあたることを決めた。これは解散、分裂、再造といった混乱の続く国会にかわって、全国の各種職能団体、社会団体を通じて国民の代表を選出する点に新しさがあった⁶⁷。8月1日に、政治的威信が高かった呉佩孚がこの主張を全国に発するや否や、各地に「国民大会籌備会」や、「国民大会策進会」など、これに呼応するさまざまな新興団体が生まれ、大きな反響を引き起こした⁶⁸。梁啓超はこの背景の下で、「国民制憲同志会」を設立しようとするとともに、「国民動議制憲運動」を提唱した。のみならず、言論においても、「国民自衛之第一義」や「主張国民動議制憲之理由」などを発表し、国民制憲を大いに宣伝した。

しかし、黄溯初は梁啓超宛ての書簡の中で、制憲問題、また国民大会について、自分なりの見方を示した。黄溯初は次のように記している。「制憲問題に関して、現時点では提起しようがない。軍閥間の争いという局面が陰では続いているが、しかもそれが何時終わるか分からず、良好で実行可能な憲法の誕生を望むのは、全く見込みがない。単に理想的な憲法の制定を鼓吹する文章を作るだけであれば、時期尚早ではあるが、必ずしも不可能ではない。仮に各方面と連絡を取り合って、実際の行動を起こすとなれば、無益であるのみならず、いたずらに疑惑を招くだけである。また国民大会のことは、絶対に実現すること

(63)、496頁参考。

⁶⁶ 段祺瑞は、孫文らの広東政府が広州に生まれるなど国内の亀裂が生じるなかで、武力による中国統一を図っていた。しかし、馮国璋大総統は武力によらない統一策を模索していた。（前掲川島真書、169頁）

⁶⁷ 前掲『梁啓超年譜長編』第四巻、注(80)、508頁参考。

⁶⁸ 『北洋軍閥統治時期史話』（第五冊）、179-181頁参考。呉佩孚の国民大会を開催するという提案は、高く評価されていた。例えば、章士釗は、呉の職能代表制の提案は先見性があると高く評している（森川裕貴、「議会主義への失望から職能代表制への希望——章士釗の『職業救国論』」（1921年）、『中国研究月報』第65巻第4号、2011年4月、5頁）。結局、国民大会そのものは実現しなかったが、各種職能団体を通じて国是を決定するという「国民大会」の構想は、それ以後大きな紛争があるたびに、その善後策として繰り返し提起されていくことになる。（『梁啓超年譜長編』第四巻、注(80)、508頁参考）

はないものの、現時点で文章を書いて鼓吹するのはかまわない。ただ、鼓吹する理由は開催要求に対する各省、各団体の興味を高める一方、呉佩孚の意図を奨励し、彼のやる気を失わせないようにする、ということに過ぎない。このことがなぜ絶対に実現しないかといえば、二徳（孟徳は曹操の字で、翼徳は張飛の字である。ここではそれぞれ同姓である曹鋗、張作霖のことを指している）の子孫の血管には、この大会の性質などがまったく含まれていないし、呉某のひととなりについて、なお評価を待つ余地があるのを除けば、他の連中は大抵二徳の子孫と同類だからである。私が、この時、文章を作つてこの会（国民大会）を鼓吹することに賛成する理由は、呉某の今後の態度を試し、評価の機会を得ようとするためにはかならない⁶⁹、と。この書簡に見られるように、黄溯初は国民制憲運動の非現実性を指摘したものの、呉佩孚の真意を確かめる一つの手段として、提起してもよいと考えているのである。国民動議制憲運動が結局成功するかどうかはともかくして、梁啓超自身は国民制憲をいかに認識しているかを見てみよう。

梁啓超は「国民自衛之第一義」（1920年9月）において、国民制憲について、詳しく論じている。梁は、国民制憲を国民自衛の第一義とし、国民制憲とは何であるかを、「国民制憲とは、国民による動議という方式で、有権者である人民何万人以上かが連署して憲法草案を提出し、国民による公決という方式によって、国民全体が投票し（憲法）を制定する⁷⁰」、ことであると説明した上で、国民制憲の必要性を論述している。さらに、呉佩孚の「国民大会の召集」という提案を評価する一方、国民大会の目的、組織する方法、及び実際の効用について自分の意見を述べる。梁は「私は国民大会の主要な目的（事業）は憲法を作ることのみであると思っており、国民大会の効用を現実に求めようとすれば、国民による動議、国民投票という二つの形式以外は方法がない。国民大会を言うにあたって、「召集」という二字を冠するのは、実に妥当ではない（実為不詞）。国民大会は召集するべきではないものである。…故に、国民大会を言うのは善いことであるが、我が民が求めるのは、眞の国民大会である。偽の国民大会は、当然排除しなければならない。（其偽国民大会、義不得不擯）眞の国民大会を求めるのであれば、国民動議、国民投票を言うのみである⁷¹」、と主張している。

そして、梁啓超は「主張国民動議制憲之理由」（1920年8月）において、国民動議によって憲法を作ることの難しさを自覚しているものの、あえて国民制憲を提起する理由を説明した。その理由として、次の二点を挙げた。一つ目は、民国成立以来、憲法がなかったために苦痛を感じさせられ、国民動議という方式を用いざるをえなかつた点である。二つ目の理由は、国民動議によって憲法を作ることを一つの契機として、憲法の觀念を多数の

⁶⁹ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、914-915頁。日本語訳は、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第四卷、321-322頁を参考したが、適宜訳語を変えた。

⁷⁰ 「国民自衛之第一義」（又「国民制憲運動」と呼ばれる、1920年9月10日『東方』第17卷17号、『文集』35、28頁。

⁷¹ 同上、31頁。

国民に注入し、国民を教育するという役割を果たすことができる点である⁷²。結局、梁啓超は、国民動議による憲法作りが成功するか否かはともかくして（梁啓超自身はその失敗を予想している）、国民教育における価値の方をより重視している。彼は「国民動議ということは、多数人を連合し公に「憲法講習会」を開くことにはかならない。公に「共和国民須知」を作り、大衆に宣伝することにはかならない。それは実に国民教育において絶大な意義を持っており、目の前に実現の結果がどうなるかは、それほど深く考えなくてもよいものである⁷³」、と言っている。

ただ、梁啓超の国民動議制憲という動きについて、批判する者はいた。傅治は張東蓀宛ての書簡において、梁啓超の政論の発動について、喜びと不安交じりの気持ちを示し、梁啓超の「相変わらず見かけのみに力を注ぎ、中身に力を注ごうとはしない」（任公仍在浮処用力、不在実処用力）という姿を批判した⁷⁴。いずれにしても、黄溯初であろうと、傅治であろうと、梁啓超であろうと、国民動議制憲そのものは実現不可能であることを自覚していた。ただ、梁啓超にとっては、国民動議制憲運動の、その結果より国民を教育することの価値の方がもっと大きいのである。

3.2 国民裁兵運動

梁啓超の提唱した「国民動議制憲運動」は結局実行できずに終わった。1921年になると、目前に何を国民運動の主題とするべきかについて、梁啓超は、また「国民廃兵（裁兵）運動」を提起した。廃督裁兵論は袁世凱の死後、盛んに議論されていた。寺廣映雄は民国軍閥期における廃督裁兵論に関して、詳細に述べている。寺廣によれば、袁世凱の没後、軍閥の混戦、割拠の泥沼に陥った中国において、各階層、各団体の間で、國家の統一を目指す方策をめぐって、さまざまな議論と運動が行われた。それらは大きく武力統一と平和統一という二つの路線に集約できる。前者はさておき、後者については、主として政府・軍閥による廃督裁兵論の他にも、各種の政治的・社会的勢力を背景とした裁兵論や、地方の軍閥・政客による連省自治運動（省憲運動）などがあった。また政府、軍閥による裁兵とは別に、市民の間にも裁兵運動が拡大していった。北京では市民による国民裁兵促進会が成立し、1922年10月10日に、全市民による裁兵促進の示威運動が行われ、上海では総商会が中心となって商工八団体による裁兵大会が開催されるなどの動きが広がっていた⁷⁵。

さらに、寺廣は、裁兵問題は単に中国国内の問題としてのみならず、当時国際的条件の

⁷² 「主張国民動議制憲之理由」、『文集』35、32頁。

⁷³ 同上、36頁。

⁷⁴ 『梁啓超年譜長編』、921頁参考。

⁷⁵ 寺廣映雄「民国軍閥期における中国の統一策について（一）—廃督裁兵・連省自治・湖南自治運動—」、『歴史研究』17、1980年3月、1頁、3頁。

もとで列強によって取り上げられ、国際問題にもなったことを指摘した。第一次世界大戦後、再び余裕を持つようになった欧米列強は、中国の南北統一を早期に実現させるために、中国に対する財政援助と裁兵問題を通して、中国へ再進出しようとした。その際、アメリカは日本が段祺瑞政権を通じて中国に独占的な進出を行っていることに対抗して、列強のなかでも最も積極的な態度を示すようになった⁷⁶。

このような廃督裁兵論は、軍閥の中心である督軍を廃し、軍閥の兵力を削減することによって国内の統一を図ろうとする平和統一を願う世論を背景とするものであった。しかし、軍閥割拠がますます進展する現状では、政府はいくら裁兵を唱えても、軍閥が何らかの保障なしに自分の兵力を削減するはずはなかった。北京政府自体が一つの大きな軍閥であるため、世論を利用して地方の軍閥の力を削減するのは、彼らの強い反発を招いたのも当然であった⁷⁷。故に、政府や軍閥が唱える廃督裁兵論は有名無実なものであった。

梁啓超自身も、裁兵を国民運動の主題とするべきであると主張したが、このような国民運動を行うにあたって、二つの条件を提出した。それらの条件は「第一に、運動の目的は、全て意思表示にある。何らかの行為があると言うにはあたらない、法律以外の行動をとつてはいけない。第二に、運動の手段、例えば罷市、罷課（市場を開かないこと、授業をやめること）などが実施されることは当然であるが、一日だけで結構であるから、断じてそれによって本業を荒れ果てさせてはいけない⁷⁸」であった。このように、梁啓超の提唱は、「国民制憲運動」であろうと、「国民廃兵運動」であろうと、平和的な運動に限られていた。

実は、このような国民運動の効果について、梁啓超はあまり期待していなかった。彼自身はその後、「国民廃兵運動」を提唱しなくなり、一時は否定していた「国会制憲」を再び提起するようになった。1922年6月に旧国会の再復活⁷⁹に伴い、梁啓超は9月に「哀告議員」という文章を発表し、旧国会が回復すると、主要な任務は憲法を制定することである、と提案した。さらに、1925年、段祺瑞が再び執政することになった。この時の梁啓超は段祺瑞の提起した「憲法起草会」に期待を寄せ、以前自分が提唱した「国民運動」

⁷⁶『北京軍閥統治期史話』(第四冊)、178-180頁。

⁷⁷前掲寺廣文、4頁。

⁷⁸「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3409頁。

⁷⁹1920年の安直戦争で安徽派が直隸派に敗れると、同年末に奉天派と直隸派の連合政権により新国会も解散させられた。新国会の解散により、自らの立場が危うくなった大總統徐世昌は新国会の開設を狙っているが失敗に終わった。1922年の第一次奉直戦争後、北京政府を掌握した呉佩孚ら直隸派は、旧国会を北京に呼び戻して黎元洪を大總統に復位させることを図った。これは名目上に北京政府の法的正統性（法統）を回復させる為であったが、実際の狙いは徐世昌を追放した後に黎元洪をも退任させて曹錕を次々代の大總統就任に道を開くこと、及び広東政府から旧国会を取り上げることで広東政府の正統性を奪い、消滅に追い込むことであった。この動きに旧国会側も応じ、旧国会は1917年の国会解散令と徐世昌の大總統の地位を否定した。こうした動きに抗しきれず徐世昌は結局1922年6月に辞任した。再び大總統に就いた黎元洪は広東から呼び戻した旧国会を北京で再開し、これによって北京政府の法統が回復された。北京政府と広東政府が正統性を争った護法運動はこれで収束した。（味岡徹「民国国会と北京政変」（『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学人文科学研究所編、1999年、298-300頁参考）

を論じなくなった⁸⁰。

4. 国民運動における「国民」とはいかなる存在か

前節で指摘したように、梁啓超は、欧米における民主共和政治は、何度かの市民運動を経た後成立したものであるとの認識の上で、中国の国民運動は市民を主体としなければならない⁸¹、という考え方を示した。しかも、梁啓超は、国民運動はたとえ全民的に参与できないとしても、全民的となるよう努力すべきであると指摘し、国民運動における運動主体の広汎性を強調した⁸²。

しかし、その一方で、一般の人民に対して、「漢があったことを知らず、魏晋は言うまでもない⁸³（不知有漢何論魏晋）」、もしくは「多数人は知識が幼稚で、やや複雑な政治問題に対して、理解できない⁸⁴（多数人知識幼稚、对于稍複雜之政治問題、便苦難理解）」と見なしている。つまり、梁啓超は相変わらず一般の民衆を政治から除外し、市民を国民運動の主体としている。梁啓超のいう「運動の主体」は学界、商界、もしくは労工界における市民階層である。このような梁啓超の国民運動における「国民」に対する捉え方は、慎重に扱う必要があると思われる⁸⁵。

そして、もう一つ注意すべきことは、梁啓超は国民運動を提唱するにあたって、常にこれまで自分の提唱した「賢人政治」を意識し、反省の気持ちを表した点である。梁啓超は1902年に『新民説』を発表し、中国の人民の一人ひとりが「自新」することを、新政府、新国家を作る前提としていた。その後、アメリカ遊歴をきっかけに、新民全体の養成は困難であると判断し、自ら「中等社会」（後の中堅階級）の一員として、中国の歴史発展の推進力を中等社会に求め、固有の勢力に依存して上からの改革をしようとした。当時の梁啓超は、中国の中等社会という階層は貧弱ではあるが、一般的の人民に比べれば勝っているので、彼らこそが政治の担い手であると判断した。

しかし、民国成立十余來の政治混乱と軍閥割拠を経験した梁は、固有の旧勢力、もしくは一、二人の賢人に依拠することによって、国家を改造するという「賢人政治」の道はもはや行き詰ってしまったのではないかという態度を示すようになった。さらに、梁啓超は中華民国の成立できえ、国民の努力による結果ではなかったと主張し、「中華民国の建設は、全ての国民が共和政治の価値を認識し、協同の努力によって建設したのではなく、少数の者が「發生するのを促す」（催生符）という方法で、どうにかこの意外の結果を得

⁸⁰ 李喜所、元青著『梁啓超伝』、北京人民出版社、1993年、476頁。

⁸¹ 「政治運動之意義与価値」、（1920年9月15日『改造』第3巻第1号）、『文集』36、13頁。

⁸² 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3408頁。

⁸³ 同上、3405頁。

⁸⁴ 「政治運動之意義与価値」『文集』36、18頁。

⁸⁵ 元青は「梁啓超晩年の国民運動観芻議」（『廣東社会科学』、2002年第1期）において、梁の言う市民は「即ち各界の人民」であり、国民運動は多数人が参加する群衆性の政治運動である、と論じた。

たにすぎない⁸⁶」と述べている。従って、中国において政治活動をしている人々は、終始国民を動かすことに精力を注がず、今まで間違った道を歩んできた、と梁は結論を出した。

他方では、梁啓超は『歐遊心影錄』の「國民運動」の中で、國民運動は全國真正の善良な人民の全体運動でなければならないと強調したものの、「善良な人民は、分に安んじて己を守り、余計なことをするのを恐れる⁸⁷」存在だと指摘した。同時に、梁啓超は青年たちを呼びかけの対象としている。梁は青年たちに何を期待したのか。「青年たちは自分の精神を同世代の人々に流布させて、同時に自分の思想を着実に解放し、意志を磨き、学問を身につけ、尽性主義（各人の天賦良能を余すところなく發揮するもの）を抱き、徹底的な自我実現を求めなければならない⁸⁸」と梁啓超は言う。

前節で少し触れたが、梁啓超はヨーロッパから帰国後、共学社を組織し、講学社を設立するなど、教育文化事業に力を注いだ。このさまざまな事業の中で、梁啓超はつねに青年を育成する事業に努力を傾注している。例えば、1920年4月に共学社を設立するにあたって、梁啓超は「新人材の育成、新文化の宣伝、新政治の開拓」という団体目標を設定した⁸⁹。梁が青年という人材の育成を第一義としていることが明らかであろう。

また、梁啓超は1921年の10月から12月まで、天津と北京で7回⁹⁰の講演を行っているが、「辛亥革命十周年」や「市民与銀行」、「太平洋會議中兩種外論辟謬」などの時事にふれたが、いずれも國民運動というテーマをめぐって展開し、しかも、学界、とりわけ青年学生を呼びかけの主要な対象としている⁹¹。

要するに、梁啓超の提唱した國民運動は条件つきの運動と言える。その条件は第1に、運動を発起するのは、知識階級であること（梁啓超自身の言葉に従えば、たとえそれは仕方がないことだとしても）、第2に、運動の主体は一般の「市民」でなければならないこと（梁はここで「市民」と一般的の「人民」を区別している）、第3に、運動は平和的な示威請願の範囲に限られること、第4に、青年学生は運動において大きな役割を果たすべきであること、などであった。これらの各条件から見れば、梁啓超の提唱した「國民運動」は、より正確に言えば「市民運動」である。たとえ梁は國民運動が「大多数の國民が共に目指す（多数國民的共動）」ものであるとか、運動の「全民性」とかを再三強調したとしても、この運動の本質はやはり「少数人の自覚によって多数人の自覚を喚起することであ

⁸⁶ 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3405頁。

⁸⁷ 『歐遊心影錄』—「國民運動」、『專集』23、34頁。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 『梁啓超年譜長編』、909頁。

⁹⁰ その7回の講演は、以下のようである。『辛亥革命之意義與十年雙十節之樂觀』（10月10日天津學界全体慶祝会）、『無槍階級對有槍階級』（11月2日于北京國立法政專門學校）、『市民与銀行』（11月21日于天津南開大學）、『太平洋會議中外兩種外論辟謬—重画中國疆土說與國際共管說』（11月26日于天津青年會）、『“知不可而為”主義與“為而不有”主義』、（12月11日于北京高等師範學校）、『統論市民与銀行』（12月17日于北京朝陽大學經濟學會）、『外交歟内政歟』（12月18日于北京高等師範學校平民教育社）、具体的には、『梁啓超最近講演集』、天津協成印刷局、1922年。

⁹¹ この点について、夏曉虹の示唆を得た。具体的には夏曉虹氏「鑄造全國青年之思想：歐遊前後梁啓超講學路徑的變動」（『嶺南學報』第四輯、2015年参考）。

り、少数者の努力によって、多数の人の努力を集めること⁹²」である。

勿論、梁啓超はこの際、中国の前途を賢人たちのみに（梁啓超自身の言葉によれば、少数者は知識階級のことであり、一、二人の賢人のことである）託すわけにはいかないことを既に認識している。従って、梁啓超の目線は次第に少数の賢人たちから市民階層にまで拡大した。梁啓超が西洋の国民運動史から学んだことは、中国の国民運動の主体は、国の少数の知識階級でもなければ、「不知有漢何論魏晉」（漢があったことを知らず、魏晋は言うまでもない）の一般民衆ではなく、市民でなければならないという点である。

周知のように、近代西洋の変革を支える主体は、理念的に自覚した市民である。現実の西欧の革命は基本的に市民意識の変革である。主権在民の民主思想に支えられ、革命の結果として成立した民主体制を守り育てることである。単なる政治制度の変革だけではなく、国民の意識の変革も重要であると、梁啓超は自覚するようになった。

当時の中国において、西洋の市民に相当するのはどの階層かについて、梁啓超は学界、商界、労工界の人々を「市民」階層だと見なしている⁹³。結局、梁啓超は、民主政治の希望を「市民」に求めて、「市民」を国民運動の担い手として認識した。国民運動論であろうと、「全民政治論」であろうと、梁啓超は一般の人民（梁啓超の言葉によれば、分に安んじて己を守る百姓）ないし農民一般を歴史の推進力、あるいは、政治の担い手として評価していなかった。一般的の人民は相変わらず政治から除外された。その意味において、彼は相変わらず一般人民の側に視点を置いていなかったと言っても過言ではないであろう。少なくとも、梁啓超は農民階級に目を向けなかった。彼の目線はあくまでも「市民」階層に止まり、それ以下に届かなかったのである。こうした梁啓超の視点は、民国の一般的人民の幼稚さ（不知有漢何論魏晉）を揶揄した口調の中に鮮明に表れているのである。

「賢人政治」論から「全民政治」論（梁啓超の『歐遊心影録』の言葉）へと、こうした視点の移行は、真に梁啓超がこれまで提唱した儒家の「賢人政治」の理念を抜け出したことを意味するのだろうか。「中国の賢人が賢人である所以は、立派な哲学と思想によって自らを鍛え、自己を高めたことによる。そして、その立派な哲学と思想を武器に賢人支配が誕生することによって、人民の幸せと安穏な生活を保障する統治を実現すべきである」という善政主義が生まれた⁹⁴と横山宏章が述べているように、梁啓超はたとえ「全民政治」を唱えたとしても、下層の一般人民を政治の担い手として評価したことは決してなく、むしろ「知識階級」のリーダーシップ及び市民階層の立ち上がりを強調した。しかも、梁啓超はこれまで自分が主張してきた賢人政治の道を反省したものの、「賢人」（その賢人の意味内容は時代の変遷とともに士大夫層→中等社会→中堅階級→へと変容した⁹⁵）の指導する役割を否定

⁹² 「外交歟内政歟」、『全集』第六冊、3403 頁。

⁹³ 同上、3408 頁。

⁹⁴ 横山宏章著『中華民国—賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997 年、「はじめに」の部分の 3 頁。

⁹⁵ 中等社会と中堅階級の区別について、小論「梁啓超の「中等社会」論における賢人政治思想—梁啓超の民権論に新たな発展の一環として」（『東アジア研究』15 号、2017 年 3 月刊行）を参照。

したわけではない。ここで、梁啓超の「全民政治」を主張する本意は、もし仮に「自力救済」と「他力救済」という用語を借りて説明すれば、少数の「賢人」による他力救済（賢人に従うだけで救済される）よりも、国民（市民）は自ら立ち上がって、自分の自由な意志で政治を運営する「自力救済」を強調したいのである。その意味からして、このような視点の移行は、梁が賢人政治理念から離脱したとは言えない。

5. 中国の伝統思想に対する再評価

晩年の梁啓超は学術を研究する情熱に燃え、落ち着いた研究生活のなかで、『清代学術概論』、『墨子学案』、『先秦政治思想史』、「中国歴史研究法」、「中国近三百年学術史」などの見事な成果を収めている。晩年の梁啓超は中国の政治、社会という現実の諸問題に取り組むと同時に、歴史的・伝統的な中国文化・思想の学術整理に力を注いでいる。それでは晩年の梁啓超は中国の伝統思想に対して、いかなる考え方を持っていたか、以下に検討したい。

1年以上のヨーロッパ視察（1918年12月-1920年3月）をきっかけに、第一次世界大戦の惨禍をつぶさに目撃した梁啓超は、1920年3月の帰国後、戊戌変法運動以来長年にわたって中国がヨーロッパ近代の政治、経済制度を模倣しようと試みながら、そのたびに挫折を繰り返してきた原因を分析した。彼は、「今回の欧洲遊歴は、短時間で多くの場所を巡ったため、観察はそんなに透徹したものではなかったし、持ち帰ったことは無論それほど多くない。ただ、精神面において大きな影響を受けたことが一つある。悲觀の見方が完全に払拭された。…なぜこうした収穫が得られたかといえば、欧洲がこの百年の間に進歩を遂げた理由と、中国がそれを模倣しながらついに果たし得なかった理由とを考察し、更にそれに対して自分なりに感じるところがあったからである。欧洲のこれ（100年来の進歩）を致す所以を考えると、その社会的・政治的な固有の基礎によって、自然に発展して出来上がったものである。その固有の基礎が中国と異なるものであるが故に、中国は欧洲を模倣することができなかったわけである。欧洲はこの100年の間に、一種の不自然な状態にあった、或いは病的な状態にあったとも言える。中国はこうした病態を模倣しようとしたため、成功しなかったのである⁹⁶」と述べている。梁啓超はここで、中国の西洋模倣の失敗の原因を、中国側ではなく、「病的状態」にあった西洋側に求めるようになった。

20年余り前、梁啓超は、中国人の国家観念の欠如は、中国が「民族帝国主義」時代に適応できなかったことを根本的な要因として指摘した。ところが、第一世界大戦後にドイツの国家主義⁹⁷の失敗を見た梁は、国家主義を文明進歩の阻害要因と考えるようになった。

⁹⁶ 『梁啓超年譜長編』、900頁。日本語訳は前掲島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第四巻）、296-297頁。

⁹⁷ 実際に第一次世界大戦の勃発当初、梁啓超はドイツの必勝を確信した。彼は「欧洲戰役史論」（1914

このような国家主義に対する見方の転換は、中国の「固有の基礎」に対する評価の転換をもたらした。

梁啓超は『先秦政治思想史』の序論において、「国家主義の苗は、常に人類の有する嫉妬的な感情を利用して灌漑され、日に日に繁茂するようになる。故に発達すればするほど現代社会の不安は著しくなっていく。わが中国人は文化が始まって以来、国家を人類最高の団体とみなしたことは一度もない。その政治論は常に全人類を対象としている。故にその目的は天下をよく治めることにあり、国家は家族と同じく天下を組成する一段階に過ぎない。…よくないとかと出来ないとかにかかわらず、国家主義が我が人（中国人）と相性が悪いことは明らかである⁹⁸」と述べている。ここで国家主義を否定する梁啓超は、我国では二十年来、欧州の政治制度の移植は国民意識に基づいて行われなかつたため、繰り返し失敗に終わらざるをえなかつたと主張し、更に我国の過去の政治思想は、その一部はたとえ世界に対して無価値であるとしても、わが国人の立脚点からすれば、その価値を決して軽視すべきではないことは明らかである⁹⁹」と強調した。

のみならず、森時彦が指摘したように、梁啓超は近代国家を支える政治、社会、経済の根幹である代議制度、競争主義、資本主義に代えて、中国固有の基礎である民本主義、互助精神、農業経済を「最も世界の潮流に合致する」ものとして対置する¹⁰⁰。森時彦は、梁啓超のこれら三点セットの総入れ換えは儒家の価値観の位相へのシフトであると評価している¹⁰¹。しかし、筆者の管見からすれば、梁啓超はそもそも儒家の価値観を捨てるのではなく、いつも継承していた。時代による重点の移行はあるが、例えば、『新民説』の時期、西洋の新しい価値の導入に重点を置いたが、それに対して 1920 年代に入ると、固有の伝統思想を発揚することに主軸を置いていた。

先にもふれたが、歐州遊歴によって、梁啓超は中国の前途に対してむしろ樂觀的に考えるようになる。1914 年に勃発した第一次世界大戦は、人類史上未曾有の被害をもたらした。それまで世界をリードしてきた西洋の近代文明に対して、洋の東西を問わず、懷疑と反省が生まれた。こうした西洋文明への懷疑の中で、梁啓超自身は中国の伝統的な思想文化に対して一層自信を固めるようになった。それだけではなく、中国人の世界文明に対する責任も訴えた。彼は「近來、西洋の学者の多くは東方文明を輸入し、（自分の文明）と調和させようとした。深く考えてみたところ、我々に實に此の資格があると思っている。

年 11 月、『専集』30、70 頁）において、次のように言っている。「第一次世界大戦が開戦して以来、私はドイツは必ず勝利すると言ったことがあり、その決勝も甚だしく速いと言ったことがある。…ドイツという国家は、実に近世国家の模範である。国家主義は仮に消滅すれば別であるが、この主義がもし一日でも存在すれば、この模範の国が劣敗の地に陥ることを決して認めることはできない。…仮にドイツが敗れたならば、歴史上の進化の原則は今より捨ててもよいのである」。

⁹⁸ 『先秦政治思想史』、『全集』第六冊、3604 頁。

⁹⁹ 同上、3606 頁。

¹⁰⁰ 森時彦「梁啓超の経済思想」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋の近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1997 年、248 頁。

¹⁰¹ 同上。

なぜか。これまでの西洋文明は、理想と実際を分けることを免れず、唯心と唯物は、それぞれ極端に走っている（唯心唯物、各走極端）。宗教家は来世に偏重し、唯心の哲学は玄妙を高談し、いずれも人生の問題から遠く離れている。…従って、最近提唱された実用哲学、創化哲学はいずれも理想を実際に收めようとして、それによって、心物の調和を図ろうとしているものである。私が思うに、我々の先秦学術はまさにこの道から発展してきたのである。孔子、老子、墨子という3人の大聖人は、学派が異なるとはいえ、「理想と実用の一一致を求める」ことが彼らの共同の帰着点であった。…我々がもし「三聖」の歩んできた道に従い、「現代における理想と実用の一一致」を求めるならば、どれほどの境界が開かれるかわからないであろう¹⁰²」と言っている。

そして、梁啓超は、西学はすべて中国の固有のものだと言う保守派と、「西風」に心酔し、中国の何もかもが一文の値打ちもないと言う欧化主義者を批判した上で、「およそ一種の思想は、（この思想の）生きている時代を背景としなければならない。我々が学ぶべきことは、その思想の根本精神であり、その思想が派生する条件ではない¹⁰³」と主張した。さらに、梁啓超は我が国人類全体に対する責任は、「西洋文明をもって我が文明を拡充し、また我が文明をもって西洋文明を補助し、双方を化合して新しい文明を作る¹⁰⁴」ことと言い、東西文明の調和を主張している。

続いて、青年たちに対する希望について「私が愛する青年に望むべきことは、第一歩、人々は自国の文化を愛護する誠意を持つこと、第二歩、西洋人が学問を研究する方法を利用して、それを研究し、その真相を得ること、第三歩、自分の文化を総合し、他人のものをもってそれを補充し、一種の化合作用を起こさせ、新しい文化系統を作りだすこと、第四歩、この新しい系統を外に広げ、全ての人類にその長所を得させることである¹⁰⁵」と述べている。以上見られるように、欧洲遊歴を契機に、梁啓超の内部では、東西文化の融和を主張したものの、中国の伝統的思想文化の価値（特に先秦の思想文化）をより重視する傾向を示した。

周知のように、1915年から1920年代の前半に北京大学を中心に展開された「新文化運動」は「民主」と「科学」というスローガンの下で、中国社会の革新と社会の旧弊の打破を求め、同時に、儒家批判（孔家店を打倒せよ）や男女平等を提唱した。この新文化運動は全国の知識人、青年学生をその渦中に巻き込んだのである。陳独秀をはじめとする新文化運動のグループは西洋の価値観念をもって、中国の伝統思想を駆逐しようとした。そのような主張に同調する人々も多く、同時に伝統を守ろうとする人々も少なくなかった。このように、伝統打破と伝統発揚という正反対の論調が現われた。

¹⁰² 『歐遊心影錄』—「中国人对于世界文明之責任」、『專集』23、36頁。

¹⁰³ 同上、37頁。

¹⁰⁴ 同上、35頁。

¹⁰⁵ 同上、37頁。

梁啓超は新旧文化の論争に対して、どう考えているのであろうか。梁啓超は「五十年中国進化概論」（1922年）において、近50年（1870年代-1920年代）來の中国の歴史を、「器物」的な不足を意識して洋務運動が起った時期、「制度」的な不足を感じて維新運動が起った時期、「文化」的な不足を感じて新文化運動が起った時期の3期に分けた¹⁰⁶。また、「什麼是新文化」（1922年8月31日長沙第一中学講演）において、新文化運動の青年を励ます役割を評価する一方、儒家の精神は新文化に合致する¹⁰⁷と主張した。更に、「啓超は、わが儒家における人生哲学は、人格を育てるに最もいいものであると確信している。全世界において、いかなる国であろうと、いかなる学派の説であろうと、それに比べられるほどのものはない。今日において、それを発揚する必要がある¹⁰⁸」と言っているように、彼は中国の伝統文化を高く評価している。

梁啓超は欧州遊歴を契機に、伝統道德を批判し、西洋の価値理念を全面的に肯定する雰囲気の中で、中国の伝統思想文化の価値を評価し、守る姿勢を取っていた。しかし、梁啓超は「西風に心酔する」ものでなければ、「固歩自封」のものでもない。梁啓超が求めていたのは、全面的復古でもなければ全面的欧化でもなく、中国の伝統文化の価値を認めた上での中と西洋の文化的融合にほかならない。

終わりに

辛亥革命後、民国の政治の舞台で活躍していた梁啓超は、袁世凱や段祺瑞のような有力な「賢人」に依存し、自分の立憲政治の構想を実現しようとした。この時の梁啓超の内部に、「賢人政治」の理念が依然として存在し続けた。ところが、欧州遊歴を契機に、梁啓超は思想や実践の両面において大きな転機を迎えた。思想的には、西洋文明に対する懷疑と反省の中で、中国の伝統思想文化をより強調する傾向を示し、国民を育成する教育事業や、伝統的な中国文化思想の学術整理に力を入れるようになった。政治的には、これまで固有の旧勢力に依拠して行われた「賢人政治」を反省し、国民意識に基づいた「国民運動」を提唱するようになった。

梁啓超は民国政治の混乱を起こした根本的な問題は、政治制度の変革が国民意識に基づかなかつたためであると主張した。従って、国民運動の提唱はこのような思考の結果である。「賢人政治」から「国民（全民）政治」への視点の転換は、梁啓超が賢人政治の理念から脱皮したことを意味するのではなく、立憲政治の構想を放棄したことを意味するのでもない。梁啓超が提唱した「国民運動」は、「市民」を主体とする、平和的な運動に限ら

¹⁰⁶ 「五十年中国進化概論」、『全集』第七冊、4030頁。

¹⁰⁷ 「什麼是新文化」（1922年8月31日長沙第一中学講演）、長沙『大公報』1922年9月1-2日。

¹⁰⁸ 「為創立文化學院事求助于國中同志」（1923年1月）、李華興・吳嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、826頁。

れているのである。

他方では、中国の民主政治の希望がどこにあるかについては、梁啓超の目線が次第に少數のエリートから中等社会（中堅階級）へ、また市民階層にまで拡大していったことは明らかである。と同時に、梁啓超は依然として、民主政治の実現は結局国民の素質に深く関わると認識している。彼は国家の発展は国民の素質によって決定されると考える一方、歴史はあらゆる人によって創造されたのではなく、一部の人によって創造されたと強調した。故に、梁啓超の中では、一般の人民を軽視する見方は変わらず、民国の一般人民は相変わらず政治から疎外された。「全民政治」や「国民運動」が語られたとき、梁啓超は一般的の人民や農民たちを、その担い手として評価せず、「市民」をその主体としているのである。その意味からして、梁啓超は儒家の賢人政治理念から脱皮することができなかつたと言える。

第3章 梁啓超の晩年の民権思想 —「民本思想」に基づく建設大業—

さて、ここまででは民国の政界を離れた梁啓超の、「全民政治論」と「国民運動觀」について述べてきた。続く本章では、梁啓超の晩年の民権思想はいかに展開されていたかという問題に焦点を絞り、それに加えて晩年の梁啓超は、儒家の伝統思想をどのように考えていたのか、とりわけ儒家の伝統的民本思想に如何なる見方を抱えていたのかについて、考察を試みたい。

はじめに

周知のように、第一次世界大戦直後の中国では、伝統否定の立場にたつ五四運動世代の若者たちは、中国の伝統文化を極端な野蛮の遺産と罵倒した。だが、中国の伝統文化を真剣に守ろうとする人々は、野蛮というような観点で中国の文化的伝統を捉えようとはしなかった。その代表者の一人の梁啓超は、1918年民国の政治舞台を離れて以降、伝統文化に対する深い賛美の念を抱き、中国の伝統文化（特に儒家思想）をより強調する傾向を示すようになった。

梁啓超研究の先駆けであったレベンソン（Joseph・R・Levenson）は、伝統と近代性の問題をめぐり、「儒教と近代性は根本的に両立不可能であり、新たな近代的秩序が樹立されるに先立って、伝統秩序は破壊されなくてはならない」¹と言い、さらに「孔子の思想は博物館の陳列品」²と主張した。それと対照的に、杜維明（現代新儒家の第三代の代表）は「儒家伝統」と「儒教中国」、即ち「孔孟の道」と「封建制の遺毒」という区分をしており、儒家伝統における合理主義、平等主義、ヒューマニズムなど多彩な精華の部分を保持すべきであると主張した³。近代中国の西学移入、また西洋文明に対する態度は大ざっぱにまとめれば、1、国粹主義的（伝統文明本位的）2、全般欧化主義的、3 中西融合的、の三つの傾向に分けることができる⁴。民国初年から民国十年代までの範囲を限定して見ると、この頃にいたっては、清末のような何もかも中華独善で、西洋の如何なるものの源はすべて中国に発端するという考え方は薄くなっている。中国の伝統文明におけるその精神の価値を重視するところから、どこまでもそれを念頭に置きつつ、西洋も大いに中国の文明における精神を探るべきという考え方があった。この一派の代表的な人物は梁啓超で

¹ P・A・コーベン著、佐藤慎一訳『知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像』、平凡社、1988年、126頁。

² (米) Joseph・R・Levenson 著、鄭大華・任菁訳『儒教中国及其現代運命』、中国社会科学出版社、2001年、342頁。

³ 佐藤貢悦「儒教の伝承について」、『宗教研究』85卷2輯、2011年9月、225頁参考。

⁴ 熊野正平「清末民国初の中国人の西学・西洋文明に対する態度」、『一橋論叢』49卷2号、1963年2月、151頁。

ある。

梁啓超は当時の中国社会が何を真に必要とし、何を真に求めているか、また儒家思想の遺産を受け継ぐ必要があるか否かを真剣に考えるようになった。彼は欧州視察（1918年12月・1920年3月）をきっかけに、思想面において大きな転換を迎える。西洋文明の移入については、その取捨選択と中国人の主体性を喪失してはならないことを力説し、儒家の思想における合理的な部分を捨てないよう呼びかけている。

梁啓超の晩年の思想について、欧州視察を境にしての梁啓超の思想の変化や、彼の東西文明に対する認識、学術観などは多くの研究で述べられているが⁵、しかし、梁啓超の晩年の民権思想についての研究は少ない⁶。そこで、本章では、『先秦政治思想史』（1922年）と『儒家哲学』（1927年）を解読した上で、梁啓超は儒家思想、とりわけ儒家の民本主義に如何なる展望を持っていたか、また西洋の代議政治をどう考えていたか、更に中国の民主政治の進路をいかに構想したかという問題について分析を試みたい。

1. 梁啓超の東西文明観

前章で既に指摘したように、1918年12月から約一年にわたって第一次世界大戦後の欧州視察に旅した梁啓超は、帰国早々、『欧遊心影録』を『晨報』と『時事新報』に連載する。『欧遊心影録』は彼の見たヨーロッパの情況を感慨と思索も交えながら綴ったものである。特にはじめの「欧遊中の一般觀察及び一般感想」を通して、われわれは、梁啓超は欧州と中国の現状をいかに認識したかを窺うことができる。

梁啓超の見た第一次世界大戦後の欧州はどんな状態にあったか。各国は経済の衰退と政治体制の混乱が交じり合い、社会革命の危機を孕み、思想においては矛盾と悲觀があふれているというような状態にあった。ただ、たとえ欧州は深刻な状態にあったとしても、梁啓超は欧州の将来に対して、悲觀的というより、むしろ樂観的に考えている。

また、梁啓超は中国の現状を悲觀するには及ばないという。政治腐敗や軍閥横行は西欧にもあったことである。もし人心の墮落や腐敗の横行を見て悲觀するなら、それは一を知つて二を知らないというべきである。欧州の人々は日々大声疾呼して世界末日を言い、文

⁵ そのような先行研究には、李喜所「剖析梁啓超晚年的思想走向—以『欧遊心影録』為中心」（『社会科学研究』、2003年第5期、2003年9月）、陳其泰「梁啓超晚年文化自覺—『欧遊心影録』的思想價值」（『學術研究』、2003年第7期、2003年7月）、耿雲志「五四以後梁啓超關於中國文化建設的思考—以重新解讀『欧遊心影録』為中心」（『廣東社會科學』2004年第1期、2004年2月）、陸信礼「論梁啓超晚期先秦諸子思想研究之特色」（『學術研究』、2007年第10期、2007年10月）、陳其泰「梁啓超先秦思想史研究的近代學術特色」（『北京師範大學學報』社會科學版、1994年第2期、1994年3月）、元青「梁啓超歐遊歸來後的文化思想傾向芻議」（『中洲學刊』、1993年6月）、鄭大華・哈艷「論梁啓超晚年的文化取向和政治取向及其疎離」（『中洲學刊』、2005年9月）、張小穩「讀梁啓超『先秦政治思想史』」（『史學月刊』、2014年第5期、2014年5月）、などがあった。

⁶ 梁啓超の晩年の民権思想を考察した研究には、邢益強「梁啓超晚年民権思想之一面—從民本至民權的創造性接軸」（『武漢大學學報』哲學社會版、2007年7月）が挙げられる。本論は邢益強の論文から多くの示唆を得た。

明破産と言うが、これは蘇生の象徴である。彼らは現状を自覚しているのである。欧洲も中国も亡びることはない⁷というのが彼の現状認識である。

ところで、『欧遊心影録』における梁啓超の東西文明理念を見ると、彼は、中国の文明は円満な人間生活の文明であり、それに対照して、西洋の文明は実は改造途上のものである。そもそも文明というものが、眞の文明であるためには、そこに正しい人生哲学というもののがなくてはならない。中国では既に孔子の頃からそれがあったのであるが、西洋にはこうした意味での人生哲学は出現しなかった、というような考え方を示している。

第一次世界大戦後、欧洲の思想上の危機が起きた原因はどこにあるか。その原因として、梁啓超は、唯物派の学者たちは科学の庇護を受けて、ある種の純物質的・純機械的な人生観に依拠して、人間の精神を一種の物質のように取り扱い、人間の自由意志を否定したからであることを説明しており、また科学による物質偏向は西洋の社会を破滅に導いた一つの大きな要因であること⁸をも指摘した。

「欧遊中の一般観察及び一般感想」の最終章に梁啓超は「中国人の世界文明に対する責任」という一文を掲げて、その中で、西洋の文明を以て中国文明を拡充し、また中国文明を以て西洋文明を補い、西洋文明の化合作用によって新しい文明をつくること、新文明の造成の主体は中国人であること、中国人は西洋の学問研究の方法における精密さを学ぶべきことであること⁹、などと論じている。なぜ文明の化合作用の主体が中国人なのか。その理由としては、梁啓超は西洋文明が総じて理想と実際とを分けて二つのものとしていることをあげ、その例に唯心と唯物が極端に分かれ、宗教家が来生を偏重して人生問題を離れていること、一方、科学の力も借りて唯物派が天下を席捲し、高尚な理想を捨て去ってしまったこと¹⁰などを指摘している。これに対して、中国では、理想と現実の調和を図るのは先秦以来の歩んできた道であること、儒家、道家、墨家の各学派は異なるとはいえ、理想と実用の一致を求めることが、三派の共同の帰着点であることを指摘し、更に、仏教定着後の中国では出世法と現世法が並行して悖らず、応用仏教である禅宗が創られたことなど具体的な例を挙げている¹¹。

梁啓超は西洋文明の移入の必要性を認めたが、ただ、第一次世界大戦後の西洋文明の弊害を正すためには、中国文明は必ず偉大な寄与をする、ということを強調したのである。故に、彼は「我々親愛なる中国の青年諸君、…遙か彼方のヨーロッパでは、いまや物質文明の破産を叫び、殆ど絶望的な声を振り絞って救いを求め、諸君の救援を待っている」¹²と青年たちに呼びかけている。以上に見られるように、欧洲遊歴を契機に、梁啓超の内部

⁷ 『欧遊心影録』、『全集』第5冊、2978-2979頁。

⁸ 同上、2972-2974頁。

⁹ 同上、2986頁。

¹⁰ 同上。

¹¹ 同上。

¹² 同上。

では、東西文化の融合を主張したものの、中国の伝統的思想文化の価値をより重視する傾向を示した。

梁啓超は欧州遊歴を契機に、伝統道徳を批判し、西洋の価値理念を全面的に肯定する雰囲気の中で、中国の伝統思想文化の価値を評価し、守る姿勢を取っていた。しかし、梁啓超は「西風に心酔する」者でなければ、「固歩自封」の者でもない。別府淳夫が指摘したように、梁啓超は新文明の造成にあたって、化合作用とかという表現をとることがあるが、彼が実際に考えている文化の内容は二つの物質を化合させて両者と全く異質の物質を作り出すといった性質のものではない。西洋のものを中国化することはあるが、中国のものが西洋化され、中国的色合いをなくしてしまうというようなことを、梁啓超が考えていたのではない¹³。つまり梁啓超が求めていたのは、全面的復古でもなければ全面的欧化でもなく、中国の伝統文化を本位とする上での中と西洋の文化的融合にほかならない。

その一方、梁啓超は東西文明の融合を主張することによって、中国の民主政治の新たな進路を模索し始めた。晩年の梁啓超は儒家の伝統的民本思想に対して解釈し、中国で健全な民主政治を実現するなら、民本思想の上で建設すべきという考え方を示した。それは梁啓超の晩年の民権思想の重要な側面であると言える。

2. 儒家思想に対する考え方の変遷

梁啓超の儒家思想に対する態度、考え方、また評価は、彼の生涯を貫く一つの重要な問題である。梁啓超の生涯にわたる民権思想の発展及びその特質を理解するには、この問題を抜いては考えられない。中国の近代知識人が儒家思想に対する再定位・再評価することは、中国の近現代思想史及び文化史における核心的な問題であり、今も論争が続いている主要な問題でもある。こうした中で、梁啓超はこの重要な問題を検討したこと、過去を受けて未来を開くという役割を果たしていたといえる。

梁啓超の儒家の伝統思想に関する研究について、レベンソン、張朋園、張灝などの研究者はかつて部分的に（ある時期に限って）研究してきた¹⁴。こうした研究者の中で全面的に梁啓超と儒家思想の関係を考察したのは台湾の劉紀曜である¹⁵。劉紀曜は『梁啓超与

¹³ 別府淳夫「梁啓超における西洋と伝統」、『倫理学』2、1984年3月、12頁。

¹⁴ 主なものを掲げておく。Joseph · Levenson, *Liang Ch'i-ch'ao and The Mind of Modern China* Harvard University Press, 1953; Chang, Hao, *Liang Ch'i-ch'ao and Intellectual Transition in China 1890-1907*, Cambridge: Harvard University Press, 1971; Huang, Philip C., *Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism*, Seattle: University of Washington Press, 1972。張朋園著『梁啓超與清季革命』（中央研究院近代史研究所、1964年）蔣廣學の『梁啓超與古代學術的終結』（江蘇教育出版社、2001年版）などが挙げられる。特にレベンソンは梁啓超の生涯と思想の変容を考察し、彼は伝統文化を冷静に俯瞰しようとしていたが、感情的に伝統文化に縛られており、結局その思想は原点に戻ってしまったと指摘した。Chang, Hao(張灝)は1890から1907年に至るまでの梁啓超の思想を中心に検討したが、晩年の梁啓超の儒家思想に対する考え方には觸れなかった。

¹⁵ 劉紀曜のほかに、方俠文『梁啓超晚年（1918-1929）学術思想研究—以清代学術研究、先秦諸子研究为例』（2006年、国立台湾大学中国文学研究所博士論文）、黃雅琦『救亡与启蒙：梁啓超之儒学研究』（花木蘭文化出版社、2009年）などの研究も挙げられる。

儒家伝統』、台湾国立師範大学歴史研究所博士論文、1985年) 思想史の角度から、梁啓超の儒家伝統に対する考え方を三期に分けて考察し、梁啓超が受けっていたのは儒家伝統の枠組みのみで、その枠組みを埋める内容は却って非儒家的なものであったと指摘し、梁啓超は形式上の儒家であり、実質上の儒家ではない¹⁶という意見を述べた。梁啓超のような儒家の伝統的な教育を受けた者にとって、儒家思想の影響は彼の血液にまで浸透していたと言っても過言ではない。この点は欧洲視察後における梁啓超の思想の転換から窺える。つまり、梁啓超は実質上はすでに儒家伝統を離れていたという劉紀曜の論点はやや極論であると思われる。儒家思想に対する梁啓超の態度、特に儒家の「民本思想」に対する考え方には、梁啓超の生涯を見ればその前後には大きな変化が見られる。以下では、まず梁啓超の儒家の民本思想に対する考え方の変化を検討してみたい。

かつて梁啓超は湖南時務学堂(1897年11月-1898年3月)において、大いに民権を唱えていた。第1部の第1章において既に指摘したように、彼は民権を儒家経書の記載に結びつけて、民権の宣伝を正当化していた。近代西洋の思想を中国に取り入れるとき、それを正当化するために、中国の知識人たちがよく利用したのは附会論¹⁷であった。梁啓超自身は「中国の古事引用することによって西政を説明する」という「附会」の方法を「我國の虚驕の習慣」であると認識しながら、それを利用するのはやむを得ないことであるという考え方を示した¹⁸。湖南時務学堂における梁啓超の民権の宣伝は、まさに附会論に基づいて展開されたものである。民権を説くにあたり、梁啓超がしばしば孟子の言葉を引用したのは、第1部の第1章の中で、既に詳しく説明した。その時の梁は儒家の民本思想と西洋の民権思想の類似性を指摘し、「民権」の源流が古来中国に存在すると認識している。要するに、戊戌変法期における梁啓超の民権思想は儒家の民本思想の限界を超えたわけではないと言えるであろう。

ところが、戊戌政変の失敗により日本に亡命した梁啓超の、儒家の民本思想に対する考え方方が大きく変わった。日本亡命後の1899年に、梁は「飲氷室自由書—保全支那」の中で、「孟子が言う民政は「保民也、牧民也」であり、その手段と意図が違うとはいえ、民の自由権利を侵す点は同じである。民というものは、独立を大事にし、権利を重視すべきである」と指摘した。このように、梁ははっきり西洋の民権と儒家の民本思想との相

¹⁶ 劉紀曜『梁啓超与儒家伝統』、台湾国立師範大学歴史研究所博士論文、1985年、279頁。

¹⁷ 中国近代の知識人たちの中には、西洋の近代文明を輸入する際に、西洋の淵源を中国の古典に求め、西洋近代文明の採用に合理付けようとする傾向が強かった。なぜこのような傾向が起ったかというと、佐藤慎一の解釈によれば、それは士大夫の精神構造に深く関わり、士大夫たちからすれば、西洋の近代文明の導入は、決して西洋の模倣ではない、それは本来自分に備わっていたものを取り戻すことである、という(前掲佐藤書、15頁。)ただ、注意すべきことは、一つは、「附会論」という言葉自体について、梁啓超が使用したわけではなく、現代の研究者たちがそう名づけていること。もう一つ、「言西政必推于古」ということを「我国の虚驕の習慣」という梁啓超の言い方から見れば、梁啓超自身は、「附会」的な仕方を批判的ニュアンスで使っている、ということである。

¹⁸ 「与嚴幼陵先生書」、『文集』1、108頁。

¹⁹ 『飲氷室自由書』—「保全支那」、1899年12月23日、『清議報』33冊、『専集』2、40-41頁。

異性を理解するようになった。それのみならず、1902年に著した『論中国学術思想変遷之大勢』において、儒家の「仁政」について、次のように言う。「儒教の最大の欠点は、もっぱら君のために説法し、民のために説法しなかった点にある。君のために「仁政を行え」、「民を恤め」、「民の好惡するところに従え」、「民の輿論」を聞け、と説くが、君がこれを行わなかったときにはどうするか。これは儒教が明確に回答しなかった問題である。…従って、儒教においては、君には権利と義務とがあるが、民には義務があつて、権利がない」²⁰。このような発言をした梁啓超は、孔孟の民本思想を民権と同一視した日本亡命前の彼と比べれば、まるで別人のようである。なぜこのようなことが起きたのか。この変化が日本という新しい知的な場によってもたらされたことは否定できない。

その後、梁啓超は「新民説」の中に、中国人の欠如している素質、例えば「公徳」、「國家思想」、「権利」などを大いに提唱するようになった。ただ、注意すべきことは、第2部の第2章において既に述べているように、「新民説」時期における梁啓超の立場はもとより「固有のものを練磨する」²¹ことを前提とする点である。つまり当時の梁啓超は中国の伝統思想を軽んじていたわけではない。「およそしっかりと世界に独立しうる国には、必ずその国民は独自の特質がある。上は道徳法律から、下は風俗習慣文学芸術に至るまで、すべて一種の独立の精神がある。…これこそ民族主義の根底源泉である。わが同胞は数千年にわたってアジア大陸に国を立てているので、具えている特質には必ず諸族とははつきり異なる広大高尚完美なものがあるはずである。我々は当然それを保存すべきであり、失墜させてはならない」²²と梁啓超が主張しているように、彼は中国の伝統文化における「独特な精神」を大事に維持し続ける必要があると考えた。ここに述べたことは梁啓超の伝統思想に対する姿勢と言える。

ただ、高柳信夫が指摘したように、総じて「新民説」前後における梁啓超の文章の内容を見ると、「新民説」連載当初の段階では、梁啓超の儒家思想に対する態度は批判的であり、従って、西洋の価値観の導入が重点に置かれていた。しかし、1903年のアメリカ視察をきっかけにして、中国の伝統的な思想の遺産から、優れたものを抽出する作業へと重点が移行している²³。つまり、梁啓超は他国の優れたものを取り入れる方向より、中国の固有のものを重視する方向へと移行した。

このような梁啓超の基本的なスタンスは、1920年代に至るまで、基本的に保持されて

²⁰ 『論中国学術思想変遷之大勢』『文集』7、55頁。日本語訳は市古宙三著『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971年、260頁の訳を参考したが、適宜訳語を変えた。

²¹ 「新民説—第三節、馴新民之義」『新民叢報』第1号、1902年2月8日、『専集』4、5-6頁。

²² 同上。

²³ 例えば、儒教道徳を前面に押し出した『新民説』の十八節「論私徳」が挙げられる。梁啓超は「論私徳」において、「真に救国の事業に務める」なら、「今日わが社会をとにかくも維持してゆくために」、その好みとするものはどこにあるかといえば、「我が祖宗より伝わる固有の旧道徳にほかならない」として、「旧道徳」の重要性を主張し、特に「旧道徳」の中から基本的なものとして「正本」、「慎独」、「謹小」の三つを提出する。(高柳信夫「梁啓超「余之死生觀」をめぐる考察」『言語・文化・社会』3号、2005年3月、26頁参考)

いる。特に、欧州視察（1918年12月-1920年3月）をきっかけにして、梁啓超は思想面において決定的な転機を迎えた。一部の西洋の哲学者が西洋文明に失望し、中国の文明を賛美することは、自国の伝統文明に対する梁啓超の自信を固めさせた。

欧州から帰国した後、上海の中国公学で行った演説の中で、中国の民本主義について、梁は次のように言う。「中国にはもともと民意政治の雛形があり、…ただ惜しいことは、それを表明する方法は非常にあやふやであった。…実のところ、民本主義という点からいえば、中国の人民はこれまで政府の干渉を望まない気持ちをずっと抱いている。それはとりわけ民本主義の精神に合致しているので、そのような特性を軽視してはならない」²⁴。つまり梁啓超は儒家の立場から、中国の固有の基礎である民本主義は依然として中国の現状に合致すると主張した。

1922年、梁啓超は『先秦政治思想史』を著した。この著作は欧州視察後に書かれたもので、『新民説』に比べて、その基本的な立場が大きく変わった。若し『新民説』の場合には、総じて西洋の新しい価値を導入することに主軸が置かれていたとするならば、『先秦政治思想史』の場合には、中国の伝統文明、特に儒家思想における合理的な部分をより重視する傾向が表されていた。その中の最も大きな変化は、第2章で既に指摘したように、梁啓超が制度の移植と伝統文明との関係を改めて認識したことである。

梁啓超は、先秦の諸哲人の学術のすばらしさを賛美するにもかかわらず、先哲が我々に代わって問題解決の方策を提供したとは思わなかった。故に彼は「いかにすれば我が先哲の最も優秀な人生観を現代に実現しうるか」²⁵、また「必ず現時現地の人類が努力して自ら計慮しなければならない」²⁶ことを強調した。

梁啓超は「精神生活と物質生活との調和問題」と「個性と社会性との調和問題」という二つの問題を提起した。先ず前者について、「我々は、人が獸と異なる所以は、人が精神生活を有することにあると確信する。と同時に、我々は又、人類の精神生活は物質生活を離れて独自に存在しえないことをも確信する。更に我々は、人類の物質生活は精神生活の発展を妨害しないことを限度とすべきものと確信する。物質生活は豊か過ぎても妨害となるし、貧し過ぎても妨害となる。人々に多からず少なからず、平均に享用させ、それによって精神生活の自由を向上させなければならない。我々は、この問題に対する儒家の解答は、正にこれを基本精神としてなされており、人生に対して最も合理的なものと思う。…我々が今討論しようすることは、現代の科学による豊かな物質状態の下で、いかに儒家の「均安主義」（原注：『論語』の文意を用いる）を応用して、人々が現地現時の環境において、

²⁴ 『梁啓超年譜長編』、900頁。日本語訳は、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第4巻）、岩波書店、2004年、298頁参考。

²⁵ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3693頁。『先秦政治思想史』の引用に関する訳文は基本的には、重沢俊郎訳『先秦政治思想史』（創元社、1941年）の訳を参考したが、引用にあたり、読みやすいように、歴史仮名を現代仮名に変えたと同時に、適宜訳語も変えた。

²⁶ 同上。

豊か過ぎず貧し過ぎない物質生活を実現し普及することができるか、換言すれば、わが中國人が最近百余年来の欧米の経済組織の覆轍を踏むことを免れ、物質的生活問題の紛糾によって精神生活の向上を妨害するに至らないことは、いかにすれば可能にするかという問題である」²⁷と言う。

また後者について、「我々は、機械的な社会組織は決して善美なものとは認めないけれど、今後社会が日に拡大し複雑化することも、避けられない事実である。この日に拡大し複雑化する社会を機械的にならぬようにして、個性中心の「仁的社会」を時勢と併進して常に実現させるのは、いかにすれば可能であろうか。これは本国また全人類に対する我々の一大責任でなければならない」²⁸と述べる。梁啓超からすれば、この二つの問題が合理的な調和を得ない限り、現代人の人生の苦痛を除く方法がない。またそれと同時に、この合理的調和には必ず尋ねる道があり、而して我が先聖こそは既にその道を提示してくれたのである。

それでは、我が先聖が提示してくれた道とは何か。梁啓超は『先秦政治思想史』においてさまざまに論じた。まず彼は「序論」において、先秦の政治思想における三つの特色を提起した。この三つの特色は即ち世界主義（平天下主義、超国家主義）、民本主義、社会主義である。この三者は現代欧米人の提唱しているものと、内容上の同異優劣はともかくとして、常に吾人が信奉するところであって、いかなる時代の学者であろうと、いかなる派別の学者であろうと、彼らの論旨は皆この基礎の上に建てられるのである²⁹と梁啓超は指摘した。

3. 梁啓超の儒家の民本思想に対する解説

3.1 「無參政権」の民本主義

『先秦政治思想史』は序論、前論、本論、結論の四つの部分に分けられる。梁啓超は序論に引き続き、前論において、先秦政治思想におけるいくつかのキーワード（天道、民本、封建、家族本位、封建、礼治、法治など）を説明した上で、本論において、先秦四大家（儒・道・墨・法）の思想を論述した。以下には、梁の儒家の民本思想に対する論述を中心に、彼はいかにそれを解説したかを検討する。

ただ、梁啓超の解説には、留意すべき二点がある。第一、彼の説明は必ずしも整然とした体系をしているわけではない。故に彼の解説はどの面にスポットを当て、どの部分を強調するかについて、注意が必要であると思われる。第二、先秦の儒・道・墨・法四大家の思想を検討するにあたり、総じて梁啓超の議論を見ると、道・墨・法より、梁啓超は儒家のほうがより合理であるという見方を示している。

²⁷ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3694頁。

²⁸ 同上。

²⁹ 同上、3604頁。

国家至上主義という二十年来の束縛から解放された梁啓超は、『先秦政治思想史』の序論において、儒家思想に根ざす「平天下主義」（世界主義）が、全人類文化において大きな役割を果たすことになるであろうとの展望を抱くようになった。のみならず、彼は、近世の欧州政論界における最も価値のある二大産物である「平等」と「自由」は、実に我が先人が二千年前において早くも提唱し、深く人心に浸透しているので、当然の道理であると公認された³⁰と述べ、秦漢以降、我国の一般人民の有する自由権はフランス革命以前の欧州人に比べて遙かに大きい³¹と指摘した。

ところで、儒家の民本思想について、梁啓超はどのように認識しているのであろうか。彼は次のように言う。

「アメリカのリンカーンは政治を論じるにあたり、三つの接続詞を使って規定し、“of the people”、“by the people”、“for the people”と言った。即ち政治は民衆の政治である、政治は民衆のためにする、政治は民衆によって行われるということである。我国の学説は“of”、“for”的意義においては実に詳しく論じたが、唯“by”的意義だけは未だ聞いたことはない。重ねて言えば、国は公共の国であり、政治は人民の共同の利益のためにこそ存在する。この二つ意義は、我々の先人は明確に認め、そして深く信じた。ただ、一切の政治は人民によって行われるべきということは、我々先人はその方法を研究しなかっただけではなく、この理論そのものさえも承認しなかったようである。ただ民は邦の本である、政治は民を養うことを目的とすると言っただけで、政治の行われる所の権利は却って人民以外にあった。このような「参政権の無い」民本主義は、一体何の効果が有りうるのであろうか。我国の政治論の最大の欠点は正にここにあると言わなければならない」³²。

この指摘から見て、儒家の民本主義と近代西洋の民主主義の差異について、梁啓超が制度論的次元で分析した結果、民本主義は、“of the people”、“for the people”的要件は満たすが、“by the people”的要件は満たさない。つまり、制度論からすれば、梁啓超は儒家の民本主義の欠点をはつきり認識したと言ってもよい。

しかし一方で、梁啓超は、我国が “by the people” という方法を使わない理由を説明した。彼は「しかしながら、政治が人民によって行われることは、その理論に困難があるのではなく、その方法に困難があるのである。ギリシア諸市の全民会議は真の“by the people”と言えるのか。近世の諸国に行われる代表制、多数決制、ないしは、最近試みられたソビエット制のようなものは真の “by the people” と言えるのか。皆疑わざるを得ない。このように、“by the people” 主義を実現する方法においては、現今の欧米においてもなお円満な回答を作り得ない。まして我国過去の国情—地理的及びほかの関係に制約されて出来た社会組織—はこの方法の試験に適さないものが多い。有効な方法が有り得ない以上、敢

³⁰ 同上。

³¹ 同上、3605頁。

³² 同上。

えて軽々しく理論的な主張をしないのは当然である」³³と主張した。

梁啓超は欧米の民主制度はそれほど完璧なものであると思っておらず、欧米社会は“by the people”を真に実現することができるか否かに懐疑の目を向けるようになっている。それと対照的に、中国は自分自身の事情により、“by the people”以外の生き方で今日まで発展してきたし、中国人がいつも信奉していることは、必ず一定の合理性を持つべきであろうと梁啓超は考えている。このように、梁は中国の“by the people”を実施する難しさを認識した上で、中国の国情に合致する方法を選ばざるを得ないと強調し、「要するに、我国における有力な政治理想は、君主統治の下において民本主義の精神を行うことにある。この理想は完全に実現し得なかったが、国民意識への影響は甚だ深かった」³⁴と、儒家の民本主義における価値と精神を評価している。

ところで、民本思想は我国の古代の哲学の中で、最も精彩を放っている部分であると言つてもよい。「中国の五千年における政治思想は、首尾一貫している」とい、一幅の画のように見れば、「民」という一字を發揮するにほかならないから、全てを「民学」と言わなければならない」³⁵と謝扶雅が言っているように、中国の政治思想における核心的な価値は民本思想であることは否定できないであろう。先にも指摘したように、梁啓超自身も民本思想が我国の政治思想的一大特色であると指摘した。

回りの道のようだが、まず言葉の誼索から始めたい。「民本」の語源は、『尚書』の「五子之歌」篇にある。「皇祖に訓あり。民は近づくべく、下すべからず。民は惟れ邦の本なり。本固ければ邦寧し」³⁶とある。中国には、民は国家の本である、あるいは民意を尊重しなければならないという考え方は三千年前の政治思想の中にあったといえるであろう。梁啓超は『先秦政治思想史』の前論の第三章「民本思想」において、「天」の観念に対する説明から古代の民本主義（筆者注：「古代」とは、商周以前を指す）の概念を引き出した。梁啓超によれば、天の観念と家族の観念とは相結合して、政治上に「天子」という新名詞を生み出した。しかし、天子と人民とは相対する階級ではない。人々はだれでも天子になりうる資格がある。このような人類平等の精神は、遂に後世の民本主義の全ての根芽を為している。また天の意志は何によって現れるかと言えば、それは民意に託して現れるのである。これは天治主義と民本主義とを結合する所以である³⁷、という。また梁啓超は、「天子は天の代理人として天の監督の下に政治を行うので、本来の最高主権が天に属することは極めて明らかである。しかし抽象的な天はその監督を行い得ず、本当の監督権は人民によって行われる。従って、理論上の結果として、人民を事実上の最高主権者としなければな

³³ 同上。

³⁴ 同上

³⁵ 謝扶雅『中国政治思想史綱』、正中書局、1954年、5頁。

³⁶ 小野沢精一『書經 下』、明治書院、1985年、382-383頁。

³⁷ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3618頁。

らない」³⁸と言い、天子政治は理論上民本政治へと転換したと主張した。

古代の民本主義は一度でも実現したか否か、如何なる方法によって実現させたか、如何なる程度に実現させたか、ということにおいては今日確信しがたい³⁹と梁啓超は言い、さらに「要するに、我が先人は、民意を尊重すべきことは極めて理解しているが、唯民意はいかにすれば実現することができるかについては、未だに一つの問題として研究したことがない。故に執政が民意に違反した場合には、革命を断行する以外に、當時においては、適当の制裁する方法を持たなかった。これは我が国の政治思想における最大の欠点である」⁴⁰と強調した。

以上の如く、梁啓超は、中国の古代の民本主義思想における民意を実現させる制度保障が欠けていたと指摘する一方、民本主義の精神は深く国民の意識に影響していたことを論じている。

3.2 孟子の「民貴君輕」思想

古代中国の政治は、「徳」のあるものが「天命」を得て天子になるのだという、いわゆる天命思想によって支えられてきたが、この「天命思想」は実は周王朝によって鼓吹されたものである。周は天の命を受けて、天子として君臨すると宣言し、その政治は「天子」たる者的人格から発する「徳」をもってするのだと布告した。つまり周王朝の正統性の根拠は「天命」にあるが、「天命」の去就は、王の「民意」の獲得の如何にかかっているとされる。そして、そこにおいて、政治の場における人民の位置というものが考えられていた。従って、民本思想の芽は周王朝の政治理念の中に既に存在していた、ということになる⁴¹。

儒家の創始者である孔子は、周王朝の政治理念・政治思想を高く評価し、それを充実させ、さらに展開を図る方向において、儒家を創始したのであった。孔子は乱世の中国に生まれ、武力による覇権争いを治めるためには、人倫と政治の中心に「仁」を据えることによって平和を回復しようとしたのである。儒家は倫理と政治の二つの面が連結しており、不可分であるため、「修己治人之学」と言われる。孔子の徳治主義は、家族愛を根本におき、これを国家にまで発展させて天下を治めようという思想である。「儒家の政治思想は、その最高の原則から言えば徳治主義と言ってもよく、働きかける対象から言えば民本主義と言ってもよい」⁴²と徐復觀が指摘したように、人民こそが政治の第一の対象だとすることは儒家において極めて示されている。

孔子死後、孔子の思想を継承し、拡大したのは孟子であった。孟子の思想において、比

³⁸ 同上。

³⁹ 同上、3619頁。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 鈴木修次『孟子—民を貴しと為す』(中国の人と思想②)、集英社、1984年、129-130頁参考。

⁴² 徐復觀『學術與政治之間』、台灣書局、1985年、49頁。

較的民本思想の代表的なものとして指摘されたのは民貴君輕（民を貴しとなす、社稷これに次ぐ、君を軽しと為す）の学説である。「民を貴しと為す」の思想をもとにして、民が大いに喜ぶ政治をすべきである、それこそが「王道」であるという考え方は、孟子において徹底し一貫した。孟子の民本思想⁴³について、梁啓超は「孟子は「保民」・「牧民」・「民之父母」などを言うが、政治は人民によって行われることを言ったことはない。近世の“of the people, by the people, for the people”の三原則の中で、彼はただ、“of・for”的意義を説明したが、“by”的意義を説明しなかった。それは欠点である」⁴⁴と、孟子の民本思想の欠点を指摘した。

しかし、その一方で、欧米の政治論の流れを汲む現今の中学者が孟子の「保民」思想を批判すること（このような学者は孟子の保民思想が国民の依頼根性を助長し、政治の根本を知らないと疑う）について、梁啓超はそのような議論は苛酷な議論であると次のように反論した。

「孟子が時の君主の質問に答えるにあたっては、自然にその地位に即して善を要求したのは当然である。いわゆる「父に対しては慈を言い、子に対しては孝を言う」である。仁政を主張しなければ、虐政を主張するのか。保民を主張しなければ、殘民（民を残害する）を主張するのか。且つ政府が無ければそれまでであるが、政府がある以上、その政府が如何なる分子、如何なる形式の組織であろうとも、仁政・保民を責任と為さないものはないのである。孟子の言は一体何の流弊があるのか。孟子の政論は、政府に与える権限はあまり大きくはない。消極的に人民の生計の安全を保護し、積極的に人民の道徳向上を導くことが、どうして民政に支障があるのであろうか」⁴⁵。

つまり、梁啓超は、人民の安寧幸福を求め、人民を本位とする孟子の考え方はもっともあると考えている。このような発言を、日本亡命当初の発言（「飲氷室自由書—保全支那」1899年）に比べて見ると、梁啓超の儒家の民本思想に対する考え方の変化を窺うことができる。つまり批判的立場から賛同への立場へと転換したのである。

かつて中江兆吉は『中国古代政治思想』において、「若し民意をかくの如く被支配者階級の意志といふ様に解釈し、然もこれが王權隆替の原因を為す天命の表示とするなら、之を直ちに歐州流に翻訳し、中国政治思想の特徴の一つは民主的な傾向であると結論するは一見正当であるのみならず、甚だ時流に投じたやり方である」⁴⁶という意見を述べ、さらに「古代ならびに近代デモクラシーを通じたる西洋のデモクラシーと、中国の政治思想上

⁴³ 小島祐馬は（『中国の革命思想』筑摩叢書89、筑摩書房、1967年、35-36頁）孟子の思想について、「それは民本主義ではあるけれども然し近代デモクラシーの民主主義ではなくて、やはり君主主義の立場であることは否定できない。しかしその君主は君主神權説のそれのように、単に君主權そのものの絶対性において立つものではなく、民意を代表して立ち、而して人民の安寧幸福に奉仕するものである。この意味においてそれは「余は国家最高の公僕なり」といったフリードリッヒ大王によって代表せられる18世紀の啓蒙君主の公僕思想に酷似し、また当時の所謂 *wohlfahrtstaat*（安福国家）の理念に近いものであるともいうことができるであろう」という。

⁴⁴ 『老子墨以後學術概観』（1920年）、『全集』第6冊、3324頁。

⁴⁵ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3649頁。

⁴⁶ 中江兆吉『中国古代政治思想』、岩波書店、1950年、184頁。

の所謂民主思想との詳細なる比較は、此思想が全形的に發展したる時に、其代表者たる孟軻…を論ずる際に試みるを至当と信ずる」⁴⁷と言っている。勿論、梁啓超は中国の政治は必ずしも儒家の民本主義のみに左右されているとは認めない。民国十年來の政治混乱を実感し、多くの人々は既に旧の道標を投げ捨ててしまった。しかしながら、現実においては未だ新しい道標さえ獲得していない。そこで、「新思想を建設する大業は、我が確信するところによれば、決して他の社会の思想をそのまま移植することができない。少なくともその社会の遺伝共業によっておのづから奥底から発生することと、合理的な洗練を欠いてはならない。既にそうだと信じるならば、我国の過去の政治思想は、その一部は世界に対して甚だ無価値であるにしても、我国の人の立場から言えば、決して軽視すべきではないことは明らかである」⁴⁸と梁啓超自身が言っているように、彼は古来我国における民本主義の精神は今でも価値のあるものであると主張した。

『先秦政治思想史』時期の梁啓超は、『新民説』時期と異なり、儒家が説く民本思想はデモクラシーの民主主義とは同一ではないと既に意識するようになった。彼は、儒家の民本思想においては、“by the people”的意義を欠いていると指摘し、実践面と制度面における欠陥を認識した。にもかかわらず、梁啓超はなぜ儒家の民本思想の価値を評価するかといえば、国家における重要な要素は人民であり、中国で眞の民主政治を行うなら、民本主義の精神が不可欠なものであると実感したからである。「儒家は健全な人民が存在しない限り、健全な政治が存在し得ないと深く信じているため、政治を論じるにあたり、唯多数人の政治道徳、政治能力、及び政治習慣を養成することに努めた」⁴⁹と梁啓超が指摘したように、彼はいかに人民の政治能力を養成するかについて、儒家の思想がその役割を果たすべきであると考えている。

台湾の新儒家の代表者の一人である徐復觀は『學術与政治之間』において、「(儒家)の徳治の出発点は、人を尊重すること及び人性を信頼することにある。…支配者と被支配者間の関係は、「徳」によって結ばれる関係で、権力によって相圧迫する関係ではない」⁵⁰と述べ、さらに『尚書』における「民は惟れ邦の本なり」の概念は正に徳治の観念と相表裏される。…君の上にある神、君が依拠する国、及び君そのものは、中国の思想の正統である儒家から見れば、皆民のために存在する」⁵¹と述べた。実に、晩年の梁啓超の儒家思想（民本思想だけではなく）に対する考え方を見るとすれば、梁啓超は徐復觀より早くもこのような見方を示してくれたことが窺われる。

第一次世界大戦後のヨーロッパ諸国における社会情勢を反映し、西洋文明への悲観的な空気が存在したこと、ならびにそれが中国文明へのある種の憧憬を生んだこと、このよう

⁴⁷ 同上、184・185 頁。

⁴⁸ 『先秦政治思想史』、『全集』3606 頁。

⁴⁹ 同上、3644 頁。

⁵⁰ 前掲徐復觀書、51 頁。

⁵¹ 同上。

な外在的な要素が加わり、梁啓超の自国の伝統思想への強い自覚が促されている。しかし、その一方で、梁啓超は幼い頃から儒家の伝統的な教育を受けた人であるため、「伝統」というものは、彼の内部において無自覚的に保持されていたであろう。

4. 儒家哲学—儒教倫理の再構築に向けて

1923年4月、張君勸と丁文江の間に「科学と人生観の論争」（または科学与玄学之争と呼ばれる）が始まった。張君勸が科学の方法は人生観に適用できないという見解を示したのに対して、丁文江は科学的方法の万能性を主張して、玄学的方法を否定した。実にこの論争の源は梁啓超の『歐遊心影録』においてである。前節で既に指摘したように、梁啓超は『歐遊心影録』の中で、欧州の近代科学文明における純物質的機械的人生観を批判し、「歐州人は科学万能の遙かな夢を見ていたが、いまさら科学の破産を叫び始めている」⁵²と言っている。従って、梁啓超において、精神生活の重要性が一層強調され、西洋の物質文明を救うためには、中国の精神文明は大きな寄与をするであろうと主張されるようになった。この論争そのものを検討するのは、本論の中心ではないので、ここで詳しく展開しない。ただ、筆者が関心を持ったのは、梁啓超は科学と人生観をいかに考えているか、ということである。

この論争に参入した梁啓超の論文は、「關於玄学科学論争之“戰時國際法”—暫時局外中立人梁啓超宣言—」（1923年5月9日『晨報副刊』）と「人生觀与科学—對於張丁論戰的批評（其一）—」（1923年5月29日『晨報副刊』）の二篇である。前篇において、この論争の展開と発展は学術界にとって祝賀すべきであるとした上で、中立の立場から、論点を絞り枝葉末節にわたらぬこと、言葉は慎重に選び嘲笑謾罵を避けることを望んでいるなど、述べられている。後編においては、「人生觀」と「科学」の概念を明確にする必要性があると指摘され、科学と人生観の関係について、自分なりの意見が示されている。

梁啓超は「人生の問題には、大部分は科学の方法によって解決することができ、且つ又解決しなければならないものがある。しかし一部には、或いは最も重要な部分かもしれないが、超科学的であるものがある」⁵³と言い、また「人生の理智的な面にかかわることは、絶対的に科学の方法をもって解決しなければならない。感情的な面にかかわることは、絶対に科学を超える」⁵⁴と述べている。つまり、梁啓超は科学を否定したわけではなく、ただ人生には科学によって規定することができない部分があると見なし、精神生活を重視すべきであると主張した。

科学によって解決できない人生の問題について、梁啓超は儒家の人生哲学の中にその答

⁵² 『歐遊心影録』、『全集』第5冊、2974頁

⁵³ 「人生觀与科学—對於張丁論戰的批評（其一）—」（1923年5月29日『晨報副刊』）、『全集』第7冊、4169頁。

⁵⁴ 同上、4170頁。

えを求めていた。民国十年代において、梁啓超は『儒家哲学』（1927年）の中で、「儒家の哲学は「人の人たる所以」を研究することを出発点として、総じてその効用の所在は「修己治人」という一語で要約できる。その学問の最高の目的は、『庄子』の「内聖外王」という一語で要約できる」⁵⁵と述べ、一方で、「儒家の哲学における「外王」の部分は、時代性を持つものが多いので、今は研究しなくてもよい。が、「内聖」の部分（外王の一部分も含めて）は、時代性が無いため、如何なる時如何なる国如何なる派別であろうとも適用できる」⁵⁶と言う。

『儒家哲学』の第二章において、梁啓超は儒家哲学を研究する理由を説明し、儒家伝統を全面的に否定する論者に対して反論した。なぜ儒家哲学を研究するのか。この質問に梁啓超はまず次のように答えた。「この質問は、もとより聞かなくてもよい問題である。非常に有名な一派の学説は、研究に値する価値が当然あるからである。我々が研究するのは、もとより問題がない。ただし、近来「新奇偏激」な議論がたくさんあり、社会に次第に勢力を有するようになったため、一般の人々は儒家哲学に対して、非常に懷疑している。青年の脳裏には、ある種の異常な思想が満ち溢れている。例えば、いわゆる「孔家店を打倒せよ」、「線装本をトイレに三千年捨てるべき」などである。この種の議論は一種の劇毒のある薬品と比べられるほどである。…従って、こうした「奇論」が相当の効用があるのは、我々は認めよう。が、薬はあくまでも薬であり、ご飯のように食べられないのも承知すべきである。若し、こうした議論が新奇で喜ばしいため、儒家の哲学の価値を抹消するならば、それは真を求め、善を求める態度ではない。現在社会にはこうした議論がある以上、そして相当の勢力を占める以上、それを詳細によく考察すべきである」⁵⁷。五四運動をきっかけとして、思想界の主流となった様々な欧化主義者は、中国の伝統文化の価値、特に儒家思想を一文の値打ちもないものとして退けた。梁啓超は「孔家店を打倒せよ」という「新奇偏激」な議論に対して、欧化の潮流に抗しようとしていたのではなく、儒家思想の中の、ほかの何処にもない独自の価値、または精華な部分を認めようとしたのである。その独自の価値といえば、梁啓超にとって、即ち「人の人たる所以」を研究する儒家哲学である。

彼は「儒家哲学は、中国文化の全体にあたるとは言えない。ただし、もし（その中から）儒家文化を引き出すならば、中国の文化はおそらくよいものは残らないであろう。中華民族が存在する所以は、中国文化が存在するからである。而して中国文化は儒家を離れることができない。若しもっぱら孔家店を打倒し、線装本をトイレに三千年捨てるならば、過去から現在に至るまでの中国人は全く文化の洗礼を受けないと認めざるを得ない。我々は

⁵⁵ 『儒家哲学』、『専集』103、3頁。

⁵⁶ 『儒家哲学』、『専集』103、3、8頁。

⁵⁷ 同上、6頁。

こうした話を喜んで受け止めるのか」⁵⁸という意見を述べた。梁啓超においては、未来に向かって、儒家文化における自己修養と人格完成を到達目標とする儒家の理念は、保持されるべきものである。勿論、儒家文化を中心とする中国の伝統文化は完璧であるとは梁啓超は認めない。梁啓超が強調したいのは、たとえ儒家文化は欠点があったとしても、我々は穏健な立場に立って、きちんとその短所と長所を見分けて、合理的なものを発揚し、欠点のあるものを修正すべきである、ということである。

続いて、儒家哲学は貴族的、個人的なもので、平民的、社会的なものではない、という議論について、梁啓超は「儒家哲学が私人の道徳に偏重し、非社会的なものに近似すること、また、二千年來儒学を勉強している人は皆“士大夫”階級であるため、非平民的なものに近似していることは確かである。しかし、こうした現象が、専ら儒学に存在するのか、また儒学の欠点になりうるのかは、やはり詳細に考察すべきである」⁵⁹と言い、さらに「文化が平等的に普及するのは、無論その最高の理想である。しかし眞の平等な普及を実現するには、おそらくその前途は遠いであろう。…まして文化というものは、もとより普及の程度の難易によってその価値を定めることはできない。…まして哲学のようなものは、もとより少数人によって研究されるものである。“平民哲学”という名詞が成り立つか否かは、私は疑わざるを得ない」⁶⁰と述べた。ここで、儒家が目指すのは士大夫の個人修養であるにもかかわらず、実際には士大夫の行為は全国の安危治乱と人民の幸福疾苦にかかっている。この点から見れば、儒家哲学が個人修養の完成を目指すのは悪くはない⁶¹、という考え方方は梁啓超において披瀝されている。

また、儒家の学問は專制を擁護する学問であり、人民を侮辱する学問であるという議論について、梁啓超はいかに反論したのか。歴代の帝王が儒家の看板をかけて、專制を実行した情況は免れがたい。梁啓超はこの点を承認する。ただし、梁によれば、幾千年来の最有力な学派でも、帝王の指図を受けなかったばかりでなく、常に反抗の精神を持っていた。従って、儒家哲学は民権を伸張する学問であり、圧迫に反抗する学問でもある⁶²。

最後に、「儒学は本来玄学ではないけれども、玄学と誤認されるため、（玄学）と一緒に排斥される」⁶³という科学と玄学の論争が引き起こした、儒学への非難について、梁啓超は「玄学を排斥すべきかどうか、それは別の問題である。ただし、玄学を排斥するから、儒学を排斥することになるのは、あまりにも無実のことである。…儒学と科学は相背くのではなく、異常に接近するのである。なぜか。儒家は人を本位とし、自己の環境を出発点としており、比較的科学の精神に近く、少なくとも科学の精神に違反するのではない」⁶⁴

⁵⁸ 同上、7頁。

⁵⁹ 同上、8頁。

⁶⁰ 同上、8・9頁。

⁶¹ 同上、9頁。

⁶² 同上、9・10頁。

⁶³ 同上、10頁。

⁶⁴ 同上。

という意見を述べた。

『歐遊心影錄』において、梁啓超は「どんな人間でも、何か安心立命のよりどころを持つならば、外の世界の様々な苦しみを容易に乗り越えることができる」⁶⁵と言っている。梁啓超から見れば、こうした安心立命の拠り所は、また一種の人生観である。それでは、中国人は如何なる人生観を持つべきかについて、その答えを西洋の文明に求めることができず、孔孟を代表とする儒家の中に求めるべきであると梁啓超は考えている。また梁啓超は「人は、決してこのように機械的に分かるはずがない。欧洲の人は終始この点を了解することができず、ただ盲目的に前に進み、結局今日の煩悶をもたらして、これからいかにすべきか全く知らず彷徨している。...」⁶⁶と西洋の機械的唯物的な人生観を批判すると同時に、我が祖宗の精神の所在を次のように述べる。「我が先儒は終始知と行は一貫していると見なしている。...又儒家は宇宙と人生とは不可分であるとし、宇宙は決して他のものではなく、人生の活動でもある。...更に儒家は人が単独で存在することができると認めない。故に「仁」の社会は儒家の理想的大同社会である」⁶⁷。つまり、梁啓超からすれば、孔孟を代表する儒家の「美妙な人生観」⁶⁸は、「唯一無二の至宝」⁶⁹であり、我々の安心立命の拠り所でもある。

五四運動の反伝統・反儒家の動きに直面して、儒家伝統が代表するところの価値とは何であろうか、どのようにそれを保持するか、ということを真剣に考えなければならない。それは梁啓超の所論するところである。孔孟を代表とする儒家は「美妙な人生観」を持っていると梁啓超は認める。しかし最も重要で且つ梁啓超を戸惑わせる問題は「いかにすれば我が先哲の最も優秀な人生観を今日に実現しうるか」⁷⁰ということである。この問題に対して、前節で指摘したように、彼は「精神生活と物質生活との調和問題」と「個性と社会性との調和問題」という二つの課題を提起し、検討した。梁啓超は理想的人類社会について、基本的な構図を持っていたにもかかわらず、この理想を達成するための道はなかなか見つからず、従って、固有の儒家の伝統の中にその解決策を求めざるをえなかつた。「私は（この二つの問題の）合理的な調和には必ず尋ねるべき道が存すると確信する。而して我が国の先聖は實に早くからそれを我々に暗示してくれた...」⁷¹と梁啓超が言っているように、彼がここで受けた孔孟の啓示は、主として儒家の人生観である。梁啓超の主要な意図は、儒家の人生観のもとで、理想的人格を形成し、それによって自我を改造し、社会を改造し、乃至国家および世界を改造することにある。

梁啓超の『歐遊心影錄』、『先秦政治思想史』、『儒家哲学』を通読すれば容易にわかるよ

⁶⁵ 『歐遊心影錄』—「科学万能之夢」、『全集』第5冊、2972頁。

⁶⁶ 「治国学的二条大路」、『全集』第7冊、4070頁。

⁶⁷ 同上、4071頁。

⁶⁸ 同上。

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3694頁。

⁷¹ 同上。

うに、梁啓超が提唱したいのは、儒家の哲学であり、全ての儒家伝統ではない⁷²。彼の意図は、全面的な復古ではなく、古いものを現在のために利用することにある。換言すれば、いかに儒家の人生観を今日に実現させるかということが彼の最大の関心事であった。なぜ梁啓超がこうした考え方をするかといえば、彼は道徳の力と効用に深い信念を持っていましたからである。梁啓超からすれば、如何なる社会もある種の道徳、または信仰を基礎にしてはじめて、その社会の人々は秩序的に結合して社会全体の発展と進歩を求めることができるるのである。

5. 儒家思想をもって中国の民主政治の進路を切り開く

5.1 西洋の民主政治の欠陥を補う—民本主義

梁啓超は欧州視察から帰国直後の 1920 年 3 月 10 日、「中国公学」という学校で即席演説を行った。彼は我国の固有の民本主義の精神を發揮することによって、欧州代議政治の流弊を矯正すると発言し、人々に大きな衝撃を与えていた。欧州の代議政治について、彼は次のような見方を示した。

「代議制度は一大潮流であると同時に、十九世紀の唯一の宝物でもある。各国は皆この道を歩み、少しの成功がある。しかし、なぜ中国のみ成功しなかったのか。代議制度は欧洲において確かに一種の階級であるに対して、中国にはその可能性は全くないからである（蓋代議制在欧洲確為一種階級、而在中國則無此可能性）。貴族や地主が存在してはじめて立憲ということが可能になるわけで、政治の権力を少数の賢人の手に集中することによって、民衆の手に手渡す過渡とするのである。例えば、イギリスには確かにこうした少数の優秀な人がいて、それがまず貴族から中産階級へ、さらに平民へと拡大していった。このような階級があるからこそ順次下へ移るし、これら少数の人々は皆自らそれを担う責任心を持っていたのである。日本も同様であり、固有の階級に属する少数の優秀な人々が人民全体を代表している。中国に至っては、全然そうではない。秦以来、長い間階級が存在しなかつたため、イギリスと日本を模倣しようとしても、結局失敗に終わった。なぜか。社会の根底が全く異なっていたからである。中国にはもともと民意政治の雛形があり、...ただ惜しいことは、それを表明する方法は非常にあやふやであった。...実のところ、民本主義という点からいえば、中国の人民はこれまで政府の干渉を望まない気持ちをずっと抱いている。それはとりわけ民本主義の精神に合致しているので、そのような特性を軽視してはな

⁷² 梁啓超自身の人生観について、彼は「東南大学課畢告別辞」（1923 年）において、「自ら理想とする人生観は、儒書と仏經の中に見出し得たものだ」と言い、「儒家と仏家には、共通点があると確信している」という見方を示している。（『全集』第 7 冊、4161 頁）。さらに、彼は「印度与中国文化之親屬關係」（1924 年）において「私は仏教に対して信仰を持っている人間である」と自己規定している。（『文集』41、37 頁）梁啓超と仏教との関わりについては、森紀子「梁啓超の仏学と日本」〔狭間直樹編『共同研究 梁啓超西洋近代思想受容と日本』（みすず書房、1999 年）〕、高柳信夫「『中国学術思想史』における仏教の位置—梁啓超の場合」、『言語・文化・社会』5、学習院大学、2007 年 3 月）を参照。

らない。...集権と中国の国民性とは最も相容れないものであり、...（それは）我々が欧州を模倣しようとしても成功しなかった所以である。...（ドイツ）は早くも民本主義を取り入れたとしたら、現在のように急速な発展を遂げることができなかつたかもしれないが、それでもやはり現在のように発達したはずであると私は断言する。...中国は学んで失敗したにもかかわらず、その失敗は必ずしも不幸とは限らない（德国又仮定其早已採用民本主義、吾敢決其雖未能發展如現在之速、然必仍發達如故。...如中国雖為學而失敗者、然其失敗未必為不幸）」⁷³。

第2章で少し触れたが、欧州遊歴の間に第一次世界大戦の傷跡を目撃した梁は、帰国後、中国が欧米の近代政治制度を導入しても失敗した原因を分析した。その原因としては、中国と欧州の社会上・政治上の固有基礎の相違、欧州自身も「病的状態」にあることを挙げた。第一次世界大戦の惨禍とドイツの敗北という事実をまえにして、梁啓超は近代欧州諸国の国家主義を一種の「病的状態」として認識している。

近世の代議制はなぜ中国に適さないか。その理由としては、彼は西洋の代議制度は、貴族、地主、中産階級が存在することを前提とするが、中国の場合には貴族や中産階級が存在していない、という理由を挙げて、中国の社会の基礎は根本的に欧州と異なっていることが一番の要因であると指摘した。更に梁啓超からすれば、西洋の民主政治そのものは問題があり、完璧なものではない。特に、代議制度を実施する模範国家としてのドイツの惨敗を見て、梁啓超は欧州の代議政治に対する自信を失いつつあり、逆に、中国の「固有の基礎」である民本主義に目を向けるようになった。従って、梁は近代国民国家を支えている政治の根幹である代議制度にかえて、中国の「固有の基礎」である民本主義がむしろ世界の潮流に合致すると考えようになった。

これまで述べてきたように、梁啓超からすれば、欧米の民主制度や科学は万能ではなく、欠陥があり、その欧米の民主政治や科学の欠陥を補うことができるのは、儒家思想を中心とする精神である。梁啓超がここで提起したのは、第一世界大戦後の欧米社会はいかにその危機から切りぬけることができるかという問題であり、更にいえば、人類の未来への根源的な問い合わせもある。彼が述べていることを要約して言えば、たとえ民主政治が普遍のものとして受け入れられるものであっても、自国の伝統思想・文化に依拠しなければ、必ずある種の危機が生じるということである。

ドイツは第一次世界大戦においてなぜ惨敗したのか。「今回ドイツの失敗の原因是、国家主義があまりにも発達し、正常でなくなり、人民の個性はほとんど国家に呑み込まれてしまつたからである。…ドイツ式の国家主義は、国家自身を目的とし、基準としており、一定の模型に入れて铸造された全国の人は国家のために用いられる…」⁷⁴と指摘している

⁷³『梁啓超年譜長編』、900頁。日本語訳は島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第四巻）、岩波書店、2004年、298頁参考したが、適宜訳語を変えた。

⁷⁴『歐遊心影録』—「尽性主義」、『全集』第5冊、2980頁。また、蔣百里はドイツの敗戦の原因について、「國家の状態の不自然」（常に戦わざるを得ない窮地に立たれること）、「政略上の失敗」、「兵略上の失敗」などを挙げた。梁啓超は蔣百里は最も鋭い分析を行つたと評価した（蔣百里「德国敗戦之諸

ように、梁啓超はその理由としては、国家主義を至上とするドイツは国民より国家を優先させ、あまりにも国民を厳しく統合したため、結局国民の不幸をもたらしたことを論じている。それに対して、儒家の民本主義思想に合う「不干涉主義」⁷⁵は却ってドイツ流の国家主義や集権の弊害を補う上で相応の役割を果たすことになるであろうと考えている。梁啓超においては、中国の政治上の不干涉主義は非常に民本主義の精神に合致し、もしドイツが儒家の民本主義に基づいて、国民への干渉を最小限にし、国民おのとの個性を発展させるとすれば、よりよい発展を遂げるかもしれない、という見解が示された。

また、『先秦政治思想史』（1922年）において、梁は、不干涉主義は抵抗できない権威をもって常に歴代の君相の上に臨んでおり、故に秦漢以降の中国の一般人民が享受できる自由権はフランス大革命以前の欧洲人に比べて遙かに大きい⁷⁶ということを論じ、そして、人類平等の精神は、後世の民本主義の総ての根芽となる⁷⁷ことを指摘している。また、梁は「我が国民が堅く信じている不干涉主義は、自らその「真」の価値を持っており、今後中国の政治の新生命は、最終的に必ず不干涉主義という基礎の上に建設しなければならない」⁷⁸と主張し、そして「政治上の不干涉主義は、実に自由を保障する干城であり、宜しく固く守らなければならない」⁷⁹と強調している。つまり、儒家の民本思想に根ざす自由、平等、不干涉主義は、中国人の国民性に浸透しているばかりではなく、中国の今後の民主政治の建設もその上に行うべきであるということは、梁啓超の認識の中で明確に表されている。

「国家主義の苗は常に人類の有する嫉妬的な感情を利用して灌漑され、日に日に繁茂するようになる。故に発達すればするほど現代社会の不安は著しくなっていく」⁸⁰と梁啓超自身が指摘したように、国家主義の上に築かれた近代西洋の諸国は、いつも戦争をはじめとする生存競争の不安、あるいは権利の闘争による不安にさらされることになる。いかにしてこのような不安を解消するか、換言すれば、いかに欧米社会の民主政治の弊害を補うかについて、その解決策を儒家思想に求めるべきであると梁啓超は考えている。

因」、『歐遊心影錄』—「西欧戰場形勢及戰局概觀」、『全集』第5冊、3017-3020頁。)

⁷⁵ 梁啓超は民本主義を論じる際に、常に中国の政治上の不干涉主義と関連して議論を展開している。不干涉主義というのは、実に道家の「無為の治」の思想である。梁啓超はこのような不干涉主義は儒家の民本主義の精神にも合致すると強調している。例えば、「歴史上中華国民事業之成敗及今後革進之機運」（『全集』第六冊、3345頁）においても、「政治上の不干涉主義は、実に我国民の骨身に刻んでいる公共の信条である。政治上の美しい名詞を挙げてみれば、必ず“君主がことさら策を施すこともなく、人のなすがままにまかせて自然に天下がよく治まる（垂拱無為）”と言い、必ず“民とともに休息する（举民休息）”と言う。我国民の理想的の政治は、政治の範囲を最小限に縮小することにある。…人民は良い政治に依拠してはじめて生きられるわけではない。故に悪政治があるにもかかわらず、而して社会はまた根本的に破壊されるに至らなかつたのである」と述べているように、梁啓超からすれば、中国人が堅く信じている不干涉主義は、自らその「真」の価値を持っており、今後中国の政治の新生命は、最終的に必ず不干涉主義という基礎の上に建設しなければならない。

⁷⁶ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3605頁。

⁷⁷ 同上、3618頁。

⁷⁸ 「歴史上中華国民事業之成敗及今後革進之機運」、1921年、『全集』第6冊、3345頁。

⁷⁹ 同上、3347頁。

⁸⁰ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3606頁。

梁啓超は「儒家の政治思想は現今欧米に最も流行している数種の思想と全く出発点を異にしていることを知る。彼らは人の排他的感情を奨励することによって、相嫉視する。吾らは人性の愛類観念を導くことによって相親愛する。彼らの所謂国家主義は、極めて偏狭な愛国心を神聖視し、異国を異類と見なし、全力を挙げて（異国）を滅ぼそうとし、所謂「不忍の心」は全く存在しない。その結果は、自国民を破滅させるまで戦うことを栄誉とする」⁸¹と述べ、欧米の排他的な感情を利用して培養された国家主義を批判し、儒家の「仁」の精神を高く評価している。梁啓超にあっては、欧米の国々は、よりよい民主政治を建設するには、儒家思想に根ざす民本主義、あるいは儒家の「仁」の精神を取り入れるべきである。

5.2 儒家の人生観を民主政治の基礎とする

先にも述べたが、梁啓超は『歐遊心影録』において、西洋の物質偏向の文明を批判し、人間の精神生活の重要性を一層強調するようになっている。梁啓超からすれば、西洋の民主政治は一種の価値観・人生観による支えが必要である。そうしてはじめて民主政治が正常に作用することができる。ただし、この種の人生観は、決して西洋の機械的唯物的人生観ではない。それでは、民主政治はどのような人生観によって支えられるか。梁啓超はそれを儒家の人生観に求めるべきであると主張している。

梁啓超にあっては、西洋の国々であれ、中国であれ、どのような民主政治でも儒家の人生観に立ってはじめて、うまく発展することができるし、その価値を發揮することができる。梁啓超からすれば、儒家の「仁」の人生観は、最も求められるべきものである。

かつて 1902 年「新民説」の第八節「論権利思想」において、梁啓超はドイツの法学者イエーリング (Jhering) の『権利競争論』に基づいて、「権利」が生まれる源は「強さ」であることを述べている⁸²。彼は「権利思想というのは、我が自分に対して尽きなければならない義務ばかりではなく、一人の個人が一つの集団に尽くすべき義務でもある」⁸³、「部分の権利を合わせて全体の権利となり、個人の権利思想を積み重ねて国家の権利思想となる」⁸⁴と述べ、中国人の権利思想の養成を大いに宣伝していた。と同時に、中国の「仁」、「仁政」について、「大体中国はよく仁をいい、泰西は義を善く言う。仁は人である。我が人に利を与えるれば、人もまた我に利を与える。仁が重視するのは常に人（筆者注：他人のこと）である。義は我であり、我が人を害せず、人もまた我を害するのも許さない。義が重視するのは常に我である。この二つの徳はどちらが上であろうか。千万年後の大同太平の世界について、私はあえて言わないが、もし今日においてであれば、実に義は時を救う

⁸¹ 同上、3639 頁。

⁸² 「新民説—第八節論権利思想」、『専集』4、32 頁。

⁸³ 同上、36 頁。

⁸⁴ 同上、36 頁。

至徳の重要な道である」⁸⁵といい、更に「仁政は政体の最もよいものではない。吾中国人はただ日々君主に仁政を望むだけである。君主が仁であれば、（民）が嬰児となり、仁でなければ、魚肉となる」⁸⁶と論じ、仁政だけを言うことは立国の道を語るには十分ではないという考えを示した。要するに、「新民説」時代の梁啓超は、国民の権利思想の養成を重視し、国民それぞれは自ら権利を求めるなどを強調する一方、儒家の「仁」または「仁政」は既に時勢に遅れているという見解を示した。

ところが、『先秦政治思想史』において、梁啓超は儒家の「仁」、「非功利」と西洋の権利観念に対して「新民説」時代と全く正反対の態度を取るようになった。彼は、孟子の学説の一番大きな特徴は「功利主義」を排斥することであると述べ、孟子が排斥した「利」は、専ら具体的な利を図る事実を指して言うのではなく、人類の行為は利を動機としてはならないということを言うのである⁸⁷と指摘している。そして梁啓超は、「儒家は利害を計算すること自体を反対し、そのような態度は「利を抱いて以て相接する（懷利以相接）」ことであり、社会の滅亡を招く結果となると認める」⁸⁸ということを論じ、儒家の見解は近世の「効率」の観念と正反対であると述べている。この二つの正反対の見解について、どちらが正しいかといえば、梁啓超は儒家の見解を選んだのである。梁啓超は当時流行っていた「効率論」は極めて浅薄な見解であり、人生の問題を絶対に解決することができないという考え方を示した。

また、「効率観念より更に一段低下しているもの」⁸⁹（梁自身の言葉）である「権利観念」について、梁啓超は次のように述べている。

「権利の観念は欧米の政治思想における唯一の元素である。彼らの所謂人権、所謂愛国、所謂階級闘争など、種々の活動はこれより尊かれないと云はぬ。乃至社会組織の中の最も簡単で密接なもの、例えば、父子関係、夫婦関係は皆この観念によって行われる。このような観念は、吾中国人の脳裏に入れば、全く理解することができないことがある。父子、夫婦の間に、何ゆえに言うべき権利があるのであろうか。吾らは眞にその妙諦を理解することができない。その妙諦を理解できない以上、その妙諦から生じてくる人対人の権利、地方対地方の権利、機関対機関の権利、階級対階級の権利、乃至国対国の権利については、吾人が一切了解することができない。了解できない以上、この最も流行っている学説を羨み、他人の富強を致す所以はここにあると考え、必ずそれを取り入れて自分の装飾品になろうとする。（これが）恰も邯郸に歩を学ぶようなことであり、新しいものが完成しない中に旧いものは失われる」⁹⁰。

⁸⁵ 同上、35頁。

⁸⁶ 同上、38頁。

⁸⁷ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3647頁。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ 同上。

実際に、ここで梁啓超が強調したいのは、やはり中国公学の演説（1920年3月）および『先秦政治思想史』の序論において力説したものであり、つまり中国が西洋の思想、制度を学ぶ際に、必ず自分の伝統文化、国民の国民性に依拠しなければならない、ということである。権利思想もそうであり、中国人はもとより権利の観念を持たず、それを養成しようとしても、うまく出来ないことは当然であると梁啓超は考えている。

のみならず、権利の観念を社会の骨幹とする欧米社会の、中国より優越する所は何処にあるかについて、梁は「我々は闡明することに苦しんでいる」⁹¹と言い、さらに「権利観念は全く彼我の対抗より生ずる。彼我を融合する「仁」の観念とは絶対に相容れない。而して権利というものは本質的に無限の膨張性を有するので、自ら満足と認める日は一日もない…互いに権利を拡張してきた結果は、ただ“争奪相殺す、之を人の患と言う”（「礼運」）の一途のみである。この観念に立てられた社会組織が久しく安泰を保つことができるの未だ聞いたことがない。欧洲の識者たちが、彼ら現代文明が滅亡に瀕することを論じる所以は、これである」⁹²と述べている。

ここで、梁啓超は三つの重要なことを指摘した。つまり、第一に、欧米社会は権利の観念の上に立てられている社会で、吾が中国は「仁」の上に立てられている社会である。第二に、権利の観念に立てられた欧米社会は中国より優れているとは言えない。第三に、権利の観念に立てられた欧米社会は常に不安の状態となり、長く安泰を続けることはできない。結局、梁啓超が引き出したのは、「彼（欧洲の人々）は競争的な精神をもって、彼の社会を建設し、我々は相譲り合う精神をもって我が社会を建設しようとする。彼は我が怯懦を笑い、我は彼の野蛮（獣）を憐れむ。お互いに理解することが出来ない以上、各々がその是と信ずるところを行うよりほかはない」⁹³という結論であった。

ただ、「各々がその是と信ずるところを行う（各行其是）」とはいえ、「不仁の極は感覚が麻痺し、四肢の痛痒さえ互いに分からぬ。仁の極は感覚が鋭敏であり、全人類の情義利患が我が躬にとって、あたかも電気が震動するようなものである」⁹⁴と述べているように、欧米の民主社会は権利の闘争に基づくもので、個人の道徳的な自覚によるものではないため、常に不安な状態にある。それと対照的に、儒家の徳・仁・礼は却ってこのような競争を道徳的な自覚に変えられる。従って、儒家の「仁」、「相譲」の精神は西洋の民主政治の弊害を矯正できるだけではなく、人類の未来の社会に不可欠の機能を果たすことになる、ということは梁啓超の本心であろう。

⁹¹ 同上。

⁹² 同上。

⁹³ 『先秦政治思想史』、『全集』第六冊、3647頁。

⁹⁴ 同上、3640頁。

5.3 民本と民権の関係について

先にも述べたように、梁啓超は儒家の民本主義思想と西洋近代の民権観念を分析し、明確に両者の相違と民本主義の欠陥を認識している。ただ、彼は両者の相違を認めたうえで、儒家の民本主義思想は、中国の民主政治の建設にしても、西洋の民主政治の建設にても、大きな機能を果たすことになるという考え方を示している。

儒家の民本主義と西洋の民主政治（民権）の相違について、梁啓超は制度的次元と理念的次元という区分をしている。まず、制度的次元からすれば、中国の伝統政治には君主が政治を行うため、“by the people” という民主政治の制度は生み出せない。次に、政治理念からすれば、民主主義的要素が儒家思想の中に既に芽生えている⁹⁵。従って、儒家の政治理想は民主政治（民権）の制度上の構想を提出していないにもかかわらず、民主主義の要素を育んでいると言つてもよいである。

問題なのは、「無参政権」の民本主義的仁政はやはり民主政治にならない。換言すれば中国は民主政治の道を歩むには、“by the people” の要素を入れなくてはならない。が、梁啓超は、「“by the people” の方法は今日の欧米においても、猶円満な回答を出さない」⁹⁶から、「旧式の代議政治は中国に適さない。国民はどうしても法律上の決定権を取得しなければならない」⁹⁷と主張している。「旧式の代議政治は中国に適さない」とすれば、

「新式」の代議政治はどんなものであるか。梁啓超は職業選挙法の実施による国会制度の改良という新式の代議政治を構想した。梁啓超が提起する「職業選挙法」とは、国会の両院の中に、参議院は依然として地方の政治勢力を代表し、衆議院は職業選挙によって選ばれた職業を有する人により構成される。具体的に国内の農工商という様々な区分を職業団体として捉え、それらの団体に高度の自主性を認めつつ、それが選出する代表に国政を委ねるものである⁹⁸。「この方法を用いるとすれば、“國の石民”（筆者注：石民とは、石のように、国家に全く関心を持たない国民のことを指す、梁の皮肉な言い方）は国家との間に密接な関係を生じ、民主政治の基礎は自然に揺るがない地に立つ。…この方法を将来世界の各国は皆採用すると私は思う」⁹⁹と梁啓超自身が指摘したように、「職業選挙法」は国会の信用を回復す

⁹⁵ 例えば、梁は『先秦政治思想史』の前論の「民本的思想」という一節において（『全集』第6冊、3618-3619頁）、中国の古典における民本主義の思想を表す言葉を引用して、中国の古代は民意を体現する輿論機関が存在していたことを指摘し、中国の先民は輿論を重視し、輿論による政治参加の伝統があることを論じている。また、代議政治の「多数決」について、梁は中国の古代政治は輿論・民意を尊重した上で、既に「多数決」制を採用したことを述べている。

また、梁は「辛亥革命之意義与十年双十節之樂觀」（『全集』第六冊、3380頁）において、「中国人の民治主義（筆者注：民が治めるという視点から、民主主義と同じ意味）の根底は欧州よりも遡り、欧州より深く蓄積している」と指摘し、中国には民主の精神が欠けているわけではないことを強調している

⁹⁶ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3605頁。

⁹⁷ 『改造』発刊詞（1920年9月15日）、李華興・吳嘉勲編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1984年、743頁。

⁹⁸ 『歐遊心影錄』—「憲法上兩要點」、『全集』第5冊、2983頁。

⁹⁹ 同上。

することができるばかりではなく、国民の政治に対する無関心を解消することができる。要するに、梁啓超が提起した中国の新式の代議政治は、職業選挙法の導入による議会制度の改革である。

議会制度の改革のみならず、梁啓超は他の “by the people” の方法を模索した。その一つは、彼が提起した「国民運動」である。民国初年の政治の舞台に身を置く梁啓超が学んだことは、「民衆政治は民衆が自らやるもので、決して一人もしくは少数の人が彼らの代わりにやってはいけない」¹⁰⁰ということである。従って、彼は国民意識に基づく「全民政治」や「国民運動」を提唱するようになった。梁啓超は、民権を実現するには、先ず為されなければならないのは、政治の主体である国民が積極的に政治に参加することと考えている。国民運動という梁啓超の方案は、精密な制度設計、或いは制度保障が欠けていたにもかかわらず、啓蒙的意義からみれば、この前の「開民智」の提唱（戊戌変法期の観点）から今日の「国民運動」の提唱への転換は、一種の進歩と言わざるを得ない。第2章で既に述べたが、梁啓超からすれば、国民運動は民衆に政治とは何かを認識させること、民衆に政治生活の「改進の可能性」を感じさせること、また民衆の「協同動作」の観念及び機能を養成することなど、国民教育において大きな役割を果たすことができる。この時の染は、「民智を開く」ことより重要なことは、人民の民主観念と民主経験の育成であることを認識し、両者は具体的な国民運動によってはじめて育成できると考えるようになった¹⁰¹。

このように、梁啓超は中国の議会制度の改革という「新式」の代議制を構想する一方、国民運動という民衆の政治参加の方法をも提起した。ただ、注意すべきことは、梁啓超にとって、この種の新式の民主政治も必ず中国自身の文化の土壤の上に行わなければならぬということである。梁啓超からすれば、民主政治を中国に根を下ろさせるには、儒家の民本主義の精神を發揮すべきである。つまり人民のための政治が行われなければならない。

また、梁啓超は人民自体は政治参加できるように人格を完成すべきであると主張している。彼は『先秦政治思想史』の本論の第23章「民権問題」という一節において、「民権というものは、人民が自動的に政権を行使する意味である」¹⁰²と指摘すると同時に、「一切の政治が“君子”によって行われるのは、儒家の唯一の標識である」¹⁰³と、政治に参加することが出来る人は、必ず人格完成の「成人」である君子だと強調している。つまり、梁啓超からすれば、良い政治の建設は、必ず道徳的に良好なる民衆を基礎としなければならない。

¹⁰⁰ 「如何才能完成國慶的意義」、『全集』第7冊、4327頁。

¹⁰¹ この点は劉保剛の示唆を得た。具体的には劉保剛「歐戦後梁啓超對中国憲政道路的反思与探索」（李喜所編『梁啓超与近代中国社会文化』、天津古籍出版社、2005年、80頁）参考。

¹⁰² 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3693頁。

¹⁰³ 同上。梁啓超は「ところが最も注意すべきことは、“君子”が地位を示す名詞ではなく、品格を表す名詞であること、換言すれば、“君子”は人格完成を表す呼称ということである。“君子”と相対するものは“小人”である。人格が未だ完成せず、あたかも幼少のような人を意味している」と述べ、“君子”こそ政治を行うことができると強調した。

い。

「民権の極めて盛んな国家といえども、必ず成人を参政の基準とし、未成年の「小人」に参政権を付与する国は何処にもない」¹⁰⁴と言っているように、梁啓超は人格を完成した成人こそ参政できるということを強調し、天下の人々がすべて君子になるのであれば、儒家の「全民政治」が実現する時である¹⁰⁵と指摘した。

以上のように、梁啓超は『先秦政治思想史』の中で、国家主義を否定し、儒家の民本思想の存在意義を再発見し、中国の未来の民主政治の建設に不可欠な機能を果たすべきものとして高く評価している。のみならず、彼自身は中国の民本主義の最も大きな欠陥である「無参政権」を明確に認識しながら、民本主義に基づく中国社会の再建築を求めている。

終わりに

いかに儒家思想を考え、評価するかという課題は梁啓超の生涯を貫いた問題である。また、それは単なる儒家思想への対応問題ではなく、西洋文明の移入に絡んでいる問題でもある。戊戌変法期において、梁啓超は西洋の「民権」の源流が古代の中国に存在したという「附会論」を利用して、西洋の民権観念の導入に力を注いだ。それはある意味で君主專制への攻撃に理論的な根拠を提供し、民権観念の普及において大きな役割を果たした。ただ注意すべきことは、この時の梁啓超の民権思想は民本主義の限界を出たわけではない、ということである。一方で、日本亡命を境にして、日本という新しい知的場において大量の西洋の価値観念を受容した梁啓超は、中国の伝統文化(特に儒家思想)と対面した際に、批判的な態度を取っていた。こうした梁啓超の考え方の形成と展開は、彼の明治期の思想文化の受容が深くかかわった。にもかかわらず、梁啓超の基本的なスタンスは「固有のものを練磨する」¹⁰⁶ことを前提とする。無論実際の場合、彼は西洋の自由・権利という価値観の導入に重点を置いた。儒家の伝統的な教育を受けた一人の知識人として、新しい価値観を受容し自国の伝統文化を俯瞰しようとした際に、自國文明への不満を持っているのは、感情においては許すことはできるであろう。その後、梁啓超は第一世界大戦後の欧洲遊歴（1918年3月-1920年3月）をきっかけとして、大戦の衝撃による西洋文明への懐疑の中で、儒家の伝統思想をより強調する傾向を示し、中国文明の価値を称えるようになったのである。

「伝統文化といかに向き合うかという問題について、梁啓超は何十年間もの時間を使って、大きな丸を走っていた。しかし、それは平面的な観察であり、若し立体的に見れば、その原点と終点が重なり合わなかった」¹⁰⁷と夏曉虹が指摘したように、故に、若し梁啓超

¹⁰⁴ 同上。

¹⁰⁵ 同上。

¹⁰⁶ 「新民説—第三節新民之義」『新民叢報』第1号、1902年2月8日、『専集』4、5頁。

¹⁰⁷ 夏曉虹『覚世与伝世—梁啓超の文学道路』、中華書局、2006年、164頁。

のたどり着いた終点が伝統の回帰とするならば、それは単なる原点への回帰ではなく、「我々の文明をもって西洋文明の欠陥を補い、また同時に西洋の文明を持って中国文明を充実させ、両者の融合による一種の新文明を形成する」¹⁰⁸という東西文明の融合を提唱した上での、伝統の回帰であろう。

その一方で、いかに儒家の民本思想を評価するかという問題は、梁啓超の伝統評価そのものに深く絡み合っている。ある意味で、両者は相表裏する関係である。梁啓超がこれまで提唱した民権思想であれ民本思想であれ（両者の差異はともかくして）、皆「民」を取り巻く、ないしそこから派生したところの問題であると考えられる。梁啓超が糸余曲折な道を走った後に、遂に辿りついたのは、如何なる種の政治であろうと、人民こそが第一という考え方である。

更に、梁啓超は欧米の文明の実情と民主政治の実情を理解した後に、中国の伝統文明と民本主義の存在意義を再発見し、特に儒家の「仁」、「相讓」の精神が将来人類社会の発展にとって、不可欠なことであろうとの展望を抱くようになった。梁啓超からすれば、競争的な精神に由来する欧米社会の権利の考え方は、長く社会の安泰を維持することが出来ず、それにかわって、彼我を融合する「仁」、「相讓」の精神は却ってそのような不安を解消することができる。従って、梁は中国における「仁」、「相讓」の社会の建築を、中国固有の「民本主義」に求めるべきではないかという考え方を示している。一方で、梁啓超においては、西洋の民主政治は儒家の思想を取り入れてはじめて、その基底が堅実になりうるし、その価値を發揮することができる。

のみならず、いかにすれば、民本思想に基づき、欧洲の代議制の流弊を矯正するかについて、梁啓超の説明は十分ではないものの、少なくとも次の三つの提案が窺われる。第一、民主政治は儒家思想に根ざし、そして民本主義の精神に合致している不干渉主義を取り入れ、国民への干渉を最小限にし、国民にもっと大きな自由を与えるべきである。このような不干渉主義に基づく民主政治こそ国民の個性をよりよく発展させる。第二、民主政治は儒家の「仁」、「相讓」の人生観による支えが必要である。そうしてはじめて民主政治が正常に作用することができる。儒家の「仁」の精神は、西洋社会の権利の闘争がもたらす不安を解消し、人と人との緊張関係を和らげる。第三、民主政治は国家主義を至上とせず、儒家思想に根ざす「世界主義」を取り入れるべきである。中国固有の世界主義は欧洲の「病的状態」を止揚するうえで、一定の役割を果たすことになる。いずれにしても、梁啓超からすれば、儒家思想（民本思想を含む）こそ、西洋の民主政治の弊害を矯正することができ、西洋の危機に解決の方向を示すものである。

以上のように、梁啓超の晩年の民主政治建設の構想はまさにこのような考え方を踏まえて展開したものである。第一次世界大戦後に、世界の政治・文化・社会いずれの領域の問

¹⁰⁸ 『歐遊心影錄』—「中国人对于世界文明之責任」、『專集』23、35 頁。

題を考察するにあたっても、つねに中国固有の歴史的特質を析出することを強調した梁啓超の思考パターンが窺える。儒家思想の評価の問題であれ、民権思想であれ、皆そうであった。いずれにせよ、晩年の梁啓超は、一言でいえば、儒家の伝統思想の価値観位相へ回帰したと言ってもよいであろう。

終章

1. 梁啓超の民権思想の特徴

近代中国における自由民権思想の出現および発展の過程はそれなりの筋があるが、しかし、西洋の民権思想を摂取する場合、それをどのように摂取するかは、受け入れ側の主体性ないしは問題の関心にかかわる。溝口雄三が指摘したように、民権思想は十九世紀のアジアが西洋から受容した外来思想である。しかし内容からすれば、中国の民権思想は決して西洋の民権そのものではなく、受容に際してかなりの変容が見られる¹。梁啓超は日本を経由して、西洋の民権思想を中国に輸入しようとする時、自分の伝統文化の背景に付随する問題を抱え込んでいた。彼は中国の歴史発展の基底的な動力は民権の伸張にあると考え、生涯にわたって、民権の唱道に力を注いでいた。西洋思想に関心を持ち、同時に伝統思想にも造詣が深かった梁啓超は柔軟で優れた知性で西洋の民権、自由論を吸収しながらも自分なりの民権の枠組みをつくることになった。梁啓超は自身の民権論の枠組みをつくる際、「民権」にさまざまな解釈を付け加え、自分なりの考え方を再建築した。

本論は梁啓超の啓蒙思想における民権思想に焦点を絞り、民権思想の生成、発展過程を集中的に追うことによって、梁啓超の民権思想に関連する「開明專制論」、「中等社会論」、先秦儒家の民本思想への検討を加えて、梁啓超の民権思想がいかに形成され、発展したかを動態的、立体的に考察した。

各時期における梁啓超の民権思想の特徴をまとめてみれば、次のように要約できる。

(1) 戊戌変法期（1895-1898）における梁啓超の民権思想は、「反君主專制」ではあっても、「反君權」ではない。

この時期、梁啓超の主張した民権は「君權」と対照される概念である。そして梁啓超は民智を開くことを最優先にする一方、実践の課題である民権伸張の方法については、一般民衆の政治的自覚がまだ養成されていない現状のもとで、まず「紳権」を興すという方策を提起した。彼は民主の即時的実現を志向せず、当時の中国の現状では、民権と君權の結合が必要であると判断した。しかも、梁啓超の初期の民権思想において、民権の主な内容は參政権であり、しかもそれは個々の人間に帰属する普遍的な権利ではなく、特定の社会層のみが享受しうる権利であった。また、梁啓超からすれば、民権は決して既成秩序と抵触するものではなく、逆に君民間の意志疎通を円滑にし、君權の支持基盤を強化することができる。少なくとも、梁啓超初期の民権思想は中国の民本主義の伝統の許容範囲を逸脱するものではなかったのである。

一方、湖南時務学堂の総教習として務めていた時は、梁啓超は湖南の自立を説き、地

¹ 溝口雄三『中国の公と私』(研文新書 62)、研文出版社、1995 年、197 頁。

方分権としての民権を主張した。彼は紳権を民権の具体的な内容であると定義し、紳による地方行政への参入を経ての地方権力の確立、中央権力の補完としての地方分権化を主張した。

(2)日本亡命初期（1899-1902）において、「国家」観念や「国民」意識などの要素が加えられたため、梁の民権思想は国権との関係で捉えられた傾向が強い。

この時期における梁の民権論は、中国はいかに亡国の危機から脱するかという課題をめぐって展開されたものである。梁啓超にとって国家興亡の鍵は民権問題にあった。彼は民権の有無と国家の強弱・興亡を関連させ、中国人民が民権を持たないことが中国の危機の根本原因であると見なし、救国を目的とする民権論を提出した。梁啓超は民権と国権の不可分性を強調すると共に、民権を興してはじめて国権の強化をもたらすことができるという見解を示した。

(3)『新民説』前半（1902-1903）の梁啓超の民権思想の核心は「国民性改造」にあった。

この時の梁啓超は、中国において真に民権を実現するなら、中国人の精神のあり方を変えなければならないと認識し、国民性改造へと関心を移していく。彼は、奴隸と国民とを区別する基準は民主国家の国民の持っている要素、つまり権利・自由・独立・平等などの有無であると考えている。弱肉強食・優勝劣敗の時代において、国民の資格を欠くならば、決して天地の間に自立することはできないし、制度、政府、国家を新たにするよりも、民々が新しい精神状態へと自己改造し、新民となることが問題の根本であると認識した。梁啓超は、民自身の変革こそが、民権を実現する基礎であるという見方を示した。故に、彼は全力をあげて国民の創出、国家思想の養成という任務の解決に取り組むようになった。要するに、梁啓超は結局「民智」、「民力」「民治」を総合した「民権」の伸張の中に、国民の創出を狙ったのである²。

ただし、『新民説』において、国家思想を掲げて民権を説く梁は、国家本位としながら、国家と新民との無矛盾性を強調した。梁は国家思想の養成を緊急の任務としたが、国民の権利を一切認めないような国家主義者であったわけではない³。

(4)『新民説』後半（1903-1906）の梁啓超は民権を説くにあたり、中国の変革の主体を相当程度縮小し、思想を持つ中等社会を変革の主体としていた。

アメリカ遊歴（1903年）をきっかけにして、中国の人民が立憲政治を実行しうる能力がないことを根拠として、梁啓超は「開明專制」を提唱し、国家の統合力を強調した。一方で、新民養成の路線を諦め、現状打開の力を「中等社会」に求めて、一般民衆を指導する中等社会の自覚を促すようになった。彼は、民衆の政治能力が不十分なままで暴力的に共和民主制を実行すれば、「革命」による専制が起こる可能性が十分あるとしており、そ

² 横山英「脱出への苦惱—梁啓超その時代」『広島大学文学部紀要』第31巻2号、1972年、78頁。

³ 前掲狭間直樹「『新民説』略論」、92頁。

れゆえ、教育を通じて民衆の知識と道徳水準の向上を図るべきであり、その点からすれば、中国に必要なのはむしろ「開明專制」にほかないと考えていた。即ち、梁啓超が「開明專制」を主張した真意は、教育の充実を通じて民衆の政治能力を高めることが現実に中国を改善する賢明な選択である、ということである。

また、梁啓超は 1903 年を境として、議論の中心を民権から國權へと移行したが、しかし民権の重要性を決して否定したわけではない⁴。むしろ、「開明專制」を実施する目的からすれば、「開明專制」のほうこそ民権を実現する手段でもあり、より現実的な方法でもある。

(5) 1907 年以降、「開明專制論」から「国会速開論」へと転換した梁啓超は、「民智未開論」を放棄し、当時盛り上がっていた立憲運動に歩調を合わせるようになった。

この時期の梁啓超は、中国のどの階級が社会変革の使命を担うことができるかという問題について、その答えを「政府を監督し、国民を導く」役割を果たす中等社会に求め、中国の民主改革の希望を「中等社会」に寄せるようになった。彼によれば、自国の中等社会は貧弱ながらも今の国事に用いて差し支えなく、仮に差し支えがあるにしても、彼らを除いては政府の専制に抗するものは見当たらない。自国の現状に不満ではあるが、ともかくも中等社会を現状打破の推進力として評価し、彼らの活躍に前途を託すほかないというわけである。

また梁啓超は、多数の一般人民の程度は少数の「中・上流」人民と同じでなくてよい（そもそも人民程度と同じにすることそのものは不可能である）と考え、少数者である中・上流社会の程度が、国会を開く程度に既に達していると主張した。と同時に、彼は人民の程度は国会があつてこそ高められると認識するようになり、速やかに国会を開くよう呼びかけ、君主立憲制の即時実施を求めるようになった。

(6) 民国成立初期（1912-1915）の梁啓超は、極端な民権と極端な國權の両方⁵に反対し、中央集権の再編成に力を注いでいた。

梁啓超は辛亥革命後、再び開明專制を提唱し、立憲政治を実現するために、開明專制が必要であると考え、当面袁世凱に依存して、強い政府を作り、保育政策（開明專制）を実施して中国を近代国民国家へと導くことを構想していた。当時の梁は開明專制を用いて袁世凱を「政治の軌道」に導こうとして失敗した。にもかかわらず、「開明專制」を再び提唱した彼の主観的意図は、立憲政治の実現を図ることであった。一方で、梁啓超の中では、大多数の国民はただ理論上の共和国の主体であり、事実上政治の客体と位置づけられ、政治の主体はあくまでも「中堅階級」の人々であると見なされた。

(7) 欧州視察後（1918-1929）の梁啓超は、儒家の民本主義思想は、中国の民主政治の建設にしても、西洋の民主政治の建設にしても、大きな機能を果たすという考え方を示し、

⁴ 土屋英雄編著『現代中国の人権—研究と資料—』、信山社、1996 年、53 頁。

⁵ 「憲法三大精神」（1913 年）、『文集』29、98-100 頁。

儒家の民本思想の存在意義を再発見した。

梁啓超はこれまで自分が提唱した賢人政治を反省しつつ、国民運動という方法を用いて、国民意識を発展させることによって、民主政治の実現のための基礎を作ろうとしていた。梁啓超からすれば、国民意識に基づく「全民政治」や「国民運動」は人民の政治に対する要求であり、また政治参加を表す良い途であった。しかし注意すべきことは、

「全民政治」であれ、「国民運動」であれ、梁啓超は一般の民衆を政治の担い手としては依然として評価せず、国民運動の主体を市民に限定している。勿論、中国の民主政治の改革の使命を担うことができる主体については、梁啓超の目線が次第に少数のエリートたち（郷紳を含む）から、新型知識人を主体とする中等社会（後の中堅階級）へ、また市民階層にまで拡大していったことは否定できない。ただ、梁啓超の視点は総じて言えば、一般の民衆側に置かれてはいなかったのである。

一方、彼は儒家の民本主義は西洋の民主政治の流弊を矯正することができると主張し、中国においても、真の民権を実現し、民主政治を実行するには、儒家の民本思想の上に行わなければならないと考え、民本主義に基づく中国の民主政治の建設を図ろうとしていた。彼は中国の民本と西洋の民権の相異性を承知した上で、「民権」あるいは民主政治に対する思索を深め、儒家の民本思想の価値をより理解するようになった。梁啓超からすれば、儒家の民本主義、儒家思想を代表する「仁」、「相讓」の精神こそ、西洋の民主政治の欠陥を補うことができるものである。

以上の七点は各時期における梁啓超の民権論の特徴である。いずれにせよ、総じて言えば、梁啓超の民権思想は幅広い内容を含んでいる。彼の民権思想は何をめぐって展開したか、要約して言えば、次のような内容になる。

1. 真の国民とは如何なるものか、また真の国民が持つべき権利はどのような権利か
2. 民主国家の成立および国家と国民の関係をどのように認識したか
3. 民主主義の原則に基づいて当時の中国の政府をどのように評価したか
4. 民主国家の建設を阻んでいるものをどのように理解したか

【民権思想の起点と終点—民本思想】

仮に梁啓超の民権思想を立体的に見るとすれば、彼の民権思想の起点は儒家の民本思想であり、その終点はある程度民本思想への回帰であると言ってもよい。具体的に言えば、戊戌変法期における梁啓超は民本主義の限界を出ず、儒家の民本思想を西洋の民権と同一視した。日本に亡命して始めて変法論の限界を克服することができ、民本と民権の相異性を認識するようになった。1920年代の彼の晩年においては、これまで中国の民本と西洋の「民権」の相異性、民主政治を実現する方式に対する認識を深化した上で、中国で真の

民主を実現するなら、民本主義の精神が必要であると認識すると同時に、西洋の民主政治にも、中国の民本主義を取り入れるべきであるという見方を示した。つまり、彼の民権思想の終点は単なる民本思想への回帰ではなく、儒家の民本主義の存在意義を再発見した上の回帰であろう。

【団体の権利としての民権】

また、もう一つ、梁啓超の言う民権とは、民の政治力という抽象的な概念であって、制度的には国会制度・憲法・地方自治など近代的な立憲主義と深く関連している⁶。梁啓超は国家が成立するための不可欠な要件は国民であるとする一方で、「民権」における「民」を基本的に集団的概念として捉えるため、民権を集団全体の権利と見なしている。故に梁啓超の民権観念において、「個人」の上に常に優先される「群」・「団体」・「国家」があった。

【民権実践の漸進性】

民権を実現する方式については、梁啓超は常に漸進的方法による「改良主義」を主張した。周知のように、彼は生涯、革命によらずして、漸進的に中国の変革を図ろうとしていた。民主政治を中国に実現させるには、開明専制と君主立憲はその過渡として必要であると常に説いている。しかも、梁啓超は国民の知的水準の向上という中国の変革に不可欠な長期的な課題を果たすために、強力な中央集権体制を再編成すべく、開明専制の必要性を論じ、開明専制の道は長期的に見れば、民主体制を中国に軟着陸させる近道であると考えた。

【民権思想の調和性】

他方では、梁啓超の民権思想の特徴としては、その「調和的」特質を挙げることができる。戊戌変法期における民権と君權の調和、日本亡命初期の民権と国権の調和、1920年代の民権と民本の調和など、彼の民権思想の調和的色彩は濃厚である。このような調和性はある程度、梁啓超の民権思想における複雑性と多変性を示している。梁啓超の民権思想は中国の伝統の民本思想と西洋の民権思想を結びつけて独自の枠組みを構造したものである。高田淳は「西洋の学術界に今なお残っている、中国の伝統思想は近代化の障害であるとする思考原型を與えたのはウェーバである。彼（筆者注：ウェーバ）の最大の缺陷は個人に内在する道徳の自主概念を見なかった」⁷と指摘した。しかし、梁啓超はウェーバと異なり、中国の伝統思想は、むしろ中国の近代化を促す一つの所与条件であると考えてい

⁶ 横山英「脱出への苦悩—梁啓超その時代」『広島大学文学部紀要』第31巻2号、1972年、71頁。

⁷ 高田淳「批評・紹介 Hao Chang,Chinese Intellectuals in Crisis:Search for Order and Meaning (1890-1911)」、『東洋史研究』(1990年)、49(1)、181頁参考。

る。梁啓超が晩年に提起した「民本主義の精神は西洋の代議政治の流弊を矯正する」ということは、中国の民本思想こそ西洋の民主政治を補完する力であることを表した。この点からみて、晩年の梁啓超は、以前に比べて、民権に対する認識の視野は広くなり、より稳健で成熟したと考えられる。

【民権思想の基底—儒家の伝統思想】

これまでの検討から分かるように、梁啓超の民権思想は、その基底に儒家の伝統思想と近代的救国主義が流れている。これは梁啓超の民権思想のもう一つの特徴であると言える。梁啓超の優れている所は、西洋の民権思想をそのまま受容したのではなく、彼自身の儒家の伝統思想の土壤に西洋の民権論を重層的、選択的に摂取し接合させ、中国近代における命題の一つ「救国」に関連付けた点にある。換言すれば、梁啓超の民権思想を理解するには、儒家の伝統思想の影響を抜きにして語ることはできない。梁啓超自身が帶びている中国の伝統的な儒家思想は彼の西洋の民権思想を受容する方式を大きく左右している。梁啓超のような知識人は、儒家思想の伝統を背負っていたからこそ、西洋の思想と出会い、そして対決し、たとえ新しい時代に相応しい新しい道があったとしても、自分の拠り所の儒家思想を棄てず、むしろ絶えず修正し、ないし読み替えを行ったのである。

【愛国の民権】

梁啓超の民権に対する見方は、以上述べたように、変化がなかったわけではなく、常に政治上の実践活動の推進に伴って変化していった。しかし、梁啓超自身からすれば、それはむしろ時代状況を見据えた上での「今日の我をもって昔日の我を非難することをいとわない」⁸ことであり、思想上の進歩である。自分の民権思想の変化について、梁啓超自身はそれを忌諱せず、「その方法は変わったにもかかわらず、その愛国心は変わったわけではない」⁹と言い、自分の民権思想は政治情勢に伴い時期ごとに変化したが、国を愛する心は一貫していると強調した。いずれにせよ、梁啓超は民権主義者であり、中国における立憲政治の実現を追求しているのである。

2. 梁啓超の民権思想の現代的意義

(1) 国民性改造問題

梁啓超の民権思想の現代的意義は何であるかといえば、第一に取り上げられることは、彼が提起した中国人の「国民性改造」の問題である。梁啓超は清末に早くも「国民性改造」の必要性に気付いた。彼は戊戌変法の失敗への反省から国民性の問題に注目し、近代国民

⁸ 『清代学術概論』、『全集』第5冊、3100頁。

⁹ 「自由書・善變之豪傑」(『清議報』30、1899年10月25日)、『全集』第1冊、351頁。

国家の国民の育成に力を注いでいる。専制体制のもとで「奴隸根性」に支配された民衆をいかに近代国民国家の国民に改造するかを考えたとき、梁啓超は中国人の内面における思考様式をえない限り、現状は変わらないと見なし、単なる政治改革だけでは不十分で、精神のあり方の変革が必要であると強調した。従って、彼は人としての資格、すなわち「独立自尊」の人格の育成、国民の国家思想の養成を提唱するなどを通じて、中国人の国民性の改造に取り組んでいた。今日からすれば、梁啓超の国民改造の目標は達成しなかったにもかかわらず、彼が提起した国民性改造の問題は、その多くは、今日の中国の課題でもある。また、梁啓超が『新民説』や『歐遊心影録』で提示した期待される人間像（個人の自我発展、個人の独立など）は、あらゆる国家や社会において、濃淡の差はあれ、折に触れて繰り返して唱えられることが多い。

（2）中国の伝統文化の主体性

近代の中国が抱えている大きな課題はいかにすれば西洋文明の受容と自国の伝統文化の保持の間のバランスを取っていくか、ということである。而して梁啓超が提起した中国の伝統思想と西洋思想の関わり方の問題は、我々にも大きな示唆を与えてくれる。彼は基本的には、中国の文明と西洋の文明の融合を主張したものの、西洋文明の輸入については、その取捨選択と中国人の主体性を喪失してはならないことを力説している。つまり、中国の伝統思想と西洋の思想との関係をいかに総合的に把握するかという現代中国が直面している問題について、梁啓超は、中国の伝統文化・思想の価値を十分に認め、且つその長所を保持した上で、西洋の文明を排除せず、その長所を取り入れていくという、今日の中国が最も求められている見方を、百年前に既に見事に示している。

（3）儒家思想の根本精神

さらに、もし我々が梁啓超の「民権」思想にとらわれず、より広い視野で彼の提起した「人間」の問題、つまり人間の「物質生活と精神生活の調和問題」、「個性と社会性との調和問題」を見るとすれば、それは今日でも意味深い問題であり、今日の中国が直面している問題でもある。梁啓超は人間は物質生活を離れてはならないと主張する一方、物質生活は人間の精神生活を維持する手段であり、それを人生問題の主要な地位に置くことは決してできないと主張している。彼は、欧米で流行っている「功利主義」の根底が極めて浅薄であり、今後の新時代の要求に適応できない¹⁰という考え方を示している。また、梁は人間は自分の個性を最大限に生かすと同時に、その個性が社会に呑みこまれないように努力することも重要である¹¹と強調した。梁啓超からすれば、この二つの問題が合理的な調和を得ない限り、現代人の人生の苦痛を除く方法はない。では、いかにその調和を得るかといえば、梁啓超はその答えを儒家の伝統思想の中に求めるべきであると提案した。

¹⁰ 『先秦政治思想史』、『全集』第6冊、3694頁。

¹¹ 同上。

梁啓超はいかなる人間でも、少なくとも、安心立命の拠り所を持つべきである¹²と主張している。このような安心立命の拠り所は一種の人生観と言ってもよいし、一種の道徳観と言ってもよい。中国がこれから歩むべき道について、梁啓超は、人々は自己修養と人格の完成を到達目標とする儒家の人生観に基づいてはじめて、秩序的に結合して社会全体の発展と進歩を求めることができると強調した。今日の中国の国家と社会が、理念や価値観を見失ってしまい、物質上の豊かさの追求が全てとなつた。こういう深刻な状態において、中国人がどのような理念、考え方で生きていくのかという問題について、梁啓超は既にその示唆を与えてくれたと言えるであろう。

(4) 民権発展の道

二十一世紀に入って以来、中国は公民の権利を次第に重視しつつあるにもかかわらず、今日の社会発展の現状からみれば、民衆の権利に対する要望を満たすのは、まだ不十分である。梁啓超が生きた時代に比べれば、中国の人民はかつて梁啓超が提起した自由権、教育権などを享有し、しかもそれらの権利は法律で保障されている。だが、最も重要な「参政権」は、ありていに言えば、実現したとは言いがたい。無論、それは様々な原因があるが、その中で、中国人民の低い知的水準と政治的成熟度の低さはなお民権の発展の障礙となる。故に、いかに人民の知的水準を向上させるかということは今日の中国の発展に不可欠の長期的な課題である。かつて梁啓超の提起した「開民智」、「新民」の養成、教育の充実を通じて民衆の政治能力を高めるなどの方策は今日の中国においてなお必要であると言えるであろう。

(5) 東アジアにおける梁啓超

さらに、梁啓超の思想（民権思想だけではなく）は東アジア文明圏にどのような影響を与えたかについては、狭間直樹氏が指摘したように、「近代は個々の人間に価値を置く時代で、我々の認識と思考の基礎となる諸概念は、十九世紀中葉以来、百数十年の大変動を経て生み出された。伝統的な漢字文化圏を「近代東アジア文明圏」に再編成する際に、極めて重要な貢献した人物は梁啓超であった」¹³。また文明史的転換という点での梁啓超の功績は、西洋の近代文明の受容による中国伝統文明の再造にあると言えるであるであろう。世界に占める東アジアの位置がますます重要になっている今日、梁啓超の思想の価値はより注目されるべきであると思われる。

いずれにせよ、以上の考察を通して、筆者は次のような結論を述べたい。

第一、現代の中国が抱えている多くの課題は、例えば国民性改造問題、西洋文明与中国の伝統文明の関わり方の問題、民権を実現させる道の問題などなど、梁啓超は百年前

¹² 『歐遊心影錄』—「科学万能之夢」、『全集』第5冊、2972頁。

¹³ 狹間直樹「梁啓超—東アジア文明史の転換」岩波現代全書087、岩波書店、2016年4月、最後の「著者からのメッセージ」を参考。

に既に明確に掴みとり、先駆的に鋭くまた深く考察している。それらは我々の問題意識に合わせて、教訓、指針、激励など様々な意味を有する見解として受け取ることができる。

第二、中国人はいかにすれば民権を獲得できるかという問題に対して、梁の处方箋である君主立憲制であろうと、開明專制であろうと、一つの選択肢として、その合理性は抹殺すべきではないと筆者は考える。

第三、近代の中国において、どの階級が民主変革の使命を担えるかという難しい問題について、梁啓超はずっと模索し続けた。結局、彼は自ら「中等社会」の一員として、一般民を指導する使命感を自覚するとともに、修己治人による「全民政治」の実現に取り組んでいる。中等社会、あるいは中堅階級が一般の人民を指導する役割を果たすことにより中国の良好なる政治の実現というのは梁啓超の構想である。即ち良好なる政治は、民の人格を向上させ道徳的に良好なる民衆を基礎として建設しなければならない。このような梁啓超の構想は儒家の「修己治人」に基づくものである。

第四、梁啓超の民権思想の基底は儒家の伝統思想である。すなわち、梁啓超は、西洋の民権思想をそのまま受容したのではなく、彼自身の儒家の伝統思想の土壤に西洋の民権論を重層的、選択的に摂取し接合させたのである。民本思想を抜きにして、梁啓超の民権思想の実像を捉えることができない。

第五、梁啓超の生涯を見れば、結局中国は一体どのような社会を建設すべきかという課題について、梁啓超は権利の観念に立てられた欧米社会の、中国に対する優越性を認めず、むしろ儒家の「仁」、「相讓」の精神に立てられた民本主義思想のほうこそ、中国の民主化を促す一つの所与条件であると考えている。つまり、梁啓超の引き出したことは、儒家の民本思想は、中国の未来の民主政治の建設に不可欠な機能を果たすことになる、という結論であった。

3. 今後の課題と展望

本論は梁啓超の啓蒙思想における民権思想に焦点を絞り、それを集中的に追うことによって、梁啓超の民権論に関連する開明專制論、中等社会論、先秦儒家の民本思想を含めて、中国改革の現実的立場から出発した彼の民権思想について分析を行い、その全貌を解明するとともに、梁啓超の民権思想の深層における中国の伝統的知見への検討を加えて、梁啓超の民権思想はどのように形成され、発展していったかを考察した。

本論は「民」を手がかりに、梁啓超の民権思想を集中的に論じたにもかかわらず、民権思想と他の思想の関連を十分に論じられなかった。これは本論の不足しているところであり、今後の課題の一つでもある。また、梁啓超の民権思想をより解明するには、梁啓超と

同時代の知識人たちの民権に対する考え方を入れてより広い視野で梁の民権思想を考察することが必要であると思いながら、十分な考察を開拓しなかった。これも本論に欠けていることである。不十分な研究であることを承知しながらも、本論は梁啓超の研究としても、中国の近代知識人の研究としても、様々な方向に延伸させることのできる、基盤的な研究であると考える。どの方向に延伸させるとしてもそれは全て今後の課題ということになるのだが、これについて少々述べて、本論を締めくくることにしよう。

まず、晩年の梁啓超における儒家の民本思想の継承の問題、いわば梁啓超の民権思想の「ヨコ」の考察ではなく、彼の思想に対する「タテ」の考察は今後一つの方向である。晩年の梁啓超は政治を離れて、より穏健的、透徹した目で中国の伝統文化を見たので、彼自身がいかに自分の伝統的な知見を西洋の価値理念と融合させたかという問題は今後の課題として考察する価値があると考えられる。

もう一つの方向としては、梁啓超の提起した「体制」構想の一側面（開明專制）を、他の知識人の思想や行動から照射することができるであろう、例えば、陳天華、孫文など梁啓超と異なった陣営の者を題材にすれば、本論とは違う側面が明らかにできるはずである。

また、梁啓超の民権思想の一つの特質、つまり「地方分権」の自治思想（1920年湖南省自治運動）は本論では重点的に扱わなかった。この側面を検討すれば、梁啓超の民権思想の解明は、いっそう明白になる。

さらに、梁啓超の民権思想を、当時の人々はどのように受容し、理解していたか、またどのように東アジアの諸国に伝播していったかについても、筆者にとって、興味のある問題である。のみならず、「語彙」研究及び「翻訳概念」をめぐる研究が盛んに進められている中、「民権」という概念は東アジアという範囲でどのように使われていったか、ということの究明は、筆者の今後の課題としたい。

いずれにせよ、このような一見ありきたりとも言える手法で一人の思想家の思想を再検討する作業は今後不可欠のものとなるのであろう。いずれの方向をとるにせよ、筆者はこうした作業を今後の課題としたい。

史料・参考文献

一、<史料>

1、梁啓超關係

林志鈞編『飲冰室合集』、上海中華書局、1936年

張梅・王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』(全3卷)、生活・讀書・新知三聯書店、1963年

丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年

李國俊編『梁啓超著述系年』、復旦大學出版社、1986年

李華興・吳嘉勲編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年

張品興ほか編『梁啓超全集』、北京出版社、1999年

梁啓超著、夏曉虹編『飲冰室合集・集外文』、北京大學出版社、2005年

『湖南時務學堂遺編』、北京香山慈幼院、1922年

『戊戌變法』全四冊(中国近代史資料叢刊)、上海人民出版社、1957年

汪康年・梁啓超ほか編『時務報』、台灣華文書局、1967年

『清議報』(全100冊)台北成文出版社、1967年

『新民叢報』(全96冊)、台北芸文図書館、1966年

『民報』(全26冊)、科学出版社影印本、1957年

『外務省記録』、外務省外交史料館所蔵

竹内実編『中國近現代論争年表 1895-1989』上(1895-1948)、同朋舎出版、1992年

2、そのほか

慶應義塾編『福澤諭吉全集』、岩波書店、1969-1971年

内藤虎次郎著『内藤湖南全集』、筑摩書房、1969-1976年

上海図書館編『汪康年師友札』(全四冊)、上海古籍出版社、1986-1989年

郭嵩燾著『郭嵩燾日記』3、湖南人民出版社、1982年

薛福成『出使四國日記』、湖南人民出版社、1981年

黃遵憲『日本國志』、浙江書局重刊、1898年

馮自由著『革命逸史』(初集)、中華書局、1981年

王栻主編『嚴復集』(第三冊)、中華書局、1986年

康有為著、湯志鈞編『康有為政論集』、北京中華書局、1981年

胡適著『胡適的日記』(全二冊)、中國社會研究院近代史研究所中華民國史研究室編、中華書局、1985年

劉晴波編『楊度集』、湖南人民出版社、1986年

葉德輝編『翼教叢編』(近代中国思想叢刊第 65 輯)、台北文海出版社、1971 年

蔡鍔著、曾業英編『蔡松坡集』、上海人民出版社、1984 年

陶菊隱著『北洋軍閥統治時期史話』(全 8 冊)、生活・讀書・新知三聯書店、1957-1959
年

二、参考文献

1、<単行本目録> (和漢書は著者名を五十音順で配列し、以下は著者名(編者名、訳者名)、書名、出版社、刊行年順に表示した。英文文献は、著者名のアルファベット順で配列した。なお、同一著者の文献については、刊行年順に配列した。また刊行年は西暦を採用した)。

日本語関係 :

有田和夫著『清末意識構造の研究』、汲古書院、1984 年

石川禎浩著『革命とナショナリズム 1925-1945』、(シリーズ中国近代史②)、岩波書店、
2010 年

市川宙三著『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971 年

大谷敏夫著『清代政治思想史研究』、汲古書院、1991 年

小島祐馬『中国の革命思想』、筑摩書房、1967 年

小野川秀美『清末政治思想史研究』、みすず書房、1969 年

小野川秀美・島田虔次著『辛亥革命の研究』、筑摩書房、1978 年

小野沢精一著『書經 下』、明治書院、1985 年

金子肇『近代中国の中央と地方—民国前期の国家統合と行財政』、汲古書院、2008 年

川島真著『近代国家への模索 1894-1925』(シリーズ中国近代史②)、岩波書店、2010 年

小林武・佐藤豊著『清末功利思想と日本』、研文出版、2011 年

近藤邦康著『中国近代思想史研究』、勁草書房、1981 年

坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983 年

佐藤慎一著『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996 年

佐藤慎一著『中国近代の思索者たち』、大修館書店、1998 年

島田虔次著『中国革命の先駆者たち』、筑摩書房、1965 年

島田虔次著『中国思想史の研究』、京都大学学術出版会、2002 年

鈴木修次著『孟子—民を貴しと為す』(中国の人と思想②)、集英社、1984 年

高木智見著『先秦の社会と思想：中国文化の核心』、創文社、2001 年

高木智見著『内藤湖南—近代人文学の起点』、筑摩書房、2016 年

高柳信夫著『近代中国における「近代知」の生成』、東方書店、2007 年

- 陳立新著『梁啓超とジャーナリスト』、芙蓉書房出版、2009年
- 中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学出版部、1999年
- 土屋英雄著『現代中国の人権—研究と資料』、信山社、1996年
- 土屋英雄著『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』、明石書店、1998年
- 丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』(全五巻)、岩波書店、2004年
- 永井算巳著『中国近代政治思想史論争』、汲古書院、1983年
- 中江丑吉著『中国古代政治思想』、岩波書店、1950年
- 西順蔵・島田虔次編『清末民国初評論集』(中国古典文学大系 58)、平凡社、1971年
- 西順蔵編『原典中国近代思想史』第二冊「洋務運動と戊戌変法」、岩波書店、1977年
- 西村成雄著『20世紀中国政治史研究』、放送大学教育振興会、2011年
- 野沢豊編『日本の中華民国史研究』、汲古書院、1995年
- 野村浩一著『近代中国の政治と思想』、筑摩書房、1964年
- 野村浩一ほか編『新編原典中国近代思想史』(全 7巻)、岩波書店、2010年
- 狭間直樹著『五四運動研究序説』(五四運動の研究、第1分冊)、京都同朋舎出版、1982年
- 狭間直樹編『一九二〇年代の中国』、汲古書院、1995年
- 狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1999年
- 狭間直樹著『梁啓超—東アジア文明史の転換』(岩波現代全書 087)、岩波書店、2016年
- 原正人著『近代中国の知識人とメディア、権力—研究系の行動と思想 1912-1929』、研文出版、2012年
- P・A・コーベン著、佐藤慎一訳『知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像』、平凡社、1988年
- 丸山真男著『文明論之概略を読む』下巻、岩波書店、1986年
- 丸山真男著『日本政治思想史』、東京大学出版会、1952年
- 溝口雄三著『中国前近代思想の屈折と展開』、東京大学出版会、1980年
- 溝口雄三著『中国の公与私』、研文出版、1995年
- 宮村治雄著『開国経験の思想史—兆民と時代精神』、東京大学出版会、1996年
- 山室信一著『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企』、岩波書店、2001年
- 横山宏章著『清末中国の青年群像』、三省堂、1986年
- 横山宏章著『孫文と袁世凱：中華統合の夢』、岩波書店、1996年
- 横山宏章著『中華民国—賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997年
- 横山宏章著『中国の愚民主義—賢人支配の 100 年』、平凡社、2014年
- 吉澤誠一郎著『愛好主義の創成—ナショナリズムから中国近代を見る』、岩波書店、2003

年

李曉東著『近代中国の立憲構想—嚴復・楊度・梁啟超と啓蒙思想』、法政大学出版局、2005

年

梁啟超著、重沢俊郎訳『先秦政治思想史』(創元支那叢書)、創元社、1941年

梁啟超著、小野和子訳注『清代學術概論』(東洋文庫)、平凡社、1974年

梁啟超著、高嶋航訳注『新民說』(東洋文庫)、平凡社、2014年

中国語関係：

易新鼎著『梁啟超和中国学術思想史』、中洲古籍出版社、1992年

王人博著『憲政文化与近代中国』、北京法律出版社、1997年

夏曉虹編『追憶梁啟超』、中国廣播電視出版社、1997年

夏曉虹著『覺世与伝世—梁啟超的文学道路』、中華書局、2006年

夏勇著『中国民權哲学』、生活・讀書・新知三聯書店、2004年

金耀基著『中国民本思想史』、台湾商務印書館、1993年

許紀霖編『20世紀中国知識分子史論』、北京新星出版社、2005年

黃雅琦『救亡与启蒙：梁啟超之儒學研究』、花木蘭文化出版社、2009年

黃克武著『一個被放棄的選擇：梁啟超調適思想之研究』(台北中央研究院近代史研究所專刊「70」)、1994年

侯宜傑『二十世紀初中国政治改革風潮—清末立憲運動史』、北京人民出版社、1993年

耿雲志・崔志海著『梁啟超』、廣東人民出版社、1994年

謝扶雅著『中国政治思想史綱』、正中書局、1954年

謝本書著『袁世凱与北洋軍閥』、上海人民出版社、1984年

蔣廣學『梁啟超与古代學術的終結』、江蘇教育出版社、2011年

徐復觀著『學術与政治之間』、台灣書局、1985年

蕭公權『中国政治思想史』、北京新星出版社、2005年

桑兵著『清末新智識界的社團与活動』、生活・讀書・新知三聯書店、1995年

孫會文著『梁啟超的民權與君憲思想』『文史叢刊 22』、國立台灣大學文學院、1980年

鐘維珍・万堯雲著『梁啟超思想研究』、海南人民出版社、1986年

張朋園著『梁啟超与清季革命』(中央研究員近代史研究所專刊 11)、中央研究院近代史研究所、1964年

張朋園著『梁啟超与民国政治』、台北食貨出版社、1978年

張灝著、崔志海・葛夫平訳『梁啟超和中国思想的過渡』、江蘇人民出版社、1997年

陳旭麓著『近代中国的新陳代謝』、上海人民出版社、1992年

鄭匡民著『梁啓超啓蒙思想の東学背景』、上海書店出版社、2001年
董方奎著『梁啓超与立憲政治』、華中師範大学出版社、2011年
孟祥才著『梁啓超伝』、北京出版社、1980年
熊月之著『中国近代民主思想史』修訂本、上海社会科学院出版社、2002年
李澤厚著『中国近代思想史論』、人民出版社、1979年
李新主編『中華民国史』、中華書局、1981-1982年
李喜所・元青著『梁啓超伝』、北京人民出版社、1993年
李喜所編『梁啓超与近代中国社会文化』、天津古籍出版社、2005年
柳詒徵著『中国文化史』、上海古籍出版社、2001年
レベンソン(Levenson,Joseph R)著、劉偉・劉麗・姜鉄軍訳『梁啓超与中国近代思想』、四川人民出版社、1986年
Joseph R. Levenson著、鄭大華・任青訳『儒教中国及其現代運命』、中国社会科学出版社、2001年

英文文献：

Chang,Hao. *Liang Ch'i-ch'ao and Intellectual Transition in China 1890-1907*, Cambridge:Harvard University Press,1971
Huang,Philip C. *Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism*. Seattle: University of Washington Press, 1972
Joseph R. Levenson .*Liang Ch'i-ch'ao and The Mind of Morden China* ,Harvard University Press, 1953
Joseph R,Levenson.*Confucian China and Its Modern Fate:The Problem of Intellectual Continuity*,Berkeley: University of California Press,1958
Xiaobing,Tang. *Global Space and the Nationalist Discourse of Modernity,the Historical Thinking of Liang Qichao*,Stanford University Press,1996

2、<論文>（論文は著者名の五十音順で配列した）

日本語関係：

阿部洋「清末における国民教育観の成立：梁啓超「新民説」をめぐって」、『日本教育学会大会研究発表要項』18、1958年8月
有田和夫「辛亥革命後の梁啓超の思想—士人主導の運動から“国民運動”へ—」、東京外国语大学論集』第47号、1993年
梶山新「ナショナリズムの「近代性」に関する一考察—梁啓超における「国民」と「専制」の対決と融合—」、『社会学ジャーナル』第30号、2005年3月

- 味岡徹「民国国会と北京政変」、『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学人文科学研究所編、1999年
- 味岡徹「中華民国憲法の設定と地方制度」、『聖心女子大学論叢』126、2015年12月
- 磯部敦「<中人>の諸相—福沢諭吉「ミッヅルカラッス」を中心に」、磯部敦：叙説（奈良女子大学日本アジア言語文化学会）第39号、2012年3月
- 石川禎浩「梁啓超と文明の視座」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1999年
- 石川禎浩「「眠れる獅子」（睡獅）と梁啓超」、『東方学報』85、2010年3月
- 石川一三夫「福沢諭吉の自治觀—初期の著作にみる市民的自治論の萌芽—」、『中京法学』27卷1号、1992年10月
- 石川一三夫「福沢諭吉の名望家自治論—伝統的自治の再評価—」、『中京法学』28卷3、4号、1994年4月
- 板垣望「排満思想の意味：楊篤生の場合」、『一橋論叢』58卷4号、1967年10月
- 井波陵一「啓蒙の行方」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1999年
- 于臣「梁啓超の国家論に関する一考察—国權、国民論を中心に—」、『横浜国立大学教育人間科学部紀要』II、人文科学12、2010年2月
- 上田仲雄「梁啓超の変革說—新民說を中心とした彼の革命觀」、『岩手大学学芸学部研究年報』4卷1号、1952年12月
- 植松忠博「近代日本の民本主義 (Democracy in Modern Japan)」、『国民経済雑誌』181(4)、2000年4月
- 王青「梁啓超と明治啓蒙思想」、『北東アジア研究』17、2009年3月
- 大塚博久「『翼教叢編』における政治思想—変法運動の展開と反動派の動向について」、『山口大学文学会誌』第19卷第1号、1968年8月
- 小野寺史郎「梁啓超と「民族主義」」、『東方学報』85、2010年3月
- 苅部直「公徳とはなにか」、『学際“ZERO”号』、2015年5月
- 笠木勝範「日本亡命期の梁啓超の国家政体論—「革」の語義をめぐって—」、『東洋史訪』4、1998年3月
- 川尻文彦「梁啓超とアメリカ—1904年の「新大陸遊記」をめぐって」、『中国研究集刊』37、2005年6月
- 川尻文彦「近代中国における「文明」—明治日本の学術と梁啓超」、鈴木貞美・劉建輝編『東アジア近代における概念と知の編成』、国際日本文化研究センター、2010年3月
- 川上哲正「梁啓超と反袁運動について」、『学習院史学』15、1979年1月
- 鎌田道隆「幕末における国民意識と民衆」、『奈良大学紀要』第16号、1987年12月

- 菊池一隆「国民會議」をめぐる政治力学—一九二〇年代から三〇年代への連動—」、狭間直樹編『一九二〇年代の中国』汲古書院、1995年9月
- 木原勝治「梁啓超の新民説」について」、『立命館文学』180号、1960年6月
- 木原勝治「清末における梁啓超の近代国家論」、『立命館文学』418-421、1980年7月
- 木原勝治「梁啓超における〈開明專制論〉の成立」、『芦屋女子短期大学開学二十周年記念論文集』、文雅堂銀行研究社、1979年7月
- 木山愛莉「翻訳と紹介：梁啓超「新民説」(1902.2-1906.3)」、『人間文化研究』2、2004年3月
- 木山愛莉「梁啓超に見る国民改造思想：「奴性」と「愛国心」という二つの鍵概念をめぐって」、『人間文化研究』4、2006年3月
- 楠瀬正明「中華民国初期の梁啓超と第一国会」、『史学研究』206号、広島史学研究会、1994年10月
- 楠瀬正明「二十世紀初期における中国の国会速開請願運動（一）」、『地域文化研究』30、2004年
- 楠瀬正明「二十世紀初期における中国の国会速開請願運動（二）」、『地域文化研究』31、2005年
- 楠瀬正明「清末の国会速開運動と日本のジャーナリズム—大阪朝日新聞を中心にして—」、『長崎大学教育学部社会科学論叢』第70号、2008年3月
- 熊野正平「清末民国初の中国人の西学・西洋文明に対する態度」、『一橋論叢』49巻2号、1963年2月
- 桑原隠蔵〔「梁啓超氏の「中国歴史研究法」を読む」、『桑原隠蔵全集』（第二巻）岩波書店、1968年
- 国分典子「東アジアにおける西洋法思想の受容と進化論」、『北大法学論集』54(6)、2004年2月
- 小林武「清末の保守主義—その世界像の解体」、『待兼山論叢・哲学篇』第10号、1997年
- 小林武「清末におけるutilityと功利観」、『京都産業大学論集』人文科学系列(41)、2010年3月
- 姜克実「辛亥革命と犬養毅（二）—梁啓超、岑春煊工作—」、『岡山大学文学部紀要』第62号、2014年12月
- 小松原伴子「梁啓超における「自由」と「国家」—加藤弘之との比較において」、『学習院大学文学部研究年報』44、1997年
- 佐々木揚「康有為と梁啓超の憲法觀：戊戌変法から義和団事件まで」、『経済史研究』16、2013年1月
- 坂本ひろ子「中国民族主義の神話—進化論・人種觀・博覧会事件—」、『思想』849号、1995

年 3 月

坂出祥伸「梁啓超の政治思想—日本亡命から革命派との論戦まで」、『関西大学文学論集』

23 卷 1 号、1973 年 12 月

佐藤震二「梁啓超（一八七三～一九二九）」、東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家』

（下巻）、勁草書房、1963 年

佐藤豊「楊度「金鉄主義説」について」、『愛知教育大学研究報告』（人文・社会科学編）、

1997 年 3 月

佐藤慎一「1890 年代の「民権」論」、金谷治編『中国における人間性の探究』、創文社、

1983 年

佐藤慎一「『天演論』以前の進化論—清末知識人の歴史意識をめぐって—」、『思想』792 号、

1990 年 6 月

佐藤貢悦「儒教の伝承について」、『宗教研究』85 卷 2 輯、2011 年 9 月

佐藤貢悦「儒教的倫理規範の再建築に向けて」、『比較思想研究』28、2001 年

斎藤泰治「梁啓超「自由書」と新民説」、「教養諸学研究」（97・98）、1995 年

朱琳「梁啓超の「文明」認識およびその変遷」、『東アジア文化交渉研究』4、2011 年 3 月

朱琳「梁啓超的“革命”論」、『東アジア文化交渉研究』第 5 号、2012 年 2 月

朱琳「梁啓超における中国史叙述—「専制」の進化と「政治」の基準(1)」、『人文学研究所報』52、2014 年 8 月

朱琳「梁啓超における中国史叙述—「専制」の進化と「政治」の基準(2)」、『人文学研究所報』53、2015 年 3 月

鈴木敬夫訳「梁啓超の人権思想—杜鋼健著『中国近百年人権思想』（香港：2004）」、『札幌学院法学』22（1）、2005 年

鈴木章伯「「新儒家」の誕生に関する考察」、『関西大学東西学術研究所紀要』49、2016 年 4 月

鈴木貞美「明治期日本の啓蒙思想における「自由・平等」—福沢諭吉、西周、加藤弘之をめぐって」、『日本研究』40、2009 年 11 月

須藤瑞代「梁啓超の民権・人権・女権—1922 年「人権と女権」講演を中心に」、『中国研究月報』639、2001 年 5 月

孫瑛鞠「梁啓超の近代国民思想の形成：「任侠」から「新民」へ」、『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』42、2016 年 11 月

田中比呂志「第一回国会議員選挙と国民党」、『一橋論叢』10 卷 2 号、1990 年 8 月

高柳信夫「梁啓超の所謂「転身」について：『新民説』「論私徳」その周辺」、『東洋文化研究』4 号、2002 年 3 月

高柳信夫「梁啓超「開明専制論」をめぐって」、『言語・文化・社会』1 号、2003 年 3 月

高柳信夫「梁啓超「余之死生觀」をめぐる考察」、『言語・文化・社会』3号、2005年3月
高柳信夫「中国学術思想史」における仏教の位置—梁啓超の場合」、『言語・文化・社会』
5、学習院大学、2007年3月

陳立新「梁啓超の評価問題について」、『コミュニケーション科学』21、2004年12月

趙英蘭「梁啓超と政聞社—日本における清末立憲派と立憲団体の一つ」、『アジア文化研究』
6(6)、1999年

土屋英雄「梁啓超の西洋「摂取」と権利・自由論」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1997年

寺廣映雄「民国軍閥期における中国の統一策について（一）—廢督裁兵・連省自治・湖南自治運動—」、『歴史研究』17、1980年3月

戸崎哲彦「当代中期における“民本主義”的出現(2)—呂温と柳宗元の“主權在民”的思想」、
『彦根論叢』第303号、1996年10月

中村忠行「『新中国未来記』攷説—中国文芸に及ぼせる日本文芸の影響の一例」、『天理大学学報』1巻1号、1949年5月

永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静（1）—康有為梁啓超の日本亡命とその後の動静」、『人文科学論集』（信州大学）第1号、1966年12月

永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静（2）—新民叢報と民報の論争」、『人文科学論集』（信州大学）第2号、1967年12月

永井算巳「光緒帝西太后的死去と在日康梁派—清末における在日康梁派の政治動静（4）」、
『人文科学論集』（信州大学）第3号、1968年12月

永井算巳「社会主義区講習会と政聞社」、『東方学報』第51巻第3号、1968年12月

永野勝章「清末の中央官制改革について」、『奈良史学』15号、1997年12月

野沢豊「代議制の展開」、野原四郎編『講座中国（III）・革命の展開』、筑摩書房、1967年

林啓彦「清末における民権思想の研究—1900-1904年間の留日学生を中心として」、『史学研究』131号、1976年4月

狭間直樹「『新民説』略論」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本—』みすず書房、1999

狭間直樹「中華民国第一回国会選挙における国民党の勝利について」、『東方学報』52、
1980年3月

狭間直樹・佐藤慎一・宮村治雄「座談会—東アジア近代と梁啓超（上）」、『みすず』42(5)、
2000年5月

狭間直樹・佐藤慎一・宮村治雄「座談会—東アジア近代と梁啓超（下）」、『みすず』42(6)、
2000年6月

堀川哲男「民主主義をめぐる民報と新民叢報の論争」（上）、『東洋史研究』33（1）、1974

年 6 月

堀川哲男「民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争」(下)、『東洋史研究』34 (1)、1975

年 6 月

班偉「清末における「権利」概念の受容—梁啓超の権利論を中心に」、『山陽論叢』第 6 卷、

1999 年 12 月

深沢秀男「変法運動と日本横浜中国大同学校」、『アルテスリベラレス』42、1988 年 6 月

藤井隆「梁啓超の変法論と三世説」、『広島修大論集』人文編 40 (1)、1999 年 9 月

藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」、『広島修大論集』人文編、第 41 卷、第 1 号

(2)、2000 年 9 月

藤井隆「概念の革新—梁啓超「十種德性相反相成義」を読む」、『広島修大論集』人文編 42

(1)、2001 年 9 月

藤井隆「政体論から「開明專制論」を読む」、『修道法学』34 卷 2 号、2012 年 2 月

深町英夫「民国政治体制の歴史的意義—議会制度の破綻と「国情」—」、『現代中国研究』

29 号、2011 年

別府淳夫「梁啓超における西洋と伝統」、『倫理学』2、1984 年 3 月

宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」、『中国—社会と文化—』第 5 号、1990 年

松尾洋二「曹鋗・呉佩孚集団の興亡」、『東洋史研究』47 卷 1 号、1988 年 6 月

松尾洋二「梁啓超と史伝—東アジアにおける近代精神史の奔流」、狭間直樹編『共同研究梁
啓超—西洋近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1999 年

松井直之「清朝末期における権利の受容と変容—欽定憲法大綱と臣民権利—」、『横浜国際
経済法学』14 (2)、2005 年 12 月

松井喜代司「孟子の政治思想における二点の考察 (二)」、『政経論叢』23 (5・6)、1955

年 4 月

村尾進「万木森々—『時務報』時期の梁啓超とその周辺—」、狭間直樹編『共同研究梁啓超
—西洋近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1999 年

森紀子「梁啓超の仏学と日本」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と日本』
みすず書房、1999 年

森時彦「梁啓超の経済思想」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日
本』、みすず書房、1999 年

森川裕貫「議会主義への失望から職能代表制への希望へ—章士釗の『職業救国論』(1921
年)」、『中国研究月報』65 卷 4 号、2011 年 4 月

森川裕貫「民国元年における国家制度構想と章士釗」、『東洋学報』89 卷 1 号、2007 年 6
月

山田央子「ブルンチュリと近代政治思想—「国民」観念の成立とその受容」(下)、『東京

都立大学法学会雑誌』33巻1号、1992年7月

山田敬三「『新中国未来記』をめぐって—梁啓超における革命と変革の論理—」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、1999年

山口るみ子「「新民説」考」、『東洋大学大学院紀要』37、2000年

山口るみ子「「新民説」における私徳についての考察」、『東洋大学大学院紀要』38、2001年

山口るみ子「「新大陸遊記からの考察—<論公徳>と<論私徳>の間にあるものとして」、『東洋大学大学院紀要』41、2004年

山室信一「連鎖観点からみる辛亥革命と日本」、『経済史研究』16、2013年1月

横山英「脱出への苦悩—梁啓超とその時代—」『広島大学文学部紀要』第31巻1号、1972年2月

横山宏章「中国における議会政治政党の挫折—民国初期の革命政党と議会政党—」、『明治学院論叢』第52号、1993年3月

吉澤誠一郎「中国における近代史学の形成—梁啓超「新史学」再読」(小特集 近代史学史再考—アジアの事例から)、『歴史学研究』(863)、2010年2月

李海「梁啓超研究—その日本滞在期を中心にして」、名古屋大学博士学位論文、2014年

李曉東「制度としての民本思想—梁啓超の立憲政治観を中心に」、『思想』932、2001年

李曉東「西周のにおける儒教の「読み替え」—梁啓超との比較を兼ねて—」、『北東アジア研究』14-15、2008年3月

劉晏宏「儒家思想家としての梁啓超」、『哲学論文集』45、2009年9月

盧守助「梁啓超の「新民」理念」、『現代社会文化研究』33、2005年7月

和田博徳「批評と紹介 張朋園著『梁啓超与清季革命』」、『史学』38(3)、1965年12月

中国語関係：

尹天五「愛國救亡的『清議報』」、『學術月刊』、1984年11月

于彦君『梁啓超国民運動思想研究』、山東大学修士学位論文、2011年

袁樹平「梁啓超民族凝聚力思想初探」、『中央社会学院学報』、2001年1月

温克勤「梁啓超与近代道德転型」、『現代哲学』、1998年8月

王人博「民權詞義考論」、『比較法研究』、2003年1月

王人博「論民權与人權在近代的転換」、『現代法学』、1996年3月

王艷勤「國權與民權的調和：梁啓超的自由主義民權觀」、『求索』、2011年10月

王先明「論“民權即紳權”—中国政治近代化歷程的一個側影」、『社会科学研究』、1995年6月

王先明「歷史記憶與社會重構—以清末民初紳權變異為中心的考察」、『歷史研究』、2010

年 6 月

王恒磊「論梁啟超民權思想的形成」、山東大学修士論文、2007 年

王也楊「重讀梁啟超『開明專制論』」、『中華讀書報』、2011 年 4 月 20 日

夏曉虹「鑄造全國青年之思想：歐遊前後梁啟超講學路徑的變動」、『嶺南學報』第四輯、2015 年

夏曉虹「作為政治家的梁啟超—“梁啟超研究”導論之一」、『雲夢學刊』第 29 卷第 5 期、2008 年 9 月

夏勇「民本與民權—中國權利話語的歷史基礎」、『中國社會科學』、2004 年第 5 期、2004 年 9 月

何麗君「淺析 1898-1903 年的梁啟超的民權思想」、『湘潭大學學報·社會科學版』、2005 年 12 月

柯繼銘「走向中下層：清季十年對不同社會群體的認知與“民”的指謂變化」、『社會科學研究』、2007 年 2 月

干春松「政治、宗教和哲學：梁啟超的儒家論說」、『東吳學術』（2011 年第 3 期）、2011 年 8 月

金沖及「清議報的二重性」、『新聞研究資料』、1980 年 4 月

許紀霖「少數人的責任：近代知識分子的士大夫意識」、『近代史研究』、2010 年 5 月

許小青「梁啟超民族國家思想研究」、『華中師範大學學報』（人文社會科學版）、2000 年 4 月

邢益強「梁啟超晚年民權思想之一面—從民本至民權的創造性接軛」、『武漢大學學報』（哲學社會版）、2007 年 7 月

龔培「梁啟超“開明專制論”的概念分析」、『貴州大學學報·社會科學版』、2013 年 9 月

元青「梁啟超歐遊歸來後的文化思想傾向芻議」、『中洲學刊』、1993 年 6 月

元青「梁啟超晚年的國民運動觀芻議」、『廣東社會科學』、2002 年第 1 期、2002 年 2 月

吳嘉勳「『清議報』簡論」、『浙江學刊』、1982 年 6 月

侯傑·林緒武「近百年來不同語境下的梁啟超研究」、『文史哲』2004 年第 1 期、2004 年 7 月

侯傑·林緒武「省思與超越—近十年來梁啟超研究之探討」、『社會科學研究』、2004 年 5 月

耿雲志「五四以後梁啟超關於中國文化建設的思考—以重新解讀『歐遊心影錄』為中心」、『廣東社會科學』2004 年第 1 期、2004 年 2 月

耿雲志「論清末立憲派的國會請願運動」、『中國社會科學』、1980 年第 5 期、1980 年 9 月

吳炳守（韓國）「民初梁啟超中堅政治論與研究系知識分子的形成」、『史林』、2008 年 3 月

黃克武「略論梁啟超研究新動向」、『文史哲』2004 年第 4 期、2004 年 7 月

黃漢青「維新派近代民權學說的歷史演進」、『清史研究』、2001 年 8 月

- 崔志海「梁啟超“新民說”再認識」、『近代史研究』、1989年第4期、1989年8月
- 崔志海「梁啟超与五四運動」、『近代史研究』(1997年第1期)、1997年1月
- 崔志海「評海外三部梁啟超思想研究專著」、『近代史研究』(1999年第3期)、1999年5月
- 蔣廣學「五四運動与梁啟超的現代政治理念」、『江蘇社会科学』(1999年第3期)、1999年6月
- 周志初「梁啟超“開明專制論”述評」、『鎮江師專學報·社會科學版』、2001年4月
- 謝放「張之洞反對民權說剖析—兼析 19世紀後期中文詞匯“民權”與“民主”的涵義」、『社會科學研究』、1998年2月
- 徐宗勉「失敗者的探究—1913-1915年間關於中國如何實現民主政治的討論」、『歷史研究』、1984年4期、1984年8月
- 徐茂明「明清以來鄉紳、紳士與士紳諸概念辨析」、『蘇州大學學報(哲學社會科學版)』2003年1月第1期、2003年1月
- 徐松榮「再論梁啟超的國民性改造思想」、『廣州大學學報』(社會科學版)第3卷第12期、2004年12月
- 肖良武「梁啟超的民權思想與近代啟蒙思潮研究」、『貴州社會』、2005年7月
- 鄒小站「民國初年開明專制論評析」、『教學與研究』、2014年12月
- 桑兵「拒俄運動與中等社會的自覺」、『近代史研究』、2004年第4期、2004年7月
- 桑兵「保皇會宗旨歧變與組織離合」、『近代史研究』、2002年第3期、2002年5月
- 戴鞍鋼「清末梁啟超“新民”和“民權”的啟蒙宣傳」、『團結報』、2015年2月5日
- 陳來「梁啟超的“私德”論及其儒學特質」、『清華大學學報』(哲學社會科學版)、2013年第1期、2013年1月
- 陳其泰「梁啟超晚年文化自覺—『歐遊心影錄』的思想價值」、『學術研究』、2003年7月
- 陳其泰「梁啟超先秦思想史研究的近代學術特色」、『北京師範大學學報』(社會科學版)、1994年第2期、1994年3月
- 陳強「梁啟超民權思想研究」、山東大學修士論文、2006年
- 張小穩「讀梁啟超『先秦政治思想史』」、『史學月刊』、2014年5月
- 張朋園「從民初國會選舉看政治參與」、『中國近現代史論集』四、1980年
- 張錫勤「梁啟超「新民說」論綱」、『求是學刊』、1996年9月
- 張玉法「二十世紀初年國人對引進西方國會制度之態度及其轉變」、『近代史研究』(第10輯)、2013年12月
- 張玉法「從改造到動員：梁啟超在政治運動中對國民態度的轉變」、李喜所編『梁啟超與近代中國社會文化』、天津古籍出版社、2005年
- 鄭大華·哈艷「論梁啟超晚年的文化取向和政治取向及其疏離」、『中洲學刊』、2005年9月
- 董正華「近代中國人權觀念的嬗變—觀念史探隅」、『史學理論研究』、2012年第2期、2012

年 4 月

董羅民「梁啟超的國民運動思想」、『社會科學論壇』、2005 年 8 月

董德福「梁啟超與五四運動探源」、『江蘇大學學報』(社會科學版) 第 8 卷第 6 期、2006 年 11 月

バステイド(仏)「梁啟超的 1919 年旅居法國與晚年社會文化思想上對歐洲的貶低」、李喜所編『梁啟超與中國近代社會文化』、天津古籍出版社、2005 年

巴斯蒂「中國近代國家概念溯源—關於伯倫知理『國家論』的翻譯」、『近代史研究』、1997 年 4 期、1997 年 7 月

馮超「對梁啟超民權學說的解讀」、『溫州大學學報·社會科學版』、2008 年 9 月

方志欽「梁啟超的中庸哲學」、李喜所編『梁啟超與中國近代社會文化』、天津古籍出版社、2005 年

方俠文『梁啟超晚年(1918-1929) 學術思想研究—以清代學術研究、先秦諸子研究為例』、國立台灣大學中國文學研究所博士論文、2006 年

鮑紹霖·王憲明「國民性研究：東西文化相互影響三部曲」、『清華大學學報』(哲學社會科學版) 第 6 卷第 1 期、1991 年 4 月

孟昭紅「二十世紀初梁啟超對國民劣根性的揭露和批判」、『學術交流』、2000 年 5 月

姚伝德「清末政體模式與現代化進程—梁啟超“開明專制論”評析」、『社會科學輯刊』、1999 年 3 月

楊華「梁啟超與中國傳統文化的關係—三位美國中國學專家眼中的梁啟超」、『探索與爭鳴』、2002 年 11 月

楊宗鳴「梁啟超的開明專制論」、『蘭台世界』、2008 年 5 月

楊小輝「覺醒與吶喊—20 世紀初新知識階層的“中等社會”論說」、『生命、知識與文明』、2009 年 11 月

楊志超「梁啟超民權觀述評」、東南大學修士論文、2014 年

楊義銀「梁啟超改造國民性構想之評說」、『河北學刊』、1994 年 11 月

賴俊楠「晚清時期梁啟超憲法思想中的“人民程度”問題」、『清末研究』、2016 年 2 月

劉保剛「歐戰後梁啟超對中國憲政道路的反思與探索」、李喜所編『梁啟超與近代中國社會文化』、天津古籍出版社、2005 年

李喜所「現代化視野下的梁啟超研究」、『文史哲』、2004 年第 3 期、2004 年 5 月

李喜所「剖析梁啟超晚年的思想走向—以『歐遊心影錄』為中心」、『社會科學研究』、2003 年第 5 期、2003 年 9 月

李華興·姜義華「梁啟超與清末民權運動」、『復旦學報』(社會科學版)、1979 年 5 月

李哲浩「梁啟超與中國近代政治思想：民權與君憲思想為探討中心」、台灣文化大學中山學術研究所博士論文、1996 年

李鳳亮「**20世紀中国文芸運動の歴史闡析—唐小兵教授訪談録**」、『文芸争鳴』、**2010年9月**
李維武「儒学与民主：文化保守主義民主觀念的近百年变化」、『華東師範大学学報』(哲学
社会科学版)、**2010年第5期、2010年9月**

陸信礼「論梁啓超晚期先秦諸子思想研究之特色」、『學術研究』、**2007年第10期、2007年
10月**

稂艷玲「『清議報』与中国民權思想啓蒙」、『邵陽学院学報』(社会科学版) 第**6卷第2期、
2007年4月**

劉曙東「梁啓超民權思想的内在理路」、『求索』、**2005年4月**

劉紀曜『梁啓超与儒家伝統』、台湾国立師範大学歴史研究所博士論文、**1985年**

盧向国「近代中国民權思想及其与伝統民本思想的勾連」、『山西師大学報』社会科学版第**38
卷5期、2011年9月**

附表一

梁啓超の「民権」、「民主」、「民本」という用例の時期別の対照図

年代	民権	民主	民本
1896	問泰西各国何以強？曰：議院哉！議院哉！問議院之立、其意何在？曰：君權と民権合、則情誼通。議法與行法分則事易就。二者斯強矣 (「古議院考」、1896年)	問子言西政、必推于古、以求其從同之跡、敢問議院、于古有征乎？曰：法先王者法其意。…故雖無議院之名、而有議院之實也。 (「古議院考」、1896年)	
1896	當知三代以後、君權日益尊、民権益衰、為中國致弱之根源。 (「西學書目表」後序、1896年)		
1897	惟政亦爾、既有民権以後、不慮改有君權。故民主之局、乃地球萬國古來所未有、不獨中國也。 (「與嚴幼陵先生書」、1897年)	顧以為中國歷古無民主、而西國有之。啟超頗不以為然。西史謂民主之局起于希臘、羅馬、啟超以為彼之世非民主也。…故民主之局、乃地球萬國古來未有、不獨中國也。 國之強弱悉推源于民主、民主斯固然也。君主者何？私而已、民主者何？公而已。然公固為人治之極則、私亦為人類為由存。 譬猶民主、固救時之善途也。然今日民義未講、則無寧先借君權以轉移之。彼言教者、其意亦若是也。 (「與嚴幼陵先生書」、1897)	
1897	『春秋』大同之學、無不言民権。盍取六經所言民権者、編輯為書、亦大觀也。 (梁啓超の湖南「時務学堂課芸批」、1897年)		『孟子』言民為貴、民事不可緩、故全書所言仁政、所言王政、所言不忍人之政、皆以為民也。泰西諸國今日之政、殆庶近之。 (『讀孟子界說』、1897年)
1898	今日欲伸民権、必以廣民智為第一義。欲興民権、宜先伸紳権、欲興紳権、宜以學會為起点。 (「論湖南應辦之事」、1898年)		
1899	故民権興、則國權立、民権滅則國權亡。為君相者而務臣之權、是之謂自棄其國、為民者而不務各伸其權、是之謂自棄其身。故言愛國必自興民権始。 政府壓制民権、政府之罪也。民不求自伸其	問者曰：子不以尊皇為主旨乎？今以民權号召天下、將置皇上于何地也？(中略)夫民權與民主二者、其訓詁絕異。英國者、民權發達最早、而民政體最完備者也。歐美諸國皆師而效之、而今	

	<p>權、亦民之罪也。西儒之言曰：侵犯人自由權利者、為萬惡之罪、而自棄自由權利者、惡亦如之。蓋其損害天賦之人道一也。...故未有民不自求其權、而能成就民權之政也。（「愛國論」、1899年）</p> <p>民受生于天、天賦之以能力、使之博碩豐大、以遂厥生、于是有民權焉。（「草茅危言—民權篇」、1899）</p> <p>或問曰：孟子者、中国民權之鼻祖也。敢問孟子所言民政、與今日泰西学者所言民政、同乎？異乎？曰：異哉異哉！孟子所言民政者謂保民也、牧民也。...保民者、以民為嬰也；牧民者、以民為畜也。...以保牧民者、比之于暴民者、其手段與用心雖不同、然則侵民自由權則一也。民也者、貴獨立者也、重權利者也、非可以干預者也。</p> <p>（「保全支那」、1899年）</p>	<p>女皇、安富尊榮、為天下第一有福之人。</p> <p>(中略)然則興民權為君主之利乎？為君主之害乎？今惟以民權之故、而國基之巩固、君位之尊榮、視前此加數倍焉。然則保國尊皇之政策、豈有急於民權者哉、而彼愚而自用之輩、混民權與民主為一途。</p> <p>(「愛國論」、1899年)</p>	
1900	<p>惟伸民權、故君主之位、益以尊榮。是以有國者而欲固其位、則莫如伸民權、有官者而欲保其祿、莫如伸民權、彼民非必樂于爭權也、而無如處今日生存競爭優勝劣敗之世界、非借民權無以保國權、國權一失、而國民之身家性命、隨之而亡。</p> <p>（「上粵督李傳相書」、1900年）</p>		
1901	<p>故有特識而真愛國者、惟以民權之能伸與否為重、而不以君位屬於誰為重。</p> <p>今上皇帝、忍之無可忍、待之無可待、乃舍身忘位、毅然為中國開數千年來未有之民權、非徒為民權、抑亦為國權也。</p> <p>那拉氏之仇皇上、其仇民權耶、其仇國權耶。仇民權則是四百兆人之罪人也。仇國權抑亦大清十一代之罪人也</p> <p>（『中國積弱遡源論』—第四節「積弱之源于近事者」、1901年）</p> <p>獻身甘作万矢的、著論求為百世師。誓起民權移旧俗、更擎哲理牖崖知。十年以後當思我、舉國猶狂欲語誰？世界無窮願無盡、海天寥廓立多時</p> <p>（『自励二首』、1901年）</p> <p>是故欲君權之有限也、不可不用民權、憲官權之有限也、更不可不用民權、憲法與民權、二者不可相離、此实不易之理、而万国所經驗而得之也。（「立憲法議」）</p>	<p>有土地人民立于大地者謂之國、世界之國有兩種：一曰君主之國、二曰民主之國</p> <p>吾儕之唱言民權、十年于茲矣、當道者、忧之嫉之畏之、猶洪水猛獸然、此無怪其然也。蓋由不知民權與民主之別、而謂言民權者必與彼所戴之君主為仇、則其忧之嫉之畏之也固宜。不知有君主之立憲、有民主之立憲、兩者同為民權、而所以馴致之途、亦有由焉。</p> <p>故欲翊戴君主者、莫如興民權。</p> <p>(「立憲法議」、1901年)</p>	

	<p>蓋西國政治之基礎在於民權、而民權之巩固由於國民競爭權利寸步不肯稍讓、即以人人不拔一毫之心、以自利者利天下。(『十種德性相反相成義』—「其四利己與愛他」、1901年)</p> <p>「清議報」之特色有數端：一曰倡民權、始終抱定此義、無獨一無二之宗旨</p> <p>(『清議報百冊祝辭並論報館之責任及本館之經歷—第四清議報之性質』、1901年)</p>		
1902	<p>平心而論之、謂民權興而君權必損、此自太過之論、在專制政體之國而興民權、則必不可不將前此固有之君權、割出一部分以讓之于天下、雖鄙人亦無容為諱者。然究其實、則所損者果為君主乎？是亦不然。（中略）然則雖謂伸民權而君權反增可也。</p> <p>（「答某君問德國日本裁抑民權事」、1902年）</p>	<p>古代之民主制、其民有直接之参政權、今世之民主制、其民有間接之参政權也。</p> <p>美国自独立以来、所行者真民主也（「亞里士多德之政治学説」、1902年）</p> <p>孟氏又謂民主国所最要者、在凡百听民自為。</p> <p>一国之人可称為国民者、亦惟民主国為然。其推崇民主制如是。</p> <p>（「法理学大家孟德斯鳩之学説」、1902年）</p>	<p>仁政必言保民、必言牧民、牧之保之云者、其權無限也。故言仁政者、只能論其正而是、而無術使之必如是。</p> <p>（「論政府与人民權限」、1902年）</p>
1903・1905	<p>民權自由主義、放諸四海而皆準、俟諸百世而不惑、</p> <p>今泰西諸國、競集權于中央者、集之以與外競也。然必集多數有權之人、然後國權乃始強。若一國人民皆無權、則雖集之、庸有力乎？</p> <p>（「答某君問法國禁止民權自由之説」、1903年）</p> <p>故吾輩今日勿徒羨民權、而必當備其可以享受民權之資格。</p> <p>（「敬告我国国民」、1903年）</p>	<p>訳者曰：吾心醉共和政体也有年、國中愛國躊躇之士之一部分、其与吾相印契而心醉共和政体者亦既有年。吾今読伯、波兩博士之所論、不禁冷水澆背、一旦尽失其据、皇皇然不知何途之從而可也。</p> <p>嗚呼痛哉！吾十年來所醉所夢所歌舞所尸祝之共和、竟絕于我耶？吾与君別、吾涕滂沱。…嗚呼共和、吾不忍再汚点汝之美名、使後之論政体者、復添一左証焉以詛呴汝。…</p> <p>（「政治学大家伯倫知理之学説」—「三論民主政治之本相及其価値」、1903年）</p> <p>筆者注：ここで「共和」は民主と同じ意味であると思われる。</p>	
1906	<p>抑吾聞革命論者固有詞矣、曰：“君權民權之転捩、其枢機所在、為革命之際、先定民權與兵權之關係。蓋其時用兵貴有專權而民權諸事草創、資格未粹、使不相侵而務相維、兵權漲一度、民權亦漲一度、逮乎事定、解兵權以授民權、天下晏如矣、定此關係、厥惟約方法…”顧吾試一一詰之。</p>		

	<p>若語利害之比較、而曰軍政府雖欲自犯約法、恐緣此失其已有之權利、故有所憚而不敢爾爾、而此憚心即人民權利之保障、此欺人之言也。夫人民所有之區區之權利、出自軍政府之殊恩、非自初有所挾、而使軍政府不得不予我者、軍政府欲奪回之、隨時可以奪回之、此正波氏所謂貓口之鼠之權利也。</p> <p>(『開明專制論』—第八章「論開明專制適用于今日之中國」、1906年)</p> <p>立憲之幾、恒不在君主而在人民。但其人民有立憲之智識、有立憲之能力、而發表其立憲意願、即無論為如何之君主、則遂必歸于立憲。…故謂立憲之原因、則君主之肯不肯定、固占一部分、然其肯与不肯、仍在人民之求与不求。故人民之求立憲、實能立憲之最高原因也。</p> <p>吾之言立憲、以立憲為究竟之目的、而此目的之達、期諸十年二十年以後。…如吾所言、則立憲不立憲之權操諸我、我苟抱定此目的、終可操券而獲也。</p> <p>(「申論種族革命與政治革命之得失」、1906年)</p> <p>吾是以不敢謂模倣美國憲制、而遂能舉民權之實也。</p> <p>(「答某報第四號對於『新民叢報』之駁論」、1906年)</p>	
1907•1910	<p>立憲政治非他、則國民政治之謂也。欲國民政治之現于實、且常保持之而勿失墜、善運用之而日向榮、則其原動力不得不還求于國民自身。</p> <p>(「政聞社宣言書」、1907)</p> <p>夫物之不齊、物之情也。無論政教若何修明終不能以使全國人民制度終歸于一。</p> <p>今世國會則採代議制度而已、人民各舉賢智于我者舉為議員、被選人之程度恒加選舉人一等、…正惟以程度不一之故、而代議制度乃得運行圓活。</p> <p>(「論政府阻撓國會是非」、1910年)</p>	
1911•1913	<p>要而論之、極端之民權主義、不過百年前歐洲學者一種空想。按諸真理、揆之事實、其窒碍皆不一而足、政治之目的、其第一義在謀國家自身之生存發達、國家不能離國民而存、凡國未有不與民福相麗者也。故善謀國</p>	

	<p>者、惟当汲汲焉求国權之當遵何道而得善其运用、而此權之當由何人操之、則一國有一國之所適、一時代有一時代之所適、斷不容刻舟以求、胶柱而鼓也。吾中国今日儼然共和矣、民權之論、洋洋盈耳、誠不憂其天闕、所患者、甚囂塵上、鈍國權之作用、不獲整齊于內競勝于外耳。故在今日、稍躋重國權主義以濟民權主義之窮、此憲法所采之精神一也。</p> <p>(「憲法之三大精神」、1913年)</p>		
1915•1917	<p>吾以為國體與政體本絕不相蒙、能行憲政、則無論為君主為共和、皆可也；不能行憲政、則無論為君主為共和、皆不可也。兩者既無選擇、則毋寧因仍現在之基礎、而徐圖建設理想的政體于其上、此吾數十年來持論之一貫精神也。</p> <p>(「梁任公與英報記者之談話」、1915)</p>		
1918•1920	<p>民主主義的國家、徹頭徹尾都是靠大多數國民、不是靠幾個國民。</p> <p>(『歐遊心影錄』—「階級政治與全民政治」、1920年)</p> <p>中國做政治活動的人—無論何黨何派—都沒有完全了解民主政治的真意義、所走的路都走錯了。...結果、那能倒軍閥的人、立刻便成了新軍閥、鬧來鬧去、總離不了這一套、始終並沒有人從運動國民上痛下工夫、歐美式國民運動、所以不能發生、原因都是如此。</p> <p>(「外交敗內政敗」、1921年12月20日北京高等師範學校平民教育社講演)</p>	<p>中國本有民意政治之雛形、全國人久已有輿論民情之印章、但其表示之方法則甚為渾濁為可憾耳。...其實自民本主義而言、中國人民向來有不願政府干涉之心、亦殊合民本主義之精神。</p> <p>又仮定(ドイツ)其早已採用民本主義、吾敢其雖未能發展如現在之速、然必仍發達如故。</p> <p>(「在中国公學之演說」、1920年)</p>	
1921•1929	<p>民權之說、中國古無有也。法家尊權而不尊民、儒家重民而不重權、道墨兩家此問題置諸度外。</p> <p>民權云者、人民自動以執行政權之謂也。</p> <p>雖民權極昌之國家、亦必以成人為參政之標準、未有賦予未及齡之“小人”以參政權者。</p> <p>(『先秦政治思想史』、1922年)</p>	<p>恐怕中國人民治主義的根基、只有比歐洲人發達的早、並沒有比他們發達的遲...我們本來是最“德謨克拉西”的國民、到近來和外國交通、越發看真“德謨克拉西”的好处。</p> <p>(「辛亥革命之意義與雙十節之樂觀」、1921年)</p> <p>因為這是德謨克拉西的國家—即民主國家的根本精神所在。凡民主國家的政治、總要建設在民意識之上。</p> <p>(「對於北京國民裁兵運動大會的感</p>	<p>此種無參政權之民本主義、為効幾何？我國政治論之最大缺點、毋乃在是。...要之、我國有力之政治思想、乃欲在君主政治之下、行民本主義之精神。此理想雖不能完全實現、然影響于民意識者既已甚深。故雖累經專制摧</p>

		想」、1922 年双十節在天津青年会講 演)	残、而精神不能磨滅。 (『先秦政治思想 史』、1922 年)
--	--	---------------------------	--------------------------------------

注：() は用例の出典を示す。

附表二

中国の代表的な思想家による民権用例の時期別の対照

	郭嵩燾	黃遵憲	薛福成	鄭觀応
1870・1895	<p>西洋政教以民為重、故一切取順民意、即諸君主之國、大政一出之議紳、民權常重于君。</p> <p>(郭嵩燾の 1878 年 5 月 19 日の日記、光緒四年四月十八日日記)</p>	<p>府県會議之制、倣于泰西、以公國是而伸民權。</p> <p>近日民心漸染西法、竟有倡自由民權之說者、...百姓執此說以要君、遂連名上書、環闢陳訴、請開国会而伸民權。</p> <p>(黃遵憲『日本國志』卷一「國統志一」、1895)</p>	<p>西洋各邦立國規模、以議院為最良、然如美國則民權過重、法國則叫囂之氣過重、其斟酌適中者、惟英德兩國之制、頗盡善。</p> <p>歐洲的君民共主之國、其政權亦在議院、大約民權十之七八、君權十之二三</p> <p>〔薛福成、光緒 16 年 7 月 22 日 (1890 年 9 月 6 日)、12 月 29 日 (1891 年 2 月 7 日) 日記〕</p>	<p>民受生于天、天賦之以能力、使之博碩豐大、以遂厥生、于是有民權焉。</p> <p>(鄭觀応:『盛世危言・原君』附、1894)</p>
1896・1899	<p>天下未有民權不重而國君能常存者。</p> <p>(「論治學治事宜分二途」、1898 年)</p> <p>二百年以往、其權在國王；百年以往、其權在貴族；五十年以往、其權在富人；直至于今、始漸有民權之實。</p> <p>(「憲法大義」、1906)</p> <p>國之所以常處于安、民之所以常免于暴者、亦恃制而已、非恃其人之仁也。恃其欲末仁而不可得也、權在我者也、使彼而能吾仁即亦可。以吾不仁、權在彼者也。在我者、自由之民也、在彼者所勝之民也、必在我、無在彼、此之謂民權。</p> <p>(嚴復、孟德斯鳩『法</p>	<p>且夫居今日而參用民權、有三大善焉。蓋從前泰西君權過重、故民權伸而君權稍替。中國君權漸失、必民權復、而君權始能行。</p> <p>惟參用民權、則千耳萬目、無可蒙蔽、千夫所指、無可趨避、令行禁止、惟上之從。雖曰參用民權、而君權之行、莫此若矣。且夫民無權、則不知國為民所共有、而與上相睽；民有權、則民知以國為事、而與上相親。</p> <p>若夫處今日之國勢、則民權之行、猶有宜亟者、蓋以民權與外人相敵、力單則易為所挾；以民權與外人相持、力厚則易于措辭。</p>	<p>考外洋民權之說所由來、其意不過曰国有議院、民權可以發公論、達衆情而已、但欲民伸其情、非欲民攬其權。訛者變其文曰民權、誤矣。... 今日摭拾西說者、甚至謂人人有自主之權、益為怪妄。此語出于彼教之書、其意言上帝予人以性靈、人人各有智慮聰明、皆可有為耳、訛者竟積為人人有自主之權、尤大誤矣</p> <p>(張之洞「勸學篇・內編・正權第六」、1898)</p>	<p>民權者、其國之君仍世襲其位。民主者、其國之君由民選位、以幾年為期、吾言民權者、謂使中國之君世代相承踐、天位庶勿替、非民主之國之謂。</p> <p>(何啟・胡禮垣「勸學篇・書後」、『新政真詮』第五編、1899)</p>

	意』按語、1904)	(汪康年「中国參用民權之利益」、1896)		
	李石曾	章太炎	陳天華	孫文
1900•1911	<p>所謂民權者、實富權也。初以為民主最平等、共和最自由、殊不知自由者富者之自由也、平等者、富者之平等也、而貧民之困苦如故、自由平等於貧民乎何有？…故主民權主義者、非為貧民計也、實為己之富貴計也。</p> <p>(「仲論民族、民權、社會主義之異同、再答來書論〈新世紀〉發刊之趣意」、『新世紀』第6期、1907年)</p>	<p>代議政体、非能伸民權、而適壞抑之。蓋政府與齊民、財有二階級耳。橫置議士與其間、其分為三、固多一牽掣者、齊民亦多一抑制者</p> <p>(「與馬良書」、『民報』第19号、1908年)</p> <p>是故通選亦失、限選亦失、單選亦失、複選亦失、進之、則所選必在豪右、退之則選權墮于一偏。故代議本以伸民權也、而民權顧因之日蹙。</p> <p>(「代議否然論」、1908年)</p>	<p>夫以中国国民能力可以回復、並可以至短之期限回復、能享有完全之權利之証拏又確鑿如是、而猶曰歐美可以言民權、中国不可言民權；歐美可以行民主、中国不可行民主、為是言者、無論何人、皆知其失。</p> <p>吾儕既認定此主義、以為欲救中国、惟有興民權、改民主、則先之以開明專制、以為興民權改民主之予備。最初之手段革命也。</p> <p>(「中國宜改創民主政體」、1905年)</p>	<p>余維歐美之進化、凡以三大主義：曰民族、民權、民生。羅馬之亡、民族主義興、而歐洲各國以獨立。洎自帝其國、威行專制、在下者不堪其苦、則民權主義起。</p> <p>(『民報發刊詞』、1905)</p> <p>至于民權主義、就是政治革命的根本。将来民族革命实行以後、現在的惡劣政治固然可以一掃而盡、却是還有那惡劣政治的根本、不可不去。</p> <p>(東京『民報』創刊周年慶祝大會演說、1906年)</p>
1912•1920	李大釗	杜亞泉	陳獨秀	孫文
	<p>國法當遵、而彼可以不遵、民權當護、而彼可以不護、不過假手于國法以抑民權、託詞於民權以抗國法、國法、民權、胥為所利用、以便厥私。</p> <p>所謂民政者、少數豪暴狡猾者之專政、非吾民自主之政也；民權者、少數豪暴狡猾者之窃取、非民自得之權也、幸福者、少數豪暴狡猾者掠奪之幸福、非吾民安享之幸福也。</p> <p>(「大哀篇」、1913年)</p> <p>立憲的青年呵、你們若想有個立憲政治、你們</p>	<p>夫批評功利主義之民權自由、非反對民權自由、批評功利主義立憲共和非反對立憲共和、猶之批評忘試作官之讀書、非反對讀書、批評金錢運動之選舉、非反對選舉。</p> <p>(「答新青年記者之問」、『東方雜誌』第15卷12号、1918年)</p>	<p>夫西洋之民主主義(democracy)乃以人民為主體、林肯所謂由民(by people)而非為民(for people)者、是也。所謂民視、民聽、民貴君輕、所謂民為邦本、皆以君主之社稷(即君主祖遺之家產為本位、此等仁民愛民為民之民本主義…與以人民為主體、由民主主義之民主政治是絕非一物。</p> <p>(『再質問「東方雜誌」記者』、1916年)</p>	<p>何謂民國？美國總統林肯氏有言曰：“民之所有、民之所治、民之所享”此謂之民國也。何謂民權？即近來瑞士國所行之制、民有選舉管理之權、民有罷免官吏之權、民有創制法案之權、民有復決法案之權、此之謂四大民權也。</p> <p>(孫中山『建國方略』1917年)</p>

	先要有個立憲的民間、 你們若想有個立憲的 民間、你們先要把黑暗 敵農村變成立憲的農 村...這樣的民主主義、 才算有了根底、有了泉 源。 「青年与農村」、1919 年			
--	---	--	--	--

注：() は用例の出典を示す。

附表三

明治期の代表的思想家による「民権」の用例

	1860・1869	1870・1879	1880・1890
津田真道	<p>純然たる無限君主の國在らざる他は、諸国ともに概するに国民國事に關係し政事の方向を定むる。</p> <p>斯る民権を公権とす。</p> <p>国民の公権又之を本国民の権と称す。</p> <p>(『泰西國法論』、1868年)</p>		
加藤弘之		<p>自由権ノ種類ハ許多ナリト雖モ、前段挙タル所ノ諸権ノ如キハき、素ト天賦ニシテ、此ノ権ナケレハ、絶エテ安寧幸福ヲ求ムル能ハサルは者ナレハ、此権ハ敢テ多ヨリ奪フヘキ筈ノ者ニアラス。若シ他ロリ之ヲ奪フキハ、即チ其安寧幸福ヲモ併セテ之ヲ奪フ者と云フヘシ。是故ニ人民アレハ必ス此自由権アルハ固ヨリ当然ノナリ。然ルニ開化未全ノ國ニ於テハ、君主政府動モスレハ、暴權ヲ以テ、天賦ノ自由権スラ尚之ヲ奪ヒ、以テ君主政府ノ臣僕奴隸トナス。人民ノ不辛真ニ嘆スヘキナリ…</p> <p>(『國体新論』、1874)</p>	<p>天賦人権主義タルヤ、一時最モ猛烈ナル勢力ヲ得テ殆ト全歐ヲ席巻シタリシカ、今日ニ至リテハ既ニ我東方ニ波及シテ更ニ猛勢ヲ張ラントスルニ至レリト雖モ、余カ見ヲ以テスレハ、天賦人権ナルモノハ本来決シテ実存スルノ証アルニ非スシテ、全ク学者ノ妄想ニ生シタルモノナルコトハ敢テ疑フ可ラサルナリ。因テ今此主義ノ始テ学者ノ妄想ヨリ生シテ漸ク猛烈ナル勢力ヲ得タル所以ヲ概述シ、次テ其全ク実存スルモノニ非サル所以ノ明証ヲ示サントス。</p> <p>(『人権新説』、1882)</p>
板垣退助		<p>民権議院ヲ立ツ、是即チ人民ヲシテ学且智ニ、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道也。夫政府ノ強キ者、ナニヲ以テ之ヲ致スヤ。天下人民皆同心ナレバ也。今民権議院ヲ立ルハ、則政府人民ノ間、情実融通、而相共ニ合テ一体トナリ、国始メテ可以強、政府始メテ可以強キナリ。</p> <p>(「民選議院設立建白書」、1874)</p>	
植木枝盛		<p>人は皆同じく天の造りたる同等の人ぢや。君も人じや、民も人じや。何んで羊と百姓の如き異ひがある</p>	<p>夫天賦人権トイウモノハ是レ實に天然ノ人権を云ウモノナリ。彼ノ國家アリテ然後ニゾノ法律ノ上に生シタル</p>

		<p>のか。…自由も天下與へたのじや。とんと民権を張り自由をお展べなさいよ。若しました自由が得られずとなれば、寧そ死んでおしまひなさい。自由がなければ生きても詮はありません。</p> <p>（『民権自由論』、1879）</p>	<p>モノトハ別ナリ。故ニ今其国家アリテニソノ法律ノ上に生シタルモノノミヲ以テ之ヲ人権ト為シ、人権ノ更ニ深ク由ル所アルヲ知ラサレハ則人権ヲ以テ天然ニ非ラスト謂フコトハ当然ノ事ニシテ、毫モ異ムコトヲモ要セサルナリ。</p> <p>（『天賦人権辨』、1883）</p>
福沢諭吉		<p>内国に在て民権を主張するは、外國に対して國権を張らんが為なり。我国開闢以来、民権の議論を聞かず、加之、其文字をも見たることなし、然かるに嘉永開國の後に至て、始て此論を聞き此字を見るは何ぞや。日本にては外国の交際あらざれば、民権も亦起らざるの証なり。故に民権と國権とは正しく両立して分離す可らず。</p> <p>（「通俗國権論」、1878）</p> <p>民権にも政府権にも、弊害を挙れば甚だ多し。政権過強なれば民を苦しめん、民権過強なれば政府を煩はさん。…今、民権論と両立して特に大切な國権に力を尽くすことあらば、其際に弊害を見ざるのみならず、官民一致して事を為すの場合にも至る可し。</p> <p>（「通俗國権論二編」、1878）</p>	
中江兆民			<p>且つ世の所謂民権なる者は自ら二種あり、英仏の民権は恢復的の民権なり、下より進みて之を取りし者なり、世又一種恩賜的の民権と称す可き者なり、上より恵みて之を与ふる者なり、恢復的の民権は下より進取するが故に其分量の多寡は我れの随意に定むる所なり、恩賜的の民権は上より恵与するが故に其分量の多寡は我れの得て定むる所に非ざるなり、若し恩賜的の民権を得て直に変じて恢復的の民権と為さんと欲するが如きは豈事理の序ならん哉。</p> <p>（『三醉人経綸問答』、1887年）</p>
馬場辰猪			<p>故ニ理論上ヨリ論シ來ルモノノ権利ハ天賦ナリ自然ニ起因ストノ説ニ就</p>

			<p>テ直接ノ反対ハナカルヘキ筈ナリ。</p> <p>法律ナル者ハ元来人民ノ幸福ヲ大ニスルヲ以テ目的ト為ス可き者ナレハ、可成的人民ノ生活ニ障碍ナキ様、可成的人民ノ生存ヲ全フセシム様ニ制定ス可キ筈ナリ。…之レヲ要スルニ一は古来ヨリ存在シ來リタル法律ノ有様ニシテ、一ハ自然法ニ基キテ生シ來タルヘキモノナリ。</p> <p>(『天賦人権論』、1883)</p>
児島彰二		<p>故ニ開化ノ人民ハ各々自由ノ精心ヲ備へ敢テ之ヲ他人ニ剥奪セシムルゝナシ、此ノ一人ノ精力力ハ即チ國家精力力ノ一分子ニシテ、之ヲ團結スルノ國ハ内固ウシテ外侮ヲス法明ニシテ下ニ寛ナク國富ミテ民苦マス。我カ望ム所能ク之ヲ達シ我好ム所能ク之ヲ得テ永ク天賦ノ賜ヲ樂ム。此ノ如キノ國ヲ称シテ開明ト言ヒ、此ニ反スルモノヲ貶シテ野蛮ト云フ。足下言フ民権ヲ張リ自由ヲ唱レハ國体ヲ毀損スト、又迂ナルカナ。</p> <p>(児島彰二編『民権門答』初編、上巻、1877年)</p>	

注：此の表における文献の出典は、基本的に明治文化研究会編『明治文化全集』第二巻『自由民権篇』（日本評論社、1967年）による。また、中江兆民の民権の用例は、中江篤介著『中江兆民全集』（8）（岩波書店、1984年）による。津田真道の用例は、江村栄一著『自由民権と明治憲法』（近代日本の奇跡2）（吉川弘文館、1995年）の10・11頁を参考にした。

なお、（ ）の内容は、それぞれの用例の具体的な出典を示すものである。

附表四

梁啓超の『開明專制論』の中で言及した日本人の著作

覧克彦	小野塚喜平次	穂積八束	美濃部達吉
1、覧克彦の「合意力説」について： 梁：「覧曰：“所謂合意者、非要約之合成、而心理之合成也（国法学講義第一編第二章第一節第一款）。…故覧氏既言合成意力、以重以一言曰“必須有外部組織”。…蓋覧氏采盧梭之總意説、而以霍布士之権力説附之。…」	1、小野塚喜平次の『論奧國立憲制之運用与民族之複雜』について (原文：小野塚喜平次「墳国ニ於ケル立憲制ノ運用ト民族ノ複雜」、『法学協会雑誌』第23巻9号、1905年) 梁：「奧地利当普之新興時幾瀕滅亡、幸馬利亞女皇及佐士弗第二、行開明專制數十年、始不失雄國之位置。然奧國之内、其種族最混雜、實不宜立憲。故立憲之後、反日就衰微。然時勢又迫之使不得不立憲、此奧之所以難為國也。惟俄亦然、今不避冗沓、述日本小野塚博士之言以証之」 『『開明專制論』—第六章、「論開明專制之國与適用開明專制之時」】	1、穂積八束の『立憲制下之三大政治』（『法学協会雑誌』、第二十四卷第1号）について： (原文：「立憲制下の三政治一大権政治、議院内閣政治、議院政治」、『法学協会雑誌』第24巻第1号、1906年) 梁：「吾聞諸日本穂積八束博士、謂憲制下有三大政治、曰大権政治、曰議院内閣政治、曰議院政治、而總不能免于專制。今述其説、而疏通証明之。…穂積派学説、鄙人素不服膺、但此篇有足相發明者、故引之而間下糾正」 「如穂積氏言、則立憲政治之本旨、原以三権分立為精神、苟不爾、則遂不免于一機関專制也。而終無一國焉能实行、何也？政權趨于一、如水之就下然、其性則然也。或執行機関圧伏執行機関、或監督機関圧伏執行機関、而遂不免于變相之專制」 『『開明專制論』—第七章「論變相之開明專制」】	1、美濃部達吉の「機関説」について 梁：「故美濃部氏曰：“民主的共和国者、国民全体、有為國家最高機関之地位。国民全体之意思、為國家統治之源泉也。”（国法学百二十頁） 今論者全忘却此語、窃其作成被作成的反面議論、而謂國民全体之利益之衝突、其影響不波及于所作成之機關、是得為知法理乎？ (「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」、1906年)
2、覧克彦の「開明專制」について： 梁：「夫開明專制、非不美之名詞也。覧克彦曰：“開明專制、以發達人民為目的也。”又曰：“開明專制、與立憲同一情況、而為立憲所由之階級也。”又曰：“開明的專制、一立憲制度皆已實行、但未公布憲法耳。”…顧以吾間按後所聞諸覧氏者、謂“凡國家如欲立憲、必當再經過開明專制。若中國的漢唐時代、固亦可謂開明專制。”然其後復歸于完全專制。故中國今日欲立憲、必當再經過開明專制。…」 (「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」、1906年)	2、小野塚喜平次の原文の一部： 「立憲制度ハ近世文明國家ノ共通組織ナリ、然カレドモ之ガ運用ノ巧拙ト結果ノ良否ハ国ニヨリ時ニヨリ其趣ヲ異ニス、而シテ其ノ然ル所以ニ邇ラバ千様万態ニシテ、輕々ニ之ガ概括ヲ與フルを得ズ、國民ノ特質精神的及物質的發達ノ程度等ガ、一國ノ立憲制ニ大影響ヲ及ボスハ固ヨリ多言ヲ費スフ須キズ…」 (小野塚喜平次「墳国ニ於ケル立憲制ノ運用ト民族ノ複雜」、小野塚喜平次著『歐洲現代立憲情況一斑』、博文	2、穂積八束の原文の一部 「立憲政体ノ精神ハ三権分立ノ主義ニ在リ、然カレトモ分権ノ弊ハ軋轔ヲ招キ統一ヲ缺キ施政ノ調和ヲ失フニ在ルカ故ニ此ノ通弊ヲ救フノ調和ノ手段トシテ所謂議院ニ対スル大臣責任ノ主義起レリ大臣責任ノ大義ハ所謂議院内閣制ノ存在唯一ノ神髓トス是レ実ハ既ニ立	2、美濃部達吉の原文の一部 について： 「此ノ故ニ凡テノ國家ハ皆君主國又ハ共和國ノ何レカニ帰ス。國權發動ノ原動力カ一人ノ意思ヨリ出ツル場合ハ君主政ノ國ナリ、多数人ノ意思ヲ結合シタルモノヨリ出ツル場合ハ共和政ノ國ナリ。…」 (美濃部達吉『日本國法学』、有斐閣書房、1907年、120頁)
3、覧克彦：開明專制という概念について 「儒教ノ國ヲ治メルノ策と云ウモノハ開明專制思想でデアル、「大學」を讀ンデ見ルト余程面白イ、啻「大學」バカリデナイ、昔ノ經書ヲ讀ンデ見ルト立派ニ開明專制ノコトガ分カル」 (覧克彦『法学通論』日本大			

学 43 度法科第一学年講義 録、明治 43 年製本、129 頁)	館、明治 41 年 11 月、141 頁)	<p>憲当初ノ本旨ニ反シ間接ニ 行政権ヲ議院ノ手ニ兼併セ シムルモノナリ…大臣責任 ノ原則ヲ固守スルノ國能ク 議院内閣政治ヲ支持スルコ トヲ得ン大権独立ノ大義ヲ 擁護スルノ國能ク大権政治 ヲ維持スルコトヲ得ン此ノ 大義ヲ捨て雜然タル議院專 制政治ニ帰着スルハ常ニ其 國ノ憲法成典ニ反スルノミ ナラス実ニ近世立憲政体ノ 本領ヲ滅却シ再ヒ專制ノ政 ニ復スルモノナリ…」</p> <p>(上杉慎吉編『穂積八束博士論文集』、大正 2 年、800-801 頁)</p>	
--------------------------------------	--------------------------	---	--

注：本表に挙げた梁啓超の理論根拠としての日本人の著作は、必ずしも『開明專制論』の中で言及したものではない。革命派の「開明專制論」への批判に対して、梁啓超が反論するために書いた文章においても、しばしば引用される。なお、()は出典を示す。

謝辞

この博士論文を作成するにあたって、多くの方々のご支援とご協力を賜りました。謹んで御礼申し上げます。

私の指導教授である人文学部の馬彪先生には言葉に尽くしきれない感謝の意を表したいと思います。今思えば3年前、面識もなく、また研究成果もほとんどなかった私の入学希望をお引き受けいただき、在学中には終始懇切なるご指導とご鞭撻をいただきました。馬彪先生のお心遣いによってこの成果が達成できたと言っても過言ではありません。誠に感謝を申し上げます。

また本研究の検討にあたり、ご教示ならびにご激励を賜りました、私の副指導教授である人文学部の高木智見先生、更科慎一先生に御礼を申し上げます。さらに、基盤演習とプロジェクト演習において、ご指導を賜りました富平美波先生、根ヶ山徹先生、森野正弘先生、阿部泰記先生、高橋征仁先生、坪郷英彦先生、田中晋作先生、橋本義則先生、横田尚俊先生、谷部真吾先生に厚く謝意を表します。

本研究の審査過程において、数々のご意見とご助言をいただいた松尾洋二先生にも深謝申し上げます。

日本に留学している間、数々のご助言とご指導をいただいた、人文学部の池田勇太先生、尾崎千佳先生、教育学部の南部英彦先生、また投稿する際に、ネイティブ・チェックをしていただいた人文学部の南雲大輔先生に御礼申し上げます。

本論文は平成28年度の山口大学後援財団の特別研究助成により行われた研究成果の一部でもあります。ここに記して厚く謝意を表します。

本論文を提出するにあたり、ネイティブ・チェックをしていただいた大谷泰子さんに心より感謝の気持ちを申し上げます。

最後に、私の留学生活を支えてくれたと夫宮翔、息子宮一迪、遠いふるさとにある両親、兄夫婦、また息子のお世話をしている義理の両親、さらに私の勉強を温かく見守る親友たちに深く感謝を申し上げます。